

表ト設一2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(2)	
変更内容	新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統（ポンプ含む）
	その他の性能	有効容量約3500L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-2 凝集沈殿槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-1
	添付表	別表ト設-2

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{762} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 凝集沈殿槽 {763} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	凝集沈殿槽(3)	
変更内容	新設 • 既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-3 凝集沈殿槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-1
	添付表	別表ト設-3

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-4 遠心分離機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{764} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 遠心分離機
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	遠心分離機	
変更内容	新設 ・固液分離の機能を持つ設備・機器として新たに設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	横置分離板型
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-4 遠心分離機 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14. 1-設 4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設 3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-2
	添付表	別表ト設-4

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一 5 ろ液受槽(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ液受槽(1)	
変更内容	新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[ ]
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 120L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-5 ろ液受槽(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟軒換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟軒換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-3(1/3)
	添付表	別表ト設-5

注例 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設－6 ろ液受槽(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{765} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ液受槽(2)	
変更内容	新設 ・新設する遠心分離機から出るろ液を受ける貯槽として新たに設置する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 1750L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-6 ろ液受槽(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類 3 類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3 参照)。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 耐震重要度分類 3 類としての水平地震力 0.4G で弾性範囲となるよう設計する。 [99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-3(2/3)
	添付表	別表ト設-6

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条～第 31 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設-7 ろ液受槽(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{765} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））ろ液受槽 {766} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ液受槽(3)
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	円筒型縦置式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	[ ]
	その他の構成機器	配管系統（ポンプ含む）
	その他の性能	有効容量約 120L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-7 ろ液受槽(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-3(3/3)
	添付表	別表ト設-7

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-8 ろ過機(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））ろ過機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		ろ過機(1)
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場廃棄物処理室に設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設一 8 ろ過機(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ（ろ紙）を設置する。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-4(1/2)
	添付表	別表ト設-8

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一9 ろ過機(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
	設備・機器名称	{767} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 廃棄物処理室	
機器名	ろ過機(2)	
変更内容	改造 ・既設の廃水処置所にある前処理ろ過器を転換工場廃棄物処理室に移動し設置する。 ・耐腐食性向上のため、耐腐食性塗料を塗布する。	
員数	1 基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 （注）	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-9 ろ過機(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設23] 放射性固体廃棄物捕集用フィルタ（ろ紙）を設置する。 [7.1-設38] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込める事、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14.1-設4] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、逆止弁を設置する。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-4(2/2)
	添付表	別表ト設-9

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設-10 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5. 2. 1-設 1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第 3 類 [5. 2. 1-設 2] 耐震重要度分類 3 類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7. 1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7. 1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7. 1-建 5] 第 1 種管理区域から第 2 種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の 1 階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59 参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-設 1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11. 2-設 1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13. 1-建 1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3 参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14. 1-設 1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3 参照)。 [14. 1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14. 1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14. 1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3 参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 耐震重要度分類 3 類としての水平地震力 0.4G で弾性範囲となるよう設計する。 [99-設 3] F3 竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2) (2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-5
	添付表	別表ト設-10

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 18 条～第 31 条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-設 1]は、設工認技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5. 2. 1-設 1]は、設工認技術基準第 5 条の 2 第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(2)
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	一
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-11 チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込める事、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-5
	添付表	別表ト設-11

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設－12 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{768} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) チェックタンク {769} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 液位高警報設備
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		チェックタンク(3)
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	[ ]
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 3500 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設-12 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟軒換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-建1] 工場棟軒換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。 [14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-5
	添付表	別表ト設-12

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号（日付） 原規規発第 1711011 号（平成 29 年 11 月 1 日付）
設備・機器名称		{770} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5））イオン交換装置
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		イオン交換装置
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して転換工場 廃棄物処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	イオン交換樹脂吸着式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	
	その他の構成機器	配管系統
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の 土間コンクリートに設置する。

表ト設-13 イオン交換装置 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ100mm以上及び160mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-59参照)。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 檜査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請)を設置する(表イ建-3参照)。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する(排水貯留池は今後設工認申請、表イ建-3参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-6
	添付表	別表ト設-13

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設－14 乾燥機 仕様表 (1/2)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{771} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (5)) 乾燥機
設置場所		工場棟 転換工場 廃棄物処理室
機器名		乾燥機
変更内容		新設 ・ろ過残渣を乾燥する作業性の向上のため新たに設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	DKN912
	主要な構造材	型番に規定
	寸法 (単位 : mm)	型番に規定
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計 (注)	取扱う核燃料物質の状態	放射性固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

表ト設-14 乾燥機仕様表(2/2)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する（局所排気設備は今後設工認申請、表イ建-3参照）。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	—
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。 [99-設3] F3竜巻による建屋の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、3、図ト系-1、図ト設-7
	添付表	別表ト設-14

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(1)
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-15 チェックタンク(1) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設 1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設 2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設 7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設 7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設 8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設 37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ 60mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-62、67)。 [7.1-設 28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設 1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建 1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-3-1 参照)を設置する。 [13.1-設 3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設 4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設 10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設 2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-3-1 参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力 0.4G で弾性範囲となるよう設計する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、4、図ト系-2、図ト設-8
	添付表	別表ト設-15

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[5.2.1-設 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設 1 を示す。

[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(2)
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-16 チェックタンク(2) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-62、67)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元での影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-3-1参照)を設置する。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-3-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、4、図ト系-2、図ト設-8
	添付表	別表ト設-16

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設-17 チェックタンク(3) 仕様表 (1/2)

許可との対応		許可番号 (日付) 原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
設備・機器名称		{772} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) チェックタンク {773} 液体廃棄物の廃棄設備 (廃液処理設備 (6)) 液位高警報設備
設置場所		放射線管理棟 廃水処理室
機器名		チェックタンク(3)
変更内容		新設 ・既設の廃水処理所撤去に伴い、既設の設備は廃棄し、新たに製作して放射線管理棟 廃水処理室に設置する。
員数		1 基
一般仕様	型式	パネル組立式
	主要な構造材	添付表参照
	寸法 (単位 : mm)	
	その他の構成機器	配管系統 (ポンプ含む)
	その他の性能	有効容量約 10000 L
	取扱う核燃料物質の状態	放射性液体廃棄物
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設 1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設-17 チェックタンク(3) 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設7] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接触しない構造とする。 [7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設37] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [7.1-建5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、放射線管理棟、成型工場に高さ60mm以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-62、67)。 [7.1-設28] 漏えい拡大防止用の堰と堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 放射線管理棟の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(今後設工認申請、表ト建-3-1参照)を設置する。 [13.1-設3] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	[14.1-設10] 放射性液体廃棄物の逆流を防止するため、非放射性流体の供給口は放射性液体廃棄物の液面に接觸しない構造とする。 [14.1-設2] 放射性液体廃棄物のオーバーフローを運転員が未然に処置できるよう、槽には液位高警報を設置する。 [14.1-設11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する(排水貯留池は今後設工認申請、表ト建-3-1参照)。
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他事業許可で求める仕様	[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。
	添付図	図ト配-1(1/2)(2/2)、2、4、図ト系-2、図ト設-8
	添付表	別表ト設-17

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対応施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

表ト設一18 堰（チェックタンク）仕様表（1/2）

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{774} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰（チェックタンク） {775} 液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））堰漏水検知警報設備
設置場所	放射線管理棟 廃水処理室	
機器名	堰（チェックタンク）	
変更内容	新設 ・ 放射線管理棟 廃水処理室内から廃液の漏えいを防止するために、廃水処理室の開口部に堰を設置する。	
員数	2個（等辺山形鋼、平板）	
一般仕様	型式	鉄骨造（固定式）
	主要な構造材	添付表参照
	寸法（単位：mm）	堰の高さ <input type="text"/> mm
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく設計（注）	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

表ト設一18 堰（チェックタンク）仕様表（2/2）

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	[5.2.1-設1] 耐震重要度に分類する。 耐震重要度分類第3類 [5.2.1-設2] 耐震重要度分類3類に耐えるようボルトで固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	[5.6.1-設7] 被水又は没水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7.1-設8] 耐腐食性材料を使用する。 [7.1-設39] 堰には漏水検知器を設置する。
	遮蔽	—
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11.1-設1] 設計基準事故は発生元でその影響を閉じ込めること、設計基準事故が発生するエリアとは壁で区画されたエリアに設置することから、設置場所の通常の温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮できる設計とする。 [11.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する設計とする。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-設4] 堰には漏水検知器を設置する。
	安全避難通路等	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様		[99-設1] 耐震重要度分類3類としての水平地震力0.4Gで弾性範囲となるよう設計する。
添付図		図ト配一1(1/2)(2/2)、2、4
添付表		別表ト設一18

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { } 内に示す数字：事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[ ] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-設1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。

[5.2.1-設1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 設1を示す。

[99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

別表ト設－1，2，3 凝集沈殿槽(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
凝集沈殿槽(1)(2)(3)	構造部材	凝集沈殿槽本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305) (JIS G4305)
	その他	アンカーボルト 液位計	

許可との対応 : {762}

別表ト設－4 遠心分離機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
遠心分離機	構造部材	遠心分離機本体 フレーム	
	放射性液体・固体廃棄物と接觸する部位	遠心分離機内面 固体廃棄物回収容器 配管	
	その他	逆止弁 アンカーボルト	

許可との対応 : {764}

別表ト設－5 ろ液受槽（1） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽（1）	構造部材	ろ液受槽本体 架台	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	
	その他	アンカーボルト 液位計	

許可との対応 : {765}

別表ト設一 6 ろ液受槽（2） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽（2）	構造部材	ろ液受槽本体	JIS G4305)
		架台	JIS G4305)
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	JIS G4305) JIS G4305)
その他	その他	アンカーボルト 液位計	

許可との対応 : {765}

別表ト設一 7 ろ液受槽（3） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ液受槽（3）	構造部材	ろ液受槽本体	
		架台	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	
その他	その他	アンカーボルト 液位計	

許可との対応 : {765}

別表ト設一 8 ろ過機（1） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機（1）	構造部材	ろ過機本体	
		脚部	
	放射性液体廃棄物と接觸する部位	槽内面 配管	
その他	その他	逆止弁 アンカーボルト	

許可との対応 : {767}

別表ト設－9 ろ過機（2） 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
ろ過機（2）	構造部材	ろ過機本体 脚部	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管	
	その他	逆止弁 アンカーボルト	

許可との対応 : {767}

別表ト設－10, 11, 12 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	
	その他	アンカーボルト 液位計	

許可との対応 : {768}

別表ト設－13 イオン交換装置 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
イオン交換装置	構造部材	イオン交換装置本体 ラック	
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	装置内面 配管	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {770}

別表ト設-14 乾燥機 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
乾燥機	構造部材	乾燥機本体 架台	
	その他	アンカーボルト	

許可との対応 : {771}

別表ト設-15, 16, 17 チェックタンク(1)(2)(3) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
チェックタンク (1)(2)(3)	構造部材	チェックタンク本体 架台	(JIS G4305) (JIS G4305)
	放射性液体廃棄物と 接触する部位	槽内面 配管 ポンプ内面	(JIS G4305) (JIS G4305)
	その他	アンカーボルト 液位計	

許可との対応 : {772}

別表ト設-18 堰(チェックタンク) 材料一覧

機器名	部位	部位名	材料
堰(チェックタンク)	構造部材	堰(等辺山形鋼、平板)	
	その他	アンカーボルト コーティング材	

許可との対応 : {774}

## リ その他の加工施設

### 1. 変更の概要

表リー1～8に申請対象機器と変更内容を示す。また、取り外し対象機器を表リー9～10に示す。

### 2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 消防法・同施行令・告示等
- (12) 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針及び同解説（日本建築防災協会）
- (13) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）
- (14) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

### 3. 設計条件及び仕様

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟及び除染室・分析室に関連する非常用設備の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査、又は使用前検査受検、検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

今回申請する工場棟転換工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-1に、配置図を図リ建-1～3、図リ建-12～14、図リ建-23～25、図リ建-36～38及び図リ建-50～52に示す。

今回申請する工場棟成型工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-2に、配置図を図リ建-4～6、図リ建-15～17、図リ建-26～28、図リ建-39～41及び図リ建-53～55に示す。

今回申請する工場棟組立工場に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-3に、配置図を図リ建-7、図リ建-18、図リ建-29～30、及び図リ建-42に示す。

今回申請する第2核燃料倉庫に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-4に、配置図を図リ建-8、図リ建-19、図リ建-31、図リ建-43及び図リ建-56に示す。

今回申請する容器管理棟に関連する非常用設備に関する仕様を表リ建-5に、配置図を図リ建-9、図リ建-20、図リ建-32及び図リ建-44に示す。

今回申請する放射線管理棟に関する非常用設備に関する仕様を表り建-6に、放射線管理棟前室の仕様を表り建-7に、配置図を図り建-10、図り建-21、図り建-33、図り建-45及び図り建-58に示す。

今回申請する除染室・分析室に関する非常用設備に関する仕様を表り建-8に、配置図を図り建-11、図り建-22、図り建-34、図り建-46及び図り建-57に示す。

また、屋外消火栓配置図を図り建-35に、屋外消火栓からのアクセスルートを図り建-35-1に、防火水槽配置図を図り建-35-2に、溢水防護区画を図り建-47～49に、脱着式堰詳細図を図り建-59に示す。

汎用の設備・機器である通信連絡設備等や安全避難通路等に係る汎用の設備機器等について、使用前検査で要求事項を満足することを確認できたものは、その後の更新や交換に限っては、本設工認申請書の要求事項を満足することを事業者が確認するものとし、設工認申請や使用前検査は実施しないものとする。

なお、当該設備・機器等の更新や交換については、更新・交換に関する手順を別途定め、施設定期検査（定期事業者検査）及び保安検査等を通じて確認を受けるものとする。

表リー1 その他の加工施設 工場棟転換工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	更新及び改造
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

\*1：屋外に設置

表リー2 その他の加工施設 工場棟成型工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

\*1：屋外に設置

表リー3 その他の加工施設 工場棟組立工場の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備(2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	増設及び改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

\*1：屋外に設置

表リー4 その他の加工施設 第2核燃料倉庫の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リ－5 その他の加工施設 容器管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	1式	増設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	変更なし
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リ－6 その他の加工施設 放射線管理棟の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リ－7 その他の加工施設 放射線管理棟前室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	増設
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	増設
	非常用通報設備 放送設備	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	増設
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	増設

\*1：屋外に設置

表リ－8 その他の加工施設 除染室・分析室の申請対象機器及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	1式	変更なし
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	1式	増設
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用防護ネット	1式	次回以降申請
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	1式	新設
	非常用通報設備 非常ベル設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 放送設備	1式	変更なし
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	1式	増設
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報設備	1式	改造
	消火設備 屋外消火栓*1	1式	変更なし
	消火設備 消火器	1式	変更なし

\*1：屋外に設置

表リー9 取り外し対象機器（既認可）

設置場所	名称		事業許可番号 <sup>注)</sup>	取り外し設備の取り扱い
工場棟転換工場 工場棟成型工場 工場棟組立工場 放射線管理棟 除染室・分析室	非常用設備	非常用照明	903	仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器
	緊急対策設備(1)	誘導灯	904	
	非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	891	
		放送設備	892	
		通信連絡設備（電話設備）	893	
	非常用設備 自動火災感知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	899	
	非常用設備 消火設備	消火器	898	

(注)事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表リー10 取り外し対象機器（今回申請）

設置場所	名称		事業許可番号 <sup>注)</sup>	取り外し設備の取り扱い
第2核燃料倉庫 容器管理棟	非常用設備	非常用照明	903	仮移設して代替措置を講じる設備・機器
	緊急対策設備(1)	誘導灯	904	
	非常用設備 自動火災感知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	899	
		消火器	899	

(注)事業変更許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表リ建ー1 工場棟転換工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
工場棟転換工場 (第1種管理区域) (第2種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 <sup>*2</sup>	第1種管理区域外への溢水漏えい防止	1式
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等	1式
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建-2 工場棟成型工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数	
工場棟成型工場 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式	
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線			
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—			
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止 (次回以降申請)		
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 <sup>2</sup>	第1種管理区域外への溢水漏えい防止		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル) 、発信機本体、配線	通信連絡設備等		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカー、音量調節器) 、配線			
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線			
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置 (ベル) 、発信機本体、配線	火災等による損傷の防止等	1式	
	消防設備 屋外消火栓 <sup>1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防止等	1式	
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建-3 工場棟組立工場の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数	
工場棟組立工場 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線			
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—			
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止 (次回以降申請)		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線	通信連絡設備等		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線			
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線			
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等		
	消防設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式	
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式	

\*1：屋外に設置

表リ建一4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
第2核燃料倉庫 (第1種管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等          竜巻襲来時の建物外部への飛散防止 (次回以降申請)	1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体		
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置 (ベル) 、発信機本体、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体 (スピーカー、音量調節器) 、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置 (ベル) 、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建ー5 付属建物容器管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
容器管理棟 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線		通信連絡設備等
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建-6 放射線管理棟の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数	
放射線管理棟 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式	
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線			
	緊急対策設備(1) 安全避難通路	—			
	緊急対策設備(2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体	竜巻襲来時の建物外部への飛散防止 (次回以降申請)		
	緊急対策設備(3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 <sup>*2</sup>	第1種管理区域外への溢水漏えい防止		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線	通信連絡設備等		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線			
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による損傷の防止等		
	消火設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による損傷の防止等	1式	
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による損傷の防止等	1式	

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプレンゴムスポンジ

表リ建-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
放射線管理棟前室 (第2種管理区域)	緊急対策設備(1) 非常用照明	器具本体、ランプ、 バッテリ、配線	安全避難通路等	1式
	緊急対策設備(1) 誘導灯	器具本体、ランプ、 バッテリ、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー)、配線	通信連絡設備等	1式
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装 置(ベル)、発信機 本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 屋外消火栓*1	消火栓本体、ホー ス、配管、ポンプ起 動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消火設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

表リ建-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備

設置場所	機器名称	汎用部品	技術基準に対する仕様	員数
除染室・分析室 (第1種管理区域) (非管理区域)	緊急対策設備 (1) 非常用照明	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等          竜巻襲来時の建物外部への飛散防止 (次回以降申請)	1式          1式
	緊急対策設備 (1) 誘導灯	器具本体、ランプ、バッテリ、配線		
	緊急対策設備 (1) 安全避難通路	—		
	緊急対策設備 (2) 飛散防止用 防護ネット	防護ネット本体		
	緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)	シール材 <sup>*2</sup>		
	非常用通報設備 非常ベル設備	音響装置(ベル)、発信機本体、配線		
	非常用通報設備 放送設備	器具本体(スピーカー、音量調節器)、配線		
	非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備)	電話機本体、配線		
	自動火災報知設備 火災感知設備及び それに連動する警報 設備	感知器本体、音響装置(ベル)、発信機本体、配線	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 屋外消火栓 <sup>*1</sup>	消火栓本体、ホース、配管、ポンプ起動装置	火災等による 損傷の防止等	1式
	消防設備 消火器	消火器本体	火災等による 損傷の防止等	1式

\*1：屋外に設置

\*2：クロロプロレンゴムスポンジ

## 4. 工事の方法

### 4. 1. 非常用設備

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

#### 4. 1-1 工場棟転換工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟転換工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-1～3に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-1～3に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-1～3に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-50～52に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図リ建-50に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る  
また、脱着式堰の詳細図を図イ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-12～14に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：図リ建-12～14に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図リ建-12～13に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の更新及び改造<sup>注6)</sup>：図リ建-23～25に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、更新及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図リ建-36～38に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可
- 注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可
- 注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可
- 注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可
- 注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可
- 注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去しているを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

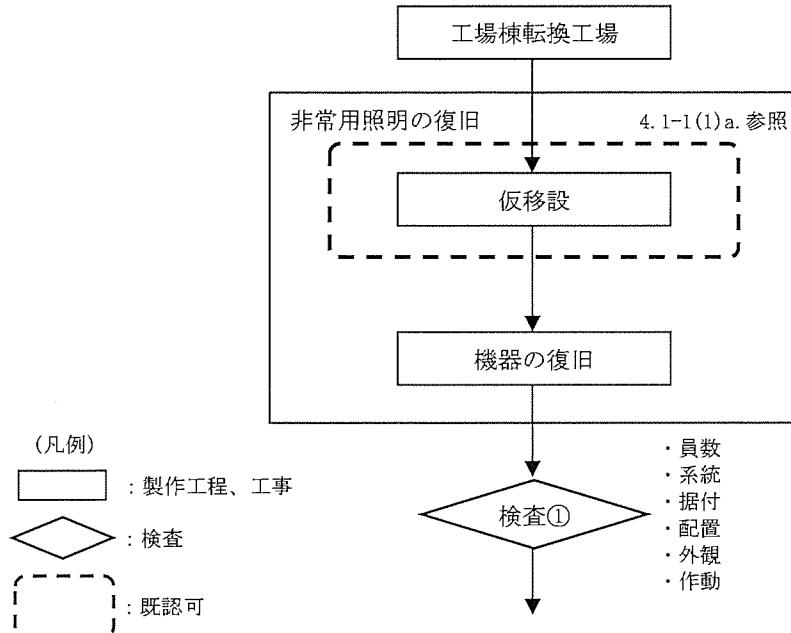
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

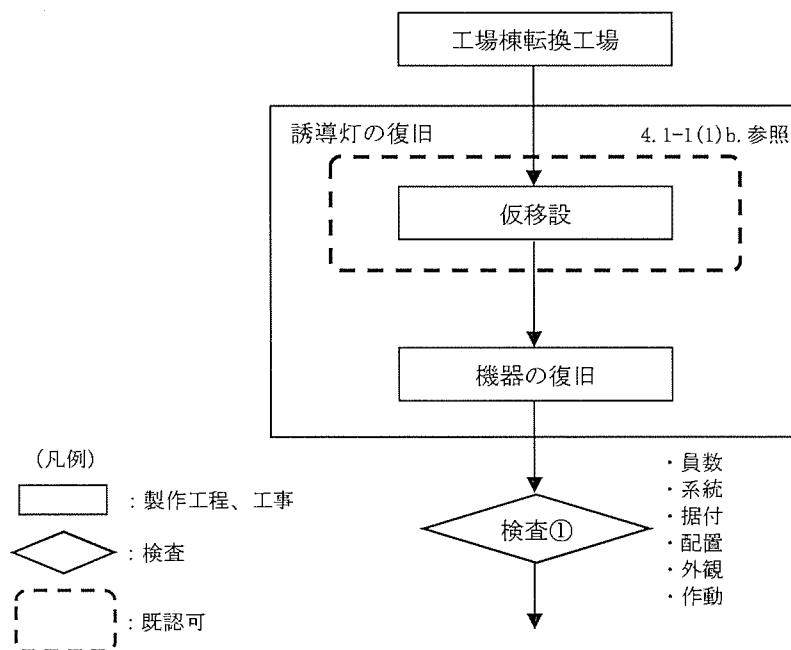
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



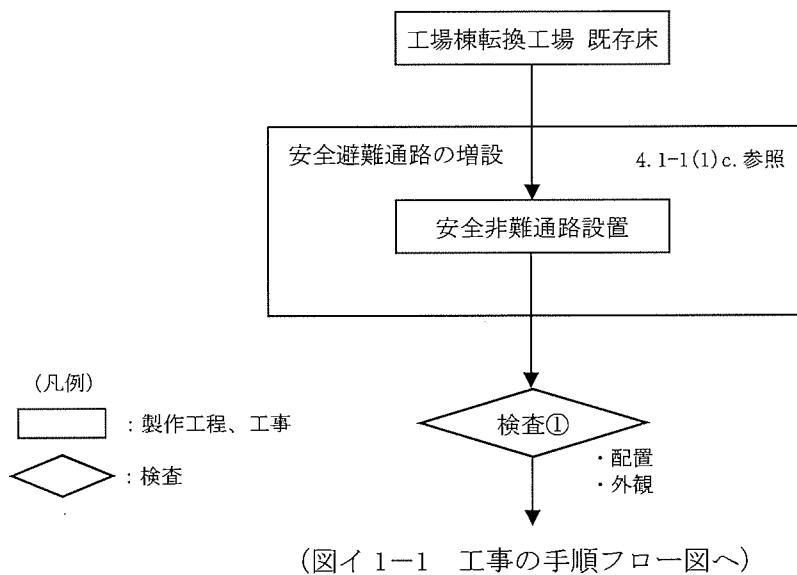
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図

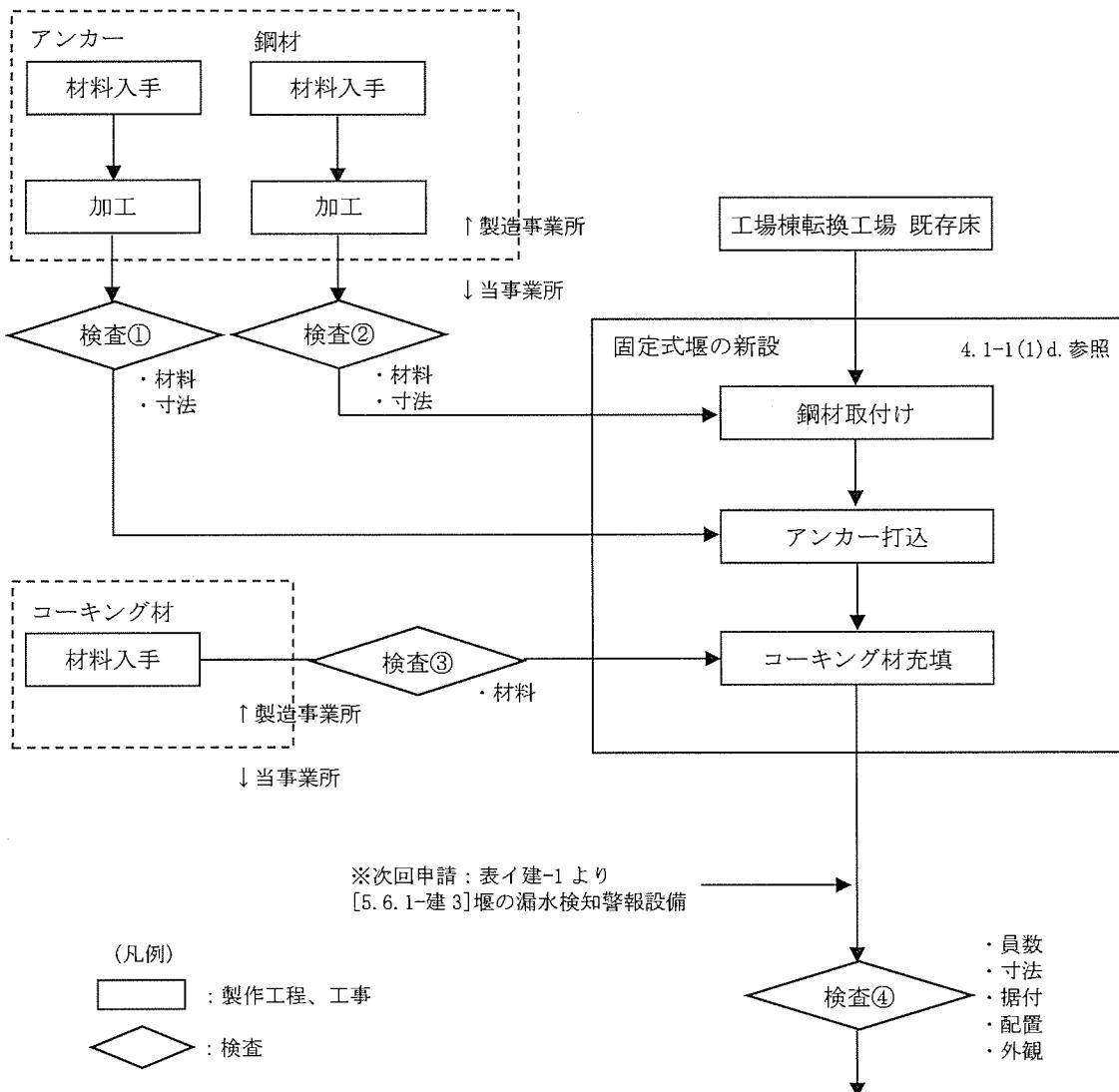


(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図

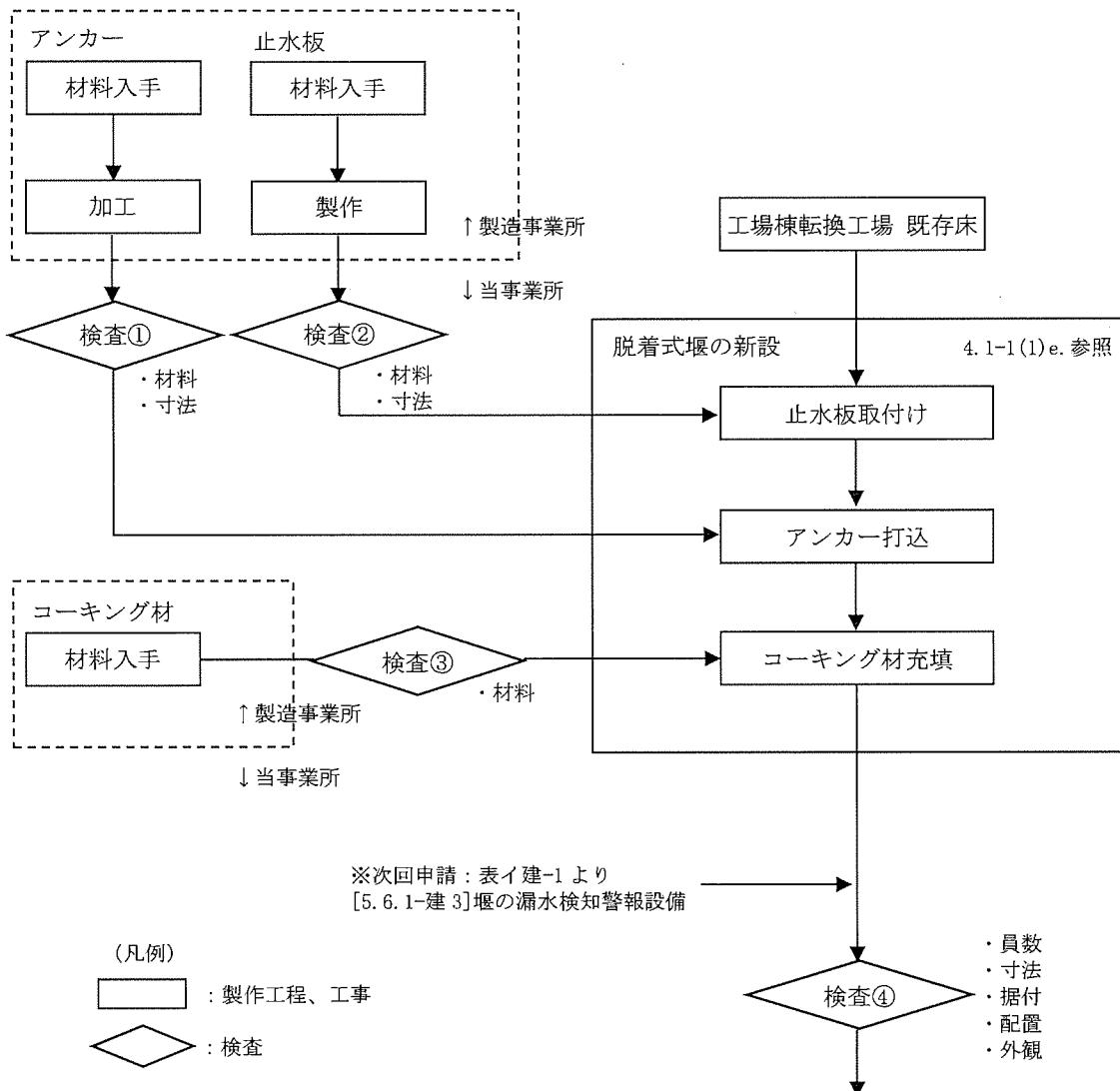


図リ 1-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



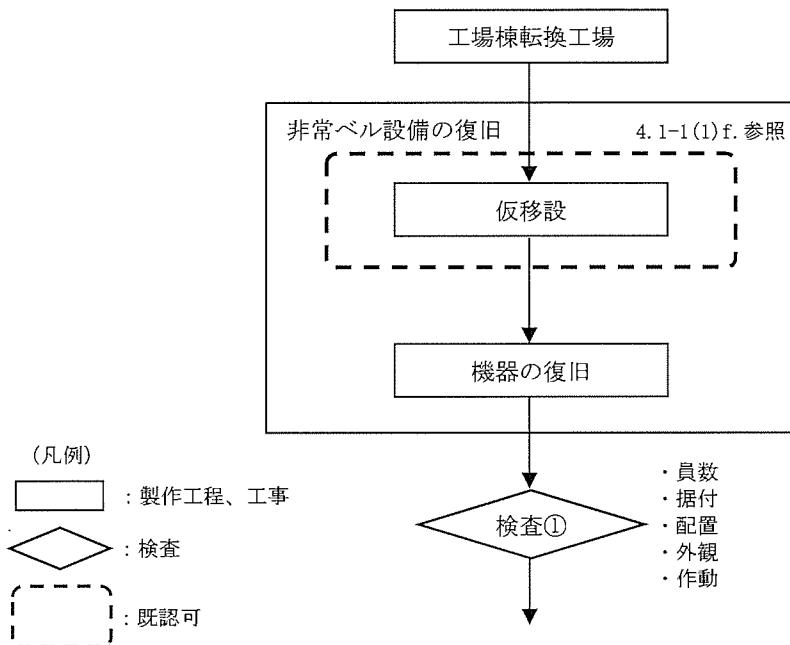
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



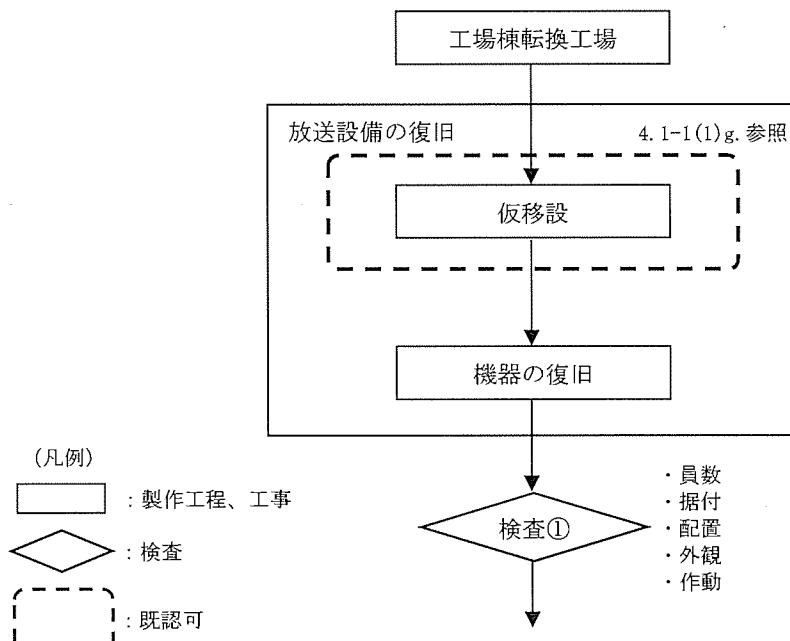
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



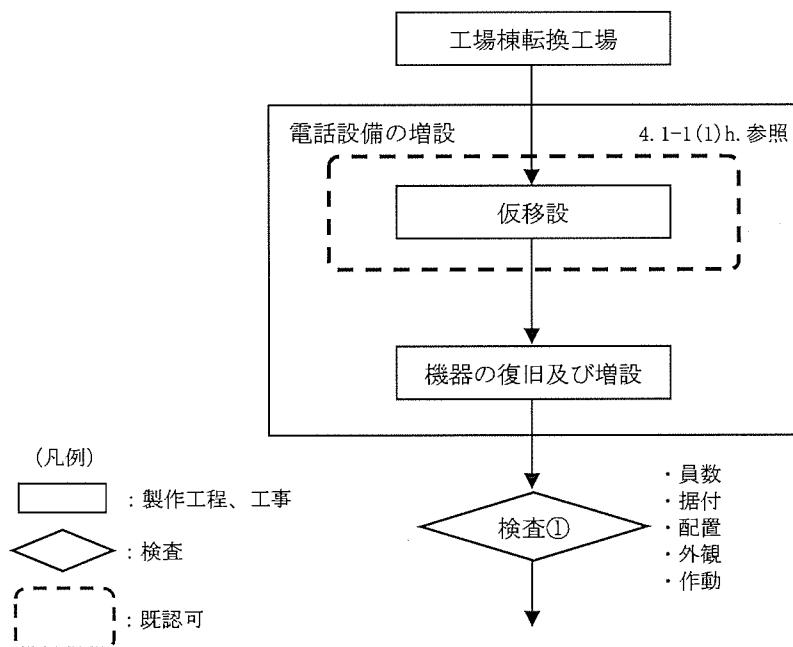
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



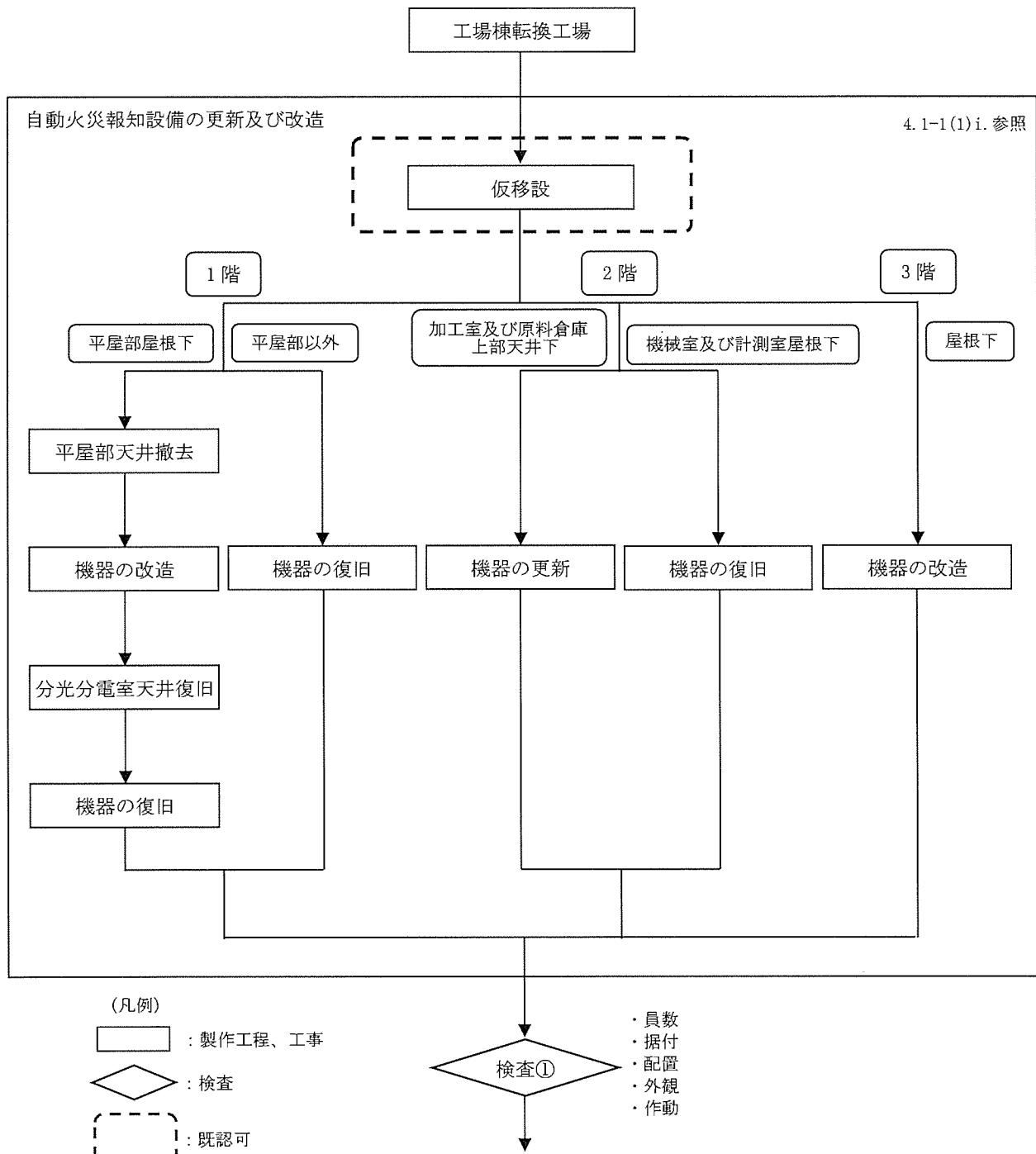
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



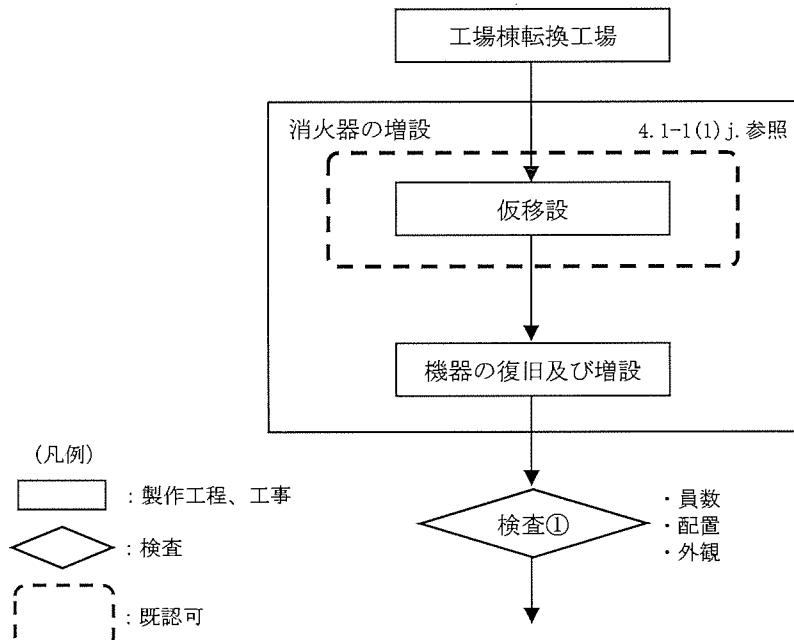
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図

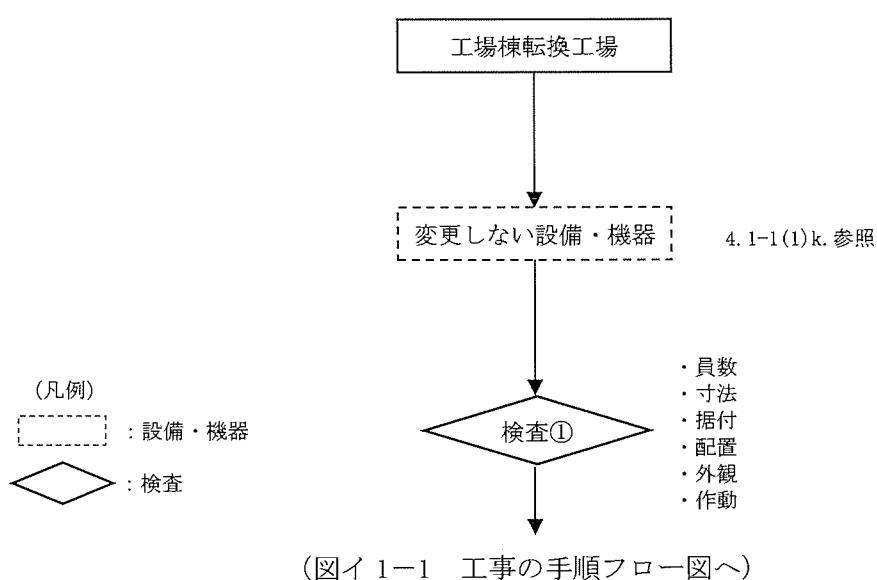


(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 1-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)  
の更新及び改造の手順フロー図



(図イ 1-10 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図)



(図イ 1-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図)

図リ 1-10 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-1に示す。

#### 4. 1-2 工場棟成型工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟成型工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-4～6に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-4～6に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-4～6に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-53～55に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図リ建-53に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る  
また、脱着式堰の詳細図を図イ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図リ建-15～17に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注6)</sup>：図リ建-26～28に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図リ建-39～41に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

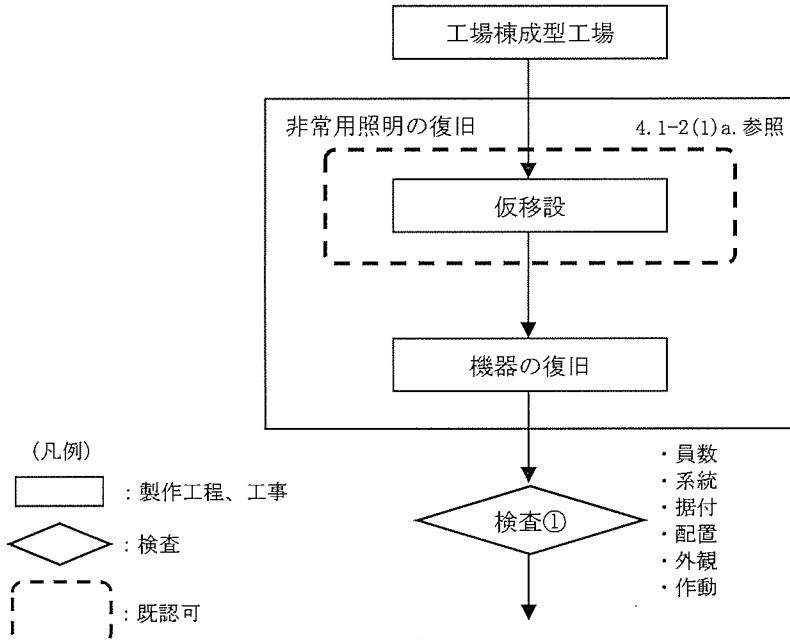
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

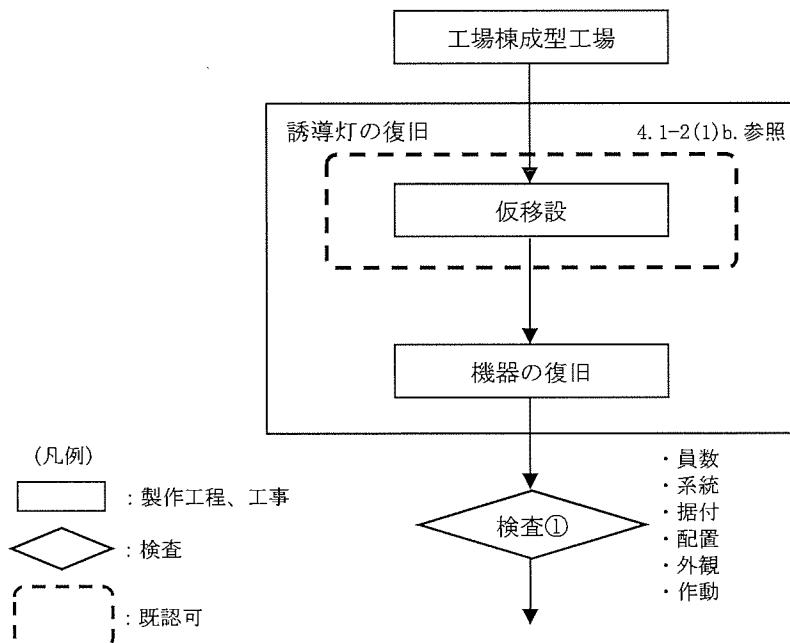
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



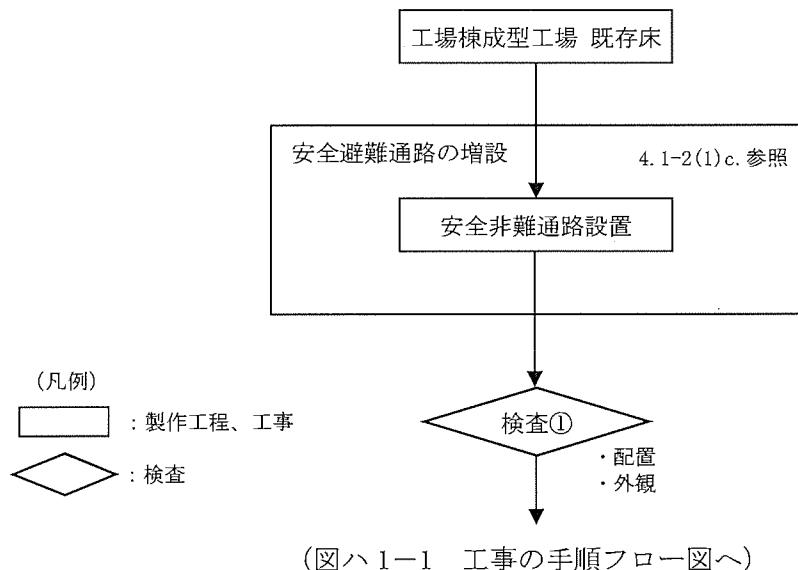
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



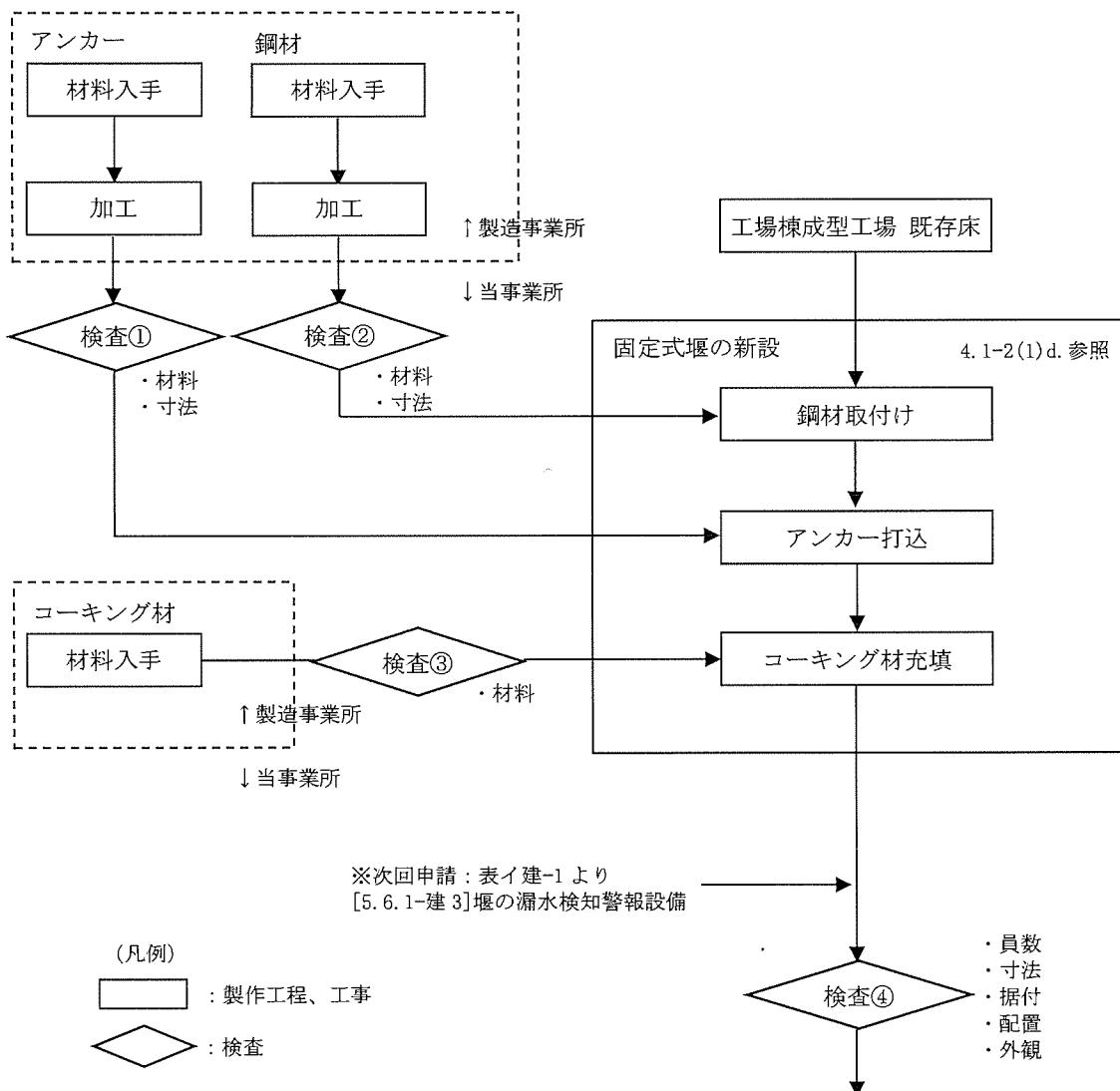
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



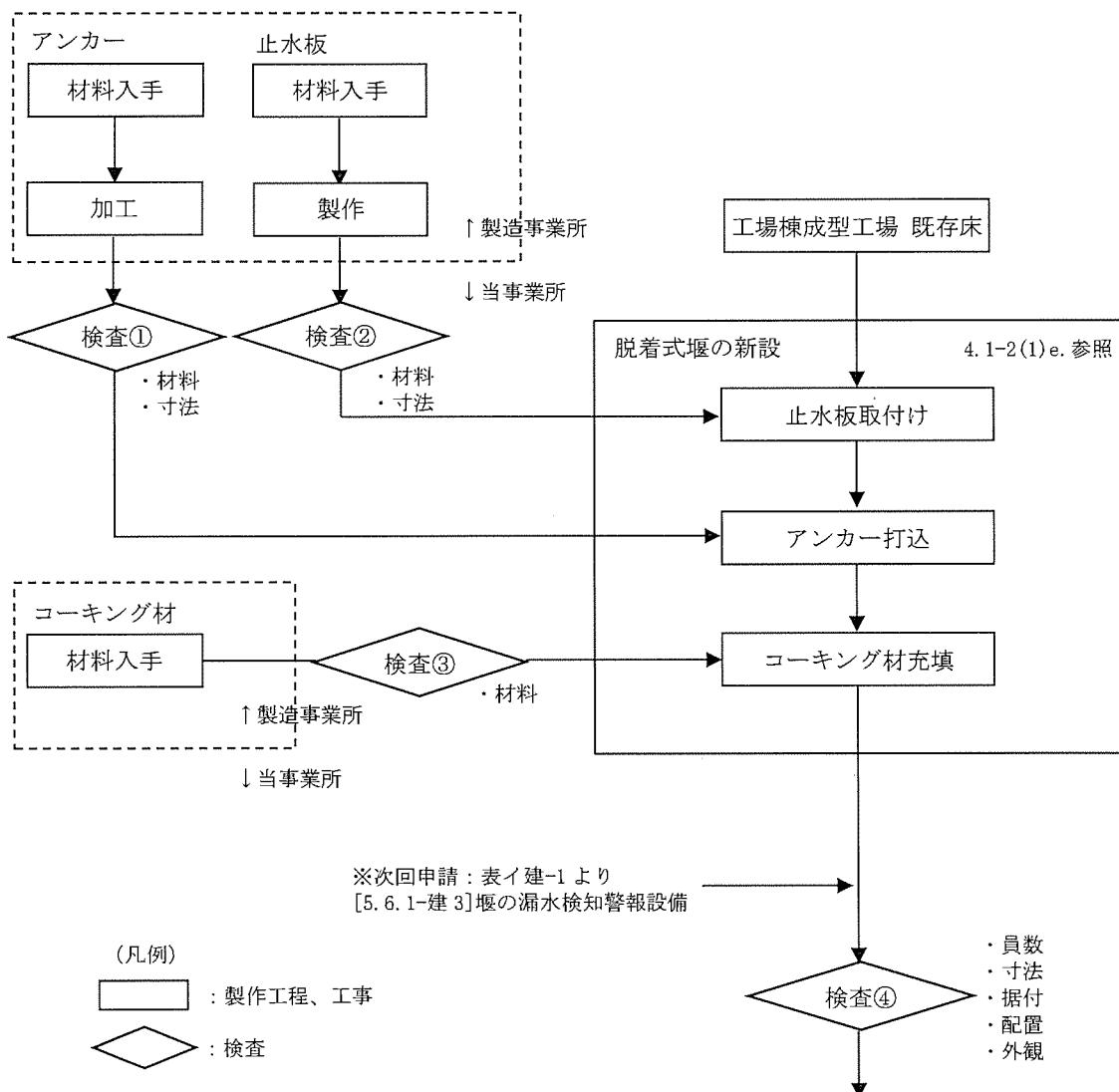
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



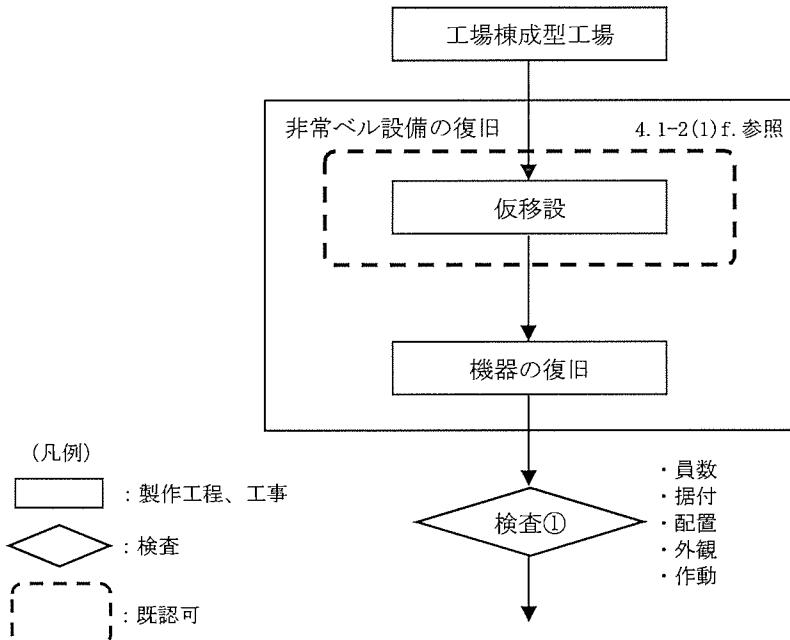
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図)

図リ 2-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



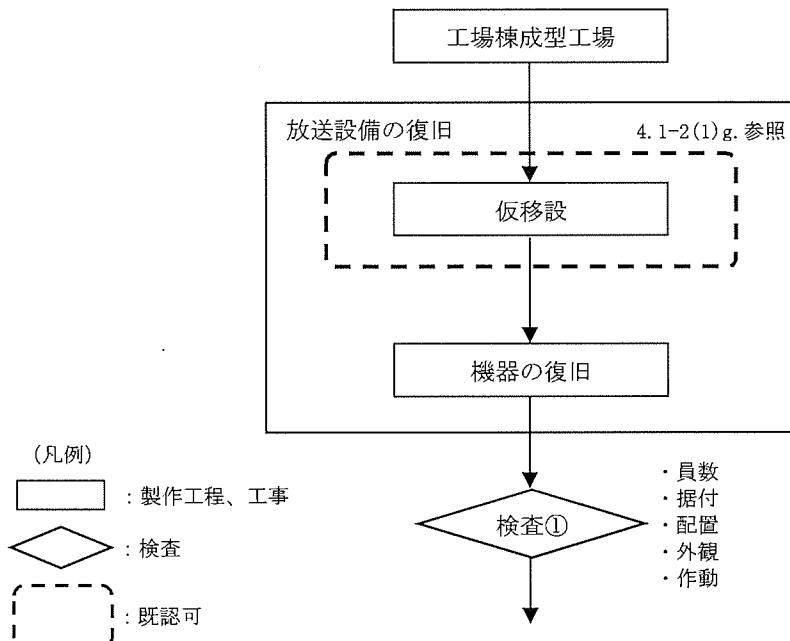
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ2-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



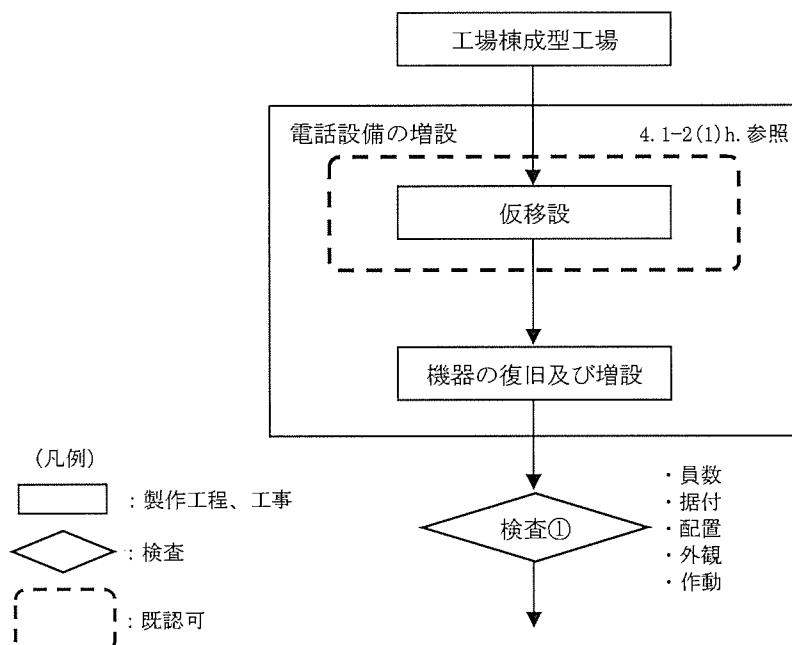
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ2-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



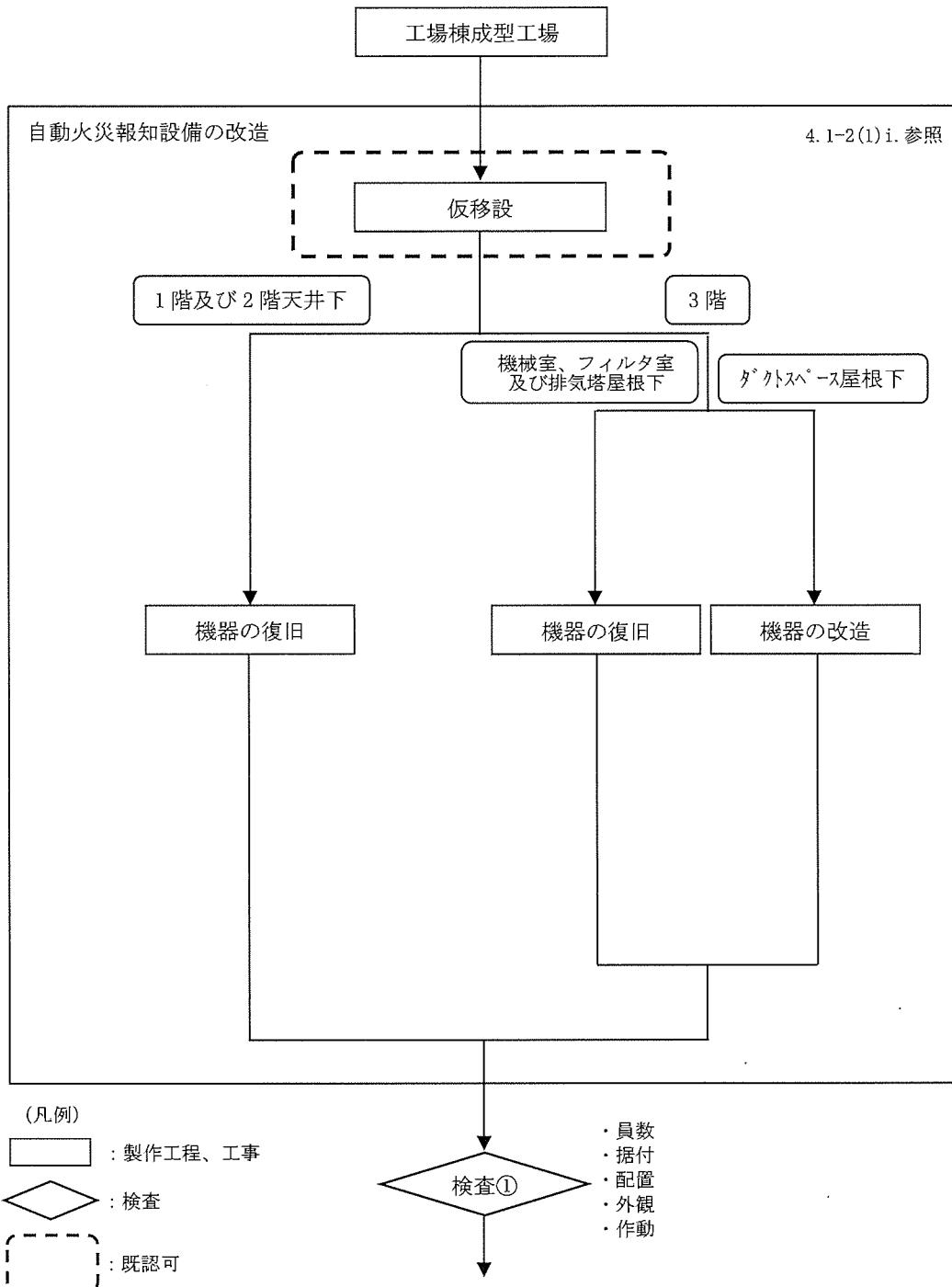
(図ハ1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ2-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



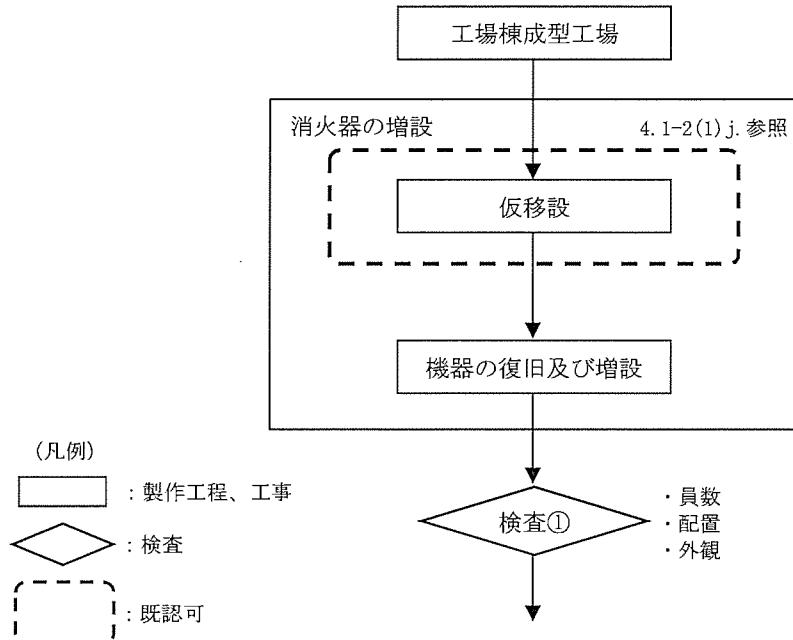
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図ヘ)

図リ 2-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



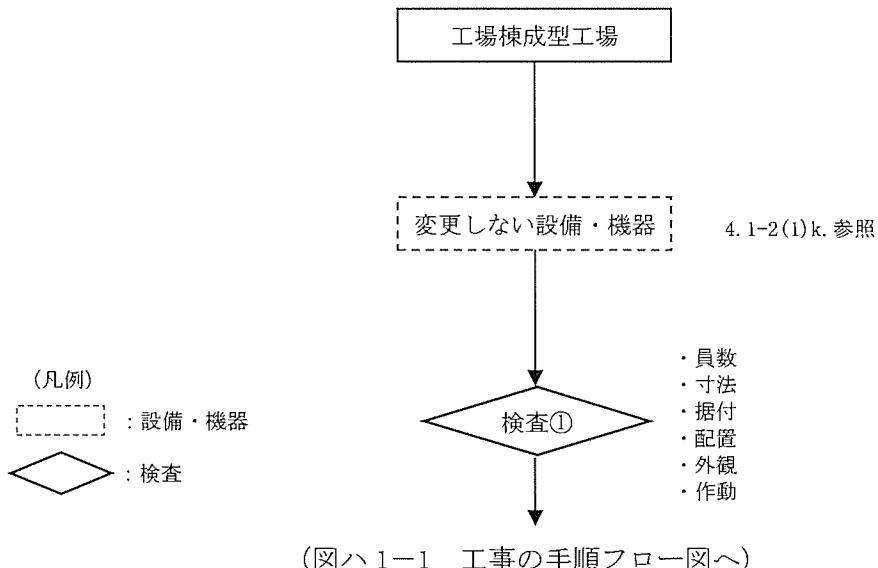
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-10 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 2-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-2に示す。

#### 4. 1-3 工場棟組立工場の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の工場棟組立工場の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図示1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ一9に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建ー7に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建ー7に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建ー7に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建ー18に示す仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- e. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：仮移設した図リ建ー18に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- f. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：図リ建ー18に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- g. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の増設及び改造<sup>注6)</sup>：図リ建ー29に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- h. 消火設備(消火器)の増設<sup>注7)</sup>：図リ建ー42に示す仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る
- i. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建ー35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

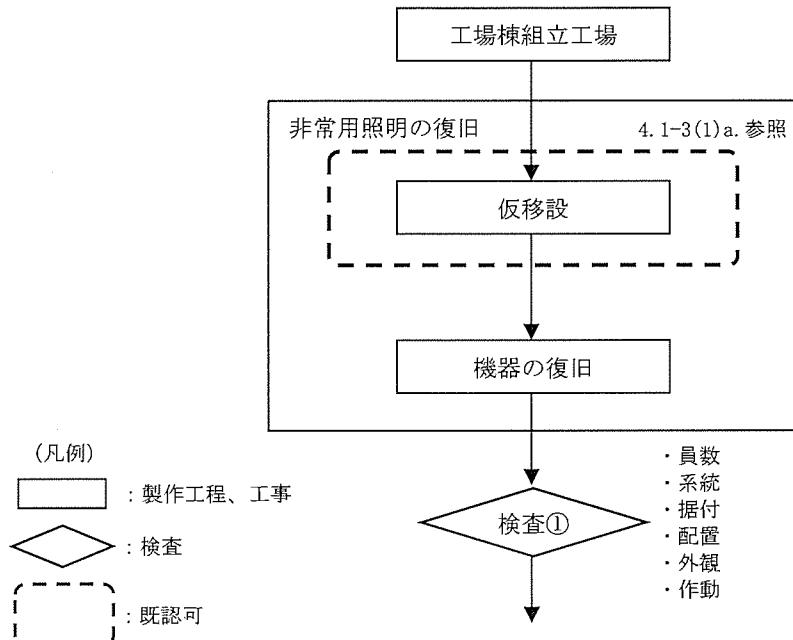
注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

##### 2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

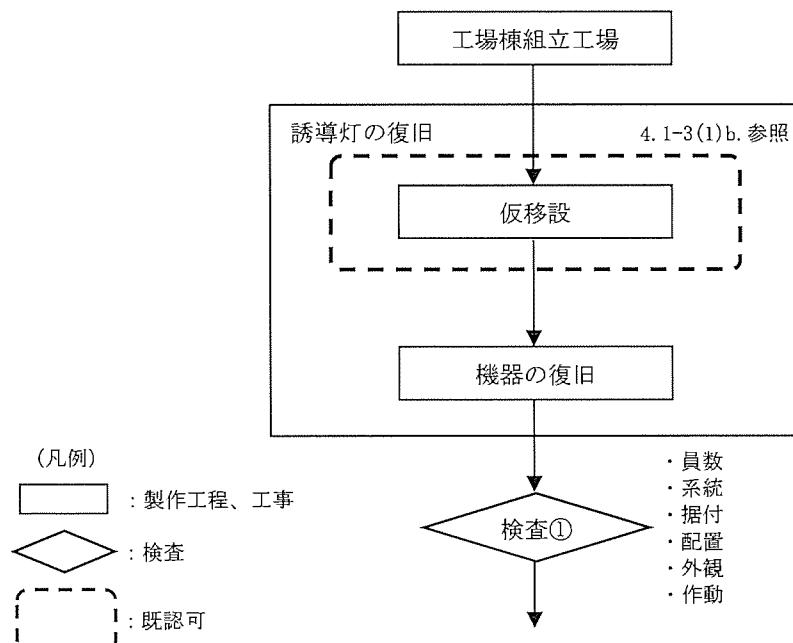
- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。

- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火を含む）
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
  - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
  - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
  - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



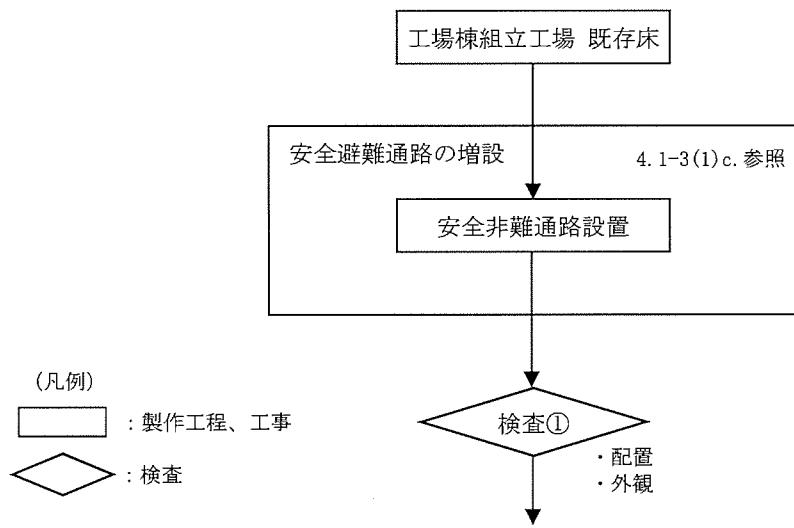
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



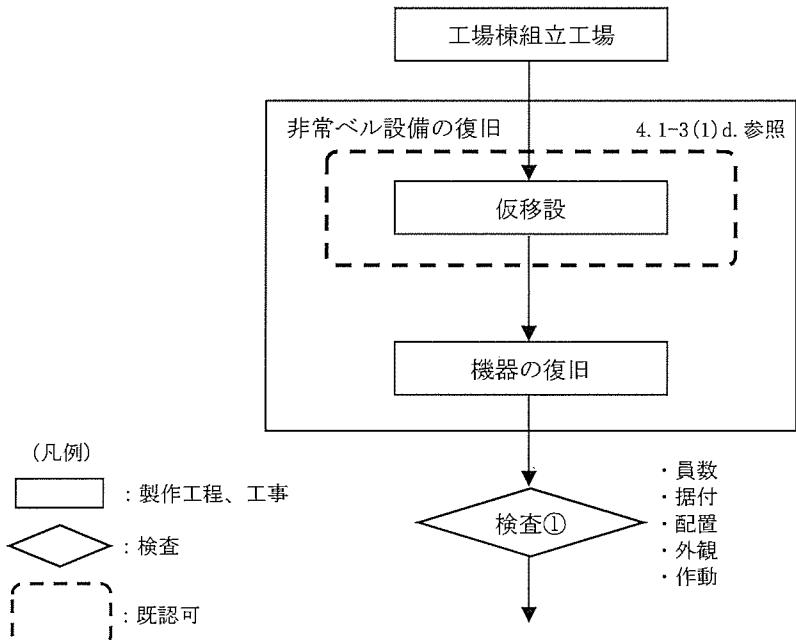
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



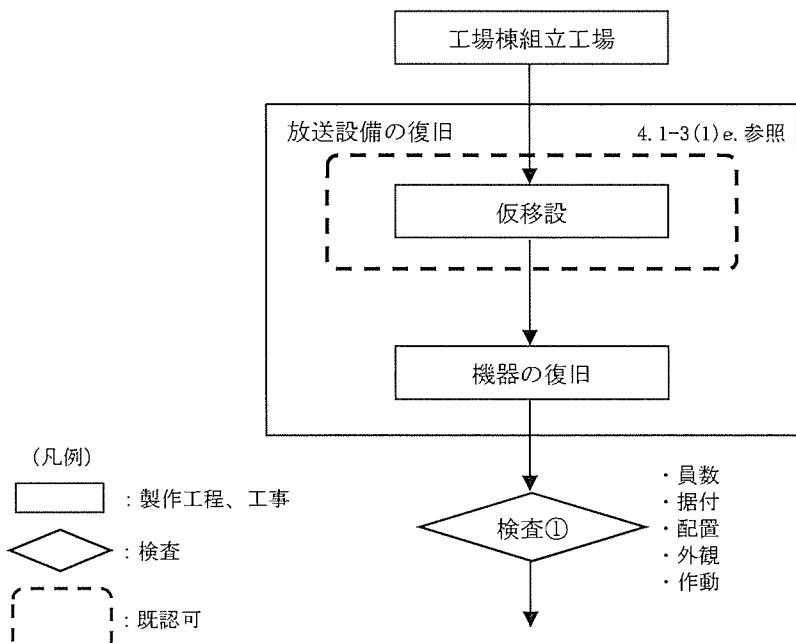
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



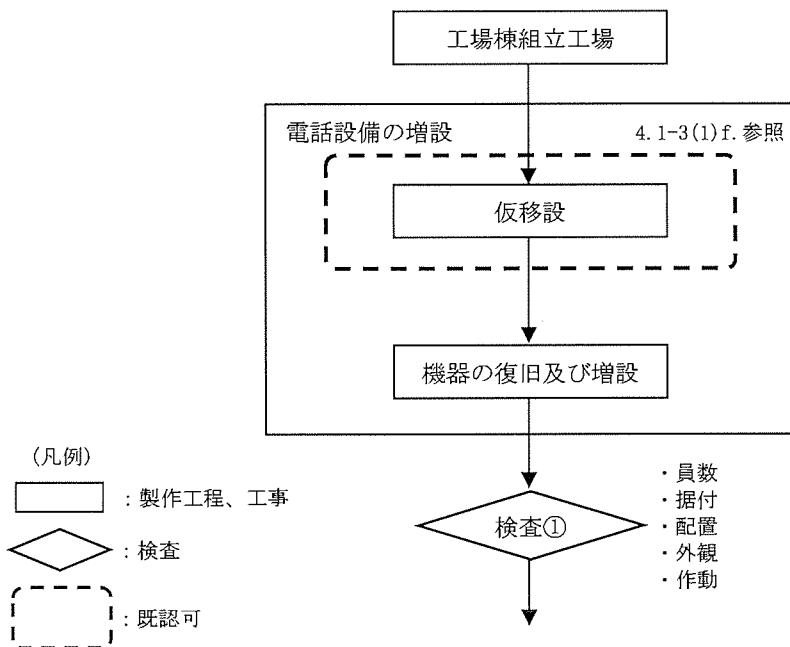
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-4 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



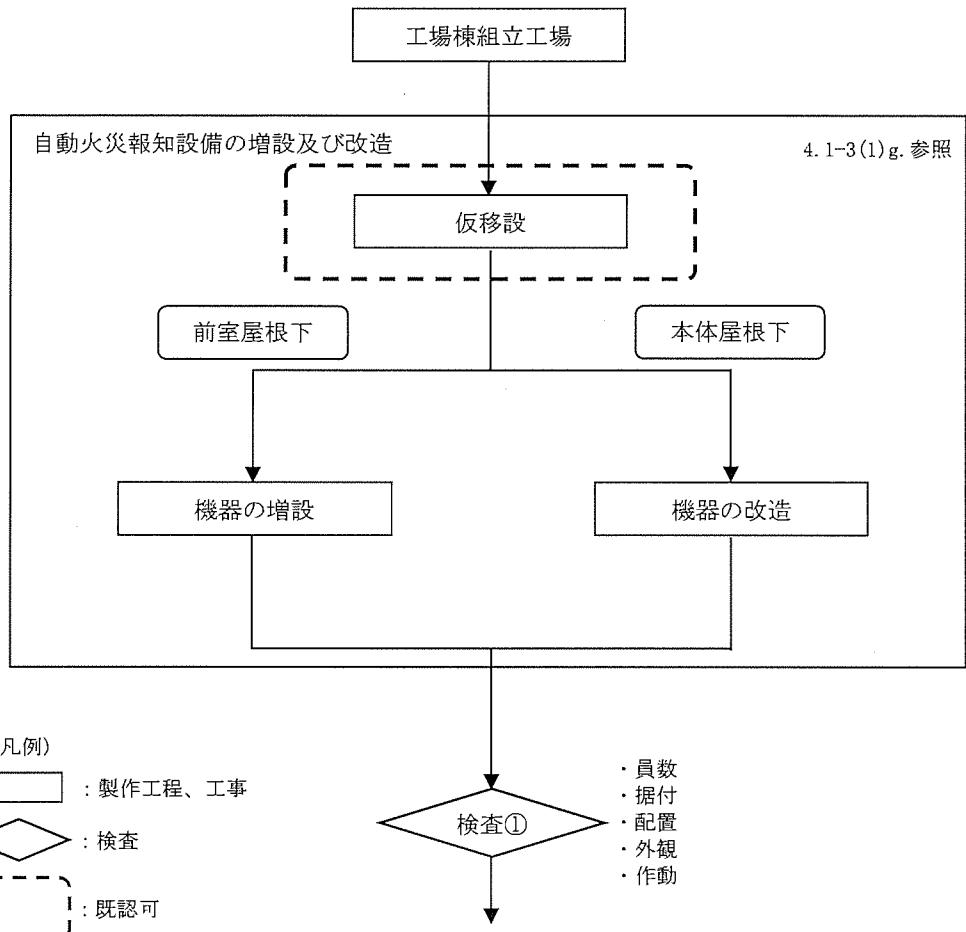
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-5 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



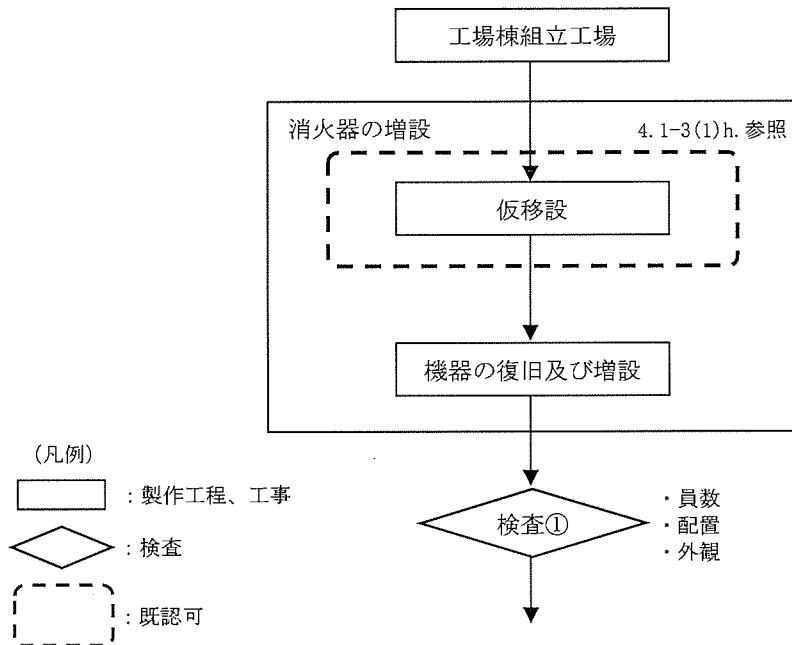
(図示 I-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-6 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



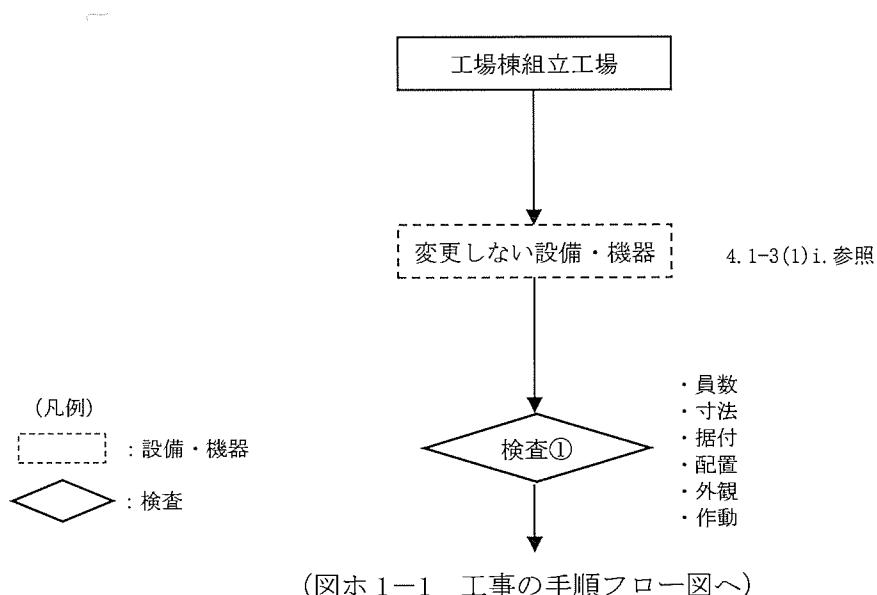
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-7 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の  
増設及び改造の手順フロー図



(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-8 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 3-9 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-3に示す。

#### 4. 1-4 第2核燃料倉庫の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の第2核燃料倉庫の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー10に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-8に示す第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-8に示す第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-8に示す本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-56に示す本体及び前室の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図リ建-19に示す本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る
- f. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注3)</sup>：図リ建-31に示す第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- g. 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査：変更しない設備・機器である図リ建-19に示す非常ベル設備及び放送設備、図リ建-35に示す屋外消火栓及び図リ建-43に示す消火器の検査を行う。  
検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

注)：施工上の注意事項

- 注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること
- 注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること
- 注3) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を取り外す場合は、代替措置として住宅用火災報知器を設置し未警戒区域を作らないようにし、所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

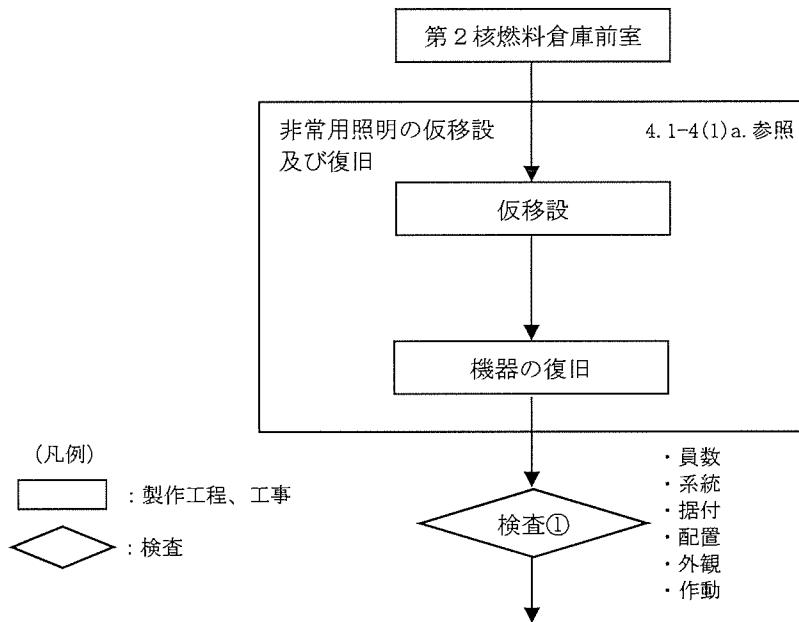
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

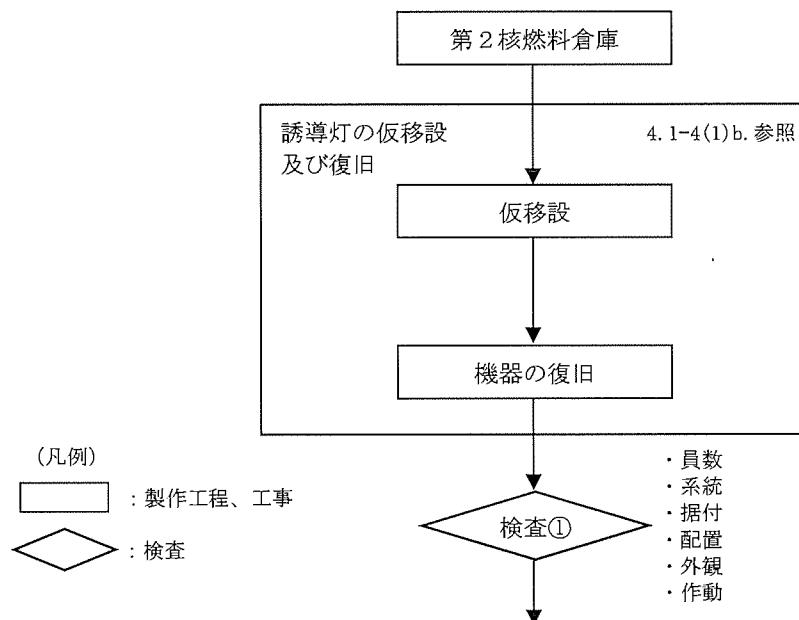
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



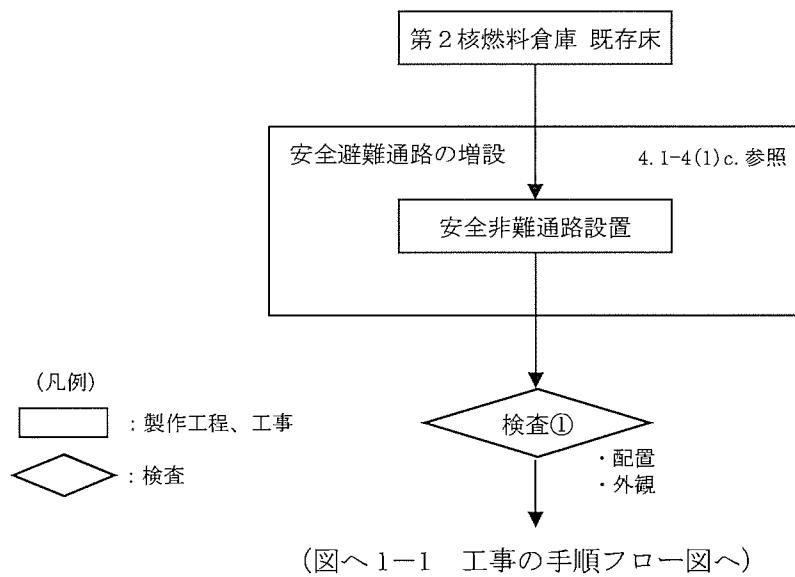
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

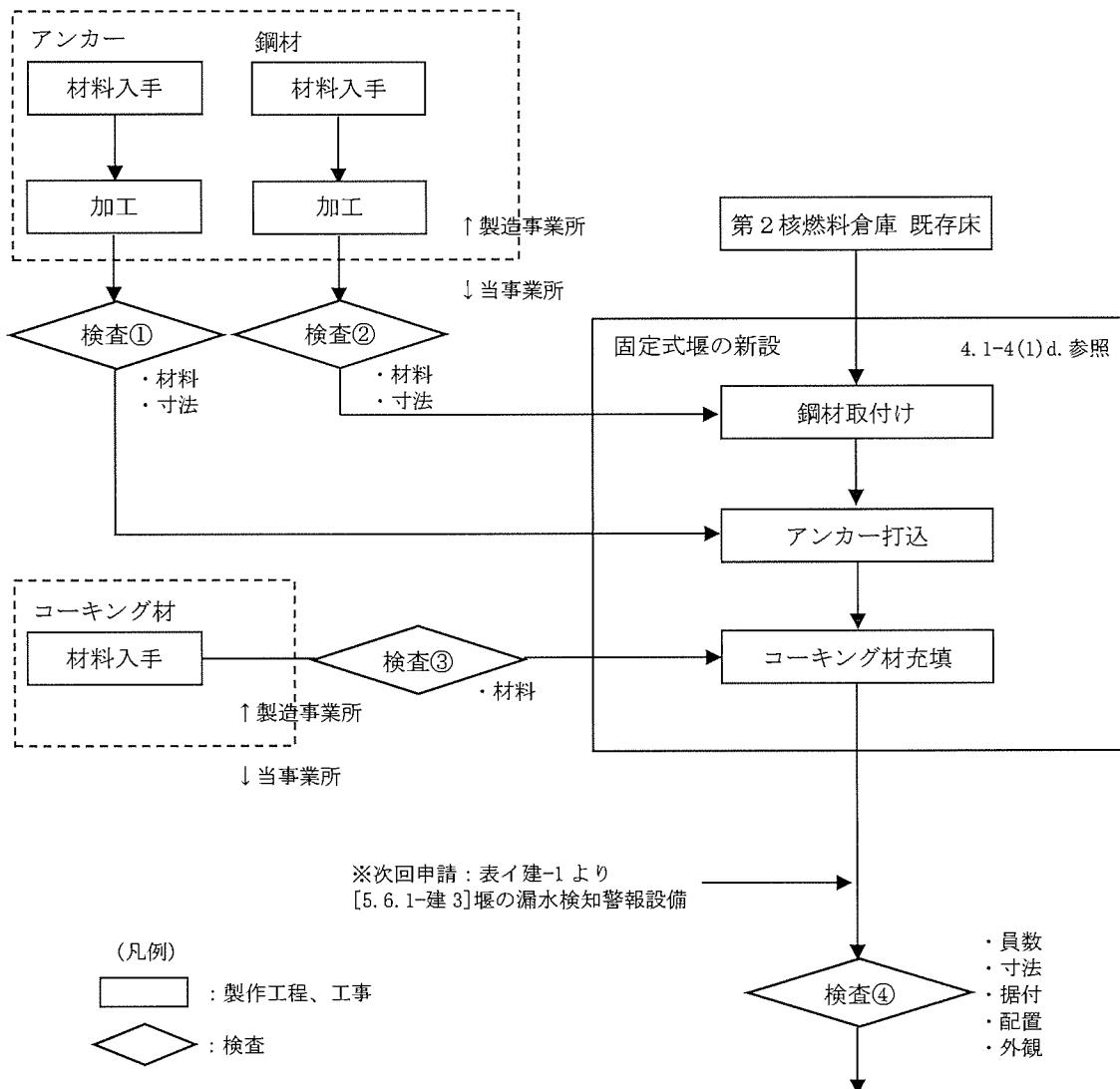


(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図

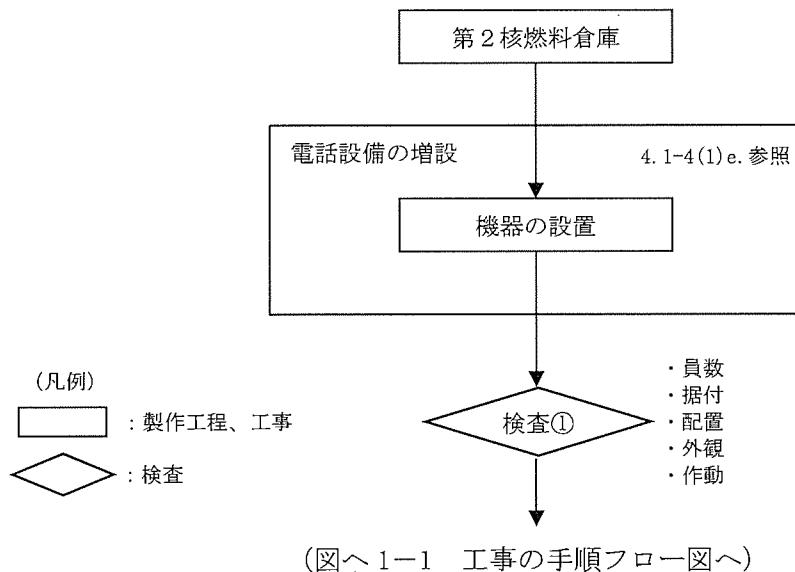


図リ 4-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図

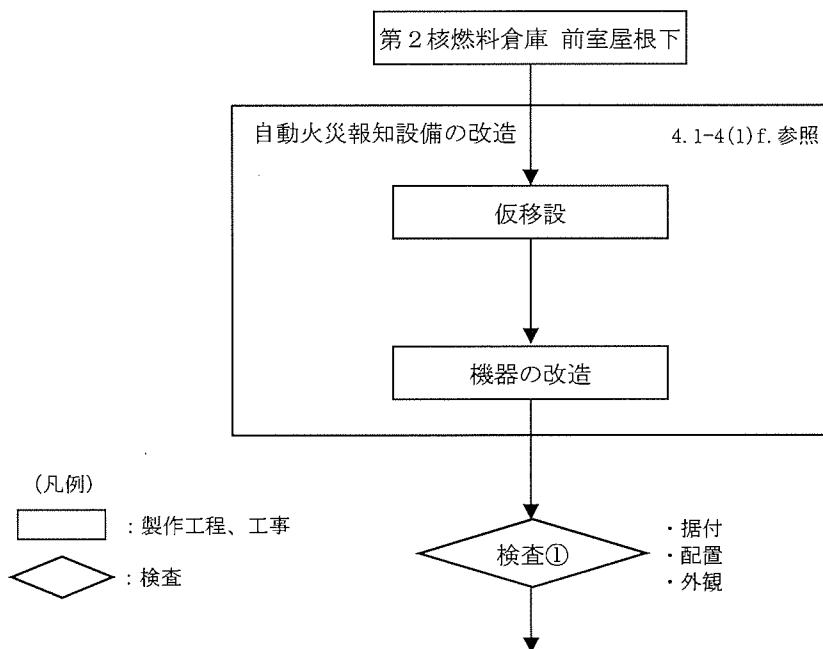


(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図

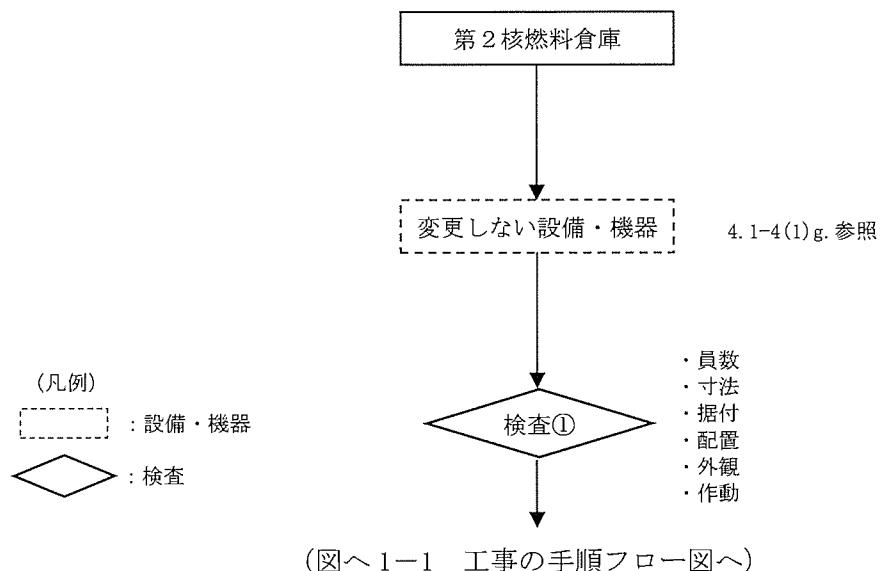


図リ 4-5 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 4-6 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



図リ 4-7 変更しない設備・機器(非常用通報設備(非常用ベル設備及び放送設備)、  
消火設備(屋外消火栓及び消火器))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-4に示す。

#### 4. 1-5 容器管理棟の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の容器管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー10に示す。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-9に示す非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-9に示す誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-9に示す前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設：図リ建-20に示す本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- e. 変更しない設備・機器の検査：変更しない設備・機器である図リ建-20に示す非常ベル設備及び放送設備、図リ建-32に示す自動火災報知設備、図リ建-44に示す消火器及び図リ建-35に示す屋外消火栓の検査を行う。

検査により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡及び初期消火における設備の確保を図る

注)：施工上の注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明を取り外す場合は、所定の機能を発揮できる位置に非常用照明を代替措置として仮移設すること

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯を取り外す場合は、その近傍の見やすい箇所に誘導標識を代替措置として所定の機能を発揮できる位置に仮移設すること

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実

施する。

- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

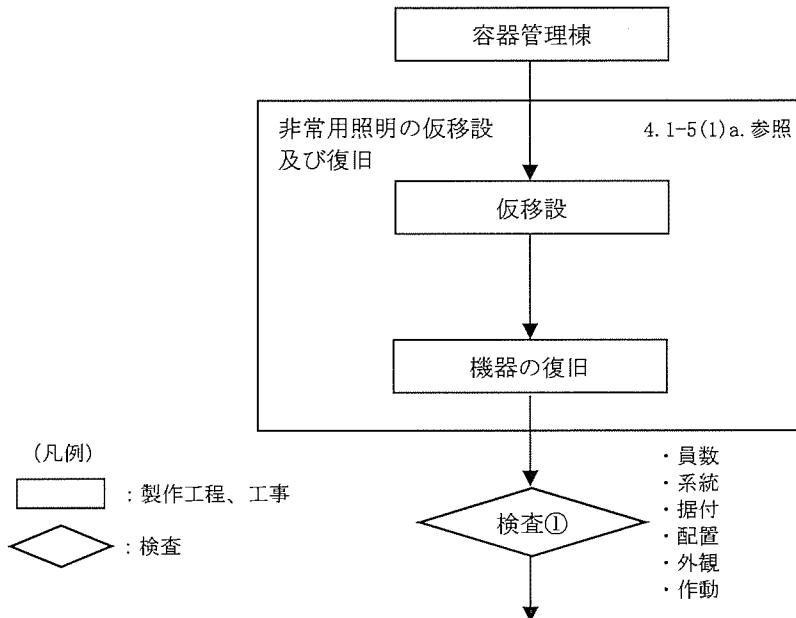
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

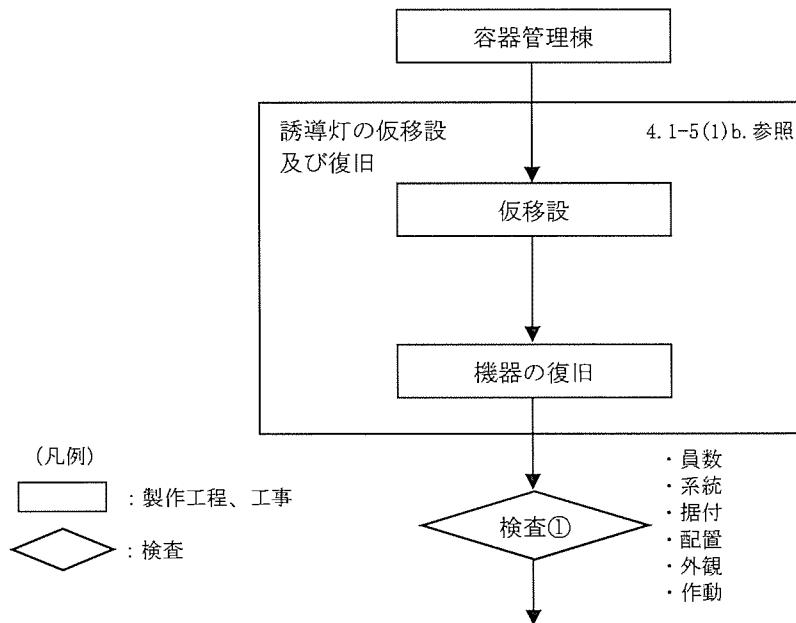
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



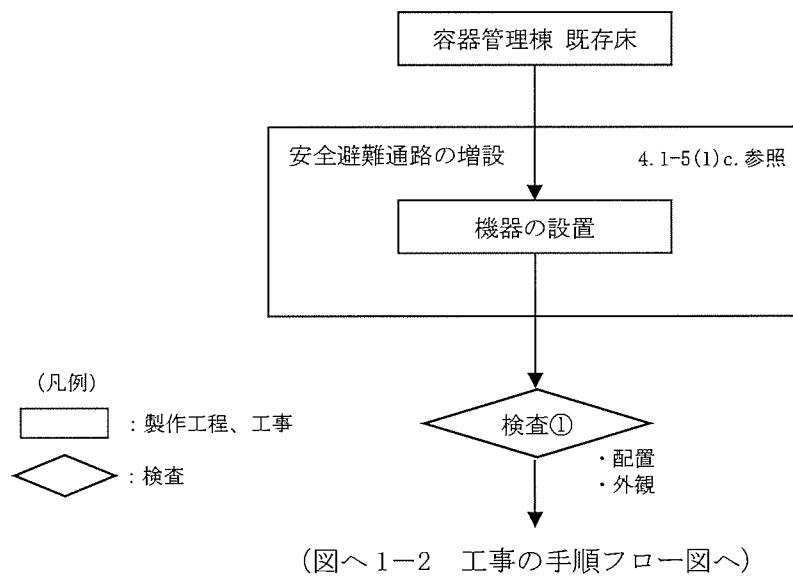
(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

図リ 5-1 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧の手順フロー図

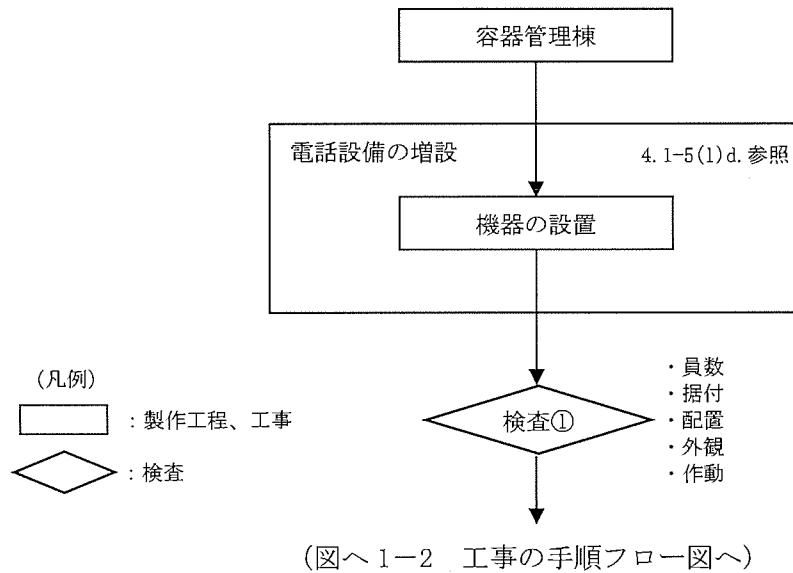


(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

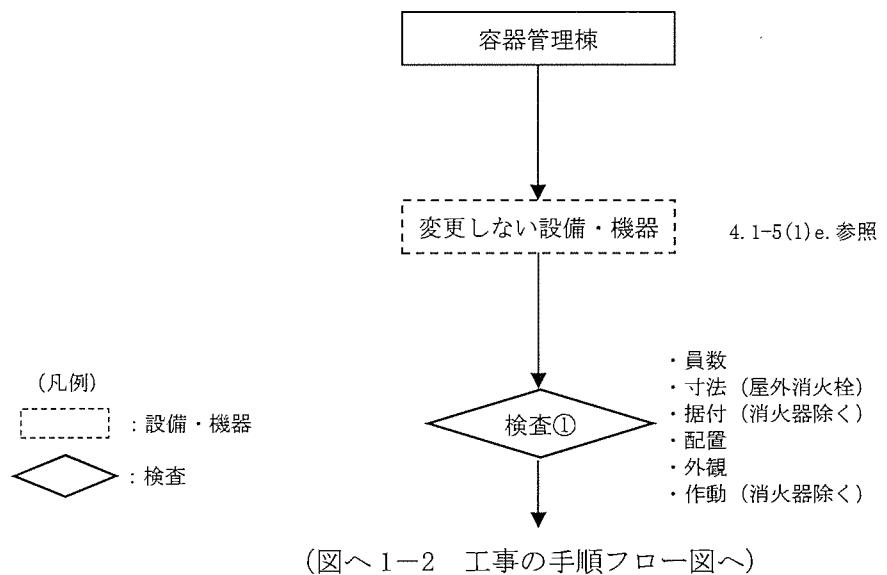
図リ 5-2 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧の手順フロー図



図リ 5-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



図リ 5-4 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



図リ 5-5 変更しない設備・機器の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-5に示す。

#### 4.1-6 放射線管理棟の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：図リ建-10に示す仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：図リ建-10に示す仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-10に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設：図リ建-58に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設：図リ建-58に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る  
また、脱着式堰の詳細図を図イ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注3)</sup>：図リ建-21に示す仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- g. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注4)</sup>：図リ建-21に示す仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- h. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注5)</sup>：図リ建-33に示す仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- i. 消火設備(消火器)の復旧<sup>注6)</sup>：図リ建-45に示す仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- j. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

## (2) 工事上の注意事項

### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

### b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないよう工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

### c. 入退域・放射線管理

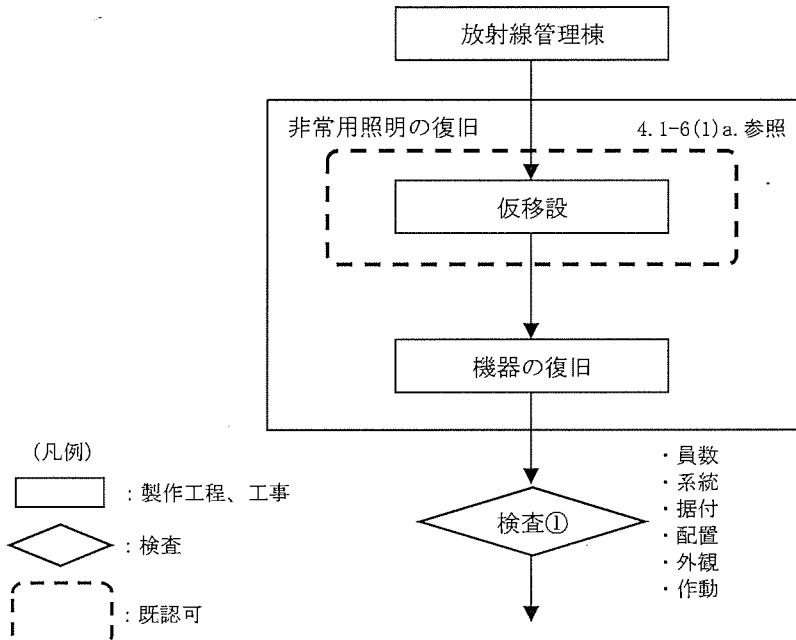
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

### d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

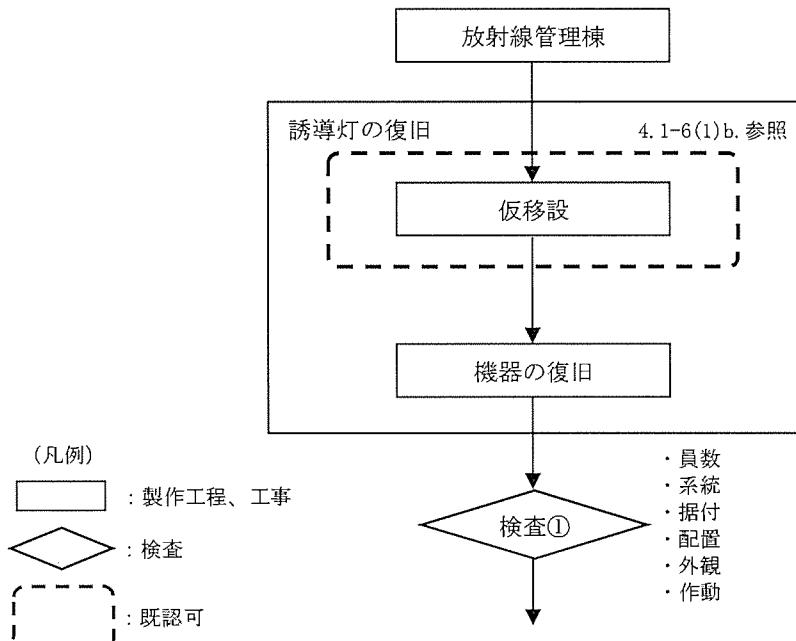
### e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



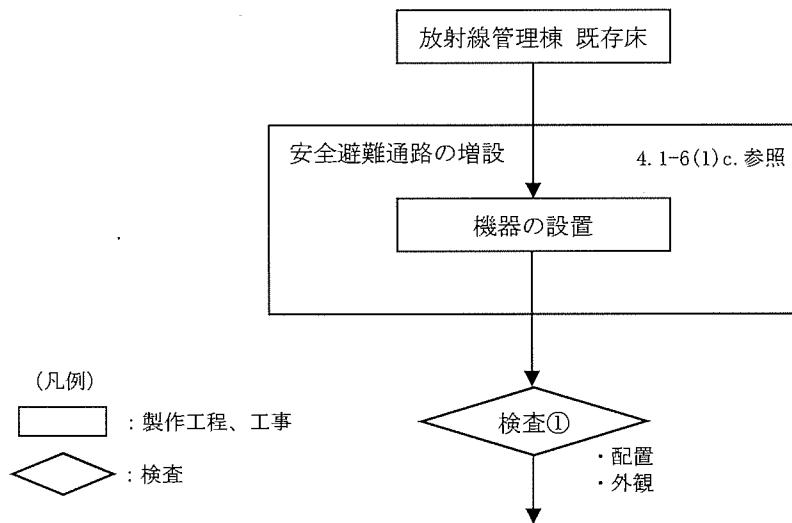
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



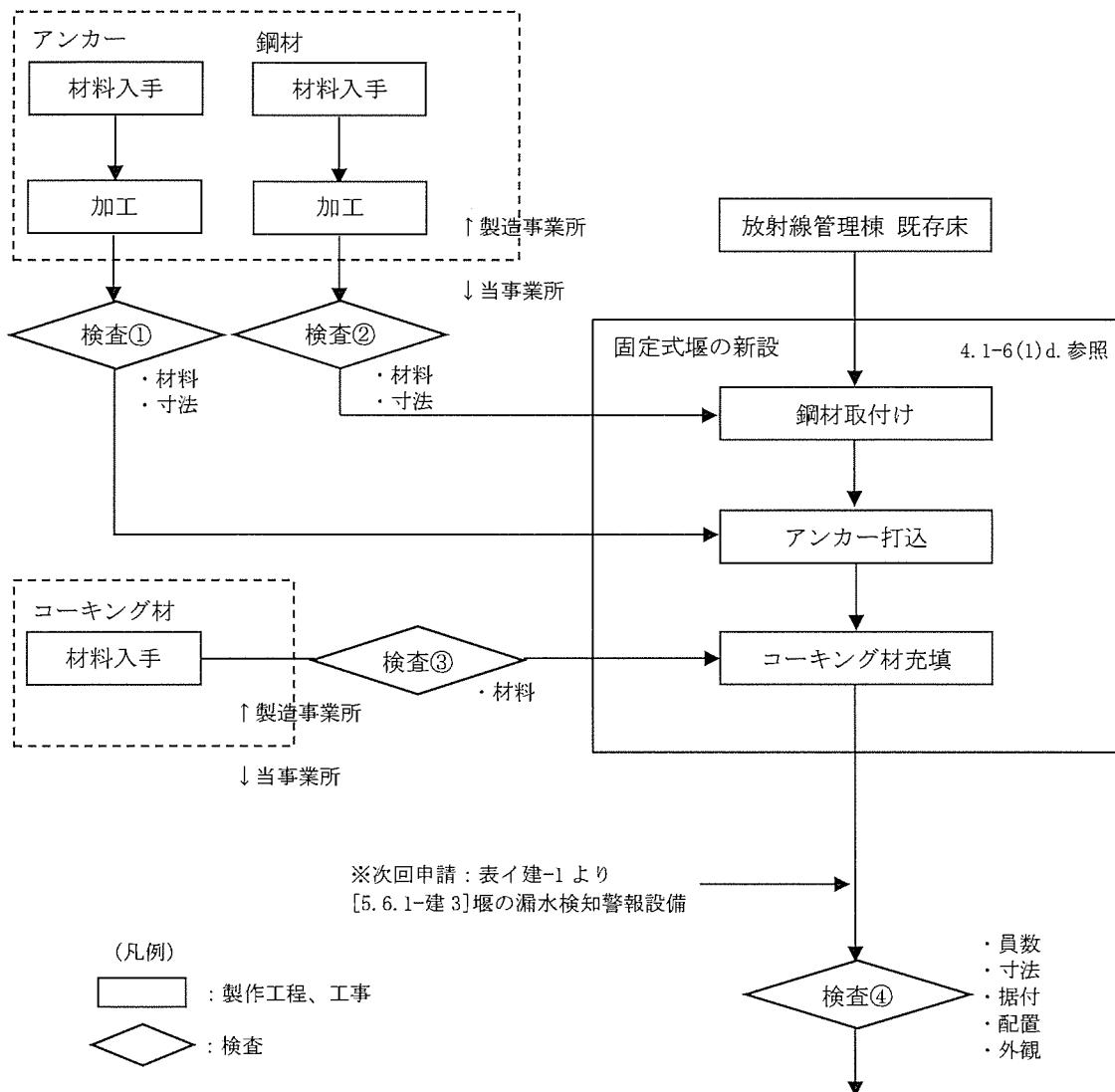
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ6-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



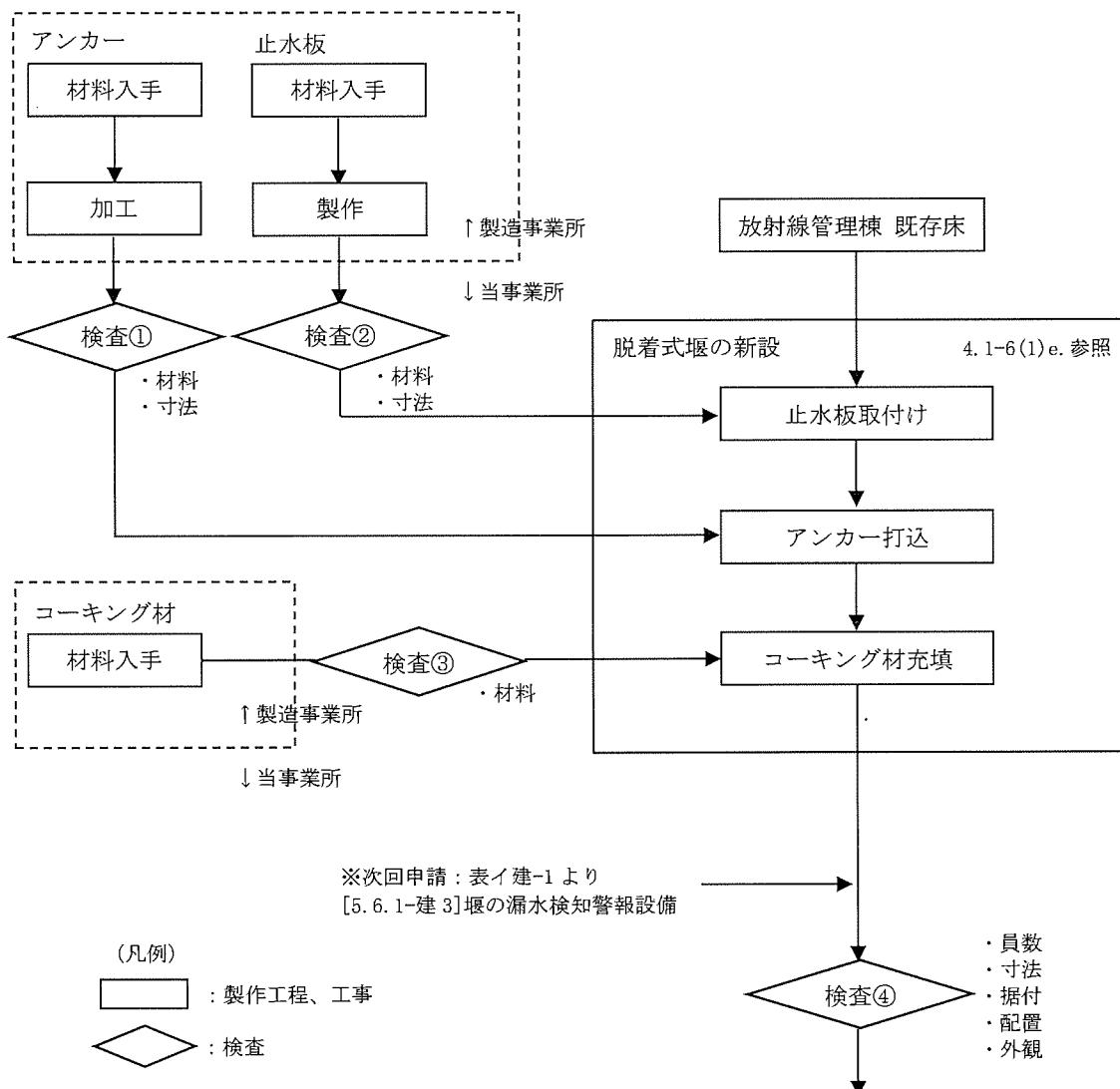
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



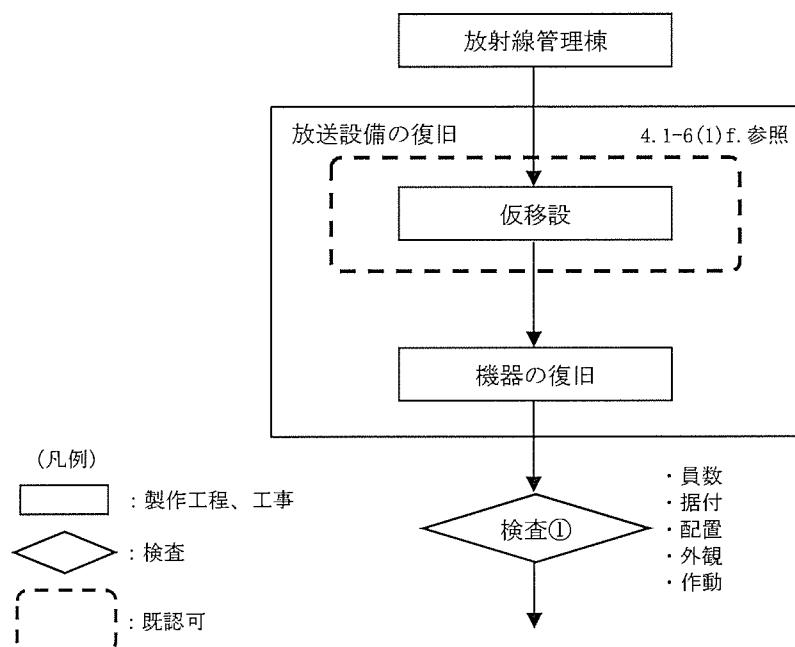
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



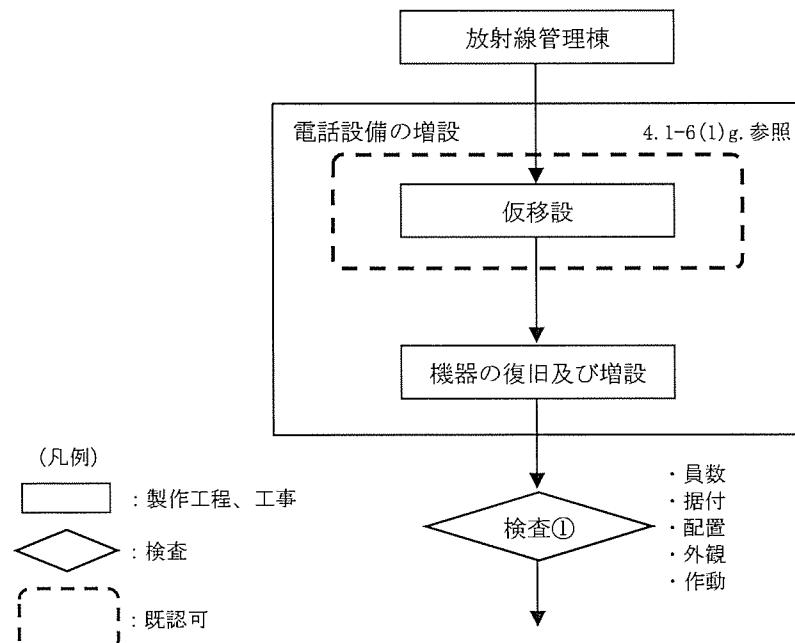
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



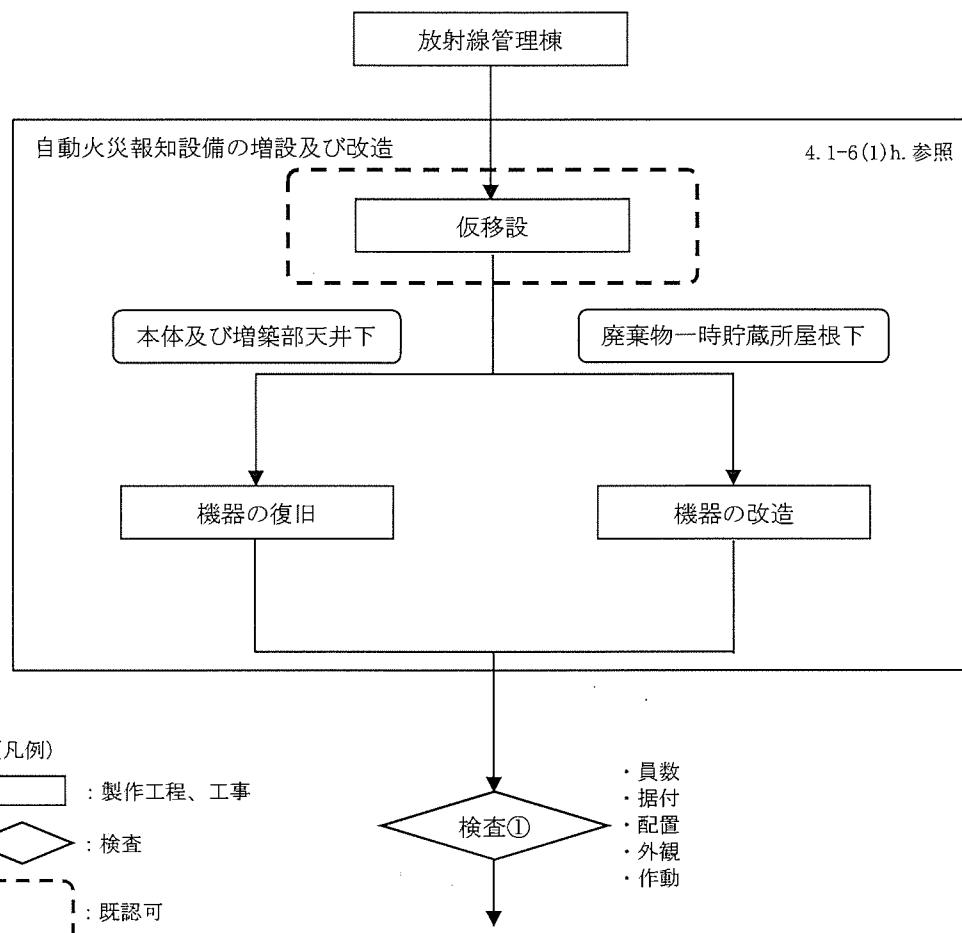
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-6 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



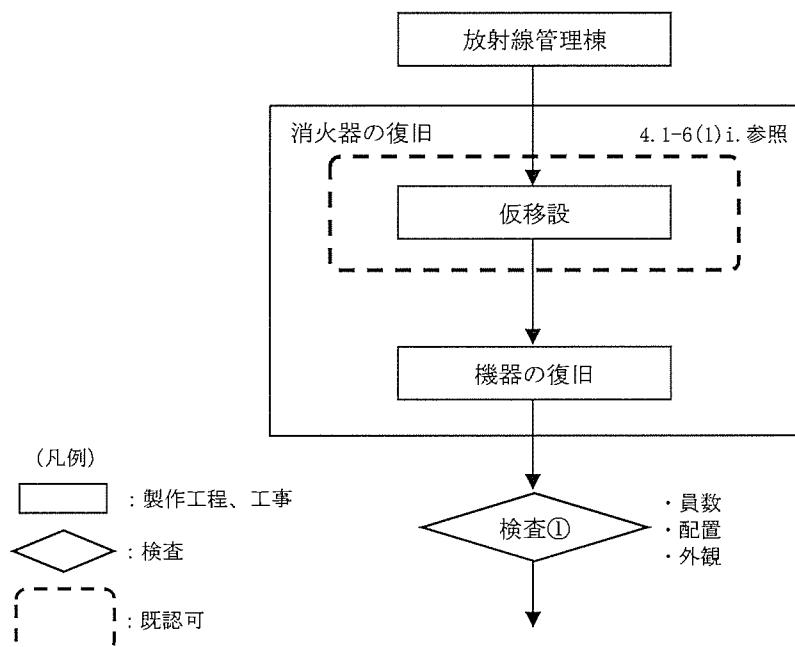
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-7 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



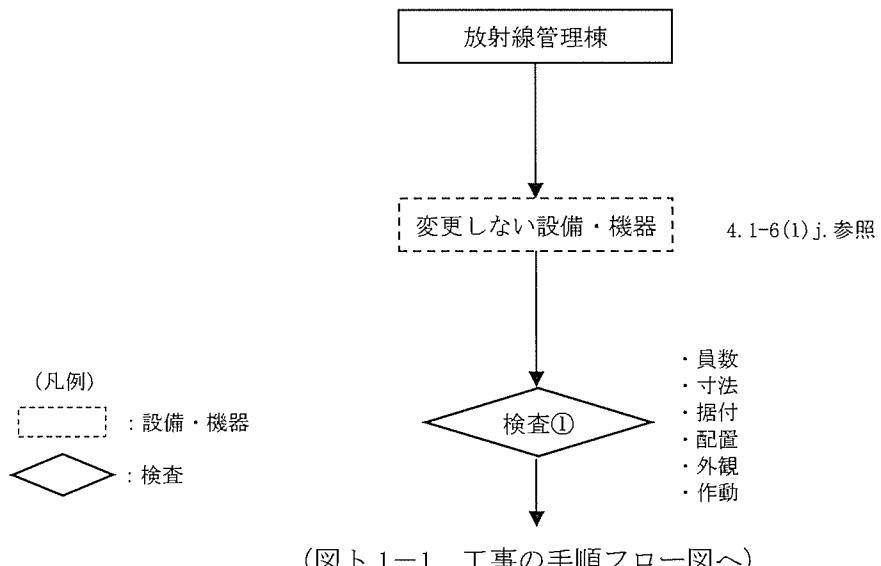
(図ト I-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-8 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-9 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ 6-10 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-6に示す。

#### 4. 1-7 放射線管理棟前室の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の放射線管理棟前室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の増設：図リ建-10に示す放射線管理棟前室に非常用照明の増設により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の増設：図リ建-10に示す放射線管理棟前室に誘導灯の増設により、事故発生時における避難経路の支持を図る
- c. 非常用通報設備(放送設備)の増設：図リ建-21に示す放射線管理棟前室に放送設備の増設により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- d. 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設：図リ建-33に示す放射線管理棟前室に火災感知設備の増設により、事故発生時における火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- e. 消火設備(消火器)の増設：図リ建-45に示す放射線管理棟前室に消火設備の増設により、初期消火における設備の確保を図る
- f. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

##### (2) 工事上の注意事項

###### a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

###### b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

###### c. 入退域・放射線管理

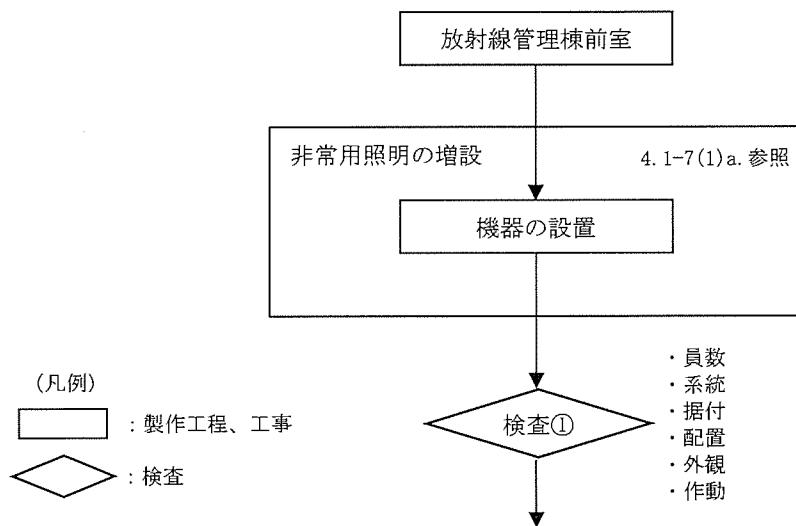
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

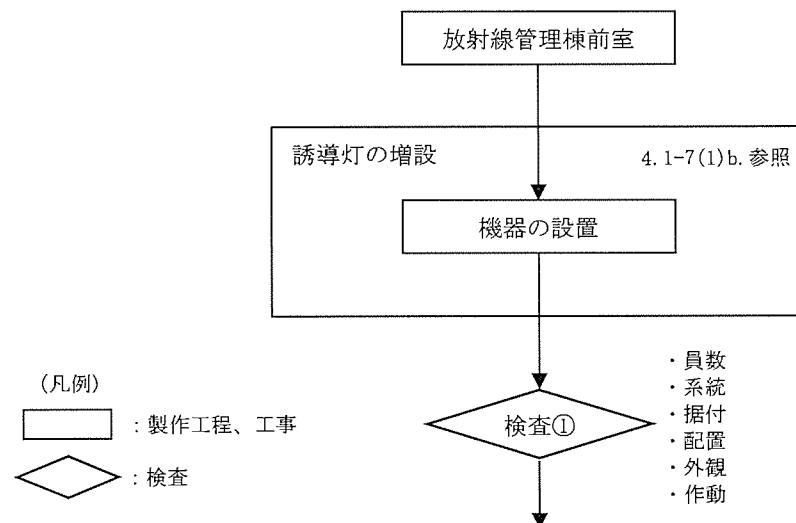
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



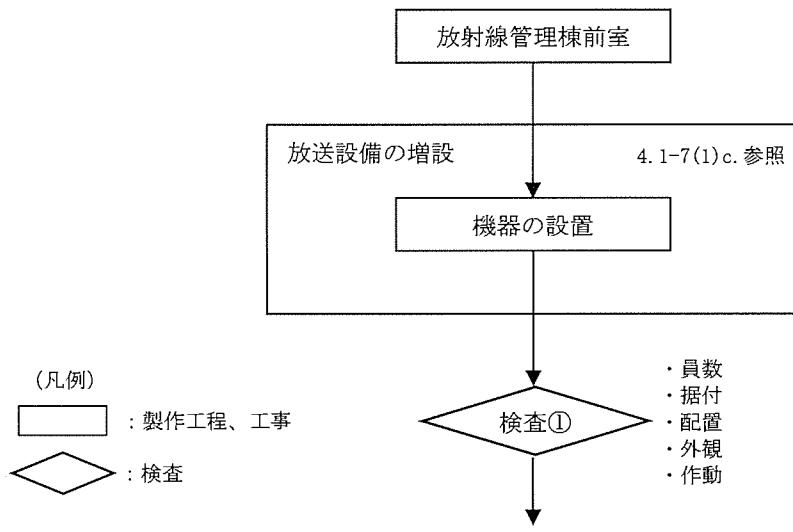
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-1 緊急対策設備(1)非常用照明の増設の手順フロー図



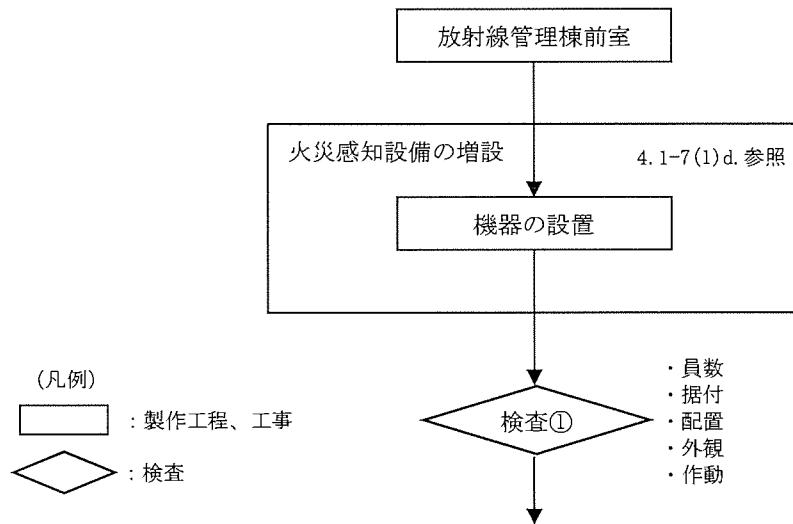
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-2 緊急対策設備(1)誘導灯の増設の手順フロー図



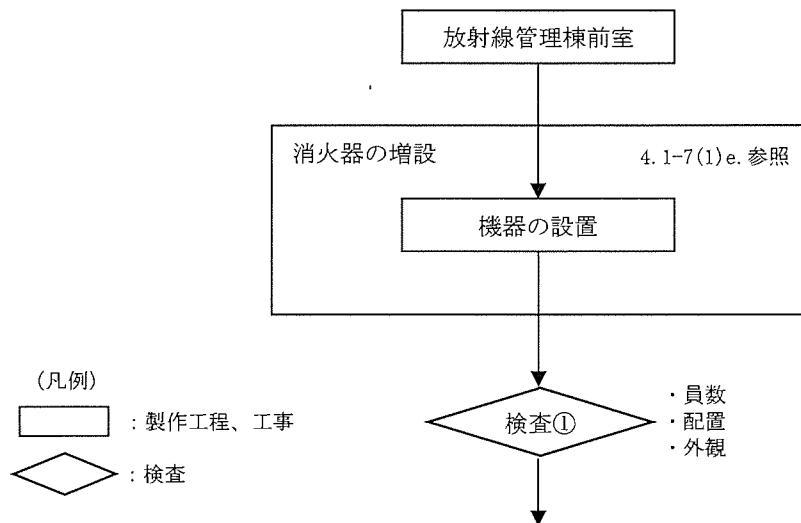
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-3 非常用通報設備(放送設備)の増設の手順フロー図



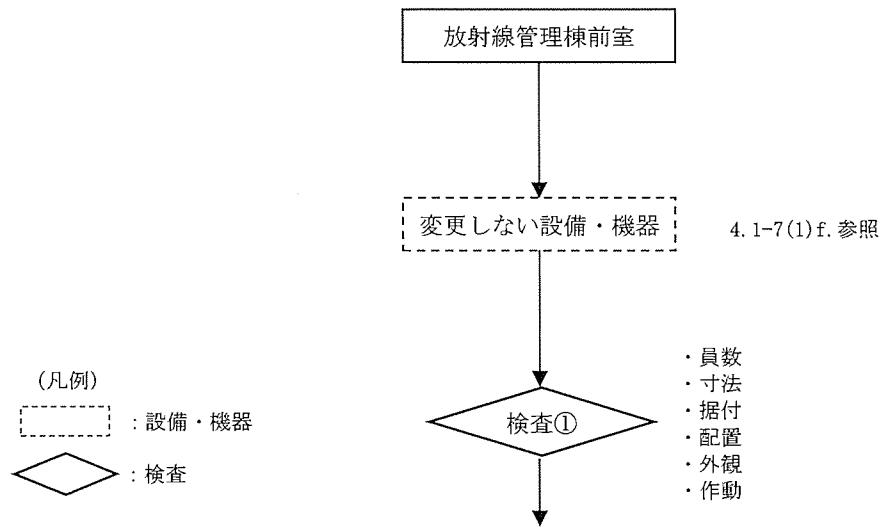
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-4 自動火災報知設備(火災感知設備)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-5 消火設備(消火器)の増設の手順フロー図



(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図リ7-6 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-2-7に示す。

#### 4. 1-8 除染室・分析室の非常用設備

##### (1) 手順

今回申請の除染室・分析室の非常用設備に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。また、変更しない設備・機器については、検査のみを行う。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ一9に示す。

工場室内の第1種管理区域の負圧維持、閉じ込めに必要な系統は、工事の進捗に合わせ切り替えをしながら運転を行う。

工事中、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。

- a. 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧<sup>注1)</sup>：仮移設した図リ建-11に示す非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る
- b. 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧<sup>注2)</sup>：仮移設した図リ建-11に示す誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
- c. 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設：図リ建-11に示す本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る
- d. 緊急対策設備(3)固定式堰（内部溢水止水用）の新設：図リ建-57に示す本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る
- e. 緊急対策設備(3)脱着式堰（内部溢水止水用）の新設：図リ建-57に示す本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る  
また、脱着式堰の詳細図を図イ建-59に示す
- f. 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧<sup>注3)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る
- g. 非常用通報設備(放送設備)の復旧<sup>注4)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
- h. 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設<sup>注5)</sup>：仮移設した図リ建-22に示す電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る
- i. 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造<sup>注6)</sup>：仮移設した図リ建-34に示す自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る
- j. 消火設備(消火器)の復旧<sup>注7)</sup>：仮移設した図リ建-46に示す消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
- k. 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査：変更しない設備である図リ建-35に示す屋外消火栓の検査により、初期消火における設備の確保を図る

注) : 注意事項

注1) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設は既認可

注2) 非常用設備のうち緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設は既認可

注3) 非常用設備のうち非常用通報設備(非常ベル設備)の仮移設は既認可

注4) 非常用設備のうち非常用通報設備(放送設備)の仮移設は既認可

注5) 非常用設備のうち非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の仮移設は既認可

注6) 非常用設備のうち自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移

設は既認可

注7) 非常用設備のうち消火設備(消火器)の仮移設は既認可

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

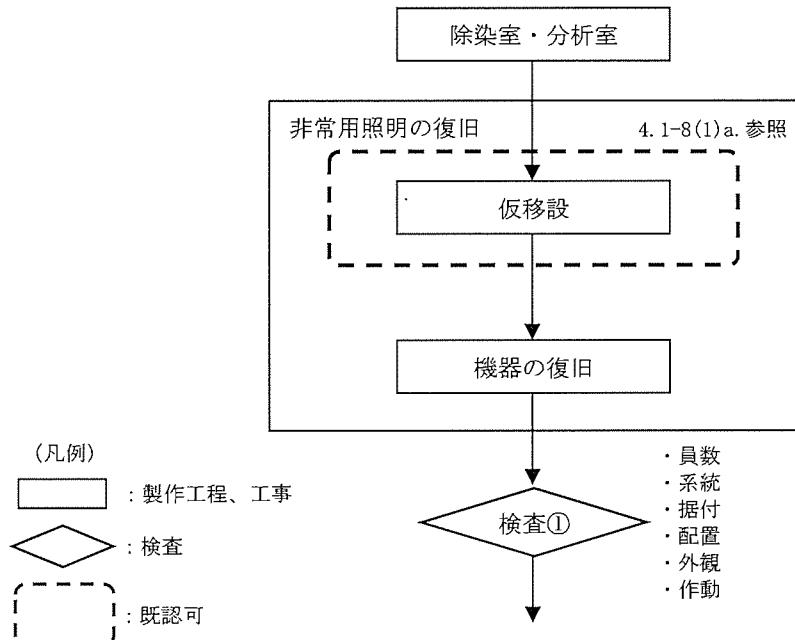
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

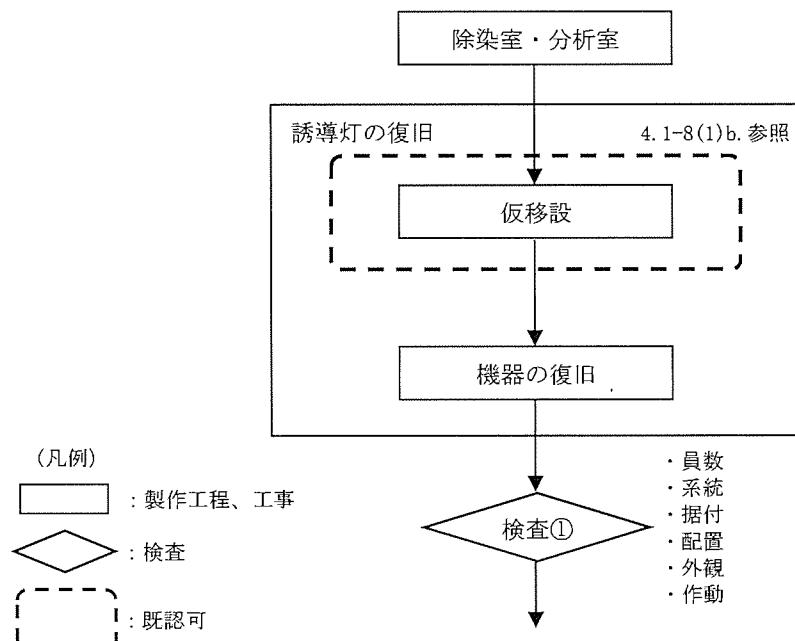
e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



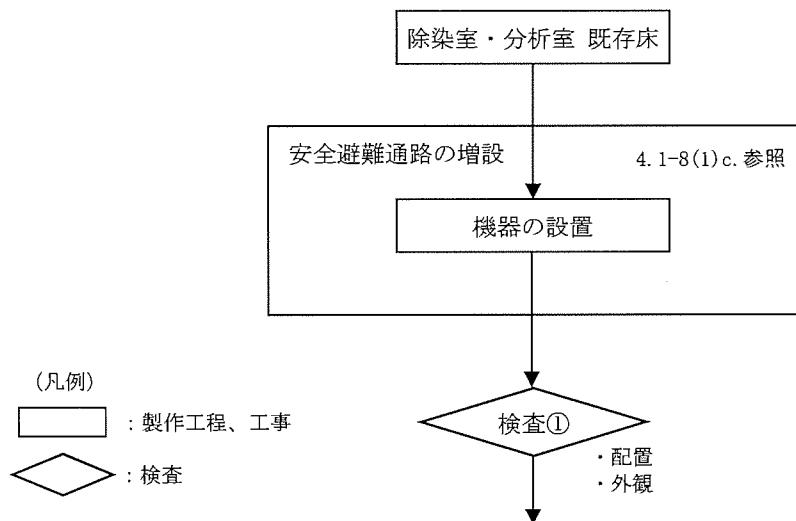
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-1 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧の手順フロー図



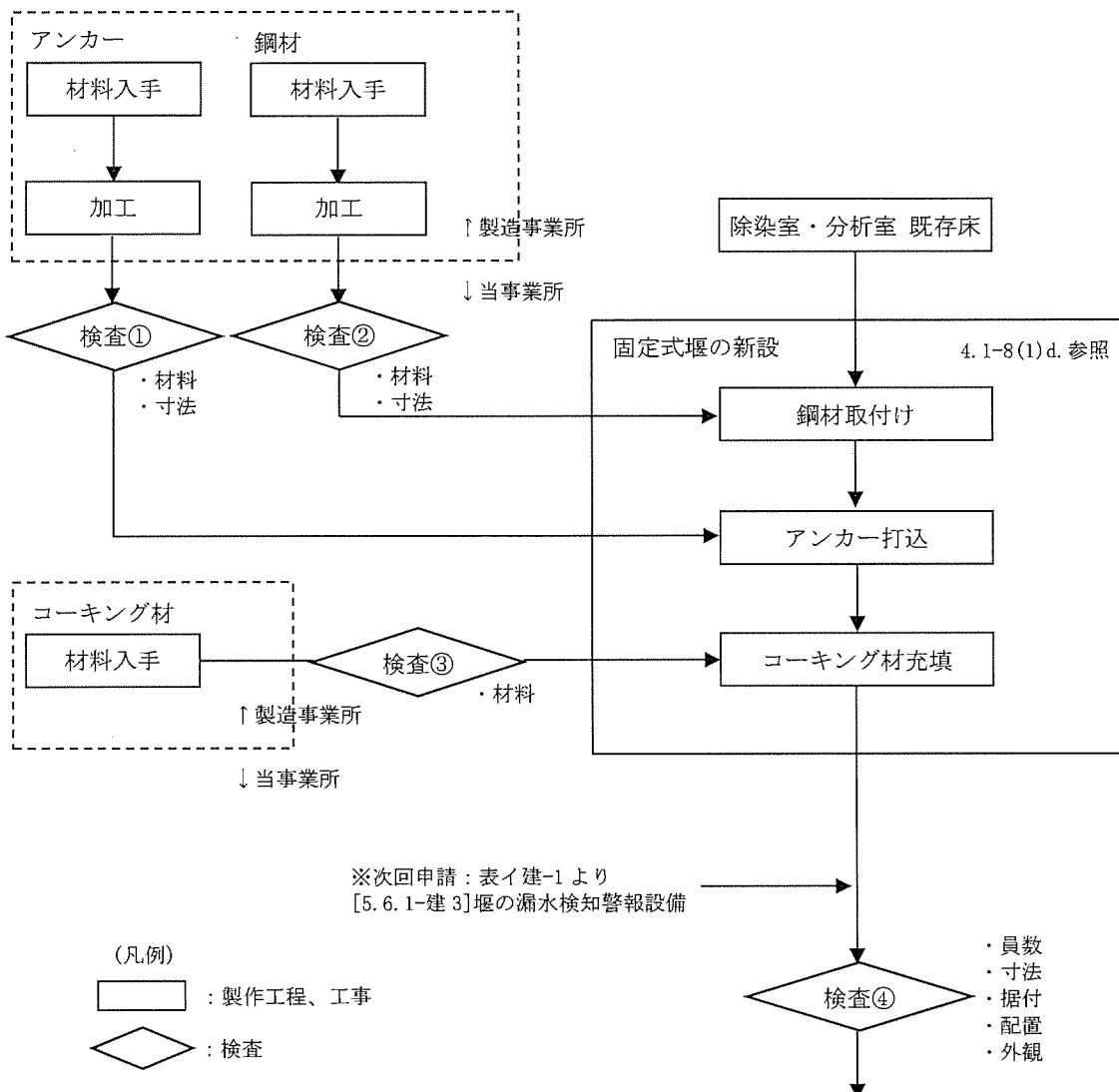
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-2 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧の手順フロー図



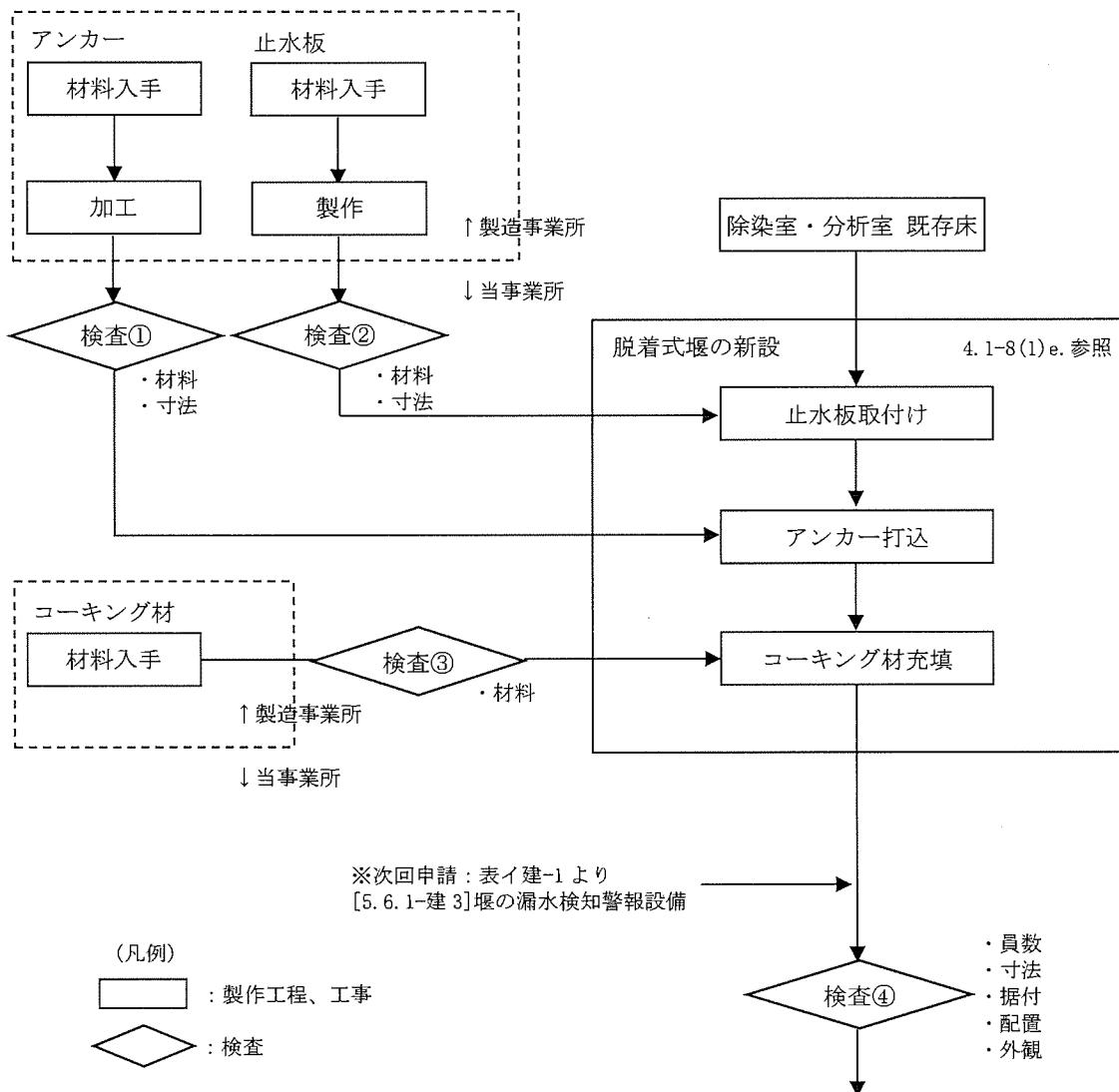
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-3 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設の手順フロー図



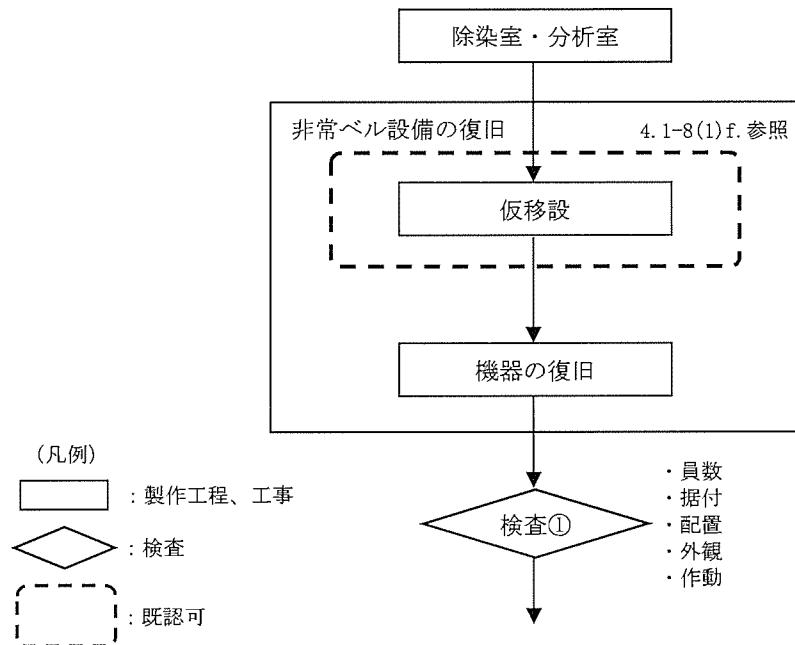
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-4 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)固定式堰の新設の手順フロー図



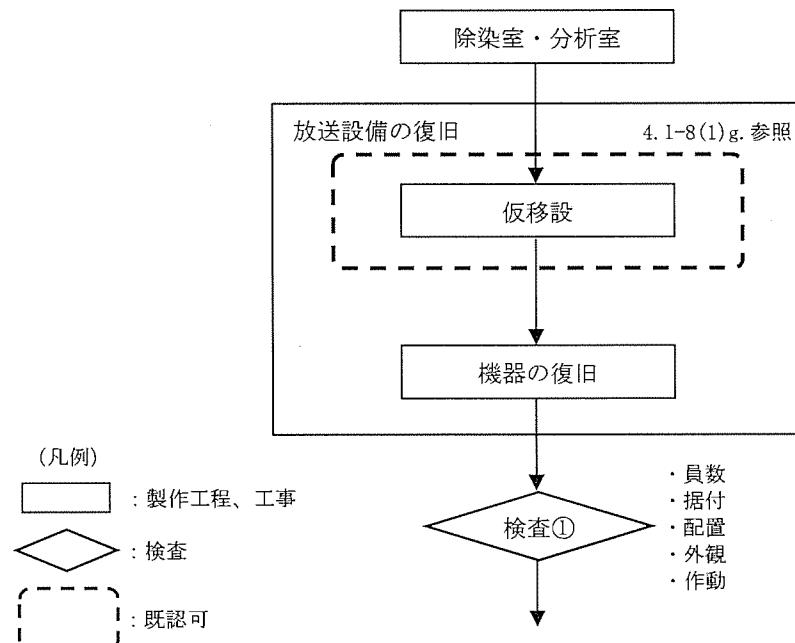
(図 1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ 8-5 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)脱着式堰の新設の手順フロー図



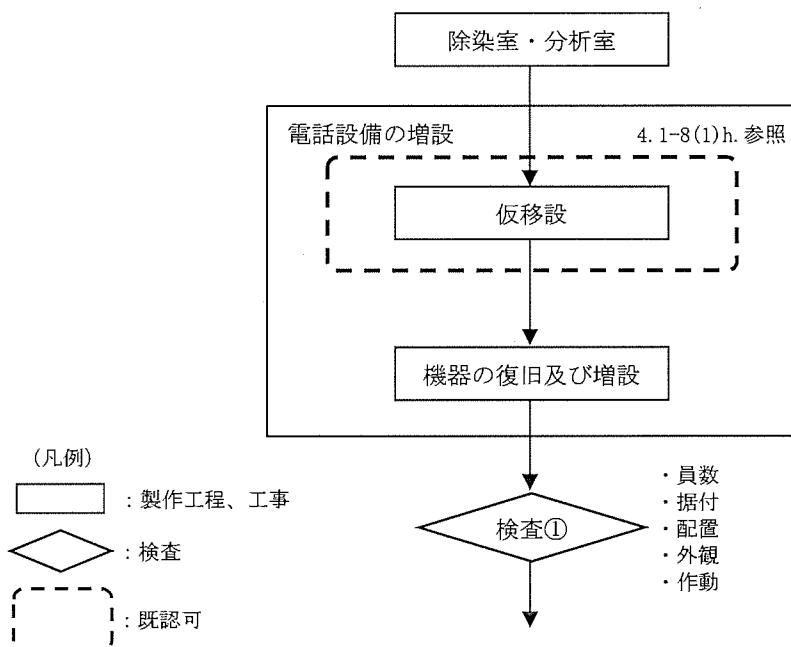
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-6 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧の手順フロー図



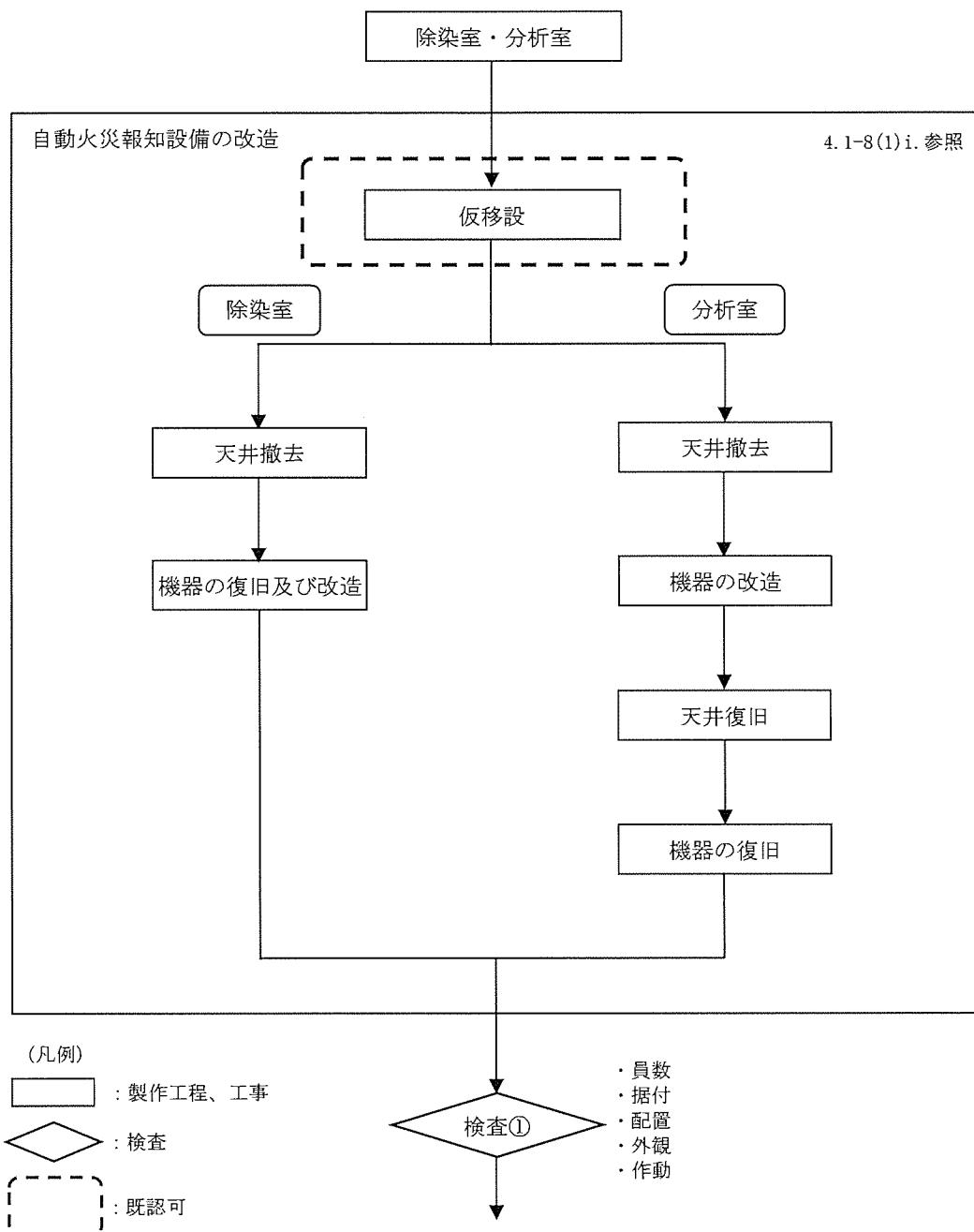
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-7 非常用通報設備(放送設備)の復旧の手順フロー図



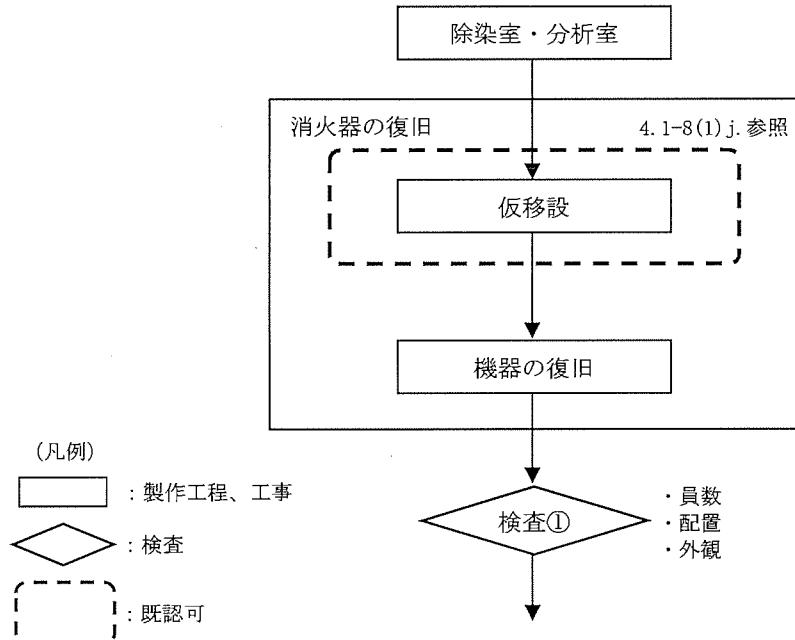
(図ト1-3 工事の手順フロー図～)

図リ8-8 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設の手順フロー図



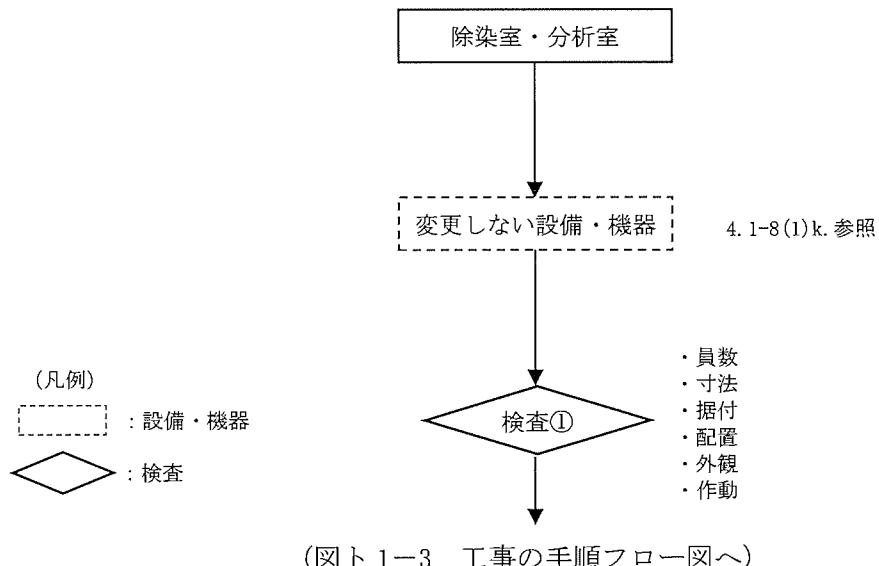
(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-9 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の改造の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-10 消火設備(消火器)の復旧の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

図リ8-11 変更しない設備・機器(消火設備(屋外消火栓))の検査手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-2-8に示す。

## 5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、火災災害時における誘導、通報に不可欠であるとともに、継続使用する設備・機器への機能維持のための消火活動に不可欠であるため、継続して使用する。

緊急対策設備(1)、非常用通報設備、自動火災報知設備、消火設備は、I-2の検査で適合を確認した後、図イ1-1、図ハ1-1、図ホ1-1、図ヘ1-1、図ヘ1-2、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

## I — 2 検査の項目及び方法

### 1. 各建物に関する検査の項目及び方法

今回申請する工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、第2核燃料倉庫、容器管理棟、放射線管理棟、放射線管理棟前室及び除染室・分析室の検査の項目を表1-1に示す。非常用設備の検査の方法を表1-3に、既存建物の検査の方法を表1-4に示す。

表1-1 検査の項目 (1/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
化学処理施設	屋外	工場棟	転換工場	改造	-	①	○	○	-	○	-
成形施設	屋外	工場棟	成型工場	改造	-	①	○	○	-	○	-
組立施設	屋外	工場棟	組立工場	改造	-	①	○	○	-	○	○
核燃料物質の貯蔵施設	屋外	附属建物	第2核燃料倉庫	改造	-	①	○	○	-	○	-
放射性廃棄物の貯蔵施設	屋外	附属建物	容器管理棟	改造	-	①	○	○	-	○	-
その他加工施設	屋外	工場棟転換工場	非常用設備 緊急対策設備 (1)	新設	-	①	○	○	-	○	-
	屋外	転換加工室、前室、 原燃料倉庫、付帯設備室、 廃棄物処理室、チニックタンク室、 工作室、分光分析室、機械室、 フィルタ室	誘導灯	非常用照明	変更なし	○	①	-	○	○	-
			安全避難通路	増設	-	①	-	○	-	○	-
			非常用設備 緊急対策設備 (3)	堰 (内部溢水止水用)	新設	○	①	○	-	-	-
			非常用設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	-	○	-	-
			非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	-	○	-	-
			放送設備	通信連絡設備 (電話設備)	増設	○	①	-	○	-	-
			非常用設備	火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	更新及び改造	○	①	-	○	○	-
			自動火災報知設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	-	○	-
			非常用設備	消防器	増設	○	①	-	○	-	-

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の施設)

表1-1 檜査の項目 (2/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	工場構成型工場 ペレット加工室、 ペレット貯蔵室、 燃料構築修繕室、 機械室、電気室、 フィルタ室	非常用設備 緊急対策設備 (1) 誘導灯	非常用照明 変更なし	○	①	—	○	○	○	○	—	
		安全避難通路	増設 変更なし	○	①	—	○	○	○	○	—	
		非常用設備 緊急対策設備 (3) 非常用設備 非常用通報設備	新設 非常ベル設備 放送設備	○	①	○	○	○	○	—	—	
		通信連絡設備 (電話設備)	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—	
		火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	増設 改造	○	①	—	○	—	○	○	—	
		非常用設備 自動火災報知設備 非常用設備 消火設備	屋外消防栓 変更なし	○	①②	○	○	—	○	○	—	
		消火器	増設 変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—	
		非常用設備 誘導灯	非常用照明 変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—	
		安全避難通路	増設 変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—	
		非常用設備 非常用通報設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	—	
		通信連絡設備 (電話設備)	増設 火災感知設備及びそれに連動 する警報設備	○	①	—	○	—	○	○	—	
		非常用設備 自動火災報知設備 非常用設備 消火設備	屋外消防栓 増設	○	①②	○	○	—	○	○	—	

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

表1-1 検査の項目 (3/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	第2核燃料倉庫	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	— —
		安全避難通路	増設	—	○	①	—	○	○	○ ○	○ ○	— —
		非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○ ○	○ ○	—	—	—	—
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○	—	—	○ ○	—
		放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	—	○ ○	—
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	○	—	○ ○	—
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	—
		非常用設備 消防設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○ ○	—	○	—	○ ○	—
		消火器	変更なし	○	①	—	○	—	—	○ ○	○ ○	—
		非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明 誘導灯	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	—	○ ○	—	—	—	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○ ○	—	—	○ ○	○ ○	—
		非常用設備 非常用通報設備	非常ベル設備	変更なし	○	①	—	○ ○	—	○ ○	○ ○	—
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	○ ○	○ ○	○ ○	—
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	変更なし	○	①	—	○ ○	—	○ ○	○ ○	—
		非常用設備 消防設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○ ○	—	○ ○	—	○ ○	—
		消火器	変更なし	○	①	—	○	—	—	○ ○	○ ○	—

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

表1-1 検査の項目 (4/5)

施設名称	設置場所	名 称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配 置	材 料	系 統	作 動	据 付	着 底
その他の加工施設	放射線管理棟 廃棄物缶詰室、 廃棄物一時貯蔵所、 シャワールーム、 洗濯室、検査室、 管理室、前室	非常用設備 (1) 緊急対策設備	非常用照明 誘導灯	変更なし 変更なし	○ ○	① ①	— —	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	—
		安全避難通路	増設	—	○	—	○	—	—	—	—	—
		非常用設備 (3) 緊急対策設備	煙 (内部溢水止水用) 新設	○	○	①	○	○	○	○	○	—
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備 通信連絡設備 (電話設備)	変更なし 増設	○ ○	② ①	— —	○ ○	— —	○ ○	○ ○	—
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	○	○	—	○ ○	— —	○ ○	○ ○	—
		非常用設備 非常用設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	○	○	○	—
		消防器	変更なし	○	①	—	○	—	—	○	○	—
		非常用設備 緊急対策設備 (1)	非常用照明 誘導灯	増設	○	①	—	○	—	—	—	—
		非常用設備 非常用通報設備	放送設備	増設	○	①	—	○	—	○	○	—
		非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備	増設	○	①	—	○	—	○	○	—
		非常用設備 非常用設備	屋外消火栓	変更なし	○	①②	○	○	—	○	○	—
		消防器	増設	○	①	—	○	—	—	○	○	—

(注1) : 外観検査 (①機器の外観、②配管の確認)

表I-1 検査の項目 (5/5)

施設名称	設置場所	名称	変更内容	員数	外観 (注1)	寸法	配置	材料	系統	作動	据付	着底
その他の加工施設	除染室・分析室	非常用設備 緊急対策設備(1)	非常用照明	○	①	—	○	—	○	○	○	—
	分析室、 除染室(2)、 作業室(2)	誘導灯	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		安全避難通路	増設	—	①	—	○	—	—	—	—	—
		非常用設備 緊急対策設備(3)	堰(内部溢水止水用)	新設	○	①	○	○	—	—	○	—
		非常用設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		非常ベルト設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		放送設備	変更なし	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		通信連絡設備(電話設備)	増設	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		非常用設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備	改造	○	①	—	○	—	○	○	○	—
		非常火災報知設備	変更なし	○	①②	○	○	—	○	○	○	—
		非常火災報知設備	消火器	○	①	—	○	—	—	—	—	—

(注1)：外観検査（①機器の外観、②配管の確認）

表1-2-1 工場棕転換工場の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1) 図り1-1	非常用照明の復旧 検査① 員数	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	接付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配管	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明が申請内容のとおりであること。
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯することを確認する。	非常用照明のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯していること。	非常用照明のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 図り1-2	検査① 員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
接付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
配管	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯することを確認する。	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯していること。	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯していること。
安全避難通路の増 設 図り1-3	検査① 員数	安全避難通路の配置を目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-1 工場操車換工場の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	寸法	材料	
非常用設備 緊急対策設備（3） 図り1-4	検査① 寸法	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
	検査② 寸法	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材がツッキ系樹脂系であること。
	検査④ 寸法	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。
	検査① 寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査② 寸法	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の材質がアルミニウム合金ヒクロロプレンゴムスポンジであること。
	検査③ 寸法	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の材質が申請内容のとおりであること。
堰(内部溢水止水 用)脱着式堰の新設 図り1-5	検査④ 寸法	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。
	検査⑤ 寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
	据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。
	配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。
	検査① 寸法	止水板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査② 寸法	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の材質が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④ 寸法	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材がツッキ系樹脂系であること。
	検査⑤ 寸法	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。

表1-2-1 工場換工場の非常用設備の検査の方法 (3/4)

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査①	検査②	
非常用通話設備 図リ1-6	非常ベル設備の個数を目標により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	非常ベル設備の配置を目標により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設備が正常に作動すること。	非常ベル設備が正常に作動すること。
	放送設備の員数を目標により確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	放送設備の配置を目標により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話 設備)の増設 図リ1-8	通信連絡設備の員数を目標により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
	通信連絡設備が網、作業机等に接付けられていることを目標により確認する。	通信連絡設備が網、作業机等に接付けられていること。	通信連絡設備が網、作業机等に接付けられていること。
	通信連絡設備の配置を目標等に接付けられていることを目標により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。
	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。	通信連絡設備が正常に作動すること。
	自動火災報知設備の員数を目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	自動火災報知設備の配置を目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	自動火災報知設備(感知器)により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
非常用火災報知設備 自動火災報知設備 図リ1-9	自動火災報知設備(感知器)により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(感知器)により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。

表1-2-1 工場操車換工場の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火器備 図リ1-10	消火器の増設 検査①	消火器の員数を目視により確認する。 消火器の配置を目標により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。 消火器の配置が申請内容のとおりであること。	
外観 配置	外観 消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	
変更しない設備・ 機器の検査 図リ1-11	消防設備(屋外消火 栓) 検査①	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 寸法 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
外観 配置	外観 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 配置 屋外消火栓の配置を目標により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	
外観 作動	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 不導式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。 作動 屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 不導式の屋外消火栓が設置されていること。 屋外消火栓が正常に作動すること。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	

表1-2-2 工場構成型工場の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対応設備(1) 図リ2-1	非常用照明の復旧 検査①	非常用照明の員数を目標により確認する。	非常用照明の員数が申請内容どおりであること。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認すること。
系統	非常用照明が非常用電源系統にて固定されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統にて固定される。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されれていること。
据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。
配置	非常用照明の配置を目標により確認する。	非常用照明の配置を目標により確認する。	非常用照明の配置が申請内容どおりであること。	非常用照明の配置が申請内容どおりであること。
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯することを確認する。	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯すること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯していること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 検査① 図リ2-2	誘導灯の員数を目標により確認する。	誘導灯の員数を目標により確認する。	誘導灯の員数が申請内容どおりであること。	誘導灯の員数が申請内容どおりであること。
系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されている。	誘導灯が非常用電源系統にて固定されていること。	誘導灯が非常用電源系統にて固定されていること。
据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。
配置	誘導灯の配置を目標により確認する。	誘導灯の配置を目標により確認する。	誘導灯の配置が申請内容どおりであること。	誘導灯の配置が申請内容どおりであること。
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯することを確認する。	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯すること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯していること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチテリにより点灯していること。
安全避難通路の増設 図リ2-3	安全避難通路の配置を目標により確認する。	安全避難通路の配置を目標により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容どおりであること。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。
外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-2 工場構成工場の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査①②	検査③	検査④	検査の方法		判定基準
				寸法	材料	
非常用設備緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用固定式堰)の新設 図り2-4	検査① 検査② 検査③ 検査④	材料	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。		
		寸法	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
		材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が□であること。		
		員数	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
		寸法	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
	据付 配置 外観	据付	固定式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
		配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	固定式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。		
		材料	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。		
		寸法	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。		
堰(内部溢水止水用脱着式堰)の新設 図り2-5	検査① 検査② 検査③ 検査④	材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が□であること。		
		寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。		
		材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が□であること。		
		員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
		寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
	据付 配置 外観	据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
		配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
		外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-2 工場構成型工場の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用連報装置 図リ2-6	非常ベル装置の員数を検査①	員数	非常ベル装置の員数を目視により確認する。	非常ベル装置の員数が申請内容のとおりであること。
	非常ベル装置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	指付	非常ベル装置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常ベル装置が申請内容のとおりであること。
	非常ベル装置の配置を検査①	員数	非常ベル装置の配置を目視により確認する。	非常ベル装置の配置が申請内容のとおりであること。
	非常ベル装置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	外観	非常ベル装置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常ベル装置に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	作動	非常ベル装置により確認する。	非常ベル装置により確認する。
	放送設備の復旧 図リ2-7	検査①	員数	放送設備の員数を目視により確認する。
	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	指付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	放送設備が申請内容のとおりであること。
	配管	配管	放送設備の配置を目視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	外観	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡装置(電話 装置)の増設 図リ2-8	通信連絡装置の員数を検査①	員数	通信連絡装置の員数を目視により確認する。	通信連絡装置の員数が申請内容のとおりであること。
	通信連絡装置が開、作業机等に接付けられていることを目視により確認する。	指付	通信連絡装置が開、作業机等に接付けられていることを目視により確認する。	通信連絡装置が開、作業机等に接付けられること。
	配管	配管	通信連絡装置の配置を目視により確認する。	通信連絡装置の配置が開、作業机等に接付けられること。
	外観	外観	通信連絡装置に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡装置に有害な傷及び変形がないこと。
非常用火災報知設備 その他の運動する警報装置の改修 図リ2-9	自動火災報知設備の員数を検査①	員数	自動火災報知設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備が申請内容のとおりであること。
	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	指付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配管	配管	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
	作動	作動	自動火災報知設備(感知器)について、加煙器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
自動火災報知設備(ベル) その他の配管による改修 図リ2-9	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	作動	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-2 工場棕成型工場の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の増設 図リ2-10	検査① 員数	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。
	配管	検査② 寸法	消火器の配置を目視により確認する。	消火器の配置が申請内容のとおりであること。
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火 栓) 図リ2-11	検査① 員数	屋外消防栓の員数を目視により確認する。 屋外消防栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消防栓の員数が申請内容のとおりであること。
	指付	検査② 寸法	屋外消防栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消防栓が所定の場所に設置されていること。
	配管	検査③ 寸法	屋外消防栓の配置を目視により確認する。	屋外消防栓の配置が申請内容のとおりであること。
外観			屋外消防栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消防栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消防栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消防栓が設置されていること。
作動			屋外消防栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消防栓が正常に作動すること。

表1-2-3 工場構組立工場の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対応装置(1) 図リ3-1	非常用照明の復旧 検査① 員数 非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されれていること。 非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。 非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されれていること。 非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。
配管 外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していることにより点灯することを確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していること。
作動 誘導灯の復旧 図リ3-2	検査① 員数 誘導灯の員数を目視により確認する。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。 誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
配管 外観 作動 誘導灯の復旧 図リ3-2	誘導灯の配置を目視により確認する。 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯することを確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。 誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。 非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上パッチリにより点灯していること。
安全避難通路の増設 図リ3-3	検査① 配置 外観 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 非常用通報設備 図り3-4	非常ベル設置の箇 所	検査① 員数	非常ベル設備の員数を目標により確認する。	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
	指付	検査① 員数	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認すること。
	配置	検査① 員数	非常ベル設備の配置を目標により確認する。	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
外観	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	検査① 員数	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	非常ベル設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	検査① 員数	非常ベル設備が正常に作動すること。	非常ベル設備が正常に作動すること。
配置	放送設備の員数を目標により確認する。	検査① 員数	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。
外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	検査① 員数	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	検査① 員数	放送設備が正常に作動すること。	放送設備が正常に作動すること。
配置	通信連絡設備の員数を目標により確認する。	検査① 員数	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
外観	通信連絡設備が開、作業机等に接付けられていることを目標により確認する。	検査① 員数	通信連絡設備が開、作業机等に接付けられていることを目標により確認する。	通信連絡設備が開、作業机等に接付けられていること。
作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	検査① 員数	通信連絡設備が正常に作動すること。	通信連絡設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話 器具)の増設 図り3-5	通信連絡設備の員数を目標により確認する。	検査① 員数	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
配置	通信連絡設備を目標により確認する。	検査① 員数	通信連絡設備が開、作業机等に接付けられていることを目標により確認する。	通信連絡設備が開、作業机等に接付けられていること。
外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	検査① 員数	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	検査① 員数	通信連絡設備が正常に作動すること。	通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用火災報知設備 図り3-6	火災感知設備及び 報知設備の増設及び 改修	検査① 員数	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。
配置	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	検査① 員数	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認すること。
外観	自動火災報知設備の配置を目標、又は記録により確認する。	検査① 員数	自動火災報知設備の配置を目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
作動	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目標、又は記録により確認する。	検査① 員数	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
非常用火災報知設備 図り3-7	火災感知設備及び 報知設備の増設及び 改修	検査① 員数	自動火災報知設備(感知器)により確認する。	自動火災報知設備(感知器)により確認すること。
配置	自動火災報知設備(感知器)について、加湿器による作動試験を行い、正常に作動することを目標により確認する。	検査① 員数	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを目標により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
外観	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目標、又は記録により確認する。	検査① 員数	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目標、又は記録により確認する。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
作動	自動火災報知設備(感知器)について、加湿器による作動試験を行い、正常に作動することを目標により確認する。	検査① 員数	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを目標により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
自動火災報知設備(発信機)	自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを目標により確認する。	検査① 員数	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-3 工場棟組立工場の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 消防設備 図り3-8	消防器の増設 検査①	員数	消防器の員数を目視により確認する。	消防器の員数が申請内容のとおりであること。
	配置		消防器の配置を目視により確認する。	消防器の配置が申請内容のとおりであること。
	外観		消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消防器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・ 機器の検査 図り3-9	消防設備(屋外消火栓) 検査①	員数	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。
	寸法		屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。
	据付		屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。
	配置		屋外消火栓の配置を目視により確認する。	屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。
	外観		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。
			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
	作動		屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-2-4 付属建物第2核(燃料倉)庫の非常用設備の検査の方法 (1/3)

検査の項目	検査①	検査②	検査の方法	判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1) 図リ4-1	非常用照明の仮移設及び復旧	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
	系統		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを。
	掲付		非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明が申請内容のとおりであること。
	配管		非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
	外観		非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
誘導灯の仮移設及 び復旧 図リ4-2	誘導灯①	員数	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	系統		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを。
	掲付		誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。
	配管		誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
	外観		誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
	作動		安全避難通路の配置を目視により確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していることを。
安全避難通路の増 設 図リ4-3	検査①	配管	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。
	外観		安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査①② 塗(内部塗水止水 用固定式塗の新設 図リ4-4)	検査③ 寸法	
非常用設備 緊急対策設備(3)	材料 寸法	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの塗寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容とおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
検査④	材料 員数 寸法	コーネィング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 固定式塗の員数を目視により確認する。 固定式塗の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	アンカーの経寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 コーネィング材が_____であること。
接付		固定式塗が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式塗の員数が申請内容のとおりであること。
配置		固定式塗の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式塗の位置が申請内容のとおりであること。
外観		固定式塗に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式塗に有害な傷及び変形がないこと。
非常用設備 非常用通報設備	通信連絡設備(電話 設備)の増設 図リ4-5	検査① 員数 接付	通信連絡設備の員数を目視により確認する。 通信連絡設備が機、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。
配置		通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
外観		通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備が申請内容のとおりであること。
作動		通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用設備 自動火災報知設備	火災感知設備及び それに連動する警 報設備の改造 図リ4-6	検査① 員数 接付 配置	自動火災報知設備の員数を目標、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備の配置を目標、又は記録により確認する。
外観		自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が申請内容のとおりであること。
作動		自動火災報知設備(感知器)について、加速度による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
		自動火災報知設備(ベル)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(ベル)が正常に作動すること。
		自動火災報知設備(発信機)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-4 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設置備の検査の方法（3/3）

検査の項目		検査①	検査の方法	判定基準
変更しない設備・機器の箇番	非常用通報設備(非常ベル設置) 国リナ-7	非常ベル設置の員数を目視により確認する。	非常ベル設置の員数が申請内容のとおりであること。	
操作	非常ベル設置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常ベル設置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常ベル設置が申請内容のとおりであること。	
配管	非常ベル設置の配管を目視により確認する。	非常ベル設置の配管が申請内容のとおりであること。	非常ベル設置が正常に作動すること。	
外観	非常ベル設置に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常ベル設置に有害な傷及び変形がないこと。	非常ベル設置が正常に作動すること。	
作動	非常ベル設置について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	非常ベル設置により確認する。	非常ベル設置が正常に作動すること。	
非常用通報設備(放送設備) 国リナ-7	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備の員数を目視により確認する。	放送設備が申請内容のとおりであること。	
操作	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	放送設備が申請内容のとおりであること。	
配管	放送設備の配管を目視により確認する。	放送設備の配管を目視により確認する。	放送設備が申請内容のとおりであること。	
外観	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないこと。	放送設備が申請内容のとおりであること。	
作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備により確認する。	放送設備が正常に作動すること。	
消防設備(消火器) 国リナ-7	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数を目視により確認する。	消火器が申請内容のとおりであること。	
操作	消火器の配管を目視により確認する。	消火器の配管を目視により確認する。	消火器が正常に作動すること。	
外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。	消火器が申請内容のとおりであること。	
非常用通報設備(屋外消火栓) 国リナ-7	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓の員数を目視により確認する。	屋外消火栓が申請内容のとおりであること。	
寸法	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを配管により確認する。	屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	
操作	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	
配管	屋外消火栓の配管を目視により確認する。	屋外消火栓の配管を目視により確認する。	屋外消火栓が申請内容のとおりであること。	
外観	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	屋外消火栓が申請内容のとおりであること。	
不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。		
作動	屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを配管により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	屋外消火栓が正常に作動すること。	

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法（1/3）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用設備緊急対策設備(1) 設及び復旧 図り5-1	非常用照明の仮移 検査①	員数 非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。
系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。	
据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。	
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	
誘導灯の仮移設及び復旧 図り5-2	検査①	員数 誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	
据付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	
配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申請内容のとおりであること。	
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	
安全避難通路の増設 図り5-3	検査①	配管 安全避難通路の配管を目視により確認する。	安全避難通路の配管が申請内容のとおりであること。
外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。	
通信連絡設備(電話設備)の増設 図り5-4	検査①	員数 通信連絡設備の員数を目視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。
据付	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていることを目視により確認する。	通信連絡設備が棚、作業机等に据付けられていること。	
配置	通信連絡設備の配置を目視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであること。	
外観	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないこと。	
作動	通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。	

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法（2/3）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査①	検査②	
要更しない設備・機器の検査 図り5-5	非常用通報設備(非常ベル設備)	員数	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。
		据付	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
		配置	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	非常ベル設備に有害な腐及び変形がないこと。
		作動	非常ベル設備により確認する。
	非常用通報設備(放送設備) 図り5-5	員数	放送設備の員数を目視により確認する。
		据付	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。
		配置	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	放送設備に有害な腐及び変形がないことを目視により確認する。
		作動	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
自動火災報知設備 (火災感知設備及びそれに連動する警報設備) 図り5-5	検査①	員数	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。
		据付	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。
		配置	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	自動火災報知設備に有害な腐及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、加压器による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。
	検査②	員数	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
		据付	自動火災報知設備(感知器)が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。
		配置	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
		外観	自動火災報知設備に有害な腐及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。
		作動	自動火災報知設備(感知器)について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。

表1-2-5 付属建物容器管理棟の非常用設備の検査の方法（3/3）

検査の項目	検査①		検査の方法	判定基準
	検査②	検査③		
交換しない設備・機器の検査	消火設備(消火器) 図り5-5	消火器の員数を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容どおりであること。	
	配管	消火器の配管を目視により確認する。	消火器の配管が申請内容どおりであること。	
外観	消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。		
消防設備(屋外消火栓) 図り5-5	真数 寸法	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容どおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。	
	据付	屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。	
配管	真数	屋外消火栓の配管を目視により確認する。	屋外消火栓の配管が申請内容どおりであること。	
外観		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	
作動		屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水装置試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目	検査①	検査②	検査の方法	判定基準
非常用誘導灯の復旧 図り6-1	非常用照明の復旧 検査①	員数	非常用照明の員数を目視により確認する。	非常用照明の員数が申請内容とのおりであること。
系統	非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。		非常用照明が非常用電源系統により確認されていること。	非常用照明が非常用電源系統により確認する。
接付	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。		非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されれていることを目標により確認する。
配置	非常用照明の配置を目標により確認する。		非常用照明の配置が申請内容とのおりであること。	非常用照明の配置が申請内容とのおりであること。
外観	非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。
作動	非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。		非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
誘導灯の復旧 図り6-2	誘導灯の員数を目標により確認する。 検査①	員数	誘導灯の員数を目標により確認する。	誘導灯の員数が申請内容とのおりであること。
系統	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。		誘導灯が非常用電源系統により確認されていること。	誘導灯が非常用電源系統により確認される。
接付	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。		誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目標により確認する。
配置	誘導灯の配置を目標により確認する。		誘導灯の配置が申請内容とのおりであること。	誘導灯の配置が申請内容とのおりであること。
外観	誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。		誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
作動	誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。		非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。
安全避難通路の増設 図り6-3	安全避難通路の増設 検査①	配置	安全避難通路の配置を目標により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容とのおりであること。
		外観	安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目標により確認する。	安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目 非常用設備 緊急対策設備(3) 図りB-4	検査の方法			判定基準
	検査① 堰(内部溢水止水 用)固定式堰の新設 図りB-4	検査② 寸法	検査③ 材料	
非常用設備 緊急対策設備(3) 図りB-4	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーハブ部材が不燃性材料であること。	アンカーハブ部材の材質、強度が申請内容のとおりであること。		
検査④ 寸法	アンカーハブ部材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーハブ部材及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。		
検査⑤ 材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が_____であること。		
検査⑥ 寸法	固定式堰の員数を目視により確認する。	固定式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
据付	固定式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
配置	固定式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
外観	固定式堰に設置されていることを目視により確認する。	固定式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
堰(内部溢水止水 用)脱着式堰の新設 図りB-5	アンカーハブ部材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	固定式堰に有害な傷及び変形がないこと。		
検査⑦ 寸法	アンカーハブ部材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーハブ部材の材質、強度が申請内容のとおりであること。		
検査⑧ 材料	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーハブ部材の材質が申請内容のとおりであること。		
寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が_____であること。		
検査⑨ 寸法	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。		
検査⑩ 材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が_____であること。		
検査⑪ 員数	脱着式堰の員数を目視により確認する。	脱着式堰の員数が申請内容のとおりであること。		
寸法	脱着式堰の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の高さ寸法が申請内容のとおりであること。		
据付	脱着式堰が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式堰の設置位置が申請内容のとおりであること。		
配置	脱着式堰の配置を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式堰の配置が申請内容のとおりであること。		
外観	脱着式堰に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式堰に有害な傷及び変形がないこと。		

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（3/4）

検査の項目	検査①	検査の方法	判定基準
非常用通報装置 図リ6-7	放送設備の復旧 検査①	放送設備の員数を自視により確認する。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを確認する。	放送設備の員数が申請内容のとおりであることを。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを。
	配管	放送設備の配置を自視により確認する。	放送設備の配置が申請内容のとおりであることを。
外観		放送設備に有害な傷及び変形がないことを自視により確認する。	放送設備に有害な傷及び変形がないことを。
作動		放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	放送設備が正常に作動すること。
通信連絡設備(電話 検査②) 図リ6-8	通信連絡設備の確認 検査①	通信連絡設備の員数を自視により確認する。 通信連絡設備が端子に接付けられていることを自視により確認する。	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであることを。 通信連絡設備が端子に接付けられていることを。
	配管	通信連絡設備の配置を自視により確認する。	通信連絡設備の配置が申請内容のとおりであることを。
外観		通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを自視により確認する。	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを。
作動		通信連絡設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	通信連絡設備が正常に作動すること。
非常用火災警報装置 そのに連動する警 報装置の改造 図リ6-9	火災警報装置及び 自動火災報知設備 検査①	自動火災警報装置が建物の壁、柱、梁、屋根等により確認する。 自動火災警報装置が建物の壁、柱、梁、屋根等により確認する。	自動火災警報装置の員数が申請内容のとおりであることを。 自動火災警報装置が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを。
	配管	自動火災警報装置の配置を自視、又は記録により確認する。	自動火災警報装置が申請内容のとおりであることを。
外観		自動火災警報装置に有害な傷及び変形がないことを自視、又は記録により確認する。	自動火災警報装置に有害な傷及び変形がないことを。
作動		自動火災警報装置(感知器)により確認する。	自動火災警報装置(感知器)が正常に作動すること。
		自動火災警報装置(ベル)により確認する。	自動火災警報装置(ベル)が正常に作動すること。
		自動火災警報装置(発信機)により確認する。	自動火災警報装置(発信機)が正常に作動すること。
		自動火災警報装置(発信機)により確認する。	自動火災警報装置(発信機)が正常に作動すること。

表1-2-6 放射線管理棟の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目	検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備 図り 6-9	検査① 真数	消火器の員数を目視により確認する。 消火器の配置を目視により確認する。
外観		消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
変更しない設備・ 像似器の検査 消火設備(屋外消火栓) 図り 6-10	検査① 真数 寸法	屋外消火栓の員数を目視により確認する。 屋外消火栓の理設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。
据付		屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
配管		屋外消火栓の配置を目視により確認する。
外観		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
		不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。
作動		屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法（1/2）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備 緊急対策設備(1) 図リ7-1	非常用照明の増設 検査① 員数	非常用照明の員数を目視により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明が申講内容のとおりであること。	非常用照明が申講内容のとおりであること。
	系統 据付	非常用照明が建物の壁、柱、梁等にボルト、又は溶接にて固定されいることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されいること。	非常用照明が申講内容のとおりであること。
	配置	非常用照明の配置を目視により確認する。	非常用照明が申講内容のとおりであること。	非常用照明が申講内容のとおりであること。
外観		非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明が申講内容のとおりであること。
作動		非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	非常用照明が申講内容のとおりであること。
誘導灯の増設 図リ7-2	検査① 員数	誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯の員数が申講内容のとおりであること。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。
	系統 据付	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が申講内容のとおりであること。
	配置	誘導灯の配置を目視により確認する。	誘導灯の配置が申講内容のとおりであること。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
外観		誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯が申講内容のとおりであること。
作動		誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が申講内容のとおりであること。
送信設備の増設 図リ7-3	検査① 員数 据付	送信設備の員数を目視により確認する。 送信設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	送信設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	送信設備が申講内容のとおりであること。
	配置	送信設備の配置を目視により確認する。	送信設備の配置が申講内容のとおりであること。	送信設備に有害な傷及び変形がないこと。
外観		送信設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	送信設備が正常に作動すること。	送信設備が正常に作動すること。
	作動	送信設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	送信設備が正常に作動すること。	送信設備が正常に作動すること。
非常用設備 非常用通報設備 図リ7-4	火災感知設備の増設 検査① 員数 据付	自動火災報知設備の員数を目視、又は記録により確認する。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の員数が申講内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	自動火災報知設備の配置が申講内容のとおりであること。
	配置	自動火災報知設備の配置を目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備の配置が申講内容のとおりであること。	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないこと。
外観		自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視、又は記録により確認する。	自動火災報知設備が正常に作動すること。	自動火災報知設備が正常に作動すること。
	作動	自動火災報知設備(感知器)について、加速度による作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。

表1-2-7 付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の検査の方法（2/2）

検査の項目			検査の方法		判定基準
非常用設備 消火設備 図リ7-5	消防器の増設 検査①	員数	消防器の員数を目標により確認する。	消防器の員数が申請内容のとおりであること。	
	配置		消防器の配置を目視により確認する。	消防器の配置が申請内容のとおりであること。	
	外観		消防器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消防器に有害な傷及び変形がないこと。	
変更しない設備・ 機器の検査	消防設備(屋外消火栓) 図リ7-6	員数 寸法 据付 配置	屋外消火栓の員数を目標により確認する。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。 屋外消火栓の配置を目標により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていること。 屋外消火栓の配置が申請内容のとおりであること。	
	外観		屋外消火栓に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。	
			不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	不凍式の屋外消火栓が設置されていること。	
	作動		屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水装置を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。	

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法（1/4）

検査の項目		検査の方法		判定基準
非常用設備緊急対策設備(1) 図リ8-1	非常用照明の復旧 検査①	員数 非常用照明の員数を目視により確認する。	記録により確認する。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。	非常用照明の員数が申請内容のとおりであること。 非常用照明が非常用電源系統に接続されていること。
据付 配置	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されしていること。	非常用照明が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されしていること。	非常用照明が申請内容のとおりであること。
外観 作動	非常用照明の配置を目視により確認する。 非常用照明に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 非常用照明について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。 非常用照明が申請内容のとおり点灯していること。	非常用照明の配置が申請内容のとおりであること。 非常用照明に有害な傷及び変形がないこと。	非常用照明が申請内容のとおりであること。
誘導灯の復旧 図リ8-2	検査①	員数 誘導灯の員数を目視により確認する。	誘導灯を解放後、40秒以上バッテリにより点灯していること。	誘導灯の員数が申請内容のとおりであること。
据付 配置	誘導灯が非常用電源系統に接続されていることを記録により確認する。 誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていることを目視により確認する。	誘導灯が非常用電源系統に接続されていること。	誘導灯が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。	誘導灯が申請内容のとおりであること。
外観 作動	誘導灯の配置を目視により確認する。 誘導灯に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 誘導灯について、非常用電源のブレーカを解放後、40秒以上バッテリにより点灯することを確認する。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。	誘導灯が申請内容のとおりであること。	誘導灯に有害な傷及び変形がないこと。
安全避難通路の増設 図リ8-3	検査①	配置 外観	安全避難通路の配置を目視により確認する。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	安全避難通路の配置が申請内容のとおりであること。 安全避難通路に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法（2/4）

検査の項目	検査の方法		判定基準
	検査① 寸法	検査② 材料	
非常用設備 緊急対策設備(3) 用)固定式壠の新設 図り8-4	壠(内部溢水止水 用)脱着式壠の新設 図り8-5	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカー及び鋼材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼材が不燃性材料であること。
	検査③ 材料	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法及び鋼材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④ 員数	固定式壠の員数を目視により確認する。	コーキング材が_____であること。
	寸法	固定式壠の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	固定式壠の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	固定式壠が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	固定式壠の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	固定式壠の配置を施工業者の品質記録により確認する。	固定式壠の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	固定式壠に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	固定式壠の配置が申請内容のとおりであること。
	検査① 寸法	アンカーの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	固定式壠に有害な傷及び変形がないこと。
	検査② 材料	アンカーの径寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	止水板の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	アンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 寸法	止水板の外形寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板が_____であること。
	検査④ 員数	脱着式壠の員数を『メーカー仕様書』により確認する。	止水板の寸法が申請内容のとおりであること。
	検査⑤ 寸法	コーキング材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	コーキング材が_____であること。
	検査⑥ 員数	脱着式壠の員数を目視により確認する。	脱着式壠の員数が申請内容のとおりであること。
	据付	脱着式壠の高さ寸法を施工業者の品質記録により確認する。	脱着式壠の高さ寸法が申請内容のとおりであること。
	配置	脱着式壠が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	脱着式壠の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	脱着式壠に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	脱着式壠に有害な傷及び変形がないこと。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設設備の検査の方法（3/4）

検査の項目		検査の方法	判定基準
非常用通報設備 非常用連絡設備 図リ8-6	非常ベル設備の個数	検査① 員数	非常ベル設備の員数が申請内容のとおりであること。 非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	接付	検査① 員数	非常ベル設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配管	検査① 員数	非常ベル設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	検査① 員数	非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
	作動	検査① 員数	非常ベル設備により確認する。 非常ベル設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
	送信設備の復旧	検査① 員数	放送設備の員数が申請内容のとおりであること。 放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	接付	検査① 員数	放送設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	配管	検査① 員数	放送設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	検査① 員数	放送設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。 放送設備により確認する。
	作動	検査① 員数	放送設備について、作動試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。 放送設備により確認する。
通信連絡設備(電話 設備)の増設 図リ8-8	通信連絡設備の員数	検査① 員数	通信連絡設備の員数が申請内容のとおりであること。 通信連絡設備が端末機、作業机等に署付けられていることを目視により確認する。
	接付	検査① 員数	通信連絡設備の配置を申請内容のとおりであること。
	配管	検査① 員数	通信連絡設備の配置を申請内容のとおりであること。
	外観	検査① 員数	通信連絡設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
	作動	検査① 員数	通信連絡設備により確認する。 通信連絡設備により確認する。
	接付	検査① 員数	自動火災報知設備により確認する。
	配管	検査① 員数	自動火災報知設備の員数が申請内容のとおりであること。 自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等にボルト、又は溶接にて固定されていること。
	外観	検査① 員数	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
	作動	検査① 員数	自動火災報知設備により確認する。
	接付	検査① 員数	自動火災報知設備が申請内容のとおりであること。
非常用火災報知設備 自動火災報知設備 それによる運動する 設備の改造 図リ8-9	火災感知器及び警報装置の運動する	検査① 員数	自動火災報知設備により確認する。
	接付	検査① 員数	自動火災報知設備が建物の壁、柱、梁、屋根等により確認する。
	配管	検査① 員数	自動火災報知設備の配置が申請内容のとおりであること。
	外観	検査① 員数	自動火災報知設備に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。
	作動	検査① 員数	自動火災報知設備(感知器)により確認する。 自動火災報知設備により確認する。
	接付	検査① 員数	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	配管	検査① 員数	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。
	外観	検査① 員数	自動火災報知設備により確認する。
	作動	検査① 員数	自動火災報知設備(感知器)により確認する。
	接付	検査① 員数	自動火災報知設備(感知器)が正常に作動すること。

表1-2-8 付属建物除染室・分析室の非常用設備の検査の方法（4/4）

検査の項目				検査の方法	判定基準
非常用設備 消火設備	消火器の復旧 図り8-10	検査① 検査②	員数	消火器の員数を目視により確認する。 消火器の配置を目視により確認する。	消火器の員数が申請内容のとおりであること。 消火器の配置が申請内容のとおりであること。
外観				消火器に有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。	消火器に有害な傷及び変形がないこと。
変更しない設備・機器の検査	消防設備(屋外消火栓) 図り8-11	員数 寸法 指付	員数 寸法 上端までの深さが300mm以上であることを記録により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓の員数が申請内容のとおりであること。 屋外消火栓の埋設配管について、地表面から管の上端までの深さが300mm以上であること。 屋外消火栓が所定の場所に設置されていることを目視により確認する。
外観				屋外消火栓を目視により確認する。 不凍式の屋外消火栓が設置されていることを目視により確認する。	屋外消火栓に有害な傷及び変形がないこと。 不凍式の屋外消火栓が設置されていること。
作動				屋外消火栓について、加圧送水装置試験、又は放水試験を行い、正常に作動することを記録により確認する。	屋外消火栓が正常に作動すること。

表1-3-1 工場換軌換工場の改造部分の検査の方法（1/5）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-a. 柱脚部重石補強	検査①② 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容とおりであること。
検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容とおりであること。
検査④	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ耐候性塗料であること。
検査⑤	材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 床底面に有害な凹凸及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容とおりであること。 床底面に有害な凹凸及び変形がないこと。
1-b. 鉄骨プレース新設	検査① 寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容とおりであること。
検査②	据付 外観	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な凹凸及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容とおりであること。 鉄骨に有害な凹凸及び変形がないこと。
1-c. 鉄骨プレース交換補強	検査① 寸法 検査③	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容とおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容とおりであること。
1-d. 屋根面鉄骨補強	検査① 寸法 検査②	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容とおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容とおりであること。 鉄骨の設置位置が申請内容とおりであること。
	外観	鉄骨に有害な凹凸及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な凹凸及び変形がないこと。

表1-3-1 工場稼動換工場の改造部分の検査の方法（2/5）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	外観	
1-e. 住棊仕口部補強 (1/4:長部補強)	検査①	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
	寸法	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。
	外観		鋼板及び溶接部に有害な亀及び変形がないことを確認する。	鋼板及び溶接部に有害な亀及び変形がないこと。
1-e. 住棊仕口部補強 (2/4:梁上シャットドボルト増設 補強)	検査①	材料	スタッドボルトの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	スタッドボルトの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法	スタッドボルトの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	スタッドボルトの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	スタッドボルトが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	スタッドボルトの設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観		スタッドボルトに有害な亀及び変形がないことを確認する。	スタッドボルトに有害な亀及び変形がないこと。
1-e. 住棊仕口部補強 (3/4:梁上あと施工アンカー 増設補強)	検査①	材料	アンカーハーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーハーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法	アンカーハーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	アンカーハーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	据付	鋼板及びアンカーハーに有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観		鋼板及びアンカーハーに有害な亀及び変形がないことを確認する。	鋼板及びアンカーハーに有害な亀及び変形がないこと。 鋼板が不燃性材料であること。
1-e. 住棊仕口部補強 (4/4:住棊エブリート補強)	検査①	材料	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	寸法	寸法	鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	鋼板が所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の溶接位置が申請内容のとおりであること。
	外観		鋼板及び溶接部に有害な亀及び変形がないことを確認する。	鋼板及び溶接部に有害な亀及び変形がないこと。
1-f. 住脚部溶接補強	検査①	据付	所定の場所に溶接されていることを施工業者の品質記録により確認する。	溶接位置が申請内容のとおりであること。
	外観		溶接部に有害な亀及び変形がないことを確認する。	溶接部に有害な亀及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟軒換工場の改造部分の検査の方法（3/5）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-8. 防火壁追設	検査① 材料 寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
検査② 材料 寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。	
検査③ 材料 寸法	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
検査④ 材料 寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。	
検査⑤ 配置 外観	鋼板及び石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。 鋼板及び石膏ボードに有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鋼板及び石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。 鋼板及び石膏ボードに有害な変及び変形がないこと。	
1-9. エキスパンションジョイント交換	検査① 材料 寸法	エキスパンションジョイントの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 エキスパンションジョイントの幅寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイントの材質が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイントの幅寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 配置 外観	エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。 エキスパンションジョイントに有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイントに有害な変及び変形がないこと。	
1-1. 外壁サイディング補強	検査① 材料 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングの材質、強度が不燃性材料であること。
検査② 材料 寸法	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。	
検査③ 配置 外観	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディングに有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録と目標により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディングに有害な変及び変形がないこと。	

表1-3-1 工場稼動換工場の改造部分の検査の方法（4/5）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	外観	
1-j. 鉄扉及びシャッタ補強	検査①	材料 寸法	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材が断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	寸法 外観	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な亀裂及び変形がないこと。
	検査③	材料 寸法 外観	シャッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 シャッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 シャッタ補強材及びシャッタ滑り板に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタ補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材が不燃性材料であること。 シャッタ補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	寸法 外観	シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録によ り確認する。 シャッタ及びシャッタ滑り板に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質 記録と目視により確認する。	シャッタ補強材に有害な亀裂及び変形がないこと。
1-k. 鉄扉及びシャッタ交換	検査①	材料 寸法 外観	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認す る。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が申請内容のとおりであること。
	検査②	寸法 外観	鉄扉に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認す る。	鉄扉に有害な亀裂及び変形がないこと。
	検査③	材料 寸法 外観	シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認す る。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。
1-l. 鋼板補強	検査①	材料 寸法 外観	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鋼板が不燃性材料であること。
	検査②	材料 寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
	検査③	材料 寸法	断熱材の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	断熱材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	寸法 外観	断熱材の厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認す る。	断熱材の材質が申請内容のとおりであること。 鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。
			鋼板に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視によ り確認する。	鋼板に有害な亀裂及び変形がないこと。

表1-3-1 工場棟軒換工場の改造部分の検査の方法（5/5）

工事番号及び工事名稱	検査の項目	検査の方法	判定基準
1-m. 外壁更新	検査① 材料 接着付 寸法 検査② 材料 寸法 配置 外観 検査③ 検査① 材料 寸法 検査② 外観 1-n. 折板追戻補強	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『差送証明書』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディング及び耐火被覆材に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 折板に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。 サイディングに耐火被覆材が申請内容のとおりに施工されていること。 サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディング及び耐火被覆材に有害な亀裂及び変形がないこと。 折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 折板の設置位置が申請内容のとおりであること。 折板に有害な亀裂及び変形がないこと。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 折板の設置位置が申請内容のとおりであること。
1-o. 折板張替え補強	検査① 材料 寸法 検査② 外観	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。

表1-3-2 工場棟成形工場の改造部分の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名 称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	記述	
2-a. 壁静設補強	検査①② 材料 寸法	材料 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 並筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 並筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③ 材料 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
2-b. 壁増打ち補強	検査④ 材料 外観 寸法	材料 外観 寸法	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。 コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 新設した壁表面に有害な亀及び変形がないこと。 鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査⑤ 材料 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
2-c. 梁側面増打ち補強	検査①② 材料 外観 寸法	材料 外観 寸法	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 増打ちした梁表面に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。 コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 増打ちした梁表面に有害な亀及び変形がないこと。 鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③ 材料 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
2-d. スラブ増打ち補強	検査④ 材料 外観 寸法	材料 外観 寸法	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 増打ちした梁表面に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 増打ちした梁表面に有害な亀及び変形がないこと。 鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査⑤ 材料 外観 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。 コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。	
			増打ちしたスラブ表面に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	増打ちしたスラブ表面に有害な亀及び変形がないこと。

表1-3-2 工場構成型工場の改造部分の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	外観	
2-e. 鋼骨プレース新設	検査①	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	握手	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
			鉄骨に有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な変及び変形がないこと。
	外観	材料	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
2-f. 屋根面鉄骨補強	検査①	材料	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄骨に有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な変及び変形がないこと。
	検査②	握手	鉄骨に有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な変及び変形がないこと。
			鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	材料	鉄骨に有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な変及び変形がないこと。
		寸法	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。
2-g. 耐火壁追加	検査①	材料	石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードが不燃性材料であること。
		寸法	石膏ボードの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	石膏ボードの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	材料	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。
		寸法	下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材が不燃性材料であること。
	検査③	配置	石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。	下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
			石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。	石膏ボードの配置が申請内容のとおりであること。
2-h. エキスパンションジョイント・カバー追設	検査①	外観	石膏ボードに有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードに有害な変及び変形がないこと。
		材料	ニキスパンションジョイント・カバーの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの材質が申請内容のとおりであること。
	検査②	寸法	ニキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
		配置	ニキスパンションジョイント・カバーの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの配置が申請内容のとおりであること。
	検査③	外観	ニキスパンションジョイント・カバーに有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーに有害な変及び変形がないこと。
		寸法	ニキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
2-i. 鋼扉補強	検査①	材料	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
		寸法	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。
	検査②	握手	鉄扉反び扶手補強材に有害な変及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉反び扶手補強材に有害な変及び変形がないこと。

表1-3-2 工場棟成形工場の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	外観	
2-j. 鉄扉交換	検査①	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
	寸法	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	鉄扉に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な亀裂及び変形がないこと。
2-k. 折板追設補強	検査①	材料	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。
	寸法	寸法	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	据付	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。
		外観	折板に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な亀裂及び変形がないこと。

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
3-a.壁新設補強	検査①② 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。
検査③ 寸法	材料	杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。
検査④ 寸法	材料	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑤ 配置	配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。
検査⑥ 着底	寸法	支撑層の到達確認を施工業者の品質記録により確認する。	支撑層の到達確認がされていること。
検査⑦ 寸法	材料	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑧ 外観	材料	造科の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	造科が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。
検査⑨ 外観	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
3-b.壁掛け打っ放強	寸法	新設した壁表面に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視にて確認する。	新設した壁表面に有害な凹及び変形がないこと。
検査⑩② 寸法	材料	コンクリートの強度を施工業者の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
検査⑪ 寸法	材料	鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑫ 寸法	材料	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑬ 寸法	材料	造科の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	造科が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。
検査⑭ 外観	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
3-c.バットレス新設補強	寸法	増打ちした壁表面に有害な凹及び変形がないことと施工業者の品質記録と目視にてより確認する。	増打ちした壁表面に有害な凹及び変形がないこと。
検査⑮② 寸法	材料	鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査⑯ 寸法	材料	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑰ 外観	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
		新設したバットレス表面に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設したバットレス表面に有害な凹及び変形がないこと。

表1-3-3 工場棟組立工場の改修部分の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事事名稱	検査の項目	検査の方法	判定基準
3-d. スラブ新設補強	検査①② 寸法	材料 筋筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの寸法が申請内容のとおりであること。
検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	材料 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 新設したスラブ表面に有害な亀裂及び変形がないこと。 根により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 新設したスラブ表面に有害な亀裂及び変形がないこと。
3-e. 屋根面鉄骨補強	検査① 寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	接付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。
外観		鉄骨に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨に有害な亀裂及び変形がないこと。
検査①	材料	鉄骨補強材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨補強材が不燃性材料であること。
3-f. 鉄扉及びシャッタ補強	寸法 接付 外観	鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉補強材が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な亀裂及び変形がないこと。
検査②		シャッタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
検査③	材料	シャッタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャッタ補強材が不燃性材料であること。
検査④	接付 外観	シャッタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 シャッタ補強材に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 シャッタ補強材に有害な亀裂及び変形がないこと。

表1-3-3 工場棟組立工場の改造部分の検査の方法 (3/3)

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
3-g. 外壁更新	検査① 材料 接着付 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『差送証明書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングが不燃性材料であること。 サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 材料 寸法 配置	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	外壁下地材の材質が不燃性材料であること。 外壁下地材が不燃性材料であること。 外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
検査③ 検査④ 外観 寸法	サイディング及び耐火被覆材に有害な変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な変形がないこと。 サイディングの配置が申請内容のとおりであること。 サイディング及び耐火被覆材に有害な変形がないこと。 折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。 折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
3-h. 折板張替え補強	検査① 材料 寸法 検査② 接着付 外観 寸法 検査③ 接着付 外観 寸法 検査④ 接着付 外観	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 折板に有害な変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 補強材及び独立遮蔽壁に有害な変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。 折板に有害な変形がないこと。 補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 補強材が申請内容のとおりであること。 補強材及び独立遮蔽壁に有害な変形がないこと。
3-i. 独立遮蔽壁固縛補強	検査① 材料 寸法 検査② 接着付 外観		

表1-3-4 付属建物第2核燃料倉庫の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
4-a.エキスパンションジョイント・カバー遮蔽	検査①	エキスパンションジョイント・カバーの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの材質が申請内容のとおりであること。
	寸法	エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	エキスパンションジョイント・カバーの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの配置が申請内容のとおりであること。
	配置	エキスパンションジョイント・カバーの配置を施工業者により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの配置が申請内容のとおりであること。
	外観	エキスパンションジョイント・カバーに有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーに有害な凹及び変形がないこと。
4-b.鉄扉交換	検査①	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
	据付	鉄扉に有害な凹及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉に有害な凹及び変形がないこと。
	外観		

表1-3-5 付属建物容器管理棟の改造部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	外観	
5-a. エキスパンションジョイント・カバー塗設	検査①	材科 寸法	エキスパンションジョイント・カバーの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの材質が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	配置 外観	エキスパンションジョイント・カバーの配置を施工業者の品質記録により確認する。 エキスパンションジョイント・カバーに有害な亜反応変形がないことを施工業者による品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの配置が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイント・カバーに有害な亜反応変形がないこと。
5-b. 鉄扉及びシャッタ補強	検査①	材科 寸法	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	握手付 外観	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な亜反応変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 シャンタ補強材が不燃性材料であること。
	検査③	材科 寸法	シャンタ補強材の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 シャンタ補強材の断面寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	シャンタ補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャンタ補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査④	握手付 外観	シャンタ補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 シャンタ及びシャンタ補強材に有害な亜反応変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャンタ補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。
5-c. 外壁更新	検査①	材科 寸法	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。
	検査②	材科 寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	材科 握手付	アンカーの材質、強度を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	アンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査④	寸法 外観	サイディングの厚み寸法を『鋼材検査證明書（ミルシート）』により確認する。 サイディングに耐火被覆材が施工されていることを施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。 サイディングに耐火被覆材が申請内容のとおりに施工されていること。
	検査⑤	配置 外観	耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『製造證明書』により確認する。 サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。 サイディング及び耐火被覆材に有害な亜反応変形がないこと。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名等	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-a. 壁新設補強	検査①②	材料 寸法 検査③	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの寸寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	検査①	材料 外観	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。
	検査②	材料 寸法 検査③	新設した壁表面に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
6-b. 壁増打ち補強	検査①②	材料 寸法 検査③	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
	検査①	材料 外観	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。 コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。
	検査②	材料 寸法 検査③	新設した壁表面に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。
6-c. 鋼骨プレース新設	検査①	材料 外観	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 増打ちした壁表面に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。
	検査②	寸法 据付	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨の設置位置が申請内容とおりであること。
	外観	材料	鉄骨に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。
6-d. 屋根面プレース追設	検査①	寸法 検査②	鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
	外観	据付	鉄骨に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。
6-e. 方柱追設補強	検査①	材料 寸法 検査②	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。
	外観	据付	鉄骨に有害な亀及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名稱	検査の項目	検査の方法		判定基準
		寸法	外観	
6-f. エキスパンションジョイント・カバー一過版	検査①	材料 寸法	エキスパンションジョイント・カバーの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査②	配置	エキスパンションジョイント・カバーの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの配置が申請内容のとおりであること。
6-g. 外壁更新 (1/2; 廉乗物一時貯蔵所)	検査①	材料 接着付	エキスパンションジョイント・カバーに有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。 サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーに有害な亀裂及び変形がないこと。 サイディングの材質、強度が不燃性材料であること。
	検査②	寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。 耐火被覆材の厚み寸法をメーカーの『発送証明書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりに施工されていること。 耐火被覆材の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	検査③	材料 寸法	外壁下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。 外壁下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	外壁下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 外壁下地材が不燃性材料であること。
6-h. 外壁更新 (2/2; 滅水処理室)	検査①	配置 外観 材料	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。 サイディング及び耐火被覆材に有害な亀裂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディング及び耐火被覆材に有害な亀裂及び変形がないこと。
	検査②	寸法	AIC(軽量気泡コングリート)の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	AIC(軽量気泡コングリート)の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査③	寸法	鋼板の材質、強度を『鋼材検査証明書(ミルシート)』により確認する。	鋼板の材質、強度が申請内容のとおりであること。
	検査④	接着付	鋼板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鋼板の設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	配置	AIC(軽量気泡コングリート)の配置が申請内容のとおりであること。	AIC(軽量気泡コングリート)の配置が申請内容のとおりであること。
			鋼板及びAIC(軽量気泡コングリート)に有害な亀裂及び変形がないこと。	鋼板及びAIC(軽量気泡コングリート)に有害な亀裂及び変形がないこと。

表1-3-6 放射線管理棟の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
6-h. 錫扉補強	検査① 寸法	錫扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	錫扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 錫扉補強材が不燃性材料であること。
	掘付	錫扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 錫扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	錫扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。 錫扉補強材が申請内容のとおりであること。
	外観	錫扉及び錫扉補強材に有害な亜反び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	錫扉及び錫扉補強材に有害な亜反び変形がないこと。
6-i. 鋼扉交換	検査① 寸法	錫扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	錫扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 錫扉が不燃性材料であること。
	掘付	錫扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	錫扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
	外観	錫扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 錫扉に有害な亜反び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	錫扉の設置位置が申請内容のとおりであること。 錫扉に有害な亜反び変形がないこと。

表1-3-7 付属建物放射線管理棟前室の改修部分の検査の方法

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
7-2. 放射線管理棟前室新設	検査① 寸法	材料 鉄筋の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 寸法	鉄筋の寸法、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋の寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。
検査② 寸法	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査③ 寸法	寸法	塗料の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④ 材料	材料	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。
検査⑤ 材料	材料	エキスパンションジョイントの材質を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイントの材質が申請内容のとおりであること。
検査⑥ 寸法	寸法	エキスパンションジョイントの幅寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイントの幅寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑦ 材料	材料	鉄扉の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉が不燃性材料であること。
検査⑧ 寸法	寸法	鉄扉の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の外形寸法が申請内容のとおりであること。
検査⑨ 材料	材料	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。
検査⑩ 配置	配置	前室の配置を目視により確認する。	前室が申請内容のとおりに設置されていること。
		エキスパンションジョイントの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイントの配置が申請内容のとおりであること。
据付		鉄扉が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	鉄扉の設置位置が申請内容のとおりであること。
外観		エキスパンションジョイントに有害な亀裂び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイントに有害な亀裂び変形がないこと。
		新設した前室及び鉄扉に有害な亀裂び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	新設した前室及び鉄扉に有害な亀裂び変形がないこと。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法（1/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
8-a. 住戸構強	検査①② 材科 寸法	鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの径寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの径寸法が申請内容のとおりであること。
検査③	寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。
検査④	材科	塗料の材質を『メーカー仕様書』により確認する。	塗料が樹脂系塗料かつ難燃性材料であること。
検査⑤	材科 外観	コンクリートの強度を施工業者の品質記録により確認する。 床表面に有害な性及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	コンクリートの強度が申請内容のとおりであること。 床表面に有害な性及び変形がないこと。
8-b. 鉄骨プレース交換補強	検査① 材科 寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	据付 外観	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な性及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な性及び変形がないこと。
8-c. 屋根面鉄骨補強	検査① 材科 寸法	鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄骨の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査②	据付 外観	鉄骨が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄骨に有害な性及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	鉄骨の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄骨に有害な性及び変形がないこと。
8-d. 間仕切り壁更新	検査① 材科 寸法	石膏ボードの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。 石膏ボードの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	石膏ボードの材質、強度が申請内容のとおりであること。 石膏ボードが不燃性材料であること。
検査②	材科 寸法	下地材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 下地材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	下地材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 下地材が不燃性材料であること。
検査③	配置 外観	石膏ボードの配置を施工業者の品質記録により確認する。 石膏ボードに有害な性及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	石膏ボードの断面寸法が申請内容のとおりであること。 石膏ボードに有害な性及び変形がないこと。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法（2/3）

工事番号及び工事名稱	検査の項目	検査の方法	判定基準
S-6. エキスパンションジョイント・カバー一層段	検査① 寸法	エキスパンションジョイント・カバーの材質を『メーカー仕様書』により確認する。 エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの材質が申請内容のとおりであること。 エキスパンションジョイント・カバーの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 配置	エキスパンションジョイント・カバーの配置を施工業者の品質記録により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーの配置が申請内容のとおりであること。	
外観	エキスパンションジョイント・カバーに有害な匂及び変形がないことを施工業者による品質記録と目視により確認する。	エキスパンションジョイント・カバーに有害な匂及び変形がないこと。	
8-f. 外壁サイディング補強	検査①② 寸法	材科 鉄筋及びアンカーの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄筋及びアンカーの厚み寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄筋及びアンカーの材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄筋及びアンカーの厚み寸法が申請内容のとおりであること。
検査③ 寸法	材科 杭の規格、種類を『出荷証明書』により確認する。	杭の規格、種類が申請内容のとおりであること。	
寸法	杭の外形寸法を『出荷証明書』により確認する。	杭の外形寸法が申請内容のとおりであること。	
配置	杭の配置を施工業者の品質記録により確認する。	杭の配置が申請内容のとおりであること。	
支持層	支持層の到着確認を施工業者の品質記録により確認する。	支持層の到着確認がされていること。	
検査④ 寸法	型枠内の寸法を施工業者の品質記録により確認する。	型枠内の寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑤⑥ 寸法	外壁下地材及び鉄骨の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 外壁下地材及び鉄骨の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	外壁下地材及び鉄骨が不燃性材料であること。 外壁下地材及び鉄骨の断面寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑦ 寸法	サイディングの材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの材質、強度が申請内容のとおりであること。	
寸法	サイディングの厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	サイディングの厚み寸法が申請内容のとおりであること。	
検査⑧ 配置	サイディングの配置を施工業者の品質記録により確認する。	サイディングの配置が申請内容のとおりであること。	
外観	サイディングに有害な匂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	サイディングに有害な匂及び変形がないこと。	
S-7. 鉄扉補強	検査① 寸法	鉄扉補強材の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。 鉄扉補強材の断面寸法を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	鉄扉補強材の材質、強度が申請内容のとおりであること。 鉄扉補強材の断面寸法が申請内容のとおりであること。
検査② 外観	施付 外観	鉄扉補強材が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な匂及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	鉄扉補強材の設置位置が申請内容のとおりであること。 鉄扉及び鉄扉補強材に有害な匂及び変形がないこと。

表1-3-8 付属建物除染室・分析室の改造部分の検査の方法（3/3）

工事番号及び工事名称	検査の項目	検査の方法	判定基準
8-h. 炊飯及びシャッタ交換	検査① 寸法	炊飯の材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	炊飯の材質、強度が申請内容のとおりであること。 炊飯が不燃性材料であること。
	検査② 据付	炊飯の外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。 炊飯が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	炊飯の外形寸法が申請内容のとおりであること。 炊飯の設置位置が申請内容のとおりであること。 炊飯に有害な色及び変形がないこと。
	外観	炊飯に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	炊飯に有害な色及び変形がないこと。
検査① 寸法	材料	シャッタの材質、強度を『鋼材検査証明書（ミルシート）』により確認する。	シャッタの材質、強度が申請内容のとおりであること。 シャッタが不燃性材料であること。
検査② 外観	寸法	シャッタの外形寸法を施工業者の品質記録により確認する。	シャッタの外形寸法が申請内容のとおりであること。
	据付	シャッタが所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	シャッタの設置位置が申請内容のとおりであること。
	外観	シャッタに有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録と目視により確認する。	シャッタに有害な色及び変形がないこと。
8-i. 折板追設補強	検査① 寸法	折板の材質、強度を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の材質、強度が申請内容のとおりであること。 折板が不燃性材料であること。
	検査② 据付	折板の厚み寸法を『メーカー仕様書』により確認する。	折板の厚み寸法が申請内容のとおりであること。
	外観	折板が所定の場所に設置されていることを施工業者の品質記録により確認する。	折板の設置位置が申請内容のとおりであること。
		折板に有害な色及び変形がないことを施工業者の品質記録により確認する。	折板に有害な色及び変形がないこと。

表1-4 既存建物の検査の方法

検査の項目			検査の方法	判定基準
材料 杭	寸法	寸法	寸法を記録により確認する。 配置を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 配置が申請内容のとおりであること。
材料 材科 支撑力	材質、強度を記録により確認する。 支撑力を配置により確認する。	寸法	寸法を記録により確認する。 支持の配置、形状を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 支撑力が設計以上であること。
鉄筋 コンクリート	材質、强度を記録により確認する。 寸法を記録により確認する。	寸法	材質、强度を記録により確認する。 寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
鉄骨 壁量気泡 コンクリート (ALC)	材質、强度を記録により確認する。 寸法を記録により確認する。	寸法	材質、强度を記録により確認する。 寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
鉄扉 シャッタ ガラリ	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。 寸法を記録により確認する。	寸法	不燃性材料を使用していることを記録により確認する。 寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
建物 配管 系統	寸法を記録により確認する。 寸法を記録により確認する。	寸法	寸法を記録により確認する。 寸法を記録により確認する。	寸法が申請内容のとおりであること。 寸法が申請内容のとおりであること。
屋根	ガラリにフィルタが設置されていることを記録により確認する。 常用電源系統、非常用電源系統の配管に配線用遮断器が設置されていることを目視により確認する。	寸法	ガラリにフィルタが設置されていること。	常用電源系統、非常用電源系統の配管に配線用遮断器が設置されていること。
外観	雨樋が画面どおりに設置されていることを目視により確認する。 供給配管のがねと接続部にストレーナ(60メッシュ)が設置されていることを目視により確認する。 既存建物の屋は水密性を有さず、かつノンエアタイトであることを目視により確認する。	寸法	雨樋が画面どおりに設置されていること。 接続部にストレーナ(60メッシュ)が設置されていること。	水密性を有さず、かつノンエアタイトであること。
				屋根にシート防水が施工されていること。

## 2. 工場棟、放射線管理棟に設置する設備・機器

今回申請する設備・機器の検査の項目を表 2-1 に示す。また、検査の方法を表 2-2 に示す。

表 2-1 検査の項目

施設名称	設置場所	名称	変更内 容	員 数	外 観	配 置	据 付	系 統	臨界安全		遮 蔽	材 料	面 速	作動 <sup>注1</sup>		
									單 一	複 数				保 持	IL	他
放射性 廃棄物 の廃棄 施設	工場棟 転換工場 廃棄物 処理室	液体廃棄物 の廃棄設備 (廃液処理 設備(5))	凝集沈殿槽(1)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			凝集沈殿槽(2)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			凝集沈殿槽(3)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			遠心分離機	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
			ろ液受槽(1)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			ろ液受槽(2)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			ろ液受槽(3)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			ろ過機(1)	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
			ろ過機(2)	改造	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
			チェックタンク(1)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(2)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(3)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			イオン交換装置	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	-
			乾燥機	新設	○	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-
放射線管 理棟廃水 処理室	液体廃棄物 の廃棄設備 (廃液処理 設備(6))		チェックタンク(1)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(2)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			チェックタンク(3)*1	新設	○	○	-	○	-	-	-	○	-	-	-	○
周辺監視 区域内	液体廃棄物 の廃棄設備	堰 (チェックタンク) *2	堰 (チェックタンク) *2	新設	○	○	○	○	-	-	-	○	-	-	-	○
			廃水処理所	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			屋外配管*3	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			高汚染貯留タンク	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			低汚染貯留タンク	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			液受槽	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			後処理ろ過器	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			排風機	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			給気フィルター	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			アブソリュートフィルター	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃水処理 所	工場棟 転換工場	気体廃棄物 の廃棄設備 (気体廃棄 設備(1))	スクラバ*4	撤去	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 :「他」は警報を示す。

\* 1 : 液位高警報設備を含む。

\* 2 : 壁漏水検知警報設備を含む。

\* 3 : 詳細は、図ト配-1(1/2)を参照。

\* 4 : 本申請の対象範囲は、工場棟転換工場内の埋設配管。

表 2-2 検査の方法

## 1. 変更内容が改造、新設の検査

検査の項目	検査の方法	判定基準
員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備・機器の員数を目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>員数が申請内容のとおりであること。</li> </ul>
外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備・機器の外観を目視により確認する。</li> <li>廃液処理設備(6)については、廃液処理設備(5)と接続する場所に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>廃液処理設備(5)については、廃液処理設備(6)と配管が接続されていることを目視で確認する。</li> <li>廃液処理設備(5)については、成型工場、除染室・分析室からの配管と接続する場所に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>漏えい防止構造を有する設備・機器については、目視によりその構造を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観が申請内容のとおりであること。</li> <li>閉止措置が行われていること。</li> <li>配管が接続されていること。</li> <li>閉止措置が行われていること。</li> <li>漏えい防止構造を有すること。</li> </ul>
配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>堰の配置を目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置が申請内容のとおりであること。</li> </ul>
据付	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンカーボルトの員数及び寸法を確認する。</li> <li>アンカーボルトの据付状態を目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>員数及び寸法が申請内容のとおりであること。</li> <li>ボルト又はナットが緩みなく締め付けられていること。</li> </ul>
系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>局所排気設備に接続されていることを目視により確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>局所排気設備に接続されていること。</li> </ul>
臨界 安全	単一ユニット	—
	複数ユニット	—
遮蔽	—	—
材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用材料を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>材料が申請内容のとおりであること。</li> </ul>
面速	—	—
作動	動力供給停止時 保持機能	—
	インターロック	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報設備が吹鳴することを確認する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>警報設備が吹鳴すること。</li> </ul>

## 2. 変更内容が撤去の検査

検査の項目	検査の方法	判定基準
外観	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物内部の設備・機器(排気系統を含む)、屋外配管が撤去されていることを目視で確認し、建物内部の汚染状態を確認する。</li> <li>撤去後の配管に閉止措置が行われていること、また撤去対象の埋設配管の入口に閉止措置が行われていることを目視で確認する。</li> <li>建物(床・基礎を除く)が撤去されていることを目視で確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物内部の設備・機器(排気系統を含む)、屋外配管が撤去されていること。建物内部には汚染の無いこと。</li> <li>閉止措置が行われていること。</li> <li>建物(床・基礎を除く)が撤去されていること。</li> </ul>

## I-3 添付図面

### イ 化学処理施設

図イ建-1	敷地内建物配置図
図イ建-1-1(1/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階)
図イ建-1-1(2/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階)
図イ建-1-1(3/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階)
図イ建-1-1(4/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階)
図イ建-1-2(1/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(1)
図イ建-1-2(2/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2)
図イ建-1-2(3/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3)
図イ建-1-2(4/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(4)
図イ建-2	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)
図イ建-3	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(2階)
図イ建-4	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)
図イ建-5	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図
図イ建-5-1	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図
図イ建-6	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階)
図イ建-7	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(2階)
図イ建-8	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(3階)
図イ建-8-1(1/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)
図イ建-8-1(2/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)
図イ建-8-1(3/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)
図イ建-8-1(4/4)	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)
図イ建-8-2(1/8)	外部火災・爆発の影響評価(1)
図イ建-8-2(2/8)	外部火災・爆発の影響評価(2)
図イ建-8-2(3/8)	外部火災・爆発の影響評価(3)
図イ建-8-2(4/8)	外部火災・爆発の影響評価(4)
図イ建-8-2(5/8)	外部火災・爆発の影響評価(5)
図イ建-8-2(6/8)	外部火災・爆発の影響評価(6)
図イ建-8-2(7/8)	外部火災・爆発の影響評価(7)
図イ建-8-2(8/8)	外部火災・爆発の影響評価(8)
図イ建-9	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)
図イ建-10	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)
図イ建-11	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)
図イ建-11-1	工場棟、放射線管理棟、付属建物 竜巻防護ライン(屋根部)
図イ建-12	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
図イ建-13	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図
図イ建-14	工場棟 転換工場 建物1階平面図
図イ建-15	工場棟 転換工場 建物2階平面図

図イ建-16	工場棟 転換工場 建物 3階平面図
図イ建-17	工場棟 転換工場 建物立面図
図イ建-18	工場棟 転換工場 建物断面図
図イ建-19	工場棟 転換工場 杭及び基礎伏図
図イ建-20	工場棟 転換工場 2階伏図
図イ建-21	工場棟 転換工場 屋根トラス下弦面伏図
図イ建-22	工場棟 転換工場 3階伏図
図イ建-23	工場棟 転換工場 屋根伏図
図イ建-24	工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図
図イ建-25	工場棟 転換工場 L'通り軸組図
図イ建-26	工場棟 転換工場 M通り軸組図
図イ建-27	工場棟 転換工場 N通り軸組図
図イ建-28	工場棟 転換工場 O通り軸組図
図イ建-29	工場棟 転換工場 P通り軸組図
図イ建-30	工場棟 転換工場 Q通り軸組図
図イ建-31	工場棟 転換工場 R'、S'、L'通り軸組図
図イ建-32	工場棟 転換工場 13通り軸組図
図イ建-33	工場棟 転換工場 14通り軸組図
図イ建-34	工場棟 転換工場 15通り軸組図
図イ建-35	工場棟 転換工場 16通り軸組図
図イ建-36	工場棟 転換工場 17通り軸組図
図イ建-37	工場棟 転換工場 18通り軸組図
図イ建-38	工場棟 転換工場 19、20通り軸組図
図イ建-39	工場棟 転換工場 21、22通り軸組図
図イ建-40	工場棟 転換工場 23、23'通り軸組図
図イ建-41	工場棟 転換工場 24、26通り軸組図
図イ建-42	工場棟 転換工場 24、26通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-43	工場棟 転換工場 Q通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-44	工場棟 転換工場 L'通りサイディング補強下地材軸組図
図イ建-45	工場棟 転換工場 柱脚部重石補強詳細
図イ建-46	工場棟 転換工場 鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図
図イ建-47	工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図
図イ建-48	工場棟 転換工場 鉄骨プレース補強及び柱梁仕口部補強概略図
図イ遮-1	工場棟 転換工場 遮蔽関係図（建物1階平面）
図イ遮-2	工場棟 転換工場 遮蔽関係図（建物2階平面）
図イ遮-3	工場棟 転換工場 遮蔽関係図（建物3階平面）
図イ配-1(1/2)	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図（1階）
図イ配-1(2/2)	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図（1階）

図ハ建-1	工場棟 成型工場 建物 1階平面図
図ハ建-2	工場棟 成型工場 建物 2階平面図
図ハ建-3	工場棟 成型工場 建物 3階平面図
図ハ建-4	工場棟 成型工場 建物立面図
図ハ建-5	工場棟 成型工場 建物断面図
図ハ建-6	工場棟 成型工場 杭及び基礎伏図
図ハ建-7	工場棟 成型工場 2階伏図
図ハ建-8	工場棟 成型工場 3階伏図
図ハ建-9	工場棟 成型工場 屋根伏図
図ハ建-10	工場棟 成型工場 増設屋根伏図
図ハ建-11	工場棟 成型工場 14通り軸組図
図ハ建-12	工場棟 成型工場 15通り軸組図
図ハ建-13	工場棟 成型工場 18通り軸組図
図ハ建-14	工場棟 成型工場 19通り軸組図
図ハ建-15	工場棟 成型工場 22通り軸組図
図ハ建-16	工場棟 成型工場 26通り軸組図
図ハ建-17	工場棟 成型工場 E通り軸組図
図ハ建-18	工場棟 成型工場 F通り軸組図
図ハ建-19	工場棟 成型工場 H通り軸組図
図ハ建-20	工場棟 成型工場 壁増打ち補強リスト
図ハ建-21	工場棟 成型工場 壁新設補強リスト
図ハ建-22	工場棟 成型工場 屋根面鉄骨補強概略図
図ハ建-23	工場棟 成型工場 梁側面増打ち補強及び鉄骨ブレース新設、折板追設補強概略図
図ハ遮-1	工場棟 成型工場 遮蔽関係図（建物 1階平面）
図ハ遮-2	工場棟 成型工場 遮蔽関係図（建物 2階平面）
図ハ遮-3	工場棟 成型工場 遮蔽関係図（建物 3階平面）
図ハ配-1	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図（1階）
図ハ配-2	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図（2階）
図ハ配-3	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図（3階）

## ホ 組立施設

図ホ建-1	工場棟 組立工場 建物平面図
図ホ建-2	工場棟 組立工場 建物立面図
図ホ建-3	工場棟 組立工場 建物断面図(X-X、Y-Y、Z-Z断面)
図ホ建-4	工場棟 組立工場 杭及び基礎伏図
図ホ建-5	工場棟 組立工場 中間梁伏図(FL+6.5m付近)
図ホ建-6	工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図
図ホ建-7	工場棟 組立工場 屋根梁伏図
図ホ建-8	工場棟 組立工場 F通り軸組図
図ホ建-9	工場棟 組立工場 L通り軸組図

図示建-10	工場棟 組立工場 4、9 通り 軸組図
図示建-11	工場棟 組立工場 14a 通り 軸組図
図示建-12	工場棟 組立工場 補強詳細図
図示建-13	工場棟 組立工場 前室 L、K 通り 軸組図
図示建-14	工場棟 組立工場 独立遮蔽壁
図示建-15	工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図
図示遮-1	工場棟 組立工場 遮蔽関係図（建物平面）

#### ヘ 核燃料物質の貯蔵施設

図ヘ建-1	付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図
図ヘ建-2	付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図
図ヘ建-3	付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図
図ヘ建-4	付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図
図ヘ建-5	付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図
図ヘ建-6	付属建物 容器管理棟 建物平面図
図ヘ建-7	付属建物 容器管理棟 建物立面図
図ヘ建-8	付属建物 容器管理棟 建物断面図
図ヘ建-9	付属建物 容器管理棟 杭、基礎伏図
図ヘ建-10	付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図
図ヘ建-11	付属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図
図ヘ建-12	付属建物 容器管理棟 梁伏図
図ヘ建-13	付属建物 容器管理棟 補強詳細図
図ヘ遮-1	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図（建物平面）
図ヘ遮-2	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図（建物断面）
図ヘ遮-3	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図（建物平面）
図ヘ遮-4	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図（建物断面）

#### ト 放射性廃棄物の廃棄施設

図ト建-1	放射線管理棟 建物平面図（前室含む）
図ト建-2	放射線管理棟 建物立面図
図ト建-3	放射線管理棟 建物断面図
図ト建-4	放射線管理棟 杭及び基礎伏図
図ト建-5	放射線管理棟 基礎及び壁伏図
図ト建-6	放射線管理棟 屋根梁伏図
図ト建-7	付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図
図ト建-8	付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図
図ト建-9	付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図
図ト建-10	付属建物 放射線管理棟前室 1階及び屋根伏図
図ト建-11	放射線管理棟 C'、D' 通り 軸組図
図ト建-12	放射線管理棟 E 通り 軸組図

図ト建-13	放射線管理棟 15 通り軸組図
図ト建-14	放射線管理棟 25' 通り(本体部)軸組図
図ト建-15	放射線管理棟 B'、B'' 通り軸組図
図ト建-16	放射線管理棟 25' 通り(増築部)軸組図
図ト建-17	付属建物 放射線管理棟前室 X1、X2 通り軸組図
図ト建-18	付属建物 放射線管理棟前室 Y1、Y2 通り軸組図
図ト建-19	放射線管理棟 壁増打ち補強リスト
図ト建-20	放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所 補強詳細図
図ト建-21	放射線管理棟 B'、C'、25' 通り壁新設補強詳細図
図ト建-22	付属建物 除染室・分析室 建物平面図
図ト建-23	付属建物 除染室・分析室 建物立面図
図ト建-24	付属建物 除染室・分析室 建物断面図
図ト建-25	付属建物 除染室・分析室 杭及び基礎伏図
図ト建-26	付属建物 除染室・分析室 梁伏図(1FL+4100 付近)
図ト建-27	付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図
図ト建-28	付属建物 除染室・分析室 Q'、R 通り軸組図
図ト建-29	付属建物 除染室・分析室 S、T 通り軸組図
図ト建-30	付属建物 除染室・分析室 20、23' 通り軸組図
図ト建-31	付属建物 除染室・分析室 26 通り軸組図
図ト建-32	付属建物 除染室・分析室 T'、26' 通り軸組図
図ト建-33	付属建物 除染室・分析室 26' 通り補強詳細図
図ト建-34	付属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図
図ト遮-1	放射線管理棟(前室含む) 遮蔽関係図(建物平面)
図ト遮-2	付属建物 除染室・分析室 遮蔽関係図(建物平面)
図ト配-1(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備 撤去範囲図
図ト配-1(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備 配置図(改造後)
図ト配-2	廃液処理設備(2) 機器配置図
図ト配-3	廃液処理設備(5) 機器配置図
図ト配-4	廃液処理設備(6) 機器配置図
図ト配-5(1/2)	放射線管理棟 設備・機器準備工事範囲図
図ト配-5(2/2)	放射線管理棟 建屋改造工事範囲図
図ト配-6	付属建物 除染室・分析室 設備・機器準備工事範囲図
図ト配-7	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事範囲図
図ト系-1	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 系統図
図ト系-2	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(6)) 系統図
図ト系-3	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事対象系統図
図ト設-1	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 凝集沈殿槽(1)(2)(3)
図ト設-2	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 遠心分離機
図ト設-3(1/3)	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ液受槽(1)
図ト設-3(2/3)	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ液受槽(2)

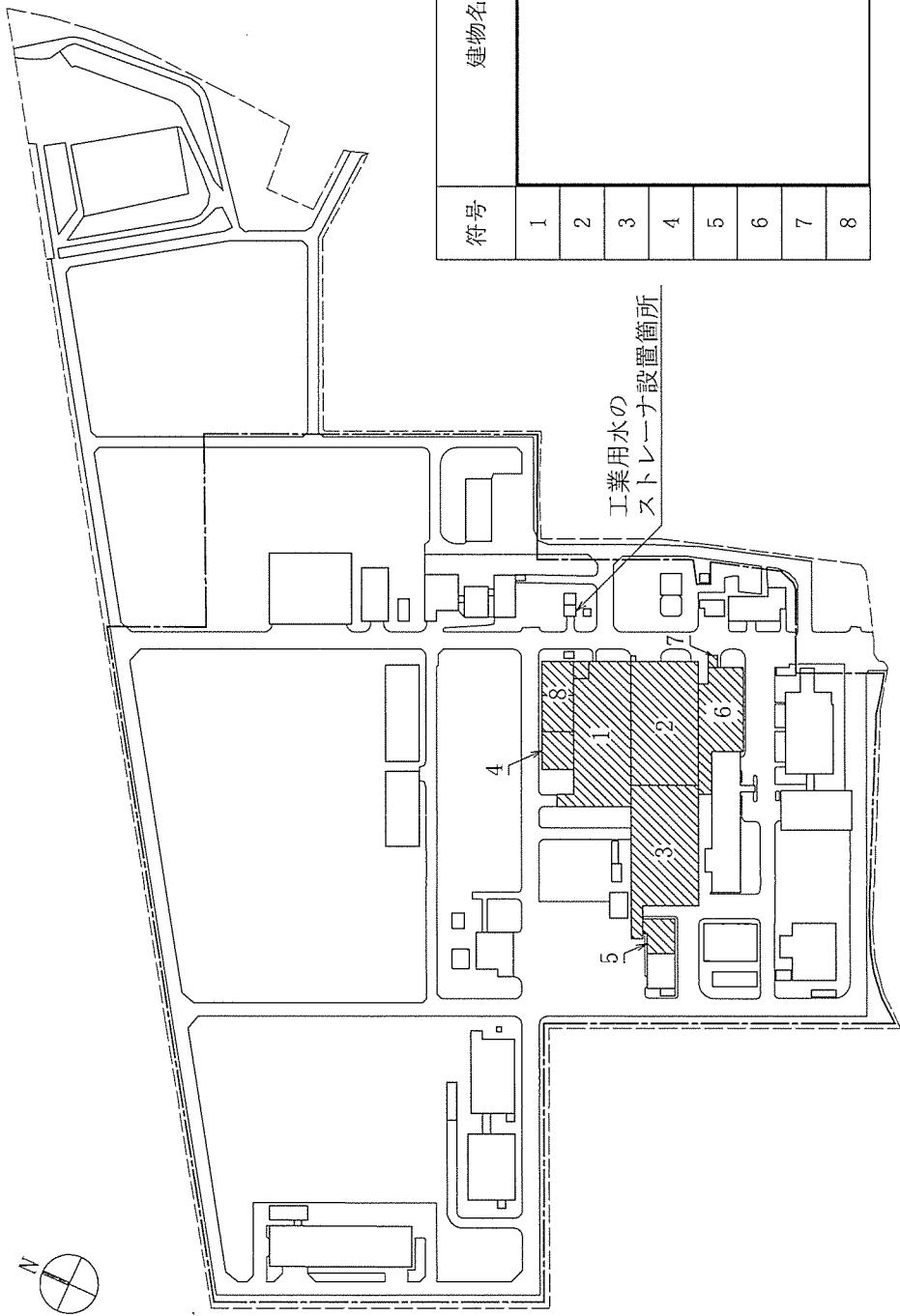
図ト設－3(3/3)	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	ろ液受槽（3）
図ト設－4(1/2)	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	ろ過機（1）
図ト設－4(2/2)	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	ろ過機（2）
図ト設－5	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	チェックタンク（1）（2）（3）
図ト設－6	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	イオン交換装置
図ト設－7	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）	乾燥機
図ト設－8	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(6)）	チェックタンク（1）（2）（3）

#### リ その他の加工施設

図リ建－1	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図リ建－2	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3)
図リ建－3	工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図リ建－4	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3)
図リ建－5	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3)
図リ建－6	工場棟 成型工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3)
図リ建－7	工場棟 組立工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建－8	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建－9	付属建物 容器管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建－10	放射線管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建－11	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
図リ建－12	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図リ建－13	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3)
図リ建－14	工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図リ建－15	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3)
図リ建－16	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3)
図リ建－17	工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3)
図リ建－18	工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建－19	付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建－20	付属建物 容器管理棟 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)
図リ建－21	放射線管理棟 非常用通報設備

図リ建ー22	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 付属建物 除染室・分析室 非常用通報設備
図リ建ー23	非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 工場棟 転換工場 自動火災報知設備
図リ建ー24	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3) 工場棟 転換工場 自動火災報知設備
図リ建ー25	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3) 工場棟 転換工場 自動火災報知設備
図リ建ー26	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3) 工場棟 成型工場 自動火災報知設備
図リ建ー27	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3) 工場棟 成型工場 自動火災報知設備
図リ建ー28	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3) 工場棟 成型工場 自動火災報知設備
図リ建ー29	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3) 工場棟 組立工場 自動火災報知設備
図リ建ー30	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/2) 工場棟 組立工場 自動火災報知設備
図リ建ー31	火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/2) 付属建物 第2核燃料倉庫 自動火災報知設備
図リ建ー32	火災感知設備及びそれに連動する警報設備 付属建物 容器管理棟 自動火災報知設備
図リ建ー33	火災感知設備及びそれに連動する警報設備 放射線管理棟 自動火災報知設備
図リ建ー34	火災感知設備及びそれに連動する警報設備 付属建物 除染室・分析室 自動火災報知設備
図リ建ー35	火災感知設備及びそれに連動する警報設備 消火設備 屋外消火栓配置図
図リ建ー35ー1	消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート
図リ建ー35ー2	消火設備 防火水槽配置図
図リ建ー36	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(1/3)
図リ建ー37	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3)
図リ建ー38	工場棟 転換工場 消火設備 消火器(3/3)
図リ建ー39	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(1/3)
図リ建ー40	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(2/3)
図リ建ー41	工場棟 成型工場 消火設備 消火器(3/3)
図リ建ー42	工場棟 組立工場 消火設備 消火器
図リ建ー43	付属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器
図リ建ー44	付属建物 容器管理棟 消火設備 消火器
図リ建ー45	放射線管理棟 消火設備 消火器

図リ建ー46	付属建物 除染室・分析室 消火設備 消火器
図リ建ー47	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)
図リ建ー48	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(2/3)
図リ建ー49	緊急対策設備(3) 溢水防護区画(3/3)
図リ建ー50	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3)
図リ建ー51	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3)
図リ建ー52	工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3)
図リ建ー53	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3)
図リ建ー54	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3)
図リ建ー55	工場棟 成型工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3)
図リ建ー56	付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建ー57	付属建物 除染室・分析室 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建ー58	放射線管理棟 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)
図リ建ー59	緊急対策設備(3) 脱着式堰詳細図
臨界図面	
図臨ー1	臨界管理上の領域区分



符号	建物名称	申請内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

名 称	敷地内建物配置図
図 番	図イ建-1

凡例

：申請する建物

：敷地境界

：周辺監視区域境界



凡例

△ : 別建物

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す  
注2) 耐震のための工事を赤字青囲いで示す  
注3) 龍巻対策のための工事を黒字黒囲いで示す  
注4) 火災対策のための工事で、龍巻対策にも効果があるものを赤字青囲いで示す  
注5) 耐震のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す  
注6) 龍巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (1階)
図 番	図イ建-1-1 (1/4) —



凡例  
□ : 吹抜け  
△ : 別建物

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す  
注2) 耐震のための工事を赤字青囲いで示す  
注3) 龍巻対策のための工事を青字黒囲いで示す  
注4) 火災対策のための工事を黒字黒囲いで示す  
注5) 耐震のための工事で、龍巻対策があるものを赤字青囲いで示す  
注6) 龍巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (2階)
図 番	図イ建-1-1 (2/4)      —



凡例  
☒ : 吹抜け

- 注1) 図中の番号は工事番号を示す  
注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す  
注3) 龜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字青囲いで示す  
注4) 龜巻対策のための工事で、耐震にも効果がないものを赤字赤囲いで示す

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (3階)
図 番	図イ建-1-1 (3/4) —



- 注1) 図中の番号は工事番号を示す  
注2) 耐震のための工事を赤字赤囲いで示す  
注3) 竜巻対策のための工事を青字青囲いで示す  
注4) 耐震のための工事で、竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを赤字青囲いで示す  
注5) 竜巻対策のための工事で、耐震にも効果があるものを青字赤囲いで示す

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図 (R階)
図 番	図イ建-1-1 (4/4)      —

建物 名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐竜巻	火災	航空機落下火災	遮蔽
1-a. 柱脚部重石補強	本体の柱脚部基礎部を押さえたため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする	◎	—	—	—	—	—
1-b. 鉄骨ブレース新設	本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨ブレースを新設する	◎	—	—	—	—	—
1-c. 鉄骨ブレース交換補強	本体の既存鉄骨ブレースを撤去し、新たな鉄骨ブレースに交換する	◎	—	—	—	—	—
1-d. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する	◎	◎	—	—	—	—
1-e. 柱梁仕口部補強	本体及び前室の柱と梁、又は柱とブレースの仕口部(接合部)に鋼板などを追設補強する	◎	—	—	—	—	—
1-f. 柱脚部溶接補強	本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接する	◎	—	—	—	—	—
1-g. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場転換工場と工場構成工場の境界に耐火壁を追設する	—	—	◎ (内部)	○	—	—
1-h. エキスパンションジョイント交換	工場構成工場及び工場構成工場の建物周縁部の既存エキスパンションジョイントを新たなエキスパンションジョイントに交換する	◎	○	—	—	—	—
1-i. 外壁サイディング補強	外壁の損傷及び脱落を防止するために東面及び北面の外壁にサイディングで補強する	◎	◎	○ (外部)	—	—	—
1-j. 鉄扉及びシャッタ補強	扉頭及びシャッタの損傷防止のために本体及び前室の既存扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する	—	◎	○ (内部)	—	—	—
1-k. 鉄扉及びシャッタ交換	扉頭及びシャッタの損傷防止のために本体及び前室の既存扉及び前室のシャッタを新たな扉頭及びシャッタに交換する	—	◎	○ (内部)	—	—	—
1-l. 鋼板補強	原料倉庫の西側外壁が損傷しても屋内への影響を防ぐために既存外壁の内側に鋼板を追設し補強する	◎	◎	—	○	—	—
1-m. 外壁更新	前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する	—	◎	○ (内部)	—	—	—
1-n. 折板追設補強	本体及び前室の屋根の既存折板は設置し新たな折板を追設する	◎	◎	○ (内部)	—	—	—
1-o. 折板張替え補強	排気塔の屋根の剥離防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える	—	◎	○ (内部)	—	—	—

凡例

- ◎ : 工事の主目的
- : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名 称 工場棟、放射線管理棟、付属建物  
建物の補強工事と各影響評価との関係 (1)  
図 番 図イ建-1-2 (1/4) —

建物 名称	工事番号及び工事名称	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐震巻	火災	敷地端止水堤	遮蔽
工場 棟 成形 型 工場	2-a. 壁新設補強	本体に鉄筋コンクリート製の壁を新設する	○	—	—	—	—
	2-b. 壁増打ち補強	本体の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	○	—	—	—	—
	2-c. 梁側面増打ち補強	本体及び排気塔の既存の梁側面に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	○	—	—	—	—
	2-d. スラブ増打ち補強	本体の既存の屋根スラブ下に鉄筋コンクリート製のスラブを増打ちする	○	—	—	—	—
	2-e. 鉄骨フレース新設	本体及び排気塔の柱と梁の接合部に鉄骨フレースを新設する	○	—	—	—	—
	2-f. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鋼骨を追設する	○	○	—	—	—
	2-g. 耐火壁追設	内部火災による延焼防止のために工場棟成型工場ヘレット加工室と2階通路との境界に耐火壁を追設する	—	—	(◎) (内部)	—	—
	2-h. エキスパンションジョイント・カバー追設	工場棟独立工場及び事務棟の既存の既存部のエキスパンションジョイントにカバーを追設する	○	○	—	—	—
	2-i. 鉄扉補強	既存の既存部止のために本体の既存鉄扉を鋼扉により補強する	—	○ (内部)	○ (内部)	—	—
	2-j. 鉄扉交換	鉄扉の既存部止のために木板の既存扉を新たな既存扉に交換する	—	○ (内部)	○ (内部)	—	—
	2-k. 折板追設補強	本体の既存の既存折板は設置し新たな折板を追設する	○	○ (内部)	○ (内部)	—	—
工場 棟 組 立 工 場	3-a. 壁新設補強	組立工場と成形工場の境界壁に新たな杭の設置及び鉄筋コンクリート製の壁を新設する	○	—	—	○ (内部)	—
	3-b. 壁増打ち補強	本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	○	—	—	—	◎ —
	3-c. バッタレス新設補強	本体の外壁の柱に鉄筋コンクリートを増打ちしバッタレスを新設する	○	—	—	—	—
	3-d. スラブ新設補強	本体の外壁面に鉄筋コンクリート製のスラブを新設する	○	—	—	—	—
	3-e. 屋根面鉄骨補強	本体及び前室の屋根部の鉄骨トラスに新たな鋼骨を追設する	○	○	—	—	—
	3-f. 鉄扉及びシャッタ補強	鉄扉及びシャッタの損傷防止のために本体及び前室の既存鉄扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する	—	○ (内部)	○ (内部)	—	—
	3-g. 外壁更新	前室外壁の既存部止のために更替する	—	○ (外部)	○ (外部)	—	—
	3-h. 折板張替え補強	本体及び前室の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える	○	○ (内部)	○ (内部)	—	—
	3-i. 独立遮蔽壁圧縮補強	工場内の独立遮蔽壁が燃料集合体間に傾くことを防止するために鋼板補強する	—	○	—	—	—

凡例

- ◎ : 工事の主目的
- : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物
建物の補強工事と各影響評価との関係 (2)	
図 番	図イ建-1-2 (2/4)

建物 名称	工事番号及び工事名稱	工事の方法	工事の主目的・影響評価			
			耐震	耐竜巻	火災	航空機落下火災
第2核燃料倉庫 管器 管理棟	4-a. エキスパンションジョイント・カバー追設	工場換軸換工場及び除染室・分析室の建物境界部の既存のエキスパンションジョイントにカバーを追設する	◎	○	—	—
	4-b. 鉄扉交換	鉄扉の損傷防止のために前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する	—	◎	○(内部)	—
	5-a. エキスパンションジョイント・カバー追設	工場換軸立工場前室及びメンテナンス室の建物境界部の既存のエキスパンションジョイントにカバーを追設する	◎	○	—	—
	5-b. 鉄扉及びシャッタ補強	鉄扉及びシャッタの損傷防止のために保管室及び前室の既存鉄扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する	—	◎	○(内部)	—
	5-c. 外壁更新	前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する	—	◎	○(内部)	—
	6-a. 壁新設補強	本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する	◎	◎	○(外部)	—
	6-b. 壁増打ち補強	本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする	◎	—	○(内部)	—
	6-c. 骨格ブレース新設	既設物一時貯蔵所の屋根部に骨格ブレースを新設する	◎	—	—	—
	6-d. 屋根面ブレース追設	既設物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する	◎	—	—	—
放射線 管理棟	6-e. 方柱追設補強	既設物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方柱を追設する	◎	—	—	—
	6-f. エキスパンションジョイント・カバー追設	管理室及び事務棟の建物境界部の既存のエキスパンションジョイントにカバーを追設する	◎	○	—	—
	6-g. 外壁更新	外壁の損傷防止のために既設物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッタ開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉交換で鋼版で閉止する	◎	◎	○(外部)	—
	6-h. 鉄扉補強	鉄扉の損傷防止のために本体の既存鉄扉を鋼材により補強する	—	◎	○(内部)	—
	6-i. 鉄扉交換	鉄扉の損傷防止のために本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する	—	◎	○(内部)	—
	7-a. 放射線管理棟前室新設	放射線管理棟の隔壁物一時貯蔵所前に前室を新設する	—	—	○(外部)	—
	前室					

凡例

- ◎ : 工事の主目的  
○ : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物
図 番	図イ建-1-2 (3/4)
	—

建物 名称	工事番号及び工事名稱	工事の方法	工事の主目的・影響評価				
			耐震	耐竪卷	火災	地震津波・水災	遮蔽
8-a. 柱脚補強	本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する	◎	—	—	—	—	—
8-b. 鉄骨プレース交換補強	本体の既存鉄骨フレースを撤去し、新たな鉄骨フレースに交換する	◎	—	—	—	—	—
8-c. 屋根面鉄骨補強	本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追設する	◎	◎	—	—	—	—
8-d. 間仕切り壁・更新	作業室(2)及び分析室内部下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する	—	—	◎ (内部)	—	—	—
8-e. エキスパンションジョイント・カバー追設	工場棟は換工場の既存界面部の既存エキスパンションジョイントにカバーを追設する	◎	○	—	—	—	—
8-f. 外壁サイディング補強	外壁の損傷防止のために車面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭打撃壁を新設する	◎	◎	○ (外部)	○	—	—
8-g. 鉄扉補強	鉄扉の損傷防止のために木体の既存鉄扉を鋼材により補強する	—	◎ (内部)	—	—	—	—
8-h. 鉄扉及びシャッタ交換	鉄扉及びシャッタの損傷防止のために木体の既存扉及びシャッタを新たに交換する	—	◎ (内部)	—	—	—	—
8-i. 折板追設補強	木体の屋根の既存折板は廃置し新たに折板を追設する	◎	◎	○ (内部)	—	—	—

凡例

- ◎ : 工事の主目的
- : 影響評価をしている項目

注) 耐震評価では全ての補強の重量を考慮している

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(4)
図 番	図イ建-1-2 (4/4) —

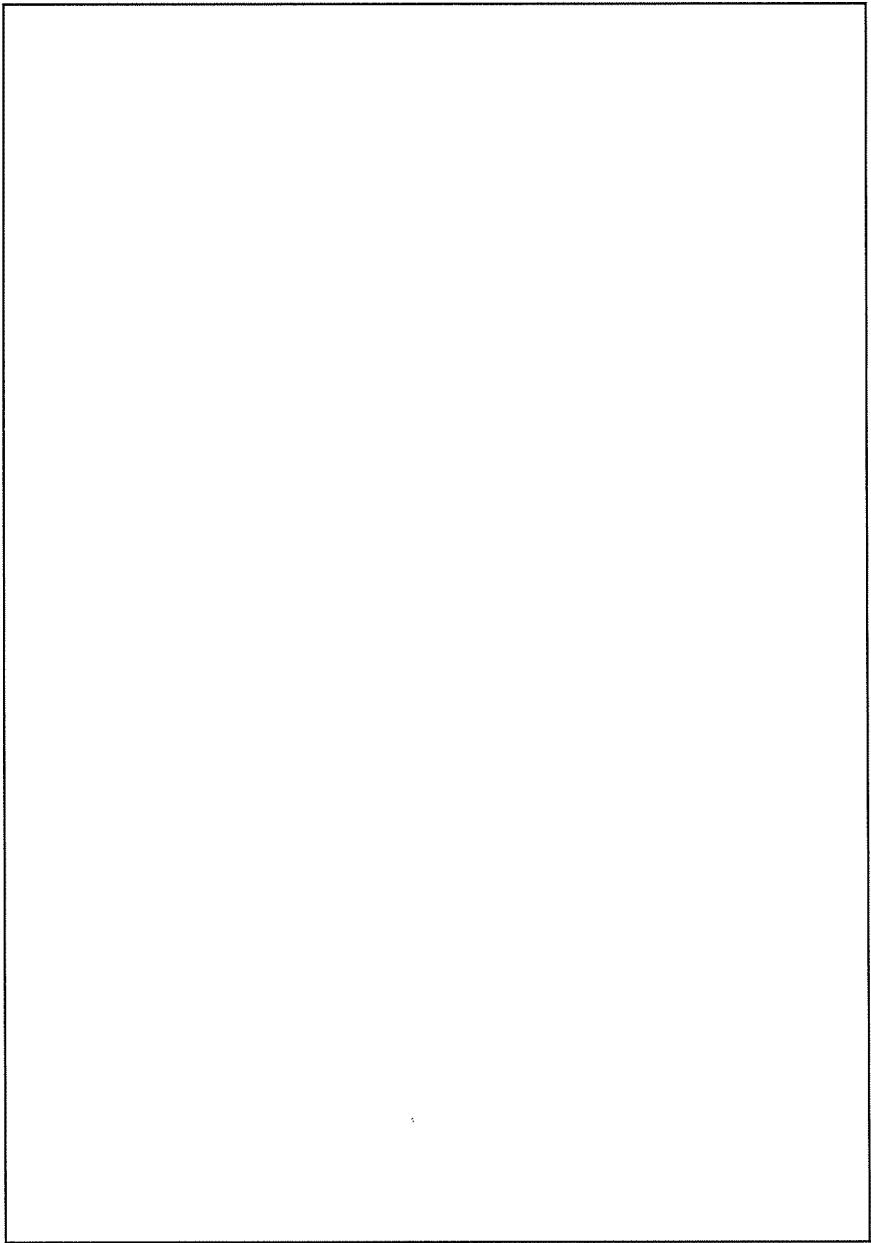
凡例

：第1種管理区域  
：第2種管理区域  
：建物の境界  
：出入管理装置設置位置

：別建物  
注)図中の名称は各建物の部屋名称を示す

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階)
図 番	図イ建-2

—



- 凡例
- ：第1種管理区域
  - ：第2種管理区域
  - ：吹抜け
  - ：建物の境界

名 称	工場棟、放電線管理棟、付属建物 管理区域区分図（2階）	—
図 番	図イ建-3	—

注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す



- 凡例
- ：第1種管理区域
  - ：第2種管理区域
  - ：吹抜け
  - ：建物の境界

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(3階)
図 番	図イ建-4

注) 図中の名称は各建物の部屋名称を示す

凡例	エキスパンションジョイント	
	<input type="checkbox"/> : 別建物	
注)	エキスパンションジョイントの耐震・竜巻評価は、添付説明書一建2付録2参照	
名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置図	図 番
	図イ建-5	—

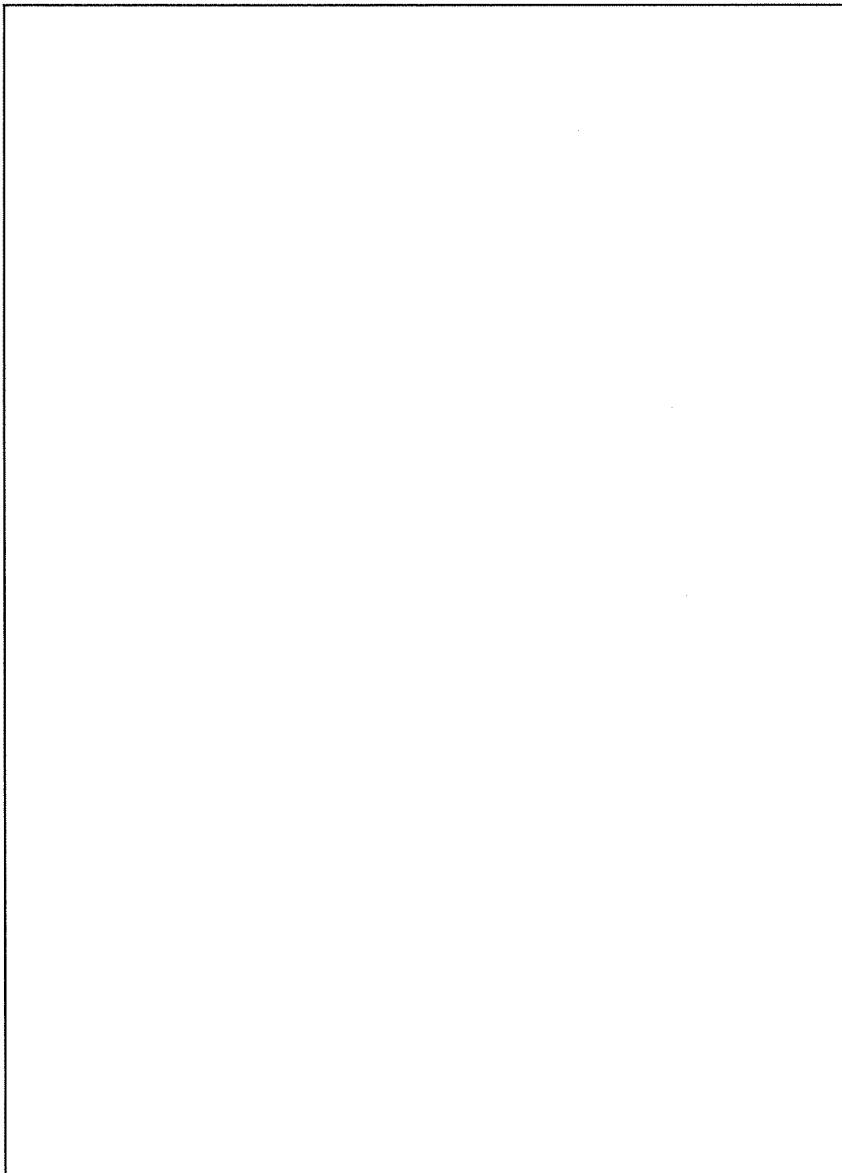
名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンション・シヨンジヨイント構造図
図 番	図イ建—5—1
	-



凡例

: 火災区域  
 : 別建物

名 称	工場棟、放電線管理棟、付属建物
圖 番	火災区域 (1階) 図1建-6
	—



凡例

— : 火災区域

□ : 吹抜け

△ : 別建物

名 称	工場棟、放電線管理棟、付属建物 火災区域 (2階)
図 番	図1建-7



凡例  
— : 火災区域  
□ : 吹抜け

名 称	工場棟、放電線管理棟、付属建物 火災区域 (3階)
図 番	図1建-8

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)			備考
			壁	屋根/天井	床	

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1)
図 番	図イ建-8-1 (1/4)      —

注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す

注2) 全ての鉄扉及びシャッタは□mm以上の鋼板

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)			備考
			壁	屋根/天井	床	

名	工場棟、放射線管理棟、付属建物
称	火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2)
図番	図イ建-8-1 (2/4) 一

注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリートブロック)を示す

注2) 全ての鉄扉及びシャッタは□mm以上の鋼板

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)		備考
			壁	屋根/天井	

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3)
図 番	図イ建-8-1 (3/4) 一

注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コングリートブロック)を示す

注2) 全ての鉄扉及びシャッタは□mm以上の鋼板

建物名称	区域	位置	厚さ(単位:mm、材質)		備考
			壁	屋根/天井	

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(4)
図 番	図イ建-8-1 (4/4) —

- 注1) ALC(軽量発砲コンクリート)、RC(コンクリート)、CB(コンクリートブロック)を示す  
 注2) 全ての鉄扉及びシャッタは□mm以上の鋼板

外部火災・爆破の影響評価(1)

図イ建—8—2(1/8)  
—

各危険物の施設と各建物との位置関係

名 称	外部火災・爆破の影響評価(1)
図 番	図イ建—8—2(1/8) —

名 称	外部火災・爆発の影響評価(2)	
図 番	図イ建-8-2(2/8)	-

危険物屋外タンク貯蔵所(1)と各建物との離隔距離

危険物屋外タンク貯蔵所(2)と各建物との離隔距離  
外部火災・爆発の影響評価(3)

名 称 外部火災・爆発の影響評価(3)

図 番 図イ建-8-2(3/8)

番 番

-

名 称	外部火災・爆発の影響評価(4)
図 番	図イ建-8-2(4/8)
	-

高压ガス製造所と各建物との離隔距離

名 称	外部火災・爆発の影響評価(5)
図 番	図イ建-8-2(5/8) -

A重油用タンクローリと各建物との離隔距離

名 称	外部火災・爆発の影響評価(6)	
図 番	図イ建-8-2(6/8)	-

灯油用タンクローリ・LPGガスローリと各建物との離隔距離

名 称	外部火災・爆発の影響評価(7)	
図 番	図イ建-8-2(7/8)	-

液化アンモニアローリと各建物との離隔距離

名 称	外部火災・爆発の影響評価(8)	
図 番	図イ建-8-2(8/8)	—

タンクローリ (ガソリン、液化プロパンガス、液化天然ガス)と各建物との離隔距離



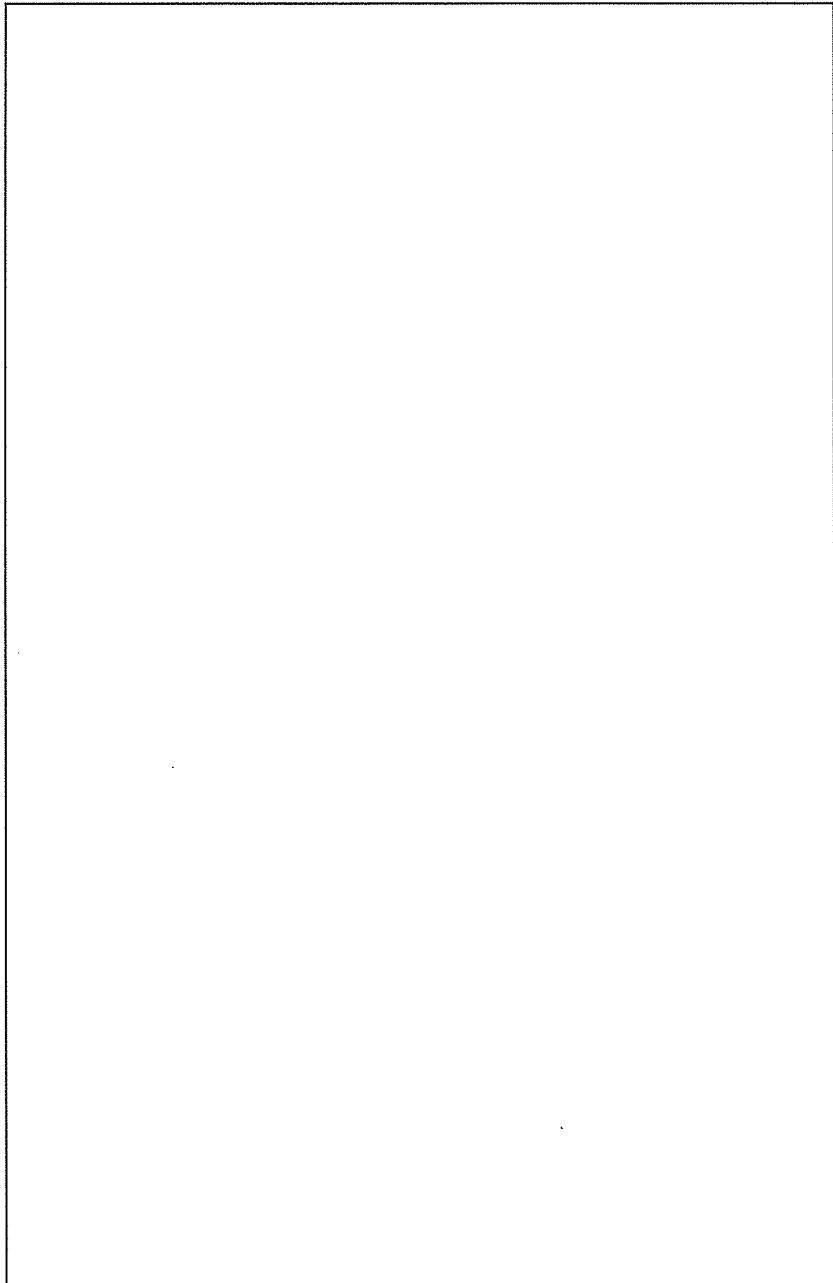
凡例

--- : 竜巻防護ライン  
□ : 別建物

SD : 鉄扉  
SS : シャッタ

注1) 竜巻防護ライン上の鉄扉、シャッタはF3竜巻で耐える設計とする  
注2) 竜巻防護ライン以外の鉄扉、シャッタはF1竜巻で耐える設計とする

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ライン(1階)	図 番	図イ建-9	—
--------	---	--------	-------	---

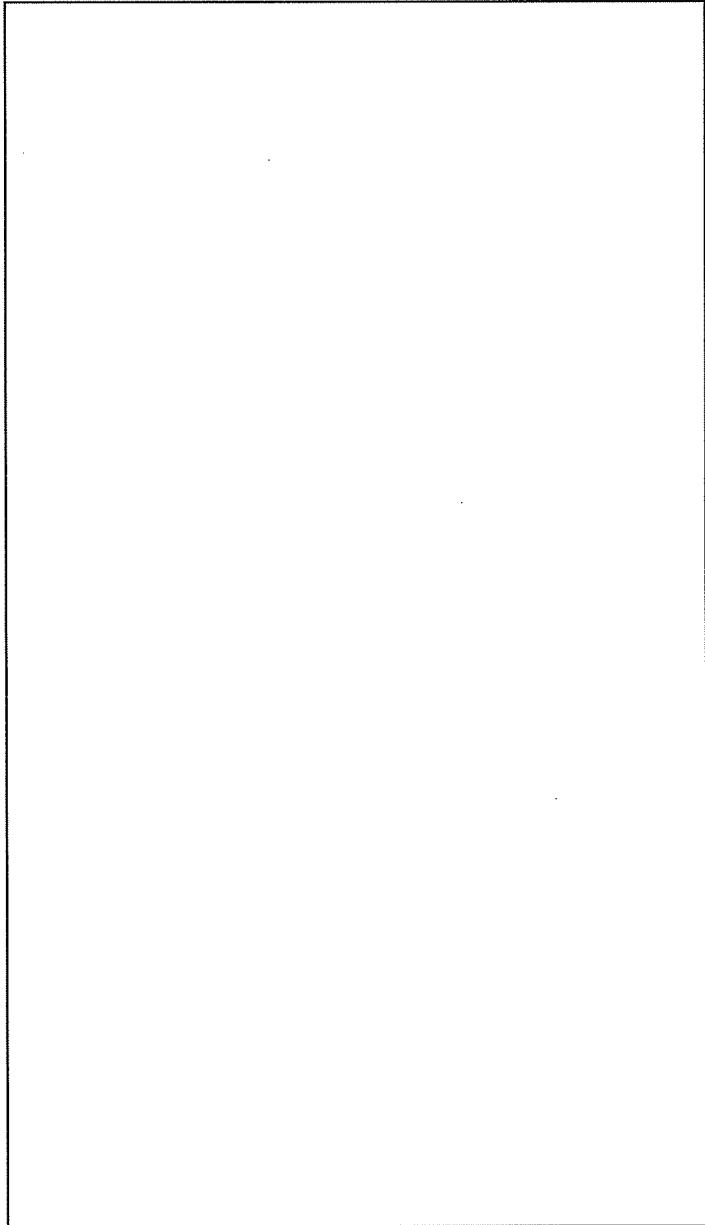


名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(2階)
図 番	図イ建-10

凡例

----- : 竜巻防護ライン  
□ : 別建物  
△ : 吹抜け  
SD : 鉄扉

注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする



凡例  
--- : 竜巻防護ライン  
SD : 鉄扉  
□ : 吹抜け

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竜巻防護ライン(3階)
図 番	図イ建-11

注) 竜巻防護ライン上の鉄扉はF3竜巻で耐える設計とする

凡例	■ : 龍巻防護ライン	注1) 龍巻防護ライン内の屋根はF3龍巻で耐える設計とする	名 称 工場棟、放射線管理棟、付属建物
	□ : 別建物	注2) 龍巻防護ライン以外の屋根はF1龍巻で耐える設計とする	図 番 龍巻防護ライン(屋根部)
	— : 勾配		—
	▨ : 防水層設置屋根		—

建具表

番号	竜巻	材料	寸法(mm)	※	備考	番号	竜巻	材料	寸法(mm)	※	備考
SD-1	*1	F3				SD-57	*1	F3			
SS-2	*3	F3				SS-60	*3	F3			
SD-3	*2	F3				SD-61	*1	F3			
SD-4	*2	F3				SD-62	*1	F3			
SD-5	*1	F3				SD-68	*1	F3			
SS-6	*3*4	F3				SD-69	*2	F1			
SD-7	*2	F3				SS-70	*4	F1			
SD-8	*2	F3				SD-71	*2	F3			
SD-9	*2	F3				SD-83	*2	F3			
SD-10	*2	F3				SD-84	*2	F3			
SD-11	*1	F3				SD-85	*2	F3			
SD-12	*2	F3				SS-87	*3	F1			
SD-14	*2	F3				SD-92		F3			
SD-15	*2	F3				SD-93		F3			
SD-16	*1	F3				SD-135	*1	F3			
SS-17	*3	F3				SD-136-RF	*1	F3			
SD-18	*1	F1				ガラリ 1	*5	F1			
SS-19	*3	F1				ガラリ 2	*5	F1			
SD-20	*1	F1				ガラリ 3	*5	F1			
SD-21	*1	F3				ガラリ 4	*5	F1			
SD-22	*1	F3				ガラリ 5	*5	F1			
SD-55	*2	F3				ガラリ 6	*5	F1			
SD-56	*1	F3				ガラリ 7	*5	F1			

名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表
図 番	図イ建-12

単位 : mm

- ※ 鉄扉の寸法は、扉の概略寸法を示す。  
 シャッタの寸法は、枠の内法の概略寸法を示す。
- 注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す。  
 \*3 换強するシャッタ  
 \*4 交換するシャッタ  
 \*5 固縛補強する
- \*1 换強する鉄扉  
 \*2 交換する鉄扉


鉄扉補強図

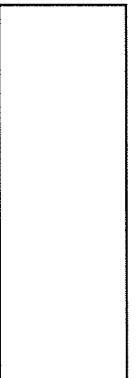
\*1 必要に応じ、図に示す部位を補強



シャッタ補強図

\*2 シャッタ補強材は、シャッタの両面に設置する

補強材 : \_\_\_\_\_



		単位 : mm
名 称	工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図	
図 番	図イ建-13	—

ガラリ固縛概要図

\*3 アンカーベルトはRC壁にアンカーベルトで固定する

凡例

- △△△ : 別建物  
- - - : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建一5参照  
\*1 : F1巻で損傷しない、且つF3巻で耐える  
\*2 : F1巻で損傷しない

主要な構造材	柱、梁	鉄骨	注) SDIは鉄扉、SSIはシャッタを示す
	屋根、壁	折板(鋼板)、ALC	

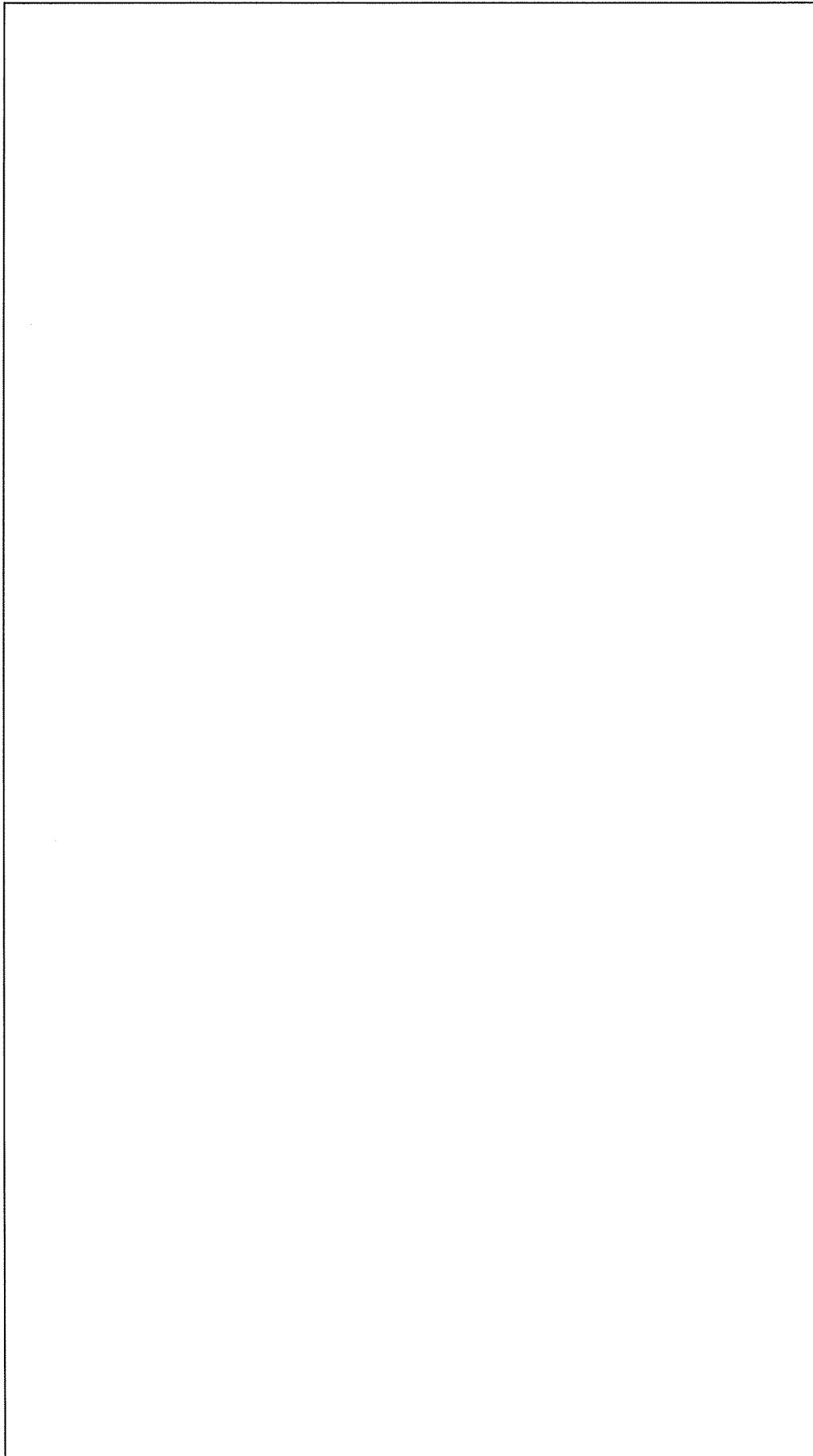
△△△ : 別建物  
- - - : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建一5参照  
\*1 : F1巻で損傷しない、且つF3巻で耐える  
\*2 : F1巻で損傷しない

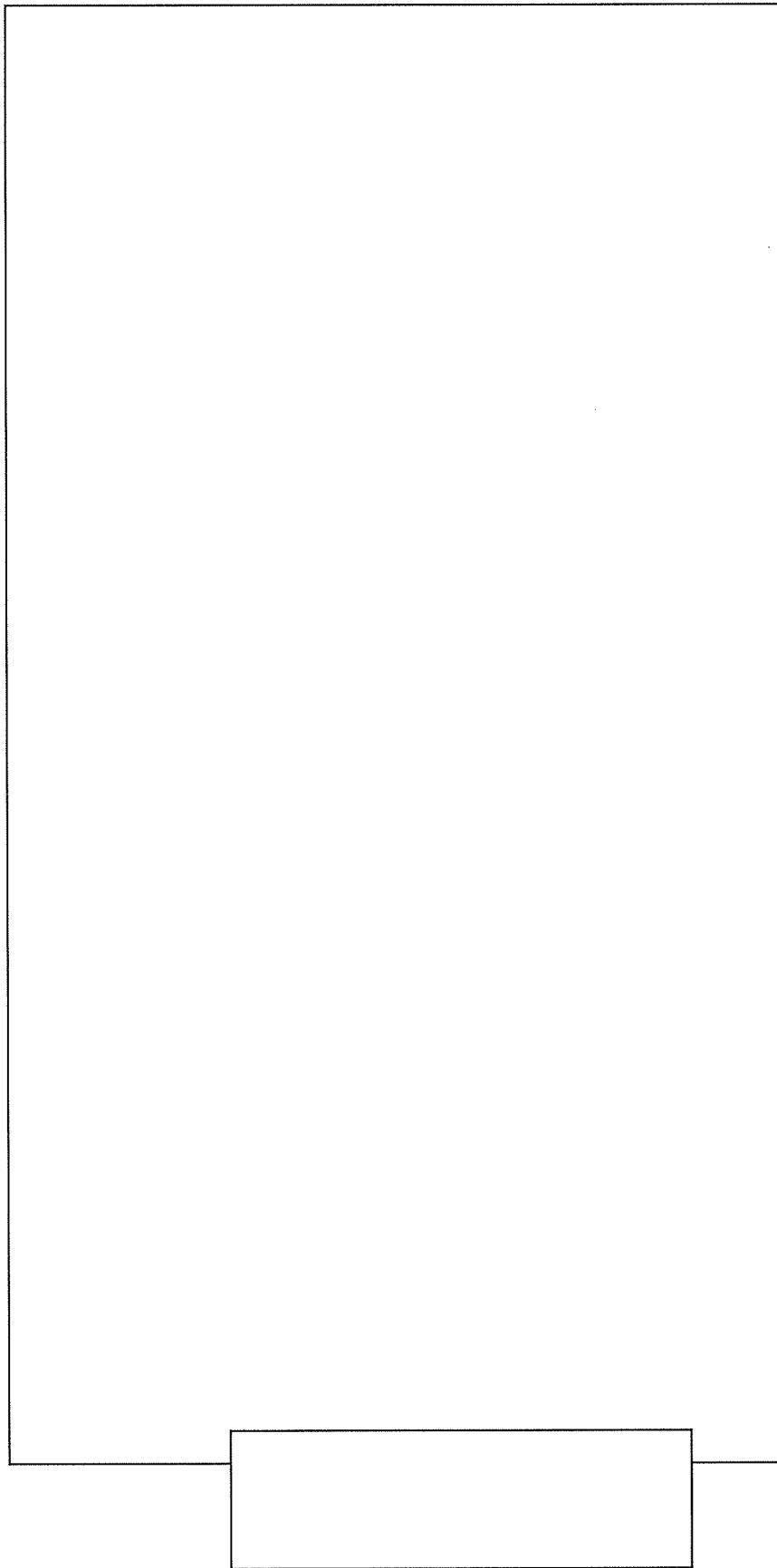
名 称	工場棟 転換工場 建物1階平面図	単位 : mm
図 番	図イ建一14	工場棟 転換工場

単位 : mm	
名 称	工場棟 転換工場 建物2階平面図
図 番	図イ建-15 工場棟 転換工場

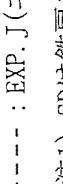
凡例  
 \*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える  
 : 吹抜け  
 : 別建物

- - - : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照  
 注) SDは鉄扉を示す





凡例  
\*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える



--- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建一5参照

注1) SDは鉄扉を示す  
注2) 天井走行クレーンは別途申請請

名 称		工場棟 転換工場	単位 : mm
建物3階平面図			
図 番	図イ建一16	工場棟	転換工場

			単位 : mm
名 称	工場棟 転換工場	建物 立面図	
圖 番	図イ建-17	工場棟 転換工場	

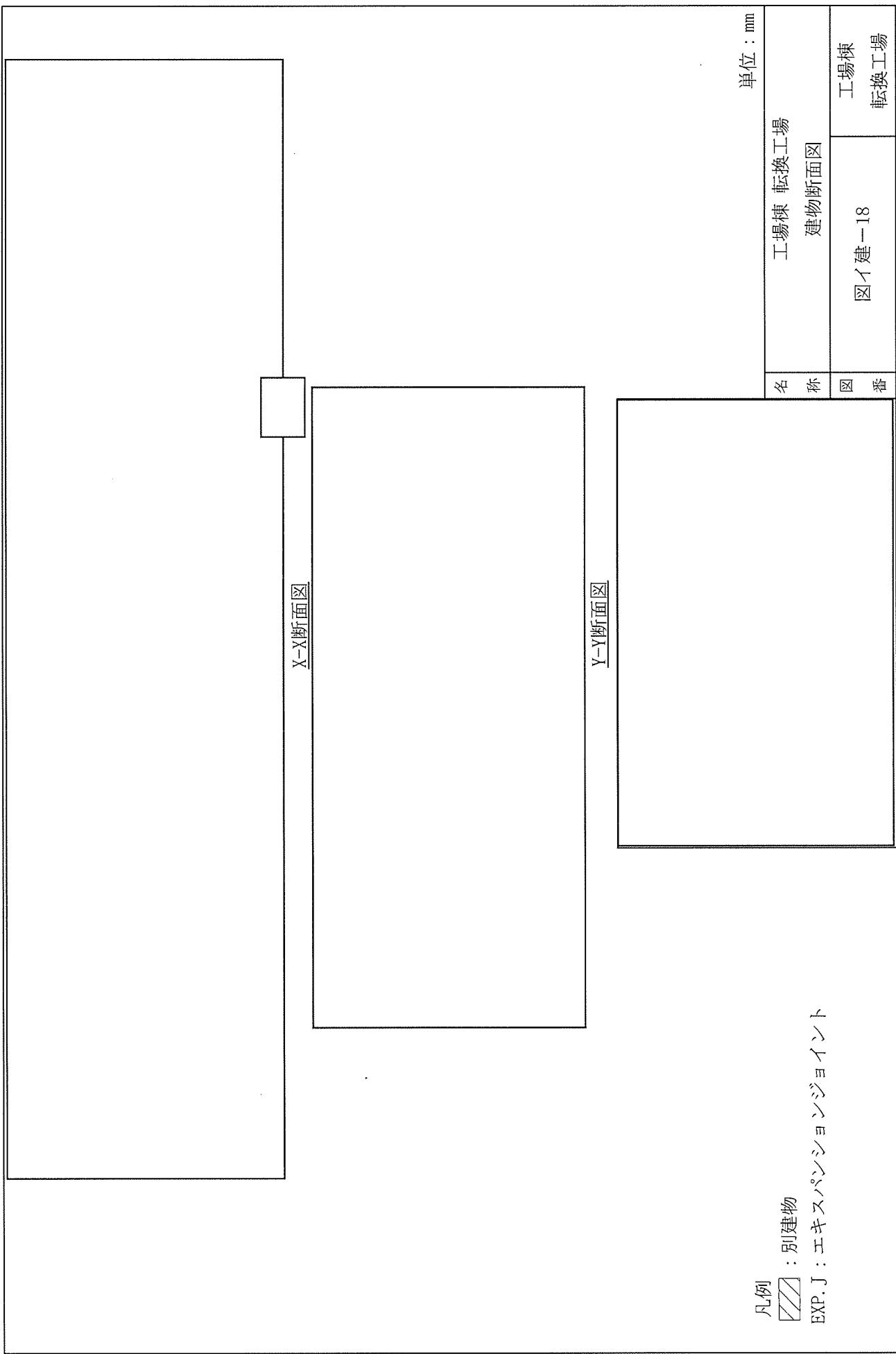
### 北側立面図

凡例



EXP.J : エキスパンションジョイント

注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す



凡例

鉄骨ブレース新設：NBr1*, NBr1A*, NBr2*, NBr2A*, NBr2B*, NBr4A*	注1) 梁端部を赤字で示す	単位：mm
鉄骨ブレース交換補強：NBr1, NBr1A, NBr2, NBr4, NBr13	注2) 外壁更新、鋼板補強、外壁サイディング補強	工場棟 転換工場
外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NCG12, NP12, NHG12	の概略は図イ建-46参照	杭及び基礎大図
□：柱脚部密接補強 ○：既設杭(□)	注3) 鉄骨ブース補強の概略は図イ建-48参照	工場棟 転換工場
■：柱脚部重石補強 (A~Z 図イ建-45 参照)		
△：別建物		
ZZZ：耐火被覆材(厚さ□)を設置		

凡例  
 : 別建物  
 : 吹抜け

○ : 柱梁仕口部補強  
 鉄骨ブレース新設 : NBr2\*, NBr2A\*, NBr3\*, NBr4B\*, NHBr11\*, NB1\*, NB21\*

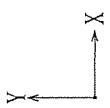
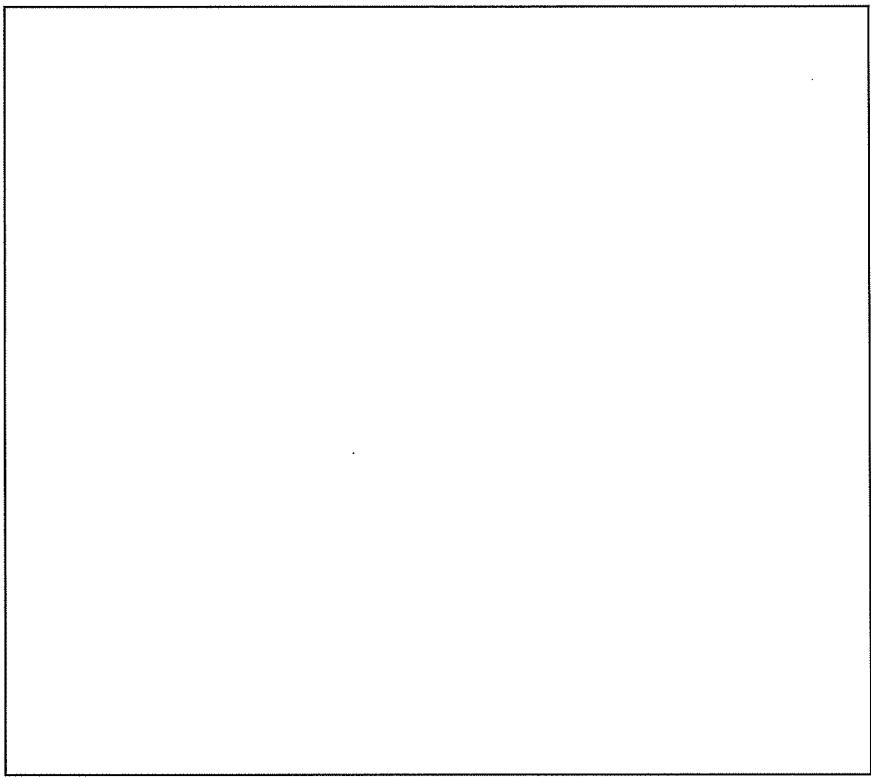
鉄骨ブレース交換補強 : NBr1A, NBr2, NBr13

外壁サイディング補強下地材 : NHG11, NHG12, NHG13, NHG14, NCG11, NCG12, NC1, NC2, NP12

注1) 補強箇所を赤字で示す  
 注2) 屋根面鉄骨補強、折板追設補強の概略は図イ建-47参照

※耐火被覆材(厚さ□)を設置

名 称	工場棟 転換工場	単位 : mm
	2階伏図	
図 番	図イ建-20	工場棟 転換工場



凡例

外壁サイディング補強下地材：NC2, NP12  
：別建物

注）補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 転換工場	単位：mm
図 番	墨根トラス下弦面伏図	工場棟
	図イ建-21	転換工場

凡例

○ : 柱梁仕口部補強  
□ : 吹抜け  
ZZZ : 別建物

鉄骨ブレース新設 : NBr11\*, NBr12\*, NBr13\*, NBr11\*, NBr1\*

鉄骨ブレース交換補強 : NBr11, NBr13, NBr14

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NP11, NP12

屋根面鉄骨補強 : NG1, NG2  
注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 転換工場	単位 : mm
図 番	図イ建-22	工場棟 転換工場

凡例

○ : 柱梁仕口部補強

△ : 吹抜け

× : 別建物

外壁サイディング補強下地材 : NHG12, NHG13, NHG14, NCG11, NCG12, NCG13

屋根面鉄骨補強

新設屋根プレース : NHBr1\*, NHBr2\*, NHBr3\*, NHBr21\*, NHBr22\*

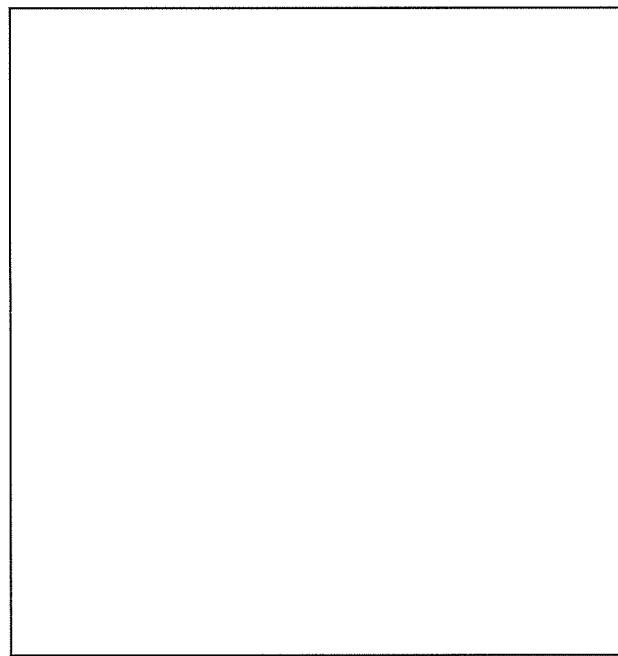
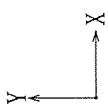
新設小梁 : Nb1, Nb3, Nb4

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm	
名 称	工場棟 車換工場
名 称	屋根伏図
図 番	図イ建-23
図 番	工場棟 車換工場

			単位 : mm
名 称	工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図		
図 番	図イ建-24	工場棟 転換工場	

排気塔屋根伏図



注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 折板張替え補強の概略図は図イ建-47参照

凡例

○：柱梁仕口部補強（新設部）  
○：柱梁仕口部補強（既存部）

■：柱脚部溶接補強

鉄骨ブレース新設：NBr2\*, NBr11\*, NBr13\*, NBr11\*  
鉄骨ブレース交換補強：NBr2, NBr4, NBr13, NBr22  
外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NCG11, NCG12

注）補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 転換工場	単位 : mm
■	L'通り軸組図	
図 番	図イ建-25	工場棟 転換工場

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)  
○ : 柱梁仕口部補強(既存部)

■ : 柱脚部溶接補強  
■ : 柱脚部重石補強  
鉄骨ブレース新設 : NBr1\*, NBr2\*  
鉄骨ブレース交換補強 : NBr2, NBr4, NBr11, NBr13  
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 転換工場 M通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-26	

凡例

○ : 柱梁仕口部補強 (新設部)

■ : 柱脚部密接補強

▨ : 柱脚部重石補強

鉄骨プレース新設 : NBr2B\*, NBr3\*

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 N通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-27	

			单位 : mm
○	柱梁仕口部補強(新設部)	工場棟 転換工場	
■	柱脚部溶接補強	0通り軸組図	
▨	柱脚部重石補強	工場棟 転換工場	

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

### 凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- ▣ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強  
鉄骨ブレーク新設 : NBr3\*, NBr4A\*  
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NCG11, NCG12

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟	転換工場
図 番	図イ建-29	工場棟 転換工場

凡例

○	柱梁仕口部補強(新設部)	図	工場棟 転換工場 Q通り軸組図
○	柱梁仕口部補強(既存部)		
■	柱脚部溶接補強		工場棟 転換工場
▨	柱脚部重石補強		
	鉄骨ブレース新設：NBr11*, NG2*, NB21*		
	鉄骨ブレース交換補強：NBr13		
	外壁サイディング補強下地材：NC1, NC2, NCG11, NCG12		
	注) 補強箇所を赤字で示す		

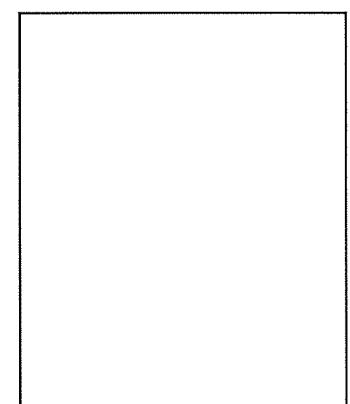
単位 : mm	
名 称	工場棟 転換工場
図 番	R'、S'、L'通り軸組図

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)  
 ▲ : 柱脚部溶接補強  
 鉄骨ブレース交換補強 : NBr21

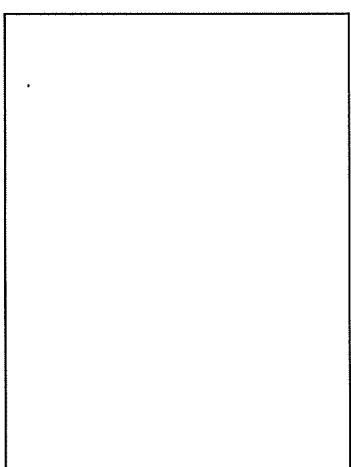
注) 補強箇所を赤字で示す

#### 凡例

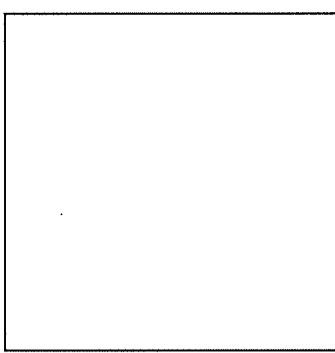
L'通り +4500軸組図  
 R'通り 軸組図  
 S'通り 軸組図



L'通り +4500軸組図



R'通り 軸組図



S'通り 軸組図

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- : 柱梁仕口部補強(既存部)
- : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- : 鋼板補強
- : 開口部

13通り軸組図

名 称	工場棟	転換工場
図 番	13通り軸組図	工場棟 転換工場
図1建-32		
注) 補強箇所を赤字で示す		

14通り軸組図

凡例

- : 柱梁(仕口部補強(新設部))
- ▣ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- △ : 別建物
- × : 外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12
- 注) 補強箇所を赤字で示す

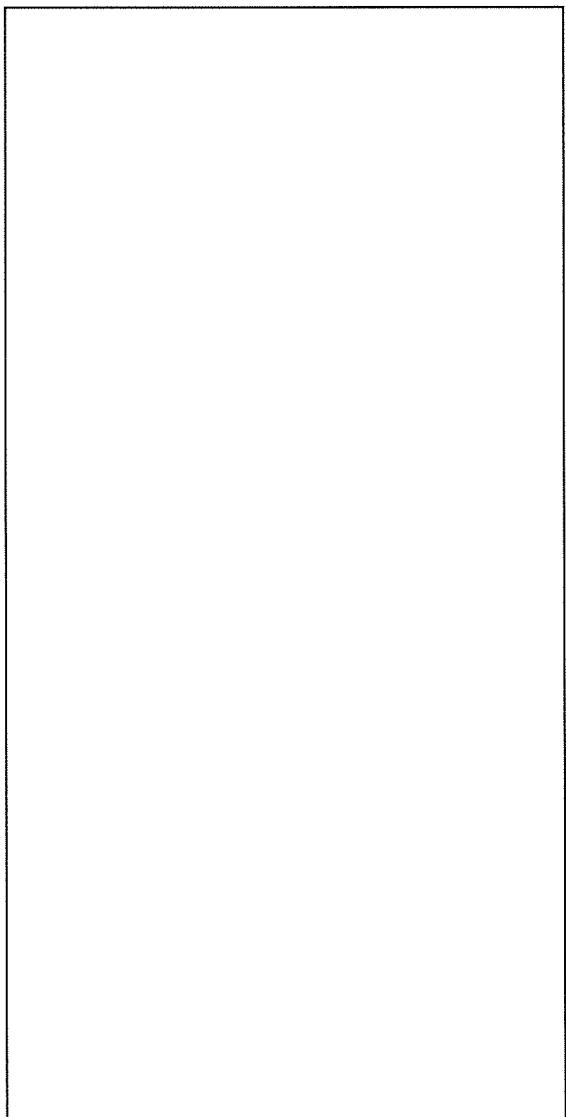
名 称	工場棟	転換工場	単位 : mm
14通り軸組図			
図 番	図ア建-33	工場棟 転換工場	

凡例

- : 柱梁仕口部補強(新設部)
- : 柱梁仕口部補強(既存部)
- ▣ : 柱脚部溶接補強
- ▨ : 柱脚部重石補強
- ▨ : 別建物
- 鉄骨ブレース新設 : NBr2A\*
- 外壁サイディング補強下地材 : NC1, NCG12
- 屋根面鉄骨補強 : NG1

注) 補強箇所を赤字で示す

15通り軸組図



単位 : mm	
名 称	工場棟 転換工場 15通り軸組図
圖 番	図1建-34 備

### 16通り軸組図

#### 凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

▣ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

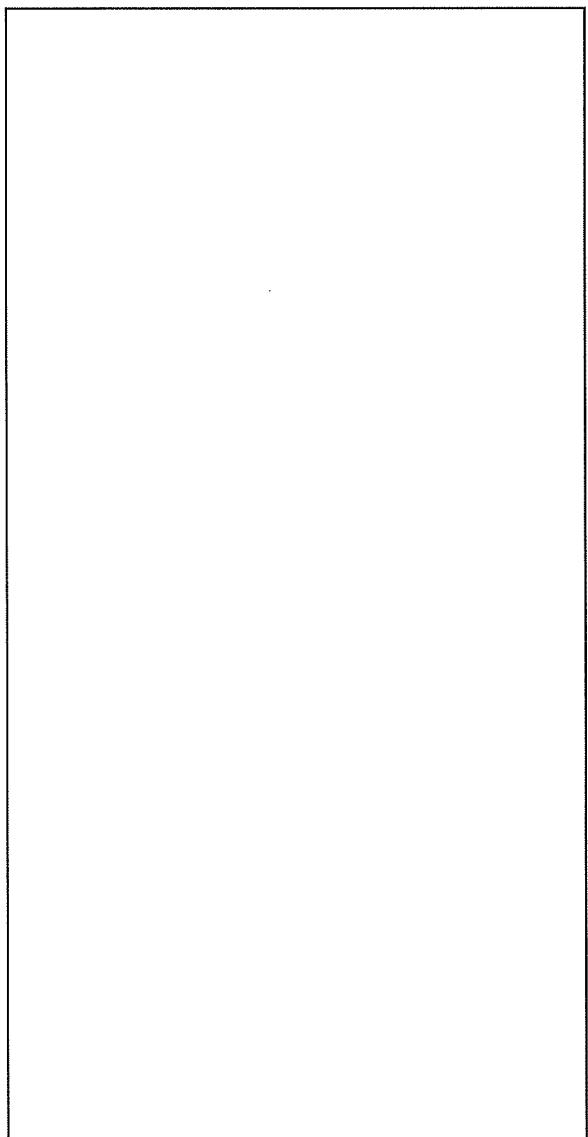
▨ : 別建物  
鉄骨ブレース新設 : NBr2A\*

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟	転換工場
圖 番	16通り軸組図	工場棟 転換工場
図1建-35		

17通り軸組図



凡例

○：柱梁仕口部補強（新設部）

■：柱脚部溶接補強

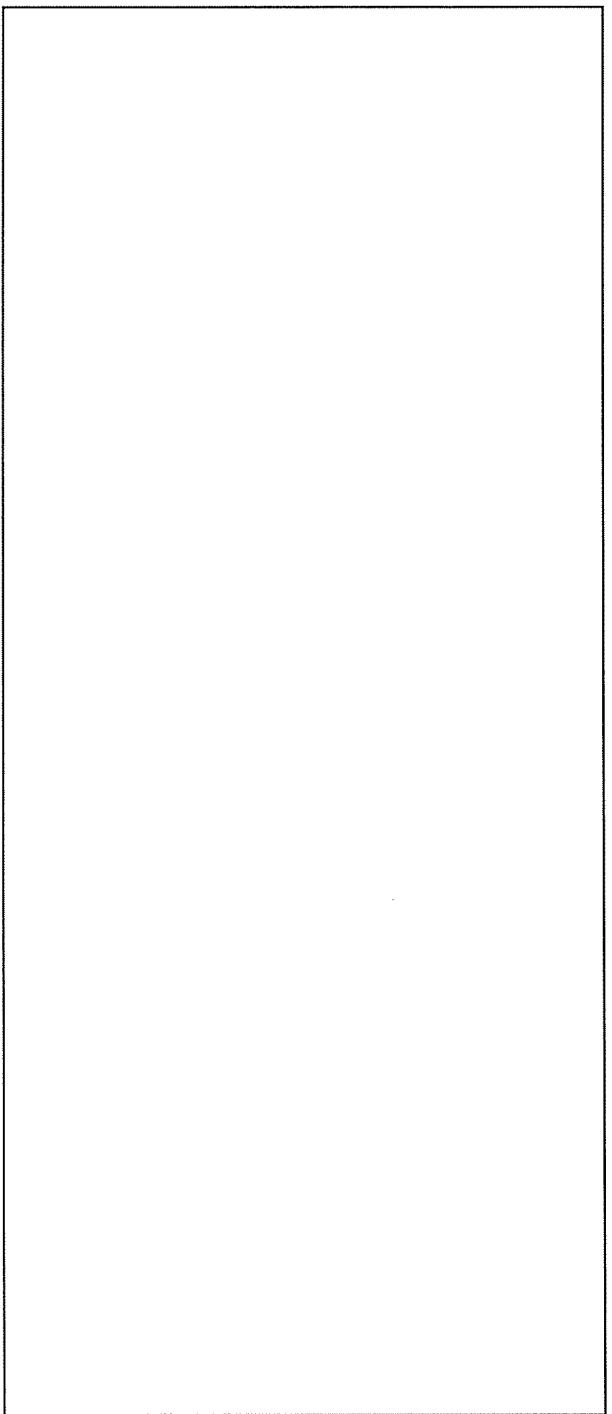
▨：柱脚部重石補強

▨：別建物  
外壁サイディング補強下地材：NC2, NCG12, NCG13

注）補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 転換工場	単位 : mm
■	17通り軸組図	工場棟 転換工場
図 番	図1建-36	工場棟 転換工場

### 18通り軸組図



### 凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

▨ : 別建物  
鉄骨プレース交換補強 : NBr21  
外壁サイディング補強下地材 : NCG2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm	
名 称	工場棟 車換工場
図 錄	18通り軸組図
図 働	図イ建-37
図 事	工場棟 車換工場

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

▣ : 柱脚部溶接補強

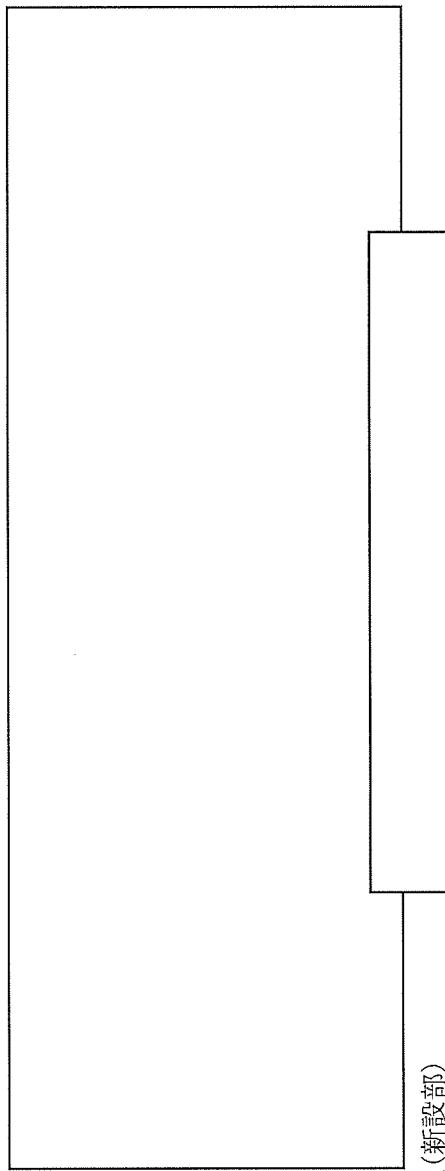
▨ : 柱脚部重石補強

鉄骨プレース新設 : NBr1A\*, NBr2A\*  
外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

19通り軸組図

20通り軸組図



名 称 図 番	工場棟 19、20通り軸組図 イ建-38	転換工場 工場棟 転換工場
単位 : mm		

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

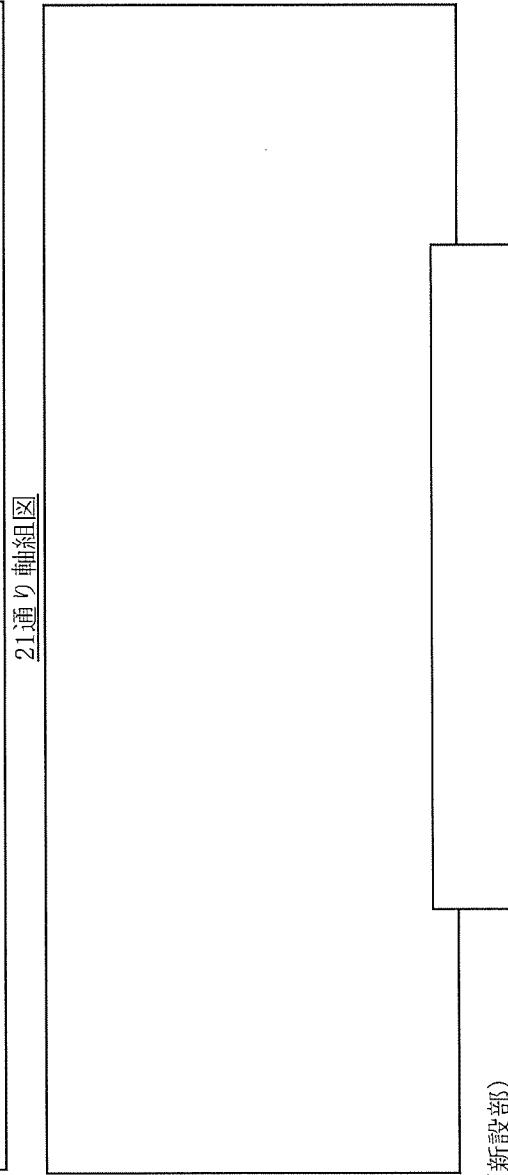
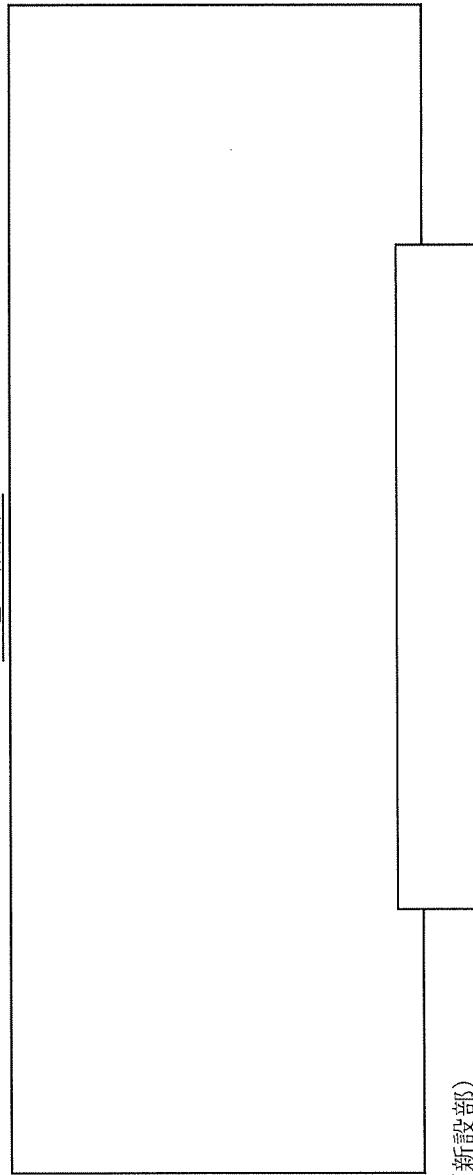
▨ : 柱脚部重石補強

△△△ : 別建物  
鉄骨ブレース新設 : NBr2A\*

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13

注) 補強箇所を赤字で示す

21通り軸組図



22通り軸組図

名 称 図 番	工場棟 転換工場 21、22通り軸組図 図イ建-39	工場棟 転換工場
------------------	----------------------------------	-------------

凡例

○ : 柱梁仕口部補強(新設部)

■ : 柱脚部溶接補強

▨ : 柱脚部重石補強

▨ : 別建物

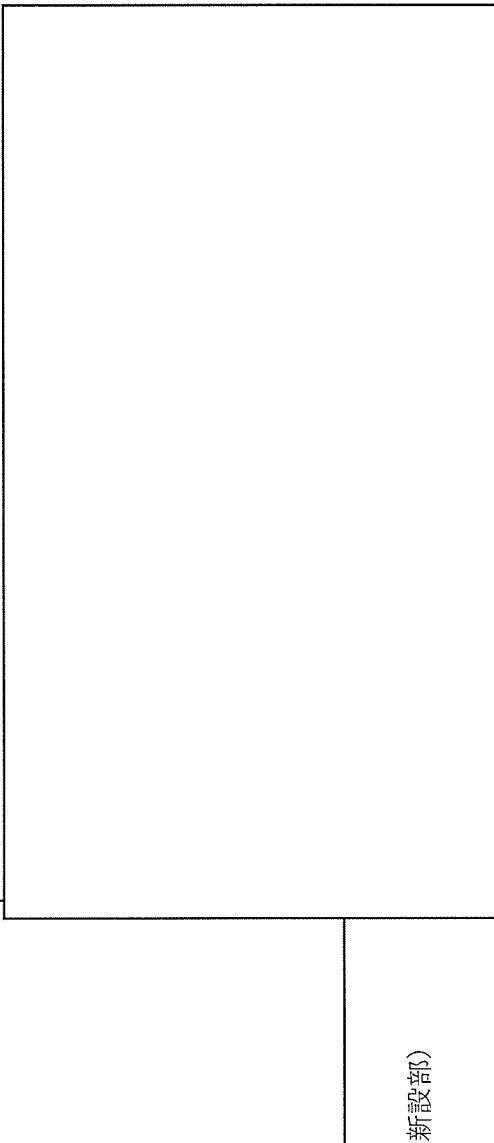
鉄骨ブレース新設 : NBr1\*, NBr4B\*

鉄骨ブレース交換補強 : NBr14

外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13, NHG12, NHG14

注) 補強箇所を赤字で示す

23通り軸組図



23'通り軸組図

名 称		工場棟 転換工場	単位 : mm
23、23'通り軸組図		23、23'通り軸組図	
図 番	図イ建-40	工場棟 転換工場	

	<u>24通り軸組図</u>
	<u>26通り軸組図</u>
凡例	
○	: 柱梁仕口部補強(新設部)
○	: 柱梁仕口部補強(既存部)
■	: 柱脚部溶接補強
▨	: 柱脚部重石補強
▨▨	: 別建物
	鉄骨ブレース新設 : NBr12*
	鉄骨ブレース交換補強 : NBr1, NBr1A
	外壁サイディング補強下地材 : NC2, NCG12, NCG13
	注) 補強箇所を赤字で示す
	単位 : mm
名 称	工場棟 転換工場
圖 番	24、26通り軸組図 圖イ建-41
圖 番	工場棟 転換工場

凡例

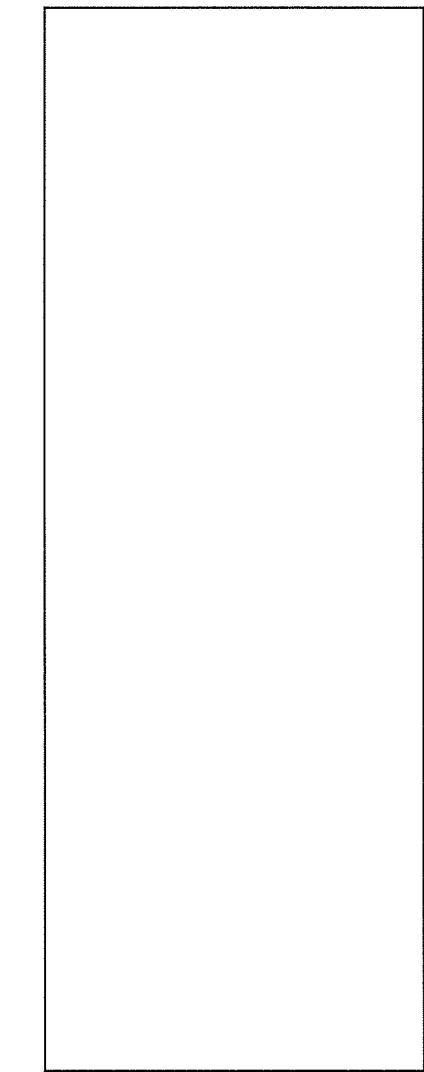
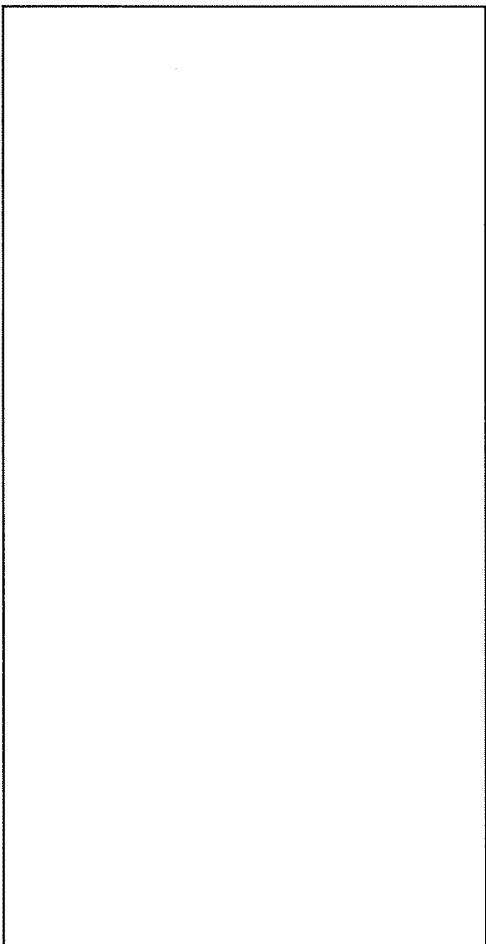
 : 開口部  
 : 別建物  
外壁サイディング補強下地材 : NC1, NC2, NHG12, NHG13, NP11, NP12

注) 補強箇所を赤字で示す

26通り外壁サイディング補強下地材軸組図

名 称		単位 : mm
工場棟	転換工場	
24、26通りサイディング補強下地材軸組図		
※1 24通り共通	※2 26通り共通	
図イ建-42	番	工場棟 転換工場

24通り外壁サイディング補強下地材軸組図



Q通り外壁サイディング補強下地材軸組図

凡例		単位 : mm
□	開口部	工場棟 転換工場
△	外壁サイディング補強下地材	Q通りサイディング補強下地材軸組図
※1	Q通り共通	工場棟 転換工場
	注) 補強箇所を赤字で示す	

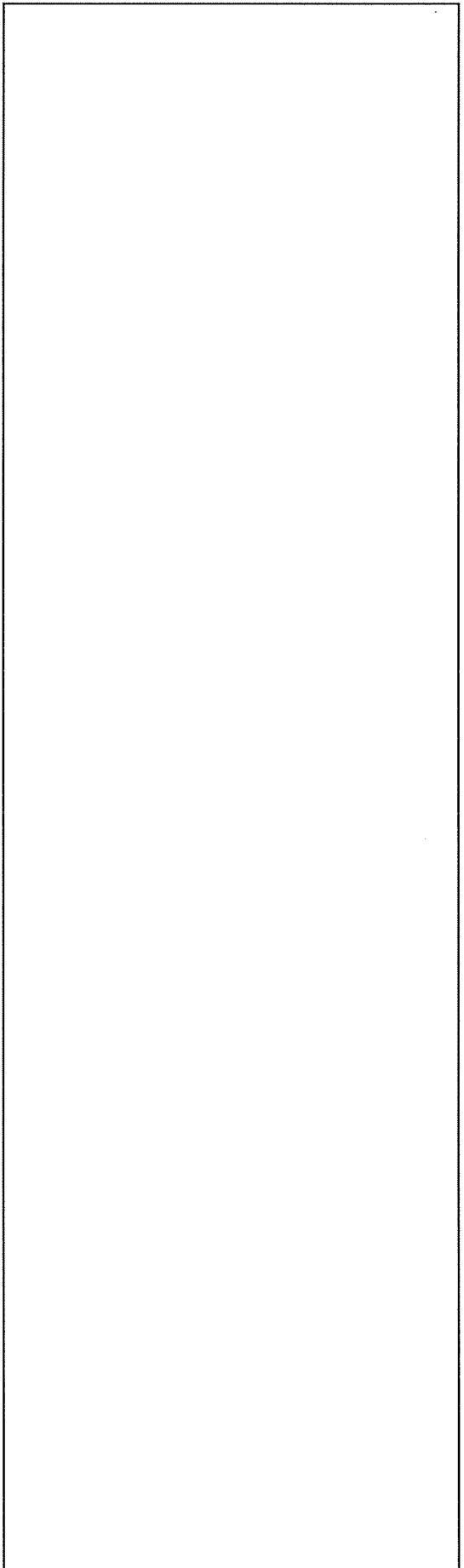
名 称	工場棟 L'通りサイディング補強下地材軸組図	工場棟 転換工場	単位 : mm
図 番	図イ建-44	工場棟 転換工場	

※1 L'通り共通

凡例  
外壁サイディング補強下地材 : NC2, NHG12, NP12

注) 補強箇所を赤字で示す

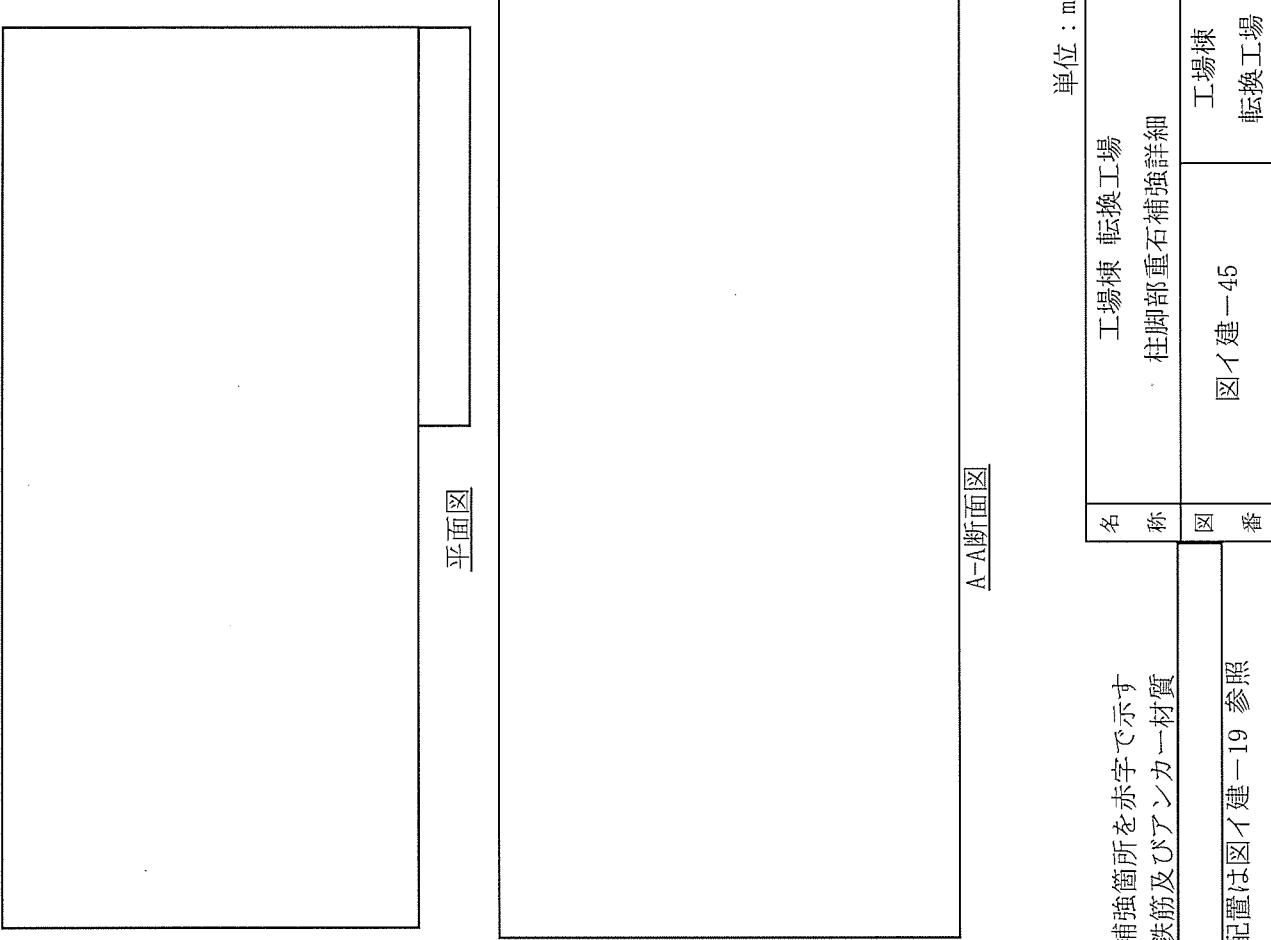
### L'通り外壁サイディング補強下地材軸組図



重石体積（参考値）			
符号	コンクリート種別	体積（m <sup>3</sup> ）	設計基準強度（N/mm <sup>2</sup> ）
A	普通コンクリート		
B	普通コンクリート		
C	普通コンクリート		
D	普通コンクリート		
E	普通コンクリート		
F	普通コンクリート		
G	普通コンクリート		
H	普通コンクリート		
I	普通コンクリート		
J	普通コンクリート		
K	普通コンクリート		
L	普通コンクリート		
M	普通コンクリート		
N	普通コンクリート		
O	普通コンクリート		
P	普通コンクリート		
Q	普通コンクリート		
R	普通コンクリート		
S	普通コンクリート		
T	普通コンクリート		
U	普通コンクリート		
V	普通コンクリート		
W	普通コンクリート		
X	普通コンクリート		
Y	普通コンクリート		
Z	普通コンクリート		

A-A断面図

平面図



注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 鉄筋及びアンカーフレット  
注3) 配置は図イ建-19 参照

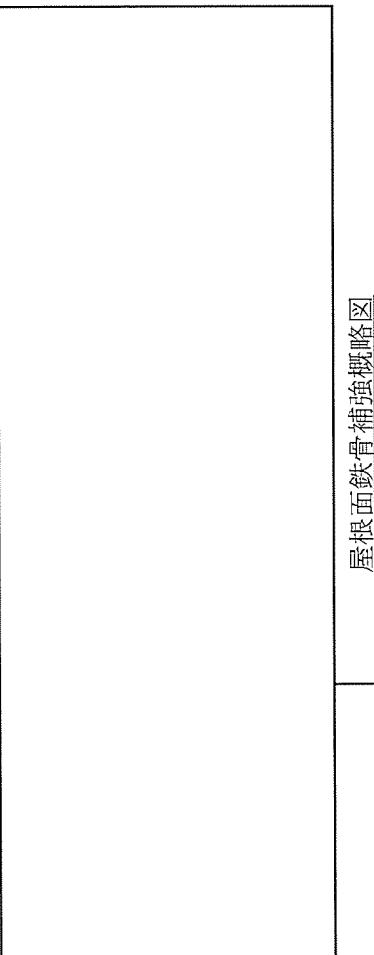
名 称	工場棟 転換工場
単位 : mm	
図 番	図イ建-45

外壁サイディング補強概略図  
(断面図)

外壁更新概略図  
(断面図)

名 称	鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図	工場棟	転換工場	単位 : mm
図 番	図イ建-46	工場棟	転換工場	

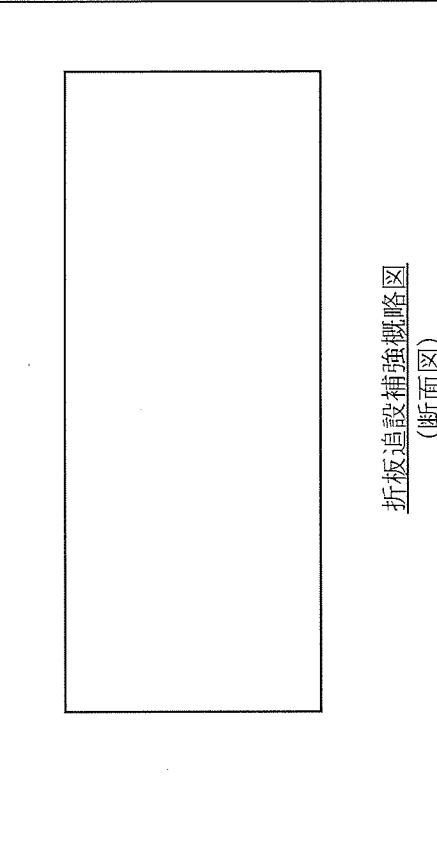
注) 補強箇所を赤字で示す



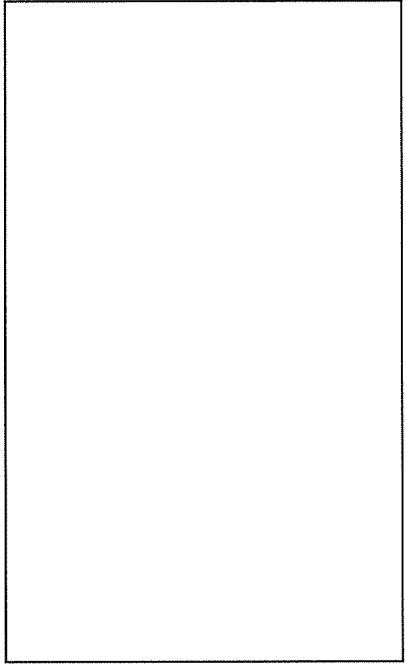
屋根面鉄骨補強概略図  
(断面図)



注) 梯強筒所を赤字で示す



### 折板追設補強概略図



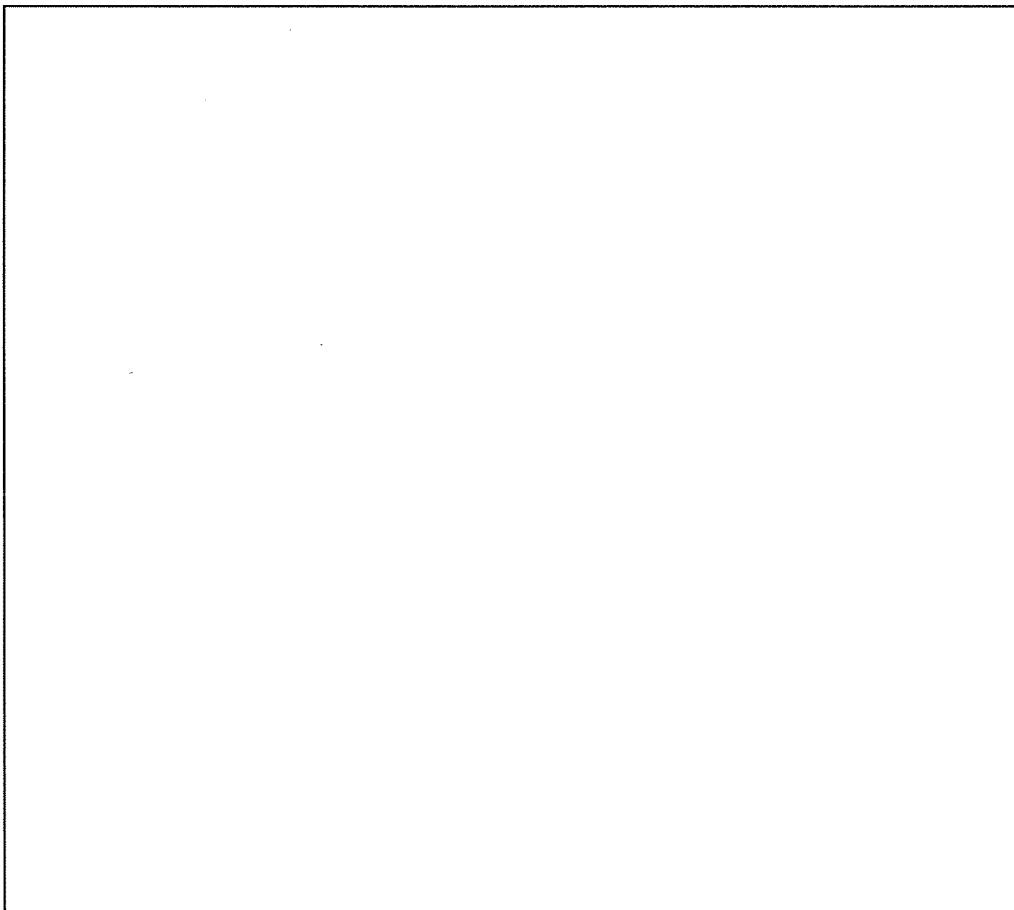
### 折板張替充補強概略図

名 称	工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図	工場棟 転換工場
図 番	図イ建-47	

单位：mm

		単位 : mm
名 称	工場棟 転換工場 鉄骨ブース補強及び柱梁仕口部補強概略図	(断面図)
図 番	図イ建-48	工場棟 転換工場

注) 補強箇所を赤字で示す

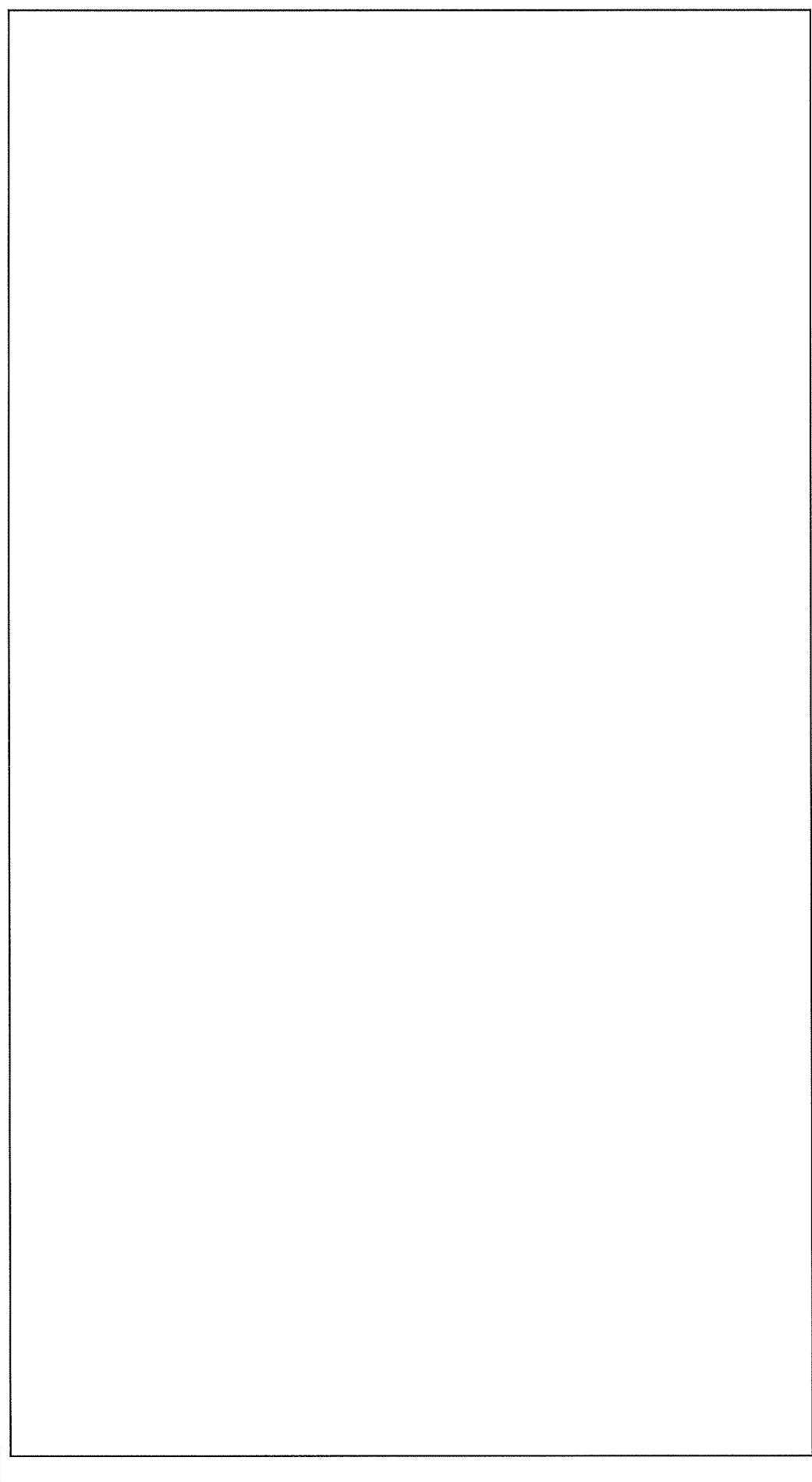


凡例	 : 別建物	
*1	: 遮蔽能力を期待する壁(高さの異なる壁を色を変えて表示) 厚さ□ (設計確認値) のALC 及び厚さ□ (設計確認値) (コンクリート)	*4 : 高さ□ (設計確認値) (コンクリート) 厚さ□ (設計確認値) のALC 及び厚さ□ (設計確認値) (コンクリート)
*2	: 高さ□ (設計確認値) (ALC)	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物1階平面)
*3	: 高さ□ (設計確認値) (ALC)	図番
主要な構造材	柱, 梁 屋根, 壁	鉄骨 転換工場
	折板 (鋼板), ALC (但し腰壁部鉄筋コンクリート (高さ□))	

			単位 : mm
名 称	工場棟 車換工場 遮蔽関係図 (建物2階平面)		
図 番	図イ遮-2	工場棟 車換工場	

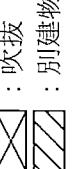
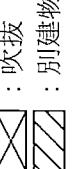
凡例

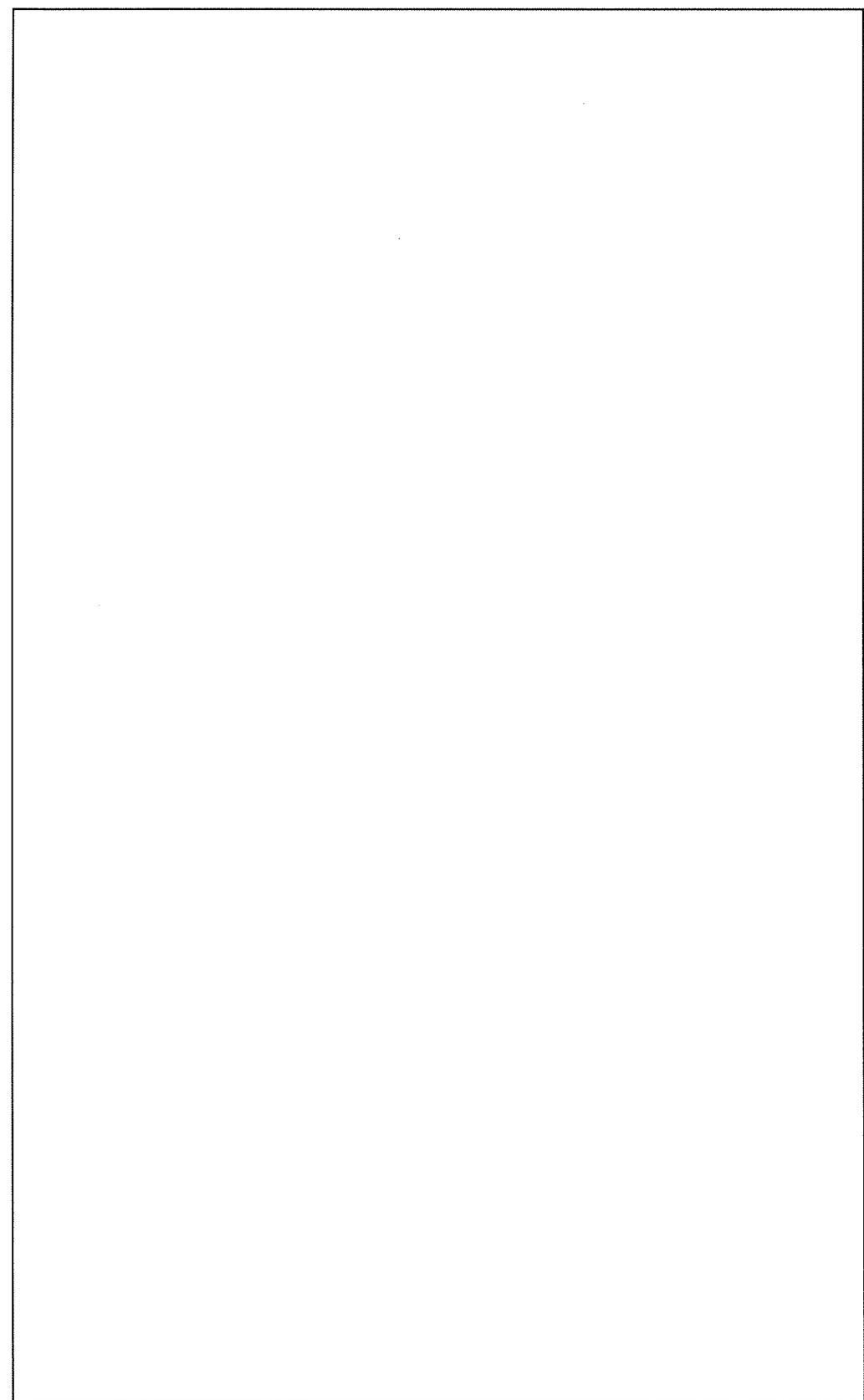
-  : 吹抜
-  : 別建物
-  : 遮蔽能力を期待する壁(ALC)
-  : 高さ (設計・確認値)

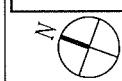


単位 : mm

名 称	工場棟 転換工場 遮蔽関係図 (建物3階平面)	
図 番	図1遮-3	工場棟 転換工場

- 凡例
-  : 吹抜
  -  : 別建物
  - : 遮蔽能力を期待する壁(ALC)
  - \* 1 : 高さ□ (設計確認値)

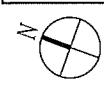




凡例

「—」：設備・機器の準備工事範囲 (図中番号は表イ-3, ト-5の設備名称冒頭記載の番号を示す)

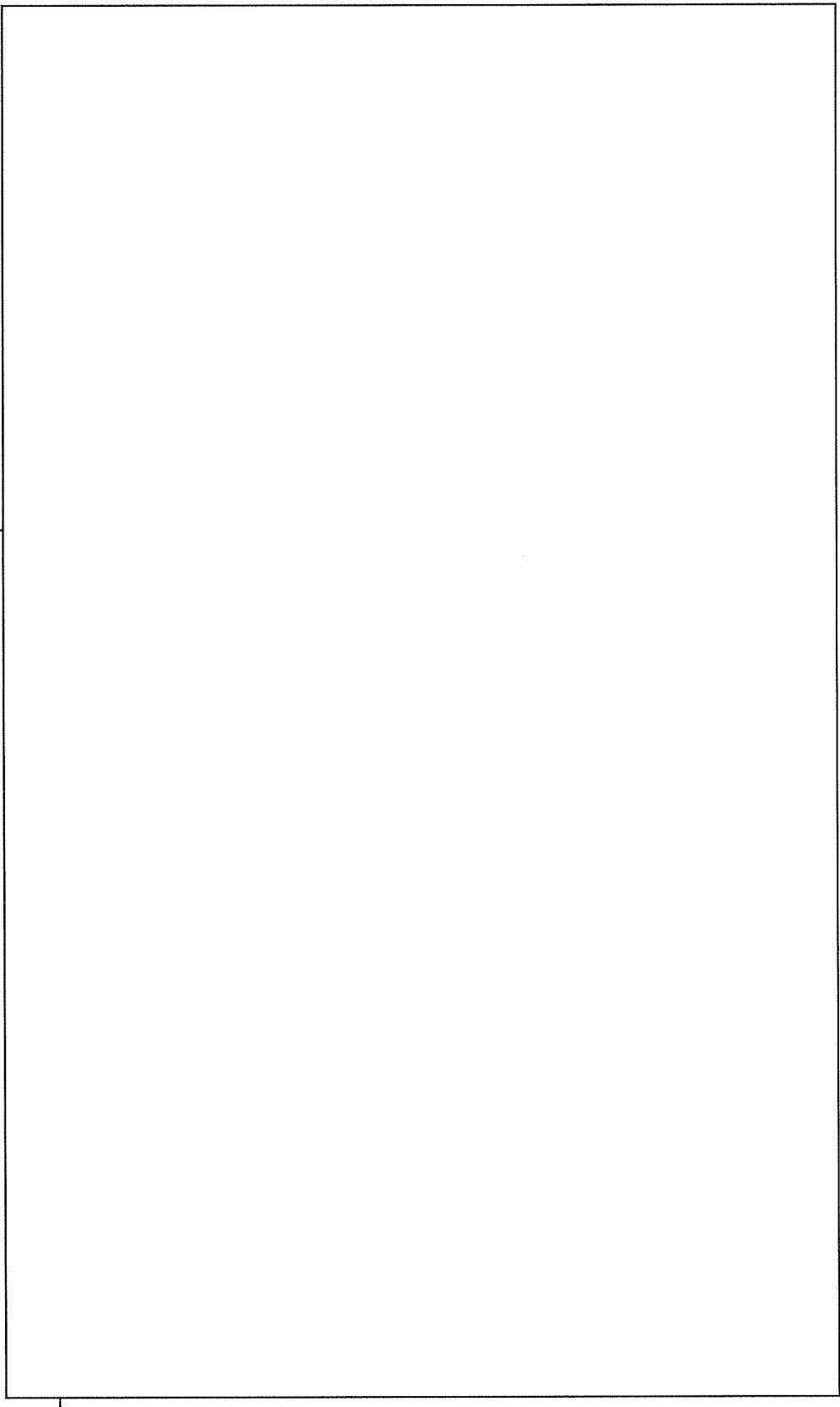
名 称	工場棟 転換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1階)
図 番	図イ配-1 (1/2) 工場棟 転換工場他



凡例

	設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)
	設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)
図 番	イ配-1 (2/2)
名 称	工場棟 車換工場他 設備・機器準備工事範囲図 (1階)

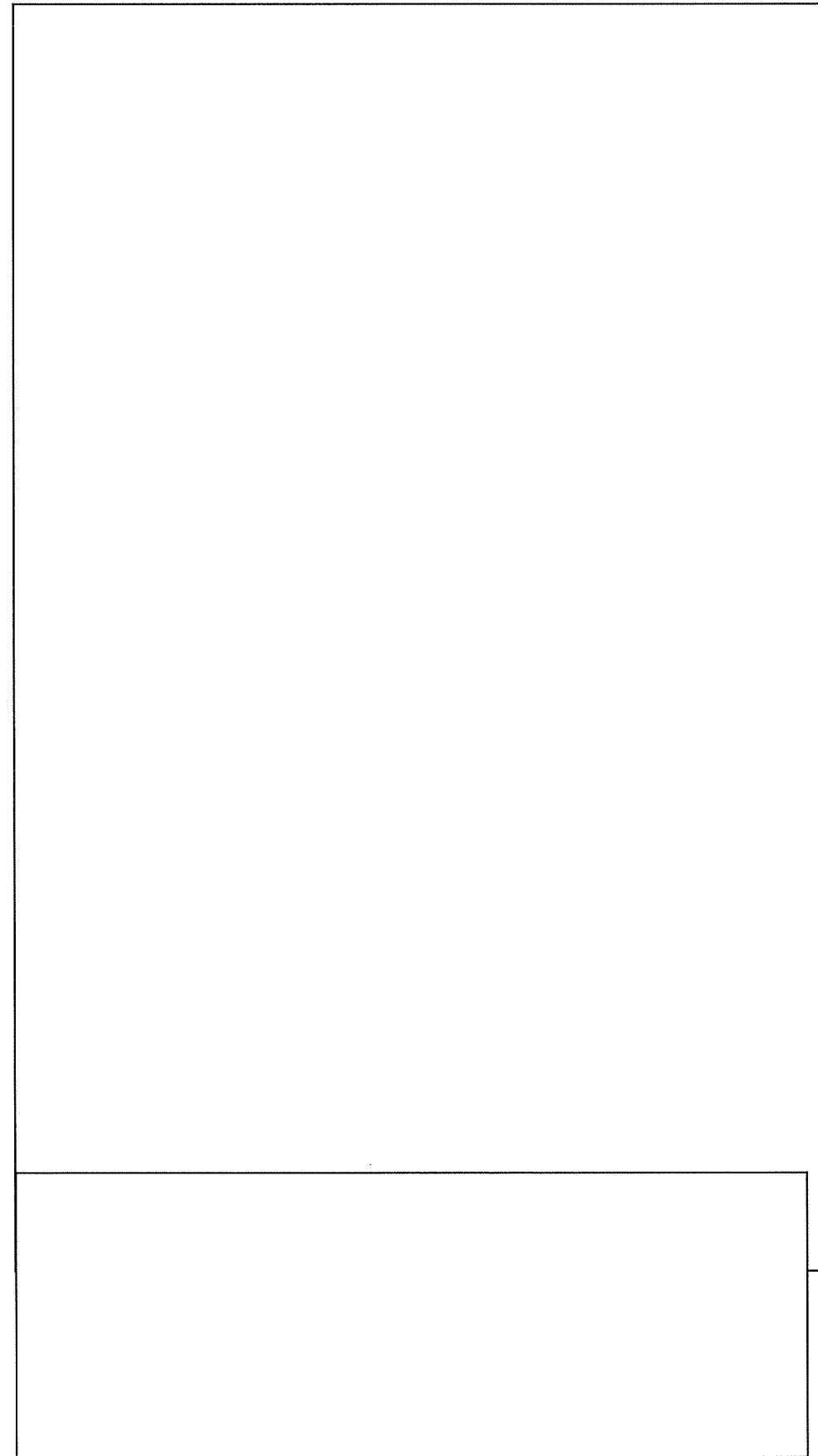
凡例		単位 : mm	
	別建物	工場棟	成型工場
* 1	: F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える --- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照	建物1階平面図	
	注) SDは鉄扉を示す	図ハ建-1	工場棟 成型工場

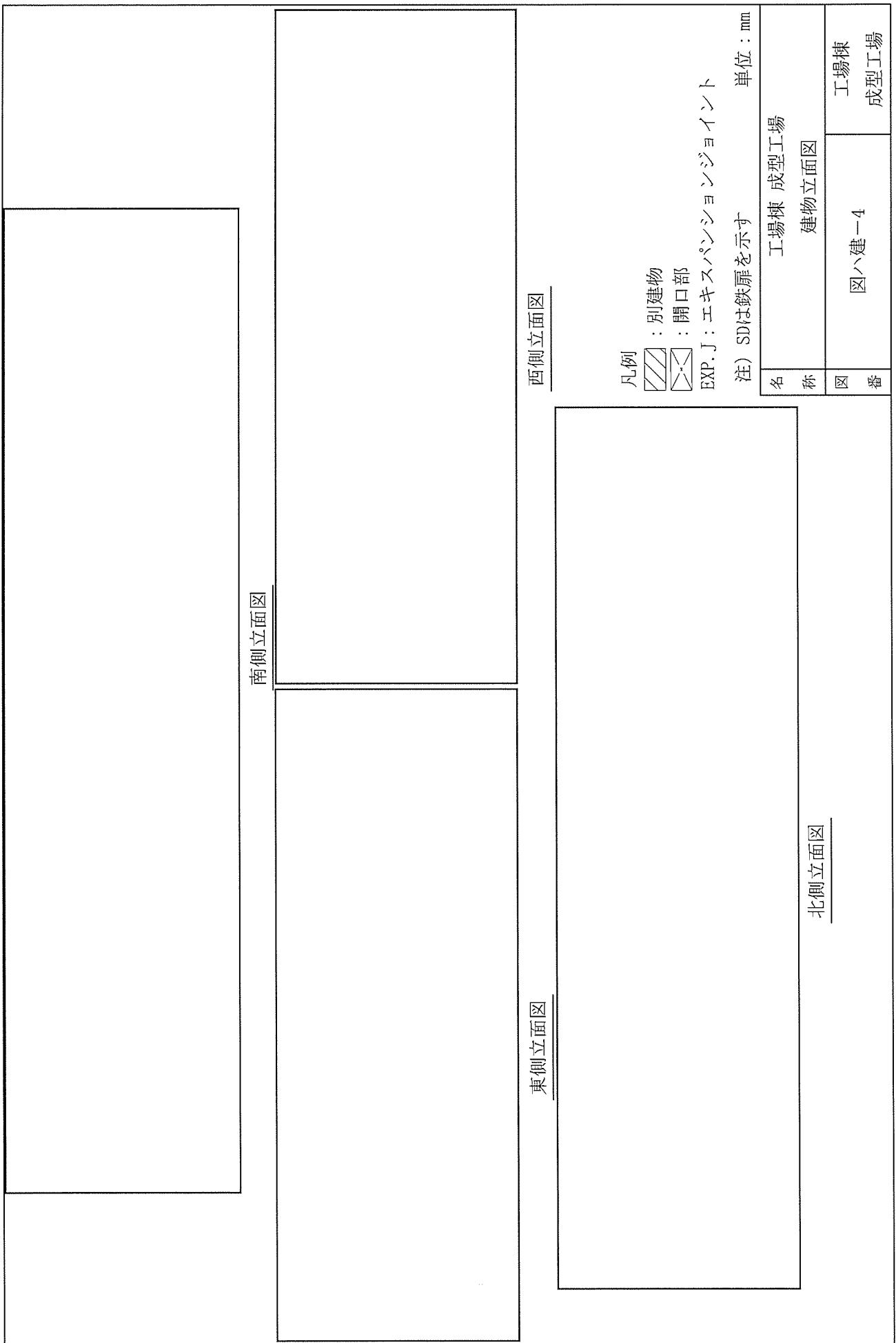


凡例		単位 : mm	
	別建物	名 称	工場棟 成型工場
	吹抜け	図 番	建物2階平面図
	: EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照		
*1	: F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える		工場棟
注) SDは鉄扉を示す			成型工場

			単位 : mm
名 称	工場棟 成型工場 建物3階平面図		
図 番	図ハ建-3	工場棟 成型工場	

凡例  
 : 別建物  
\*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で損傷で耐える  
--- : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照  
注) SDは鉄扉を示す





名 称	工場棟	成型工場
圖 番	図ハ建—5	建物断面図
単位 : mm	工場棟	成型工場

Y—Y 断面図

凡例  
 EXP.J : エキスパンションジョイント  
 □ : 別建物

凡例

○既設杭(□)  
□壁補強

壁増打ち補強 : MEW20, MEW22A, MEW25, MEW25A, MEW25B, MEW25C  
壁新設補強 : NEW15B, NEW20

注)補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 成型工場 杭及び基礎(大図)
図 番	図ハ建-6 工場棟 成型工場

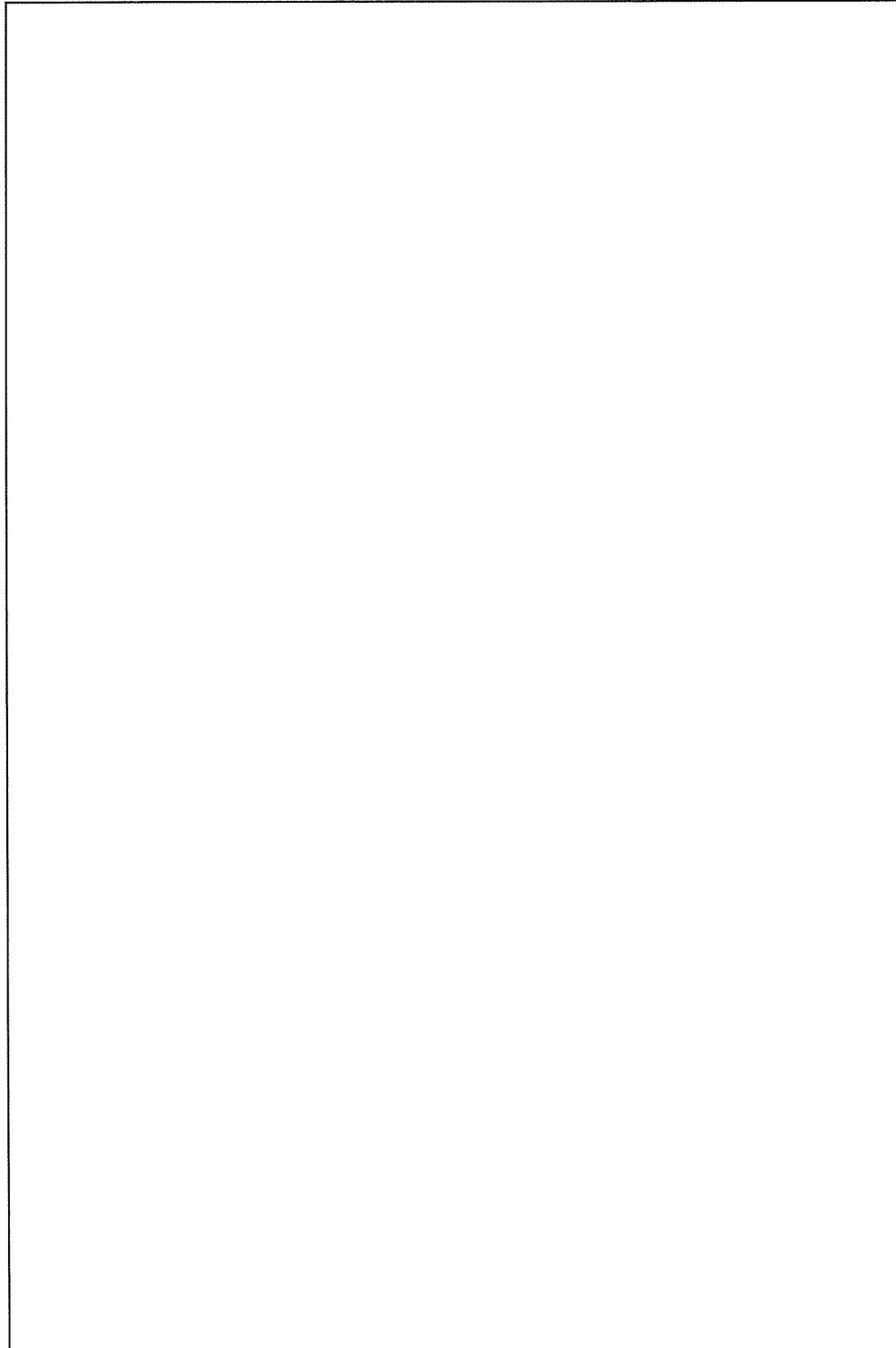


凡例  
 壁補強  
 吹抜け

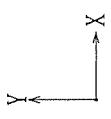
壁新設補強：NEW15, NEW18  
壁増打ち補強：MEW22, MEW25B, MEW35  
鉄骨ブレース新設：NBr20

注1) 梁補強箇所を赤字で示す  
注2) 鉄筋材質

名 称	工場棟 成型工場	単位 : mm
図 番	図ハ建-7	2階伏図
		工場棟 成型工場



凡例



スラブ増打ち補強：NS1 [ ]

壁補強

壁増打ち補強：NEW15B

壁新設補強：NEW15B

壁根面鉄骨補強：NT1

開口部

- 注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 鉄筋及びアンカーフレット  
注3) 屋根面鉄骨補強の概略は図ハ建-22参照

単位：mm	
名 称	工場棟 成型工場 3階伏図
図 番	図ハ建-8
	工場棟 成型工場

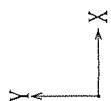
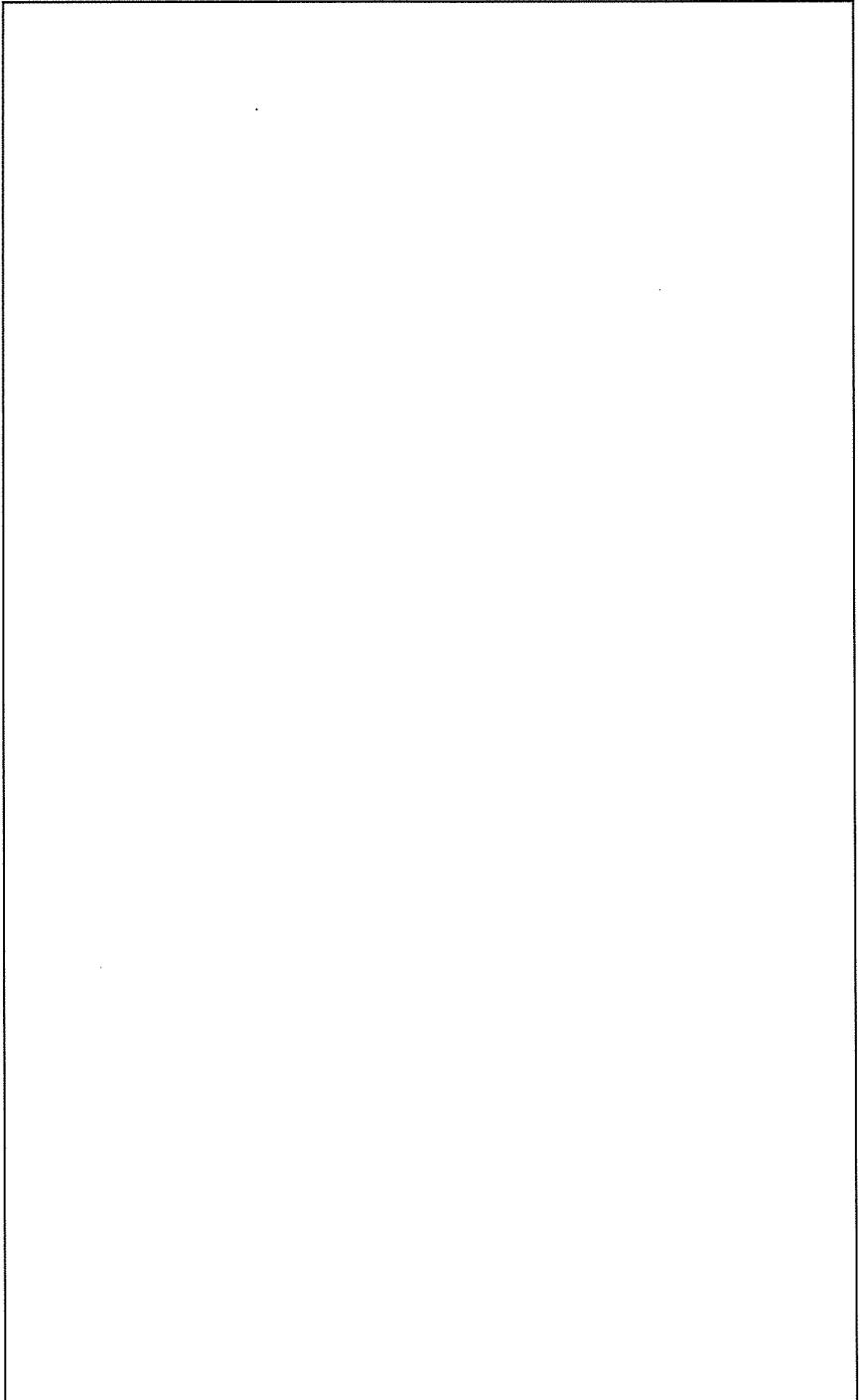
単位 : mm		
名 称	工場棟 成型工場 屋根伏図	
図 番	図ハ建-9	工場棟 成型工場

- 凡例
- 吹抜け
- 屋根面鉄骨補強
- 注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 鉄筋及びアンカーカー材質  
注3) 屋根面鉄骨補強の概略は図ハ建-22参照  
注4) 梁側面増打ち補強及び鉄骨プレース新設の概略は図ハ建-23  
参考

新設小梁 : NSB11, NSB24  
新設屋根プレース : NHBr11～NHBr15  
鉄骨プレース新設 : NBr1

屋根面鉄骨補強

新設屋根プレース新設の概略は図ハ建-23  
参考



凡例

屋根面鉄骨補強  
新設小梁：NSB24, NSB29, NSB69  
新設折板受けプレース：NHBrl

※) 新設折板受けプレースは全てNHBrlとする。

注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 折板追設補強の概略は図ハ建-23参照

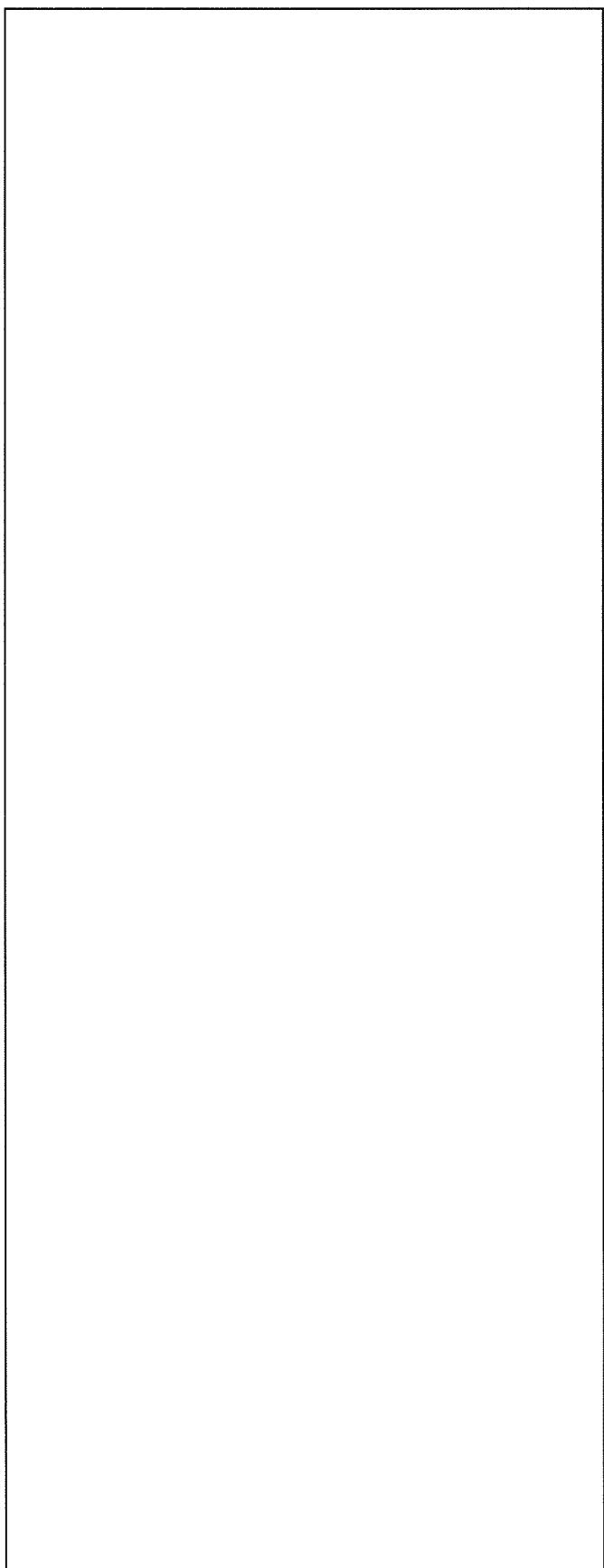
単位：mm	
名 称	工場棟 成型工場 増設屋根伏図
図 番	図ハ建-10 工場棟 成型工場

凡例

□ 開口部  
□ 壁新設補強：NEW15, NEW20  
鉄骨プレース新設：NBr20

注）補強箇所を赤字で示す

単位：mm	
名 称	工場棟 成型工場 14通り軸組図
圖 番	図ハ・建-11 工場棟 成型工場



単位 : mm		
名 称	工場棟 成型工場	15通り 車組図
圖 番	図ハ建-12	工場棟 成型工場

- 凡例
- 開口部
  - △ 壁増打ち補強 : MEW25A, MEW25B
  - 注) 補強箇所を赤字で示す

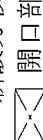
凡例

屋根面鉄骨補強

新設柱 : NC1, NP1

新設小梁 : NSB29, NSB69

新設方杖 : NT1, NT12



開口部

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟	成型工場	単位 : mm
図 番	18通り車組図		
圖 番	図ハ・建-13	工場棟	成型工場

凡例

- 壁新設補強：NEW15B
- 屋根面鉄骨補強
- 新設柱：NC1, NP1
- 新設小梁：NSB29, NSB69
- 新設方柱：NT12
- 開口部

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 成型工場	単位 : mm
図 番	図ハ・建-14	工場棟 成型工場

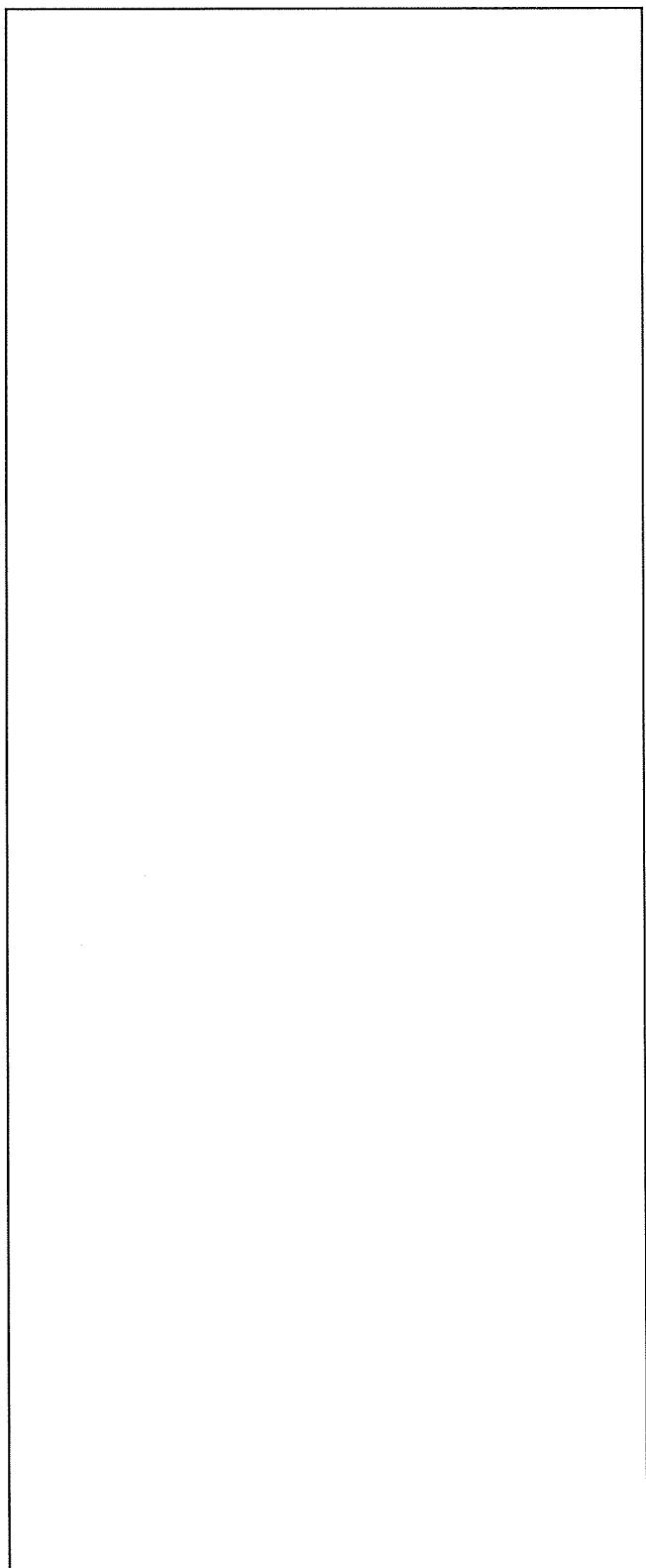
凡例

- 壁増打ち補強 : MEW22
- △ 屋根面鉄骨補強
- △ 新設柱 : NC1, NP1
- △ 新設小梁 : NSB29
- △ 新設方杖 : NT11
- △ 開口部
- △ 括弧内) 拡強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟	成型工場
図 番	図ハ建-15	22.通り軸組図
単位 : mm	工場棟	成型工場

凡例

- 壁新設補強 : NEW15B
- 屋根面鉄骨補強
- 新設柱 : NC1, NP1
- 新設小梁 : NSB29
- 新設方杖 : NT11
- 開口部
- 注) 補強箇所を赤字で示す

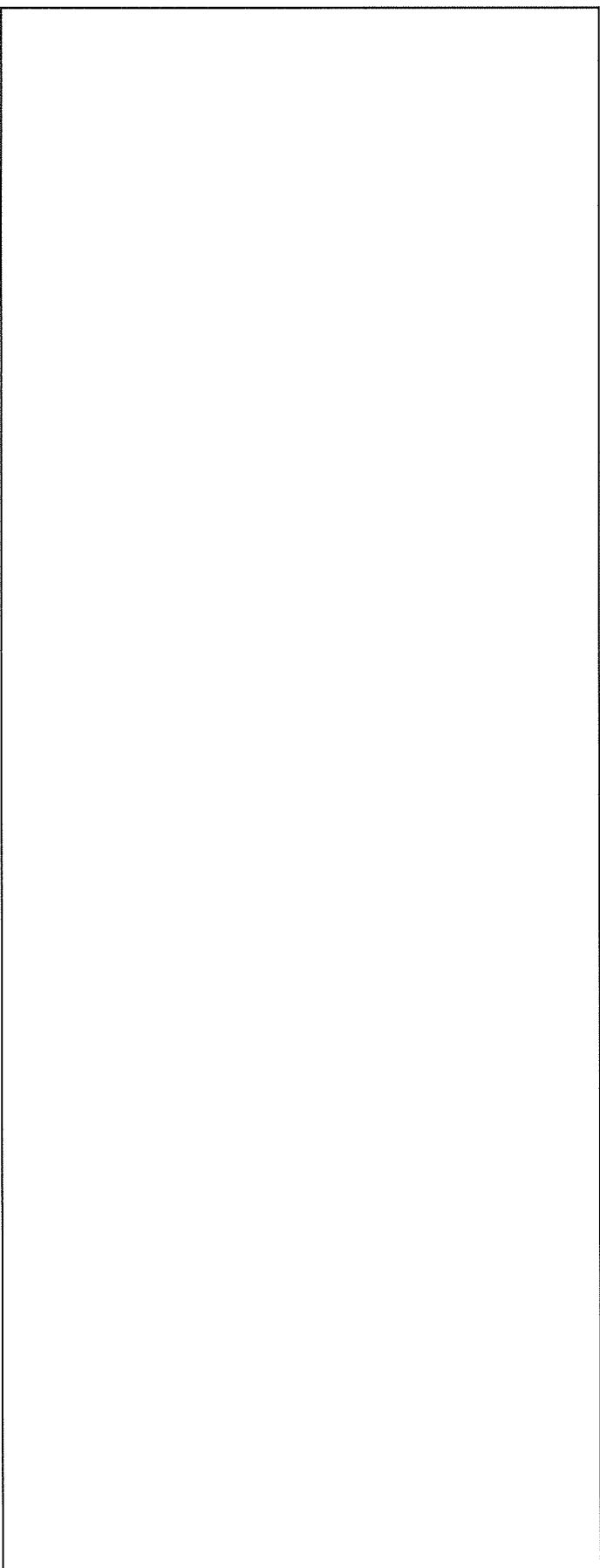


名 称	工場棟 成型工場 26通り軸組図	単位 : mm
図 番	図ハ建-16	工場棟 成型工場

名 称	工場棟 成型工場 E通り 軸組図	単位 : mm
図 番	図ハ建一17	工場棟 成型工場

凡例

□ 壁増打ち補強 : MEW35  
 開口部  
 検査箇所を赤字で示す



凡例



開口部  
壁補強

壁新設補強 : NEW18  
壁増打ち補強 : MEW22A, MEW25, MEW25A  
屋根面鉄骨補強

新設柱 : NC1  
新設小梁 : NSB29  
新設方杖 : NT11  
鉄骨ブレース新設 : NBr1

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 成型工場 F通り軸組図	単位 : mm
図 番	図ハ建-18	工場棟 成型工場

名 称	工場棟 成型工場	単位 : mm
図 番	H通り軸組図	
図 番	図ハ建一19	工場棟 成型工場

凡例

□ 開口部

△ 壁増打ち補強 : MEW25C

△ 墓根面鉄骨補強

△ 新設柱 : NP1

△ 新設小梁 : NSB29

注) 補強箇所を赤字で示す

壁増打ち補強リスト

符号	壁厚	配筋	あと施工アンカー (シアコネクター)
MEW22			
MEW2A			
MEW25			
MEW25A			
MEW25B			
MEW25C			
MEW35			

※鉄筋材質

標準断面図

注) 補強箇所を赤字で示す

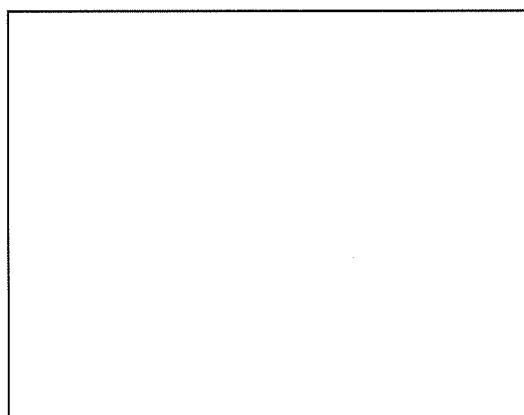
単位 : mm

名 称	工場棟 壁増打ち補強リスト	成型工場
図 番	図ハ建-20	工場棟 成型工場

## 壁新設補強リスト

符号	壁厚	配筋	あと施工アンカー	備考
NEW15				
NEW15B				
NEW18				
NEW20				

※鉄筋材質

補強要領図標準断面図

名 称		工場棟 成型工場 壁新設補強リスト	単位 : mm
図 番	図ハ建-21	工場棟	成型工場

注) 補強箇所を赤字で示す

屋根面鉄骨補強概略図  
(平面図)

名 称	工場棟 成型工場
図 番	図ハ建-22

単位 : mm

屋根面鉄骨補強概略図  
(断面図)

注) 補強箇所を赤字で示す

梁側面増打ち補強及び鉄骨ブース新設概略図  
(断面図)

折板追設補強概略図 (断面図)	
単位 : mm	
名 称	工場棟 成型工場
図 番	梁側面増打ち補強及び鉄骨ブース新設、折板追設補強概略図 図ハ建-23

注) 補強箇所を赤字で示す

		単位 : mm	
凡例			
	: 別建物		
	: 遮蔽能力を期待する壁		
* 1	: 高さ	(設計確認値)	
* 2	: 高さ	(設計確認値)	
		名 称 工場棟 成型工場 遮蔽関係図 図 番 図ハ遮-1	
		(建物1階平面)	
		工場棟 成型工場	





凡例



別建物

吹抜  
遮蔽能力を期待する壁(鉄筋コンクリート)高さ□ (設計・確認値)  
高さ□ (設計・確認値)  
高さ□ (設計・確認値)工場棟 成型工場 遮蔽関係図  
(建物2階平面)高さ□ (設計・確認値)  
高さ□ (設計・確認値)  
高さ□ (設計・確認値)工場棟 成型工場  
高さ□ (設計・確認値)  
高さ□ (設計・確認値)  
高さ□ (設計・確認値)

単位 : mm

遮蔽関係図

(建物2階平面)

工場棟 成型工場

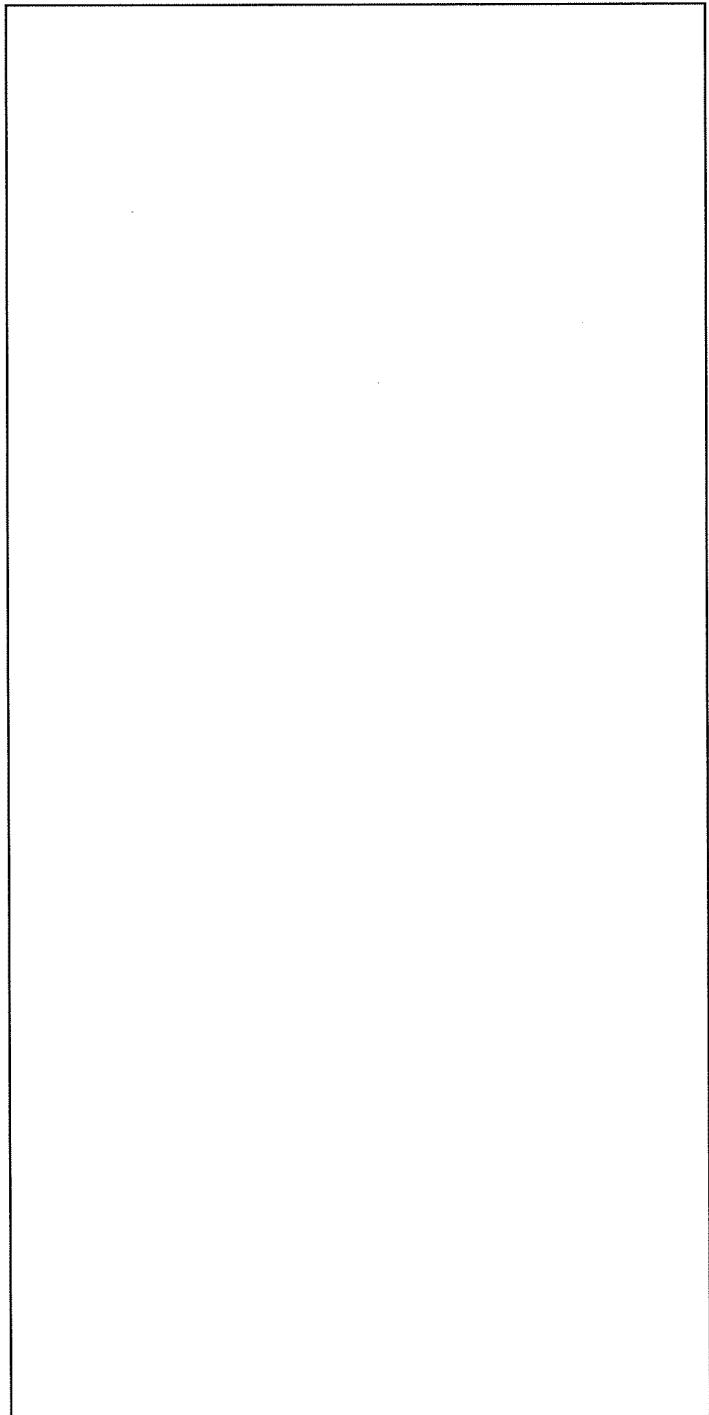
高さ□ (設計・確認値)



凡例  
□：別建物

- ：遮蔽能力を期待する壁(鉄筋コンクリート)  
\*1：高さ□ (設計確認値)  
\*2：高さ□ (設計確認値)

単位：mm	
名 称	工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物3階平面)
図 番	図ハ遮-3 工場棟 成型工場



凡例

	：設備・機器の一時仮置き場所（既認可分）	名 称 圖 番	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図（1階）	工場棟 成型工場
	：設備・機器の一時仮置き場所（本申請分）	図ハ配-1		



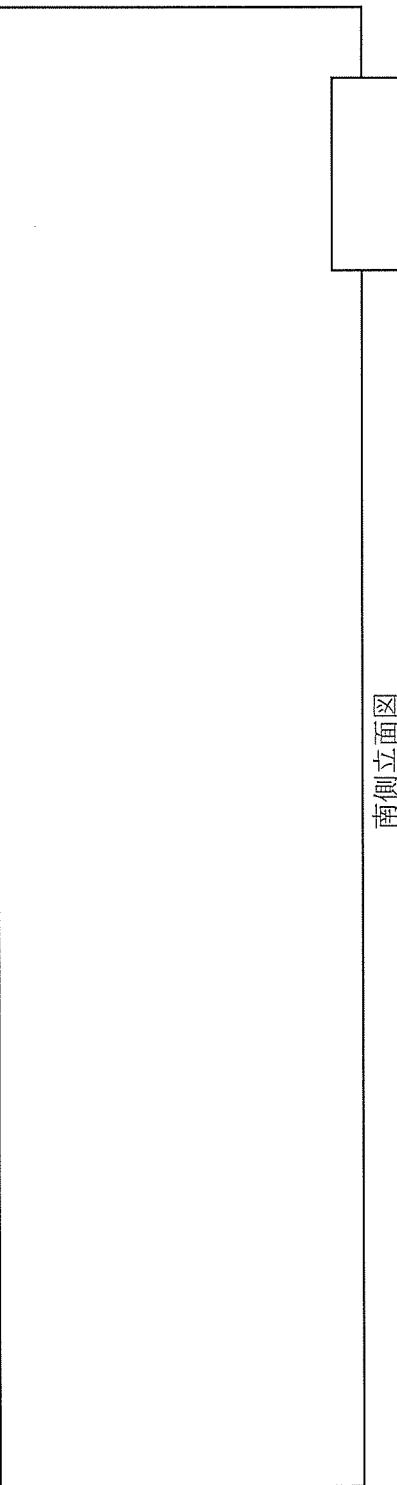
凡 例

「—」	設備・機器の準備工事範用(図中番号は表ト-5の設備名称冒頭記載の番号を示す)	名 称	工場棟 成型工場
〔〕	設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)	設備・機器準備工事範用図(2階)	工場棟
△△△	設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)	図ハ配-2	成型工場

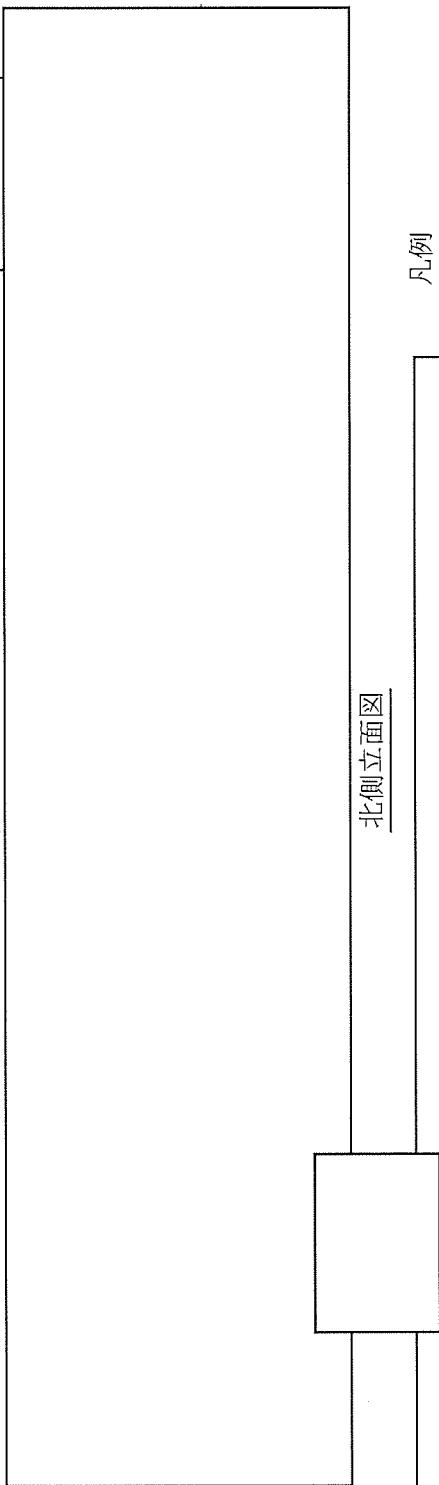
凡例

	建屋の仮設工事範囲
	設備・機器の準備工事範囲(図中番号は表ト-5の設備名稱冒頭記載の番号を示す)
	設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)
	工場棟 成型工場 設備・機器準備工事範囲図(3階) 工場棟 成型工場 図ハ配-3 番

		単位 : mm	
		名 称	工場棟 組立工場 建物平面図
凡例		注1) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す 注2) 天井走行クレーンは別途申請	
*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える			
*2 : F1竜巻で損傷しない、			
 : 別建物			
- - - : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照			
N			



圖面立側南



北側立面圖

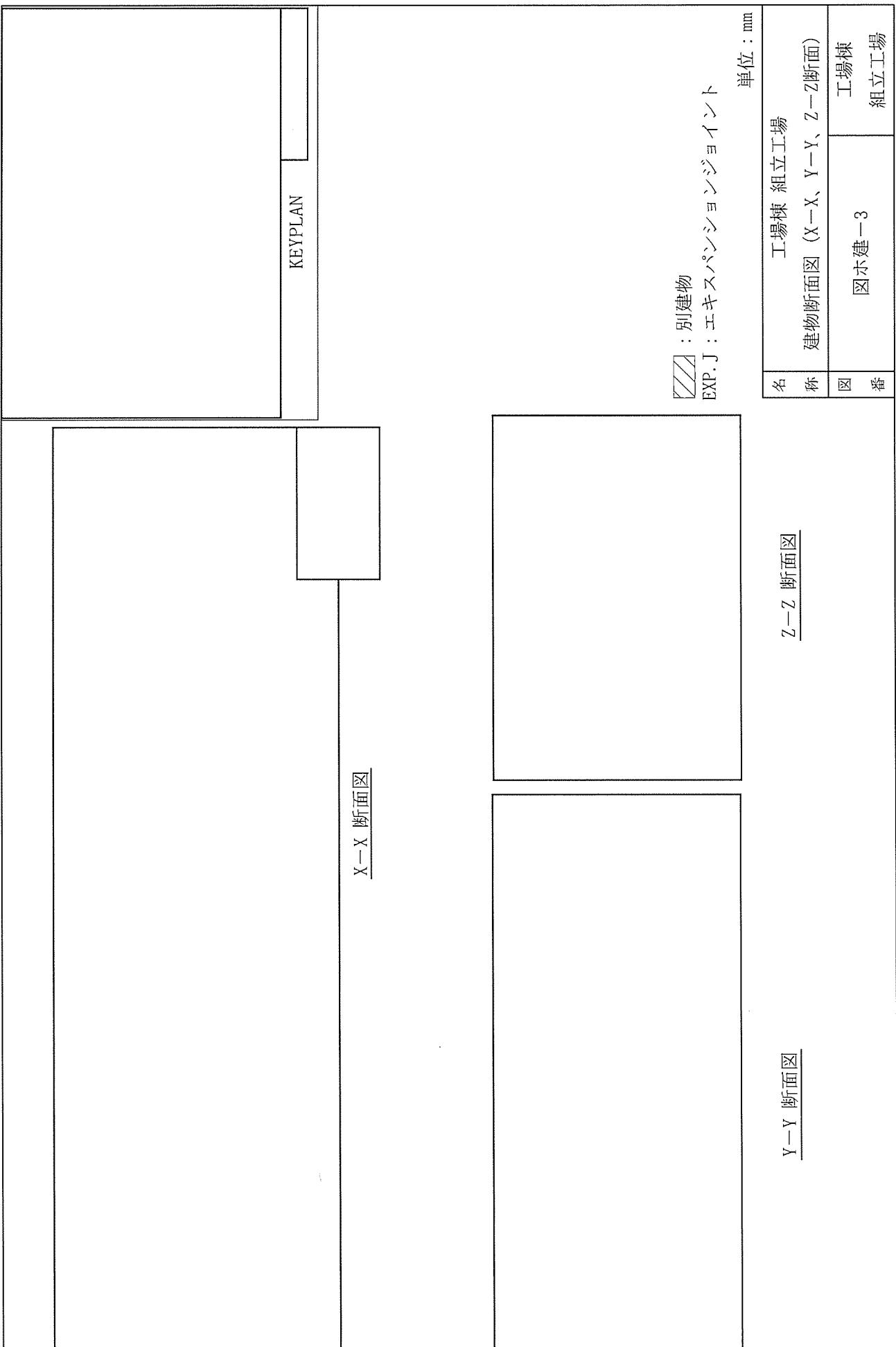
別建物

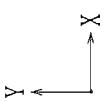
EXP. J : エキス  
開口部

注) SDは鍛扉、SSはシャッタを示す

单位：mm

	<u>東側立面図</u>	<u>西側立面図</u>	圖 番	圖 示 建 -2	工場棟 建物立面図	名 称	工場棟 組立工場





凡例

○：新設杭

○：既設杭

壁新設補強：NEW25, NW25

バットレス新設補強：NW50A

スラブ新設補強：NS1

新設基礎：NF1

新設基礎梁：NFG1, NFG2, NFG2A

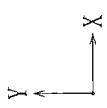
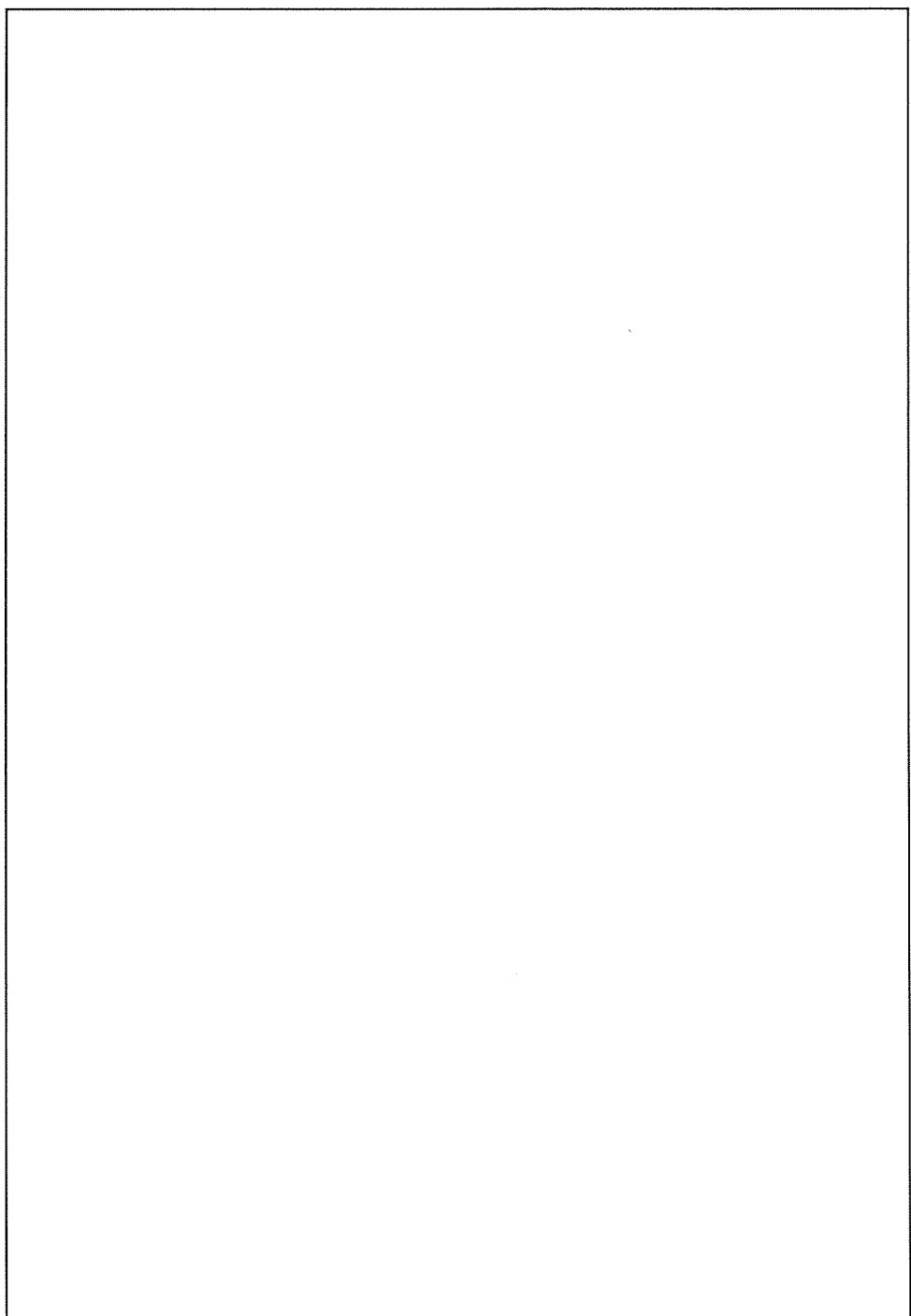
新設柱：NC1

杭及び基礎伏図

○：新設杭位置伏図

単位：mm  
工場棟 組立工場  
杭及び基礎伏図注）補強箇所を赤字で示す  
※耐火被覆材(厚さ1.5)を設置

名 称	工場棟	組立工場
図 番	図示建-4	工場棟 組立工場



凡例

- バットレス新設補強：NW50A
- ▨ スラブ新設補強：NS1
- ▨ 壁新設補強：NEW25
- ▨ 新設柱：NC1, NC2
- ▨ 新設大梁：NG2

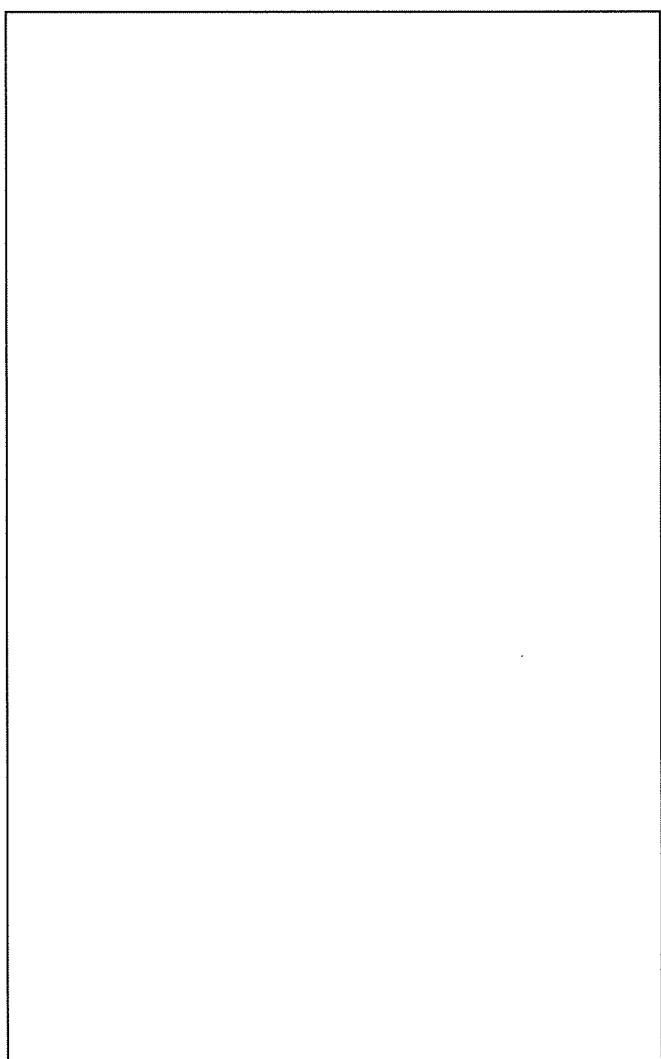
注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm		
名 称	工場棟 中間梁伏図 (FL+6.5m付近)	組立工場
図 番	図示建-5	工場棟 組立工場

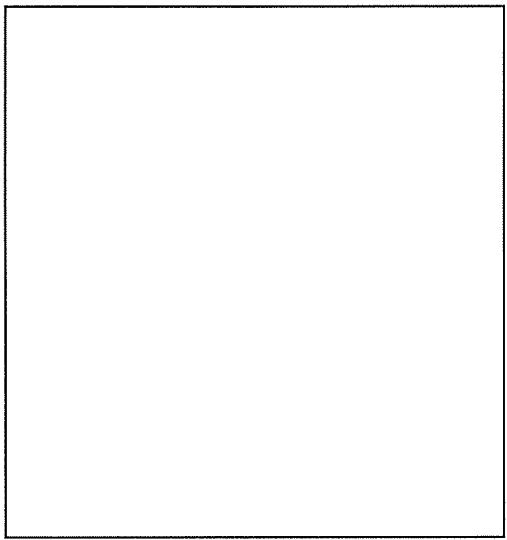
凡例

屋根面鉄骨補強  
新設小梁：NSB11  
新設火打ち材：NAB1  
新設屋根ブレース：NHBBr11  
新設方杖：NT

前室屋根梁伏図

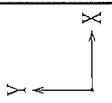


A矢視



凡例			単位 : mm
屋根面鉄骨補強	工場棟	組立工場	
新設小梁：NSB11	前室屋根梁伏図		
新設火打ち材：NAB1		工場棟	
新設屋根ブレース：NHBBr11		組立工場	
新設方杖：NT			

注) 梁強箇所を赤字で示す



凡例

屋根面鉄骨補強

新設大梁：NG1, NSB1

新設小梁：NSB2, NSB3, NCT

新設屋根プレース：NHBri1～NHBri5

バットレス新設補強：NW50A

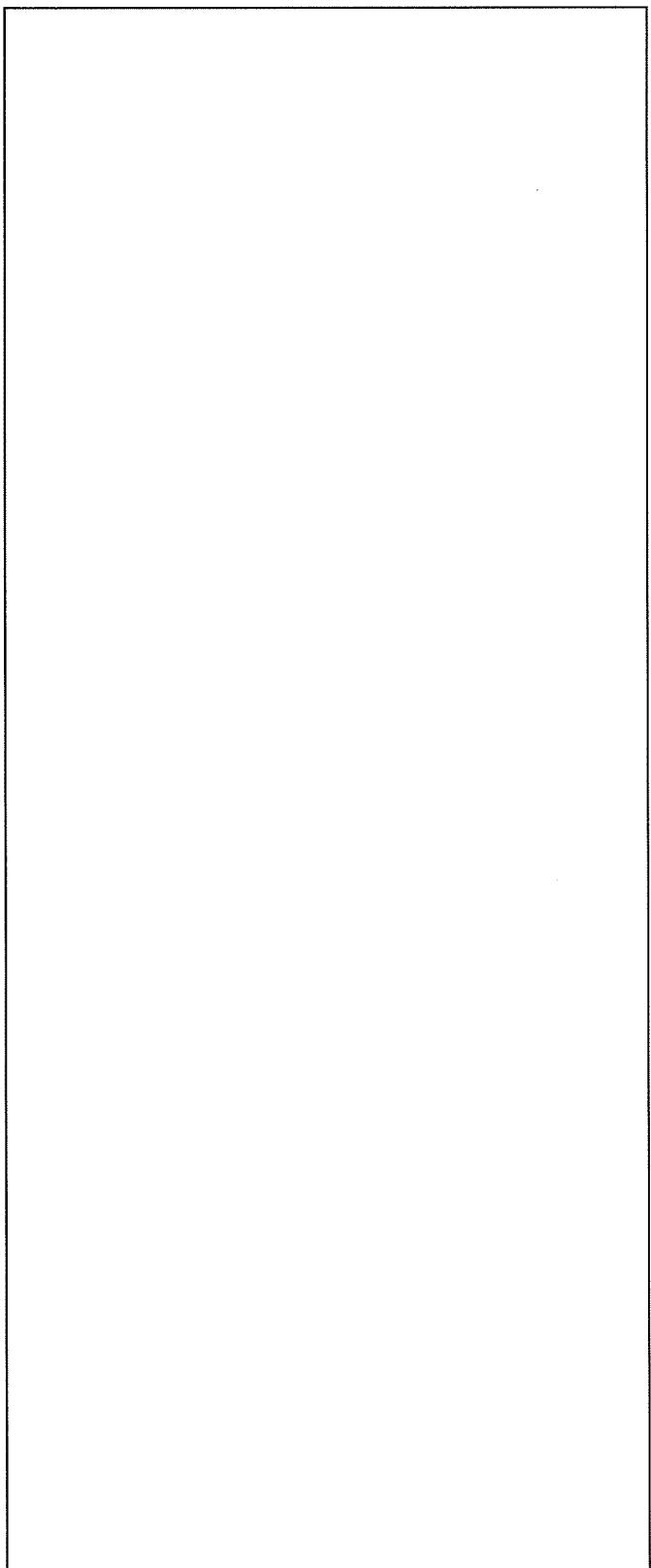
ZZ : 別建物

単位 : mm	
名 称	工場棟 組立工場 屋根梁伏図
図 番	図木建-7
	工場棟 組立工場

注) 補強箇所を赤字で示す

単位 : mm		
名 称	工場棟 組立工場 F通り軸組図	工場棟 組立工場
図 番	図木建-8	

- 凡例
- 壁増打ち補強 : MW20B
  - バットレス新設補強 : NW50A
  - : 開口部
  - △ : 斜ラブ新設補強 : NS1
  - × : 屋根面鉄骨補強
  - : 新設大梁 : NSB1
  - 注) 補強箇所を赤字で示す



凡例

壁増打ち補強：MW20B  
□：開口部  
スラブ新設補強：NS1  
屋根面鉄骨補強  
新設大梁：NSB1

注) 補強箇所を赤字で示す

名 称	工場棟 組立工場 L通り軸組図	単位 : mm
図 番	図木建-9	工場棟 組立工場

名 称	工場棟 組立工場	単位 : mm
図 番	4、9通り軸組図	
	図示建-10	工場棟 組立工場

9通り軸組図

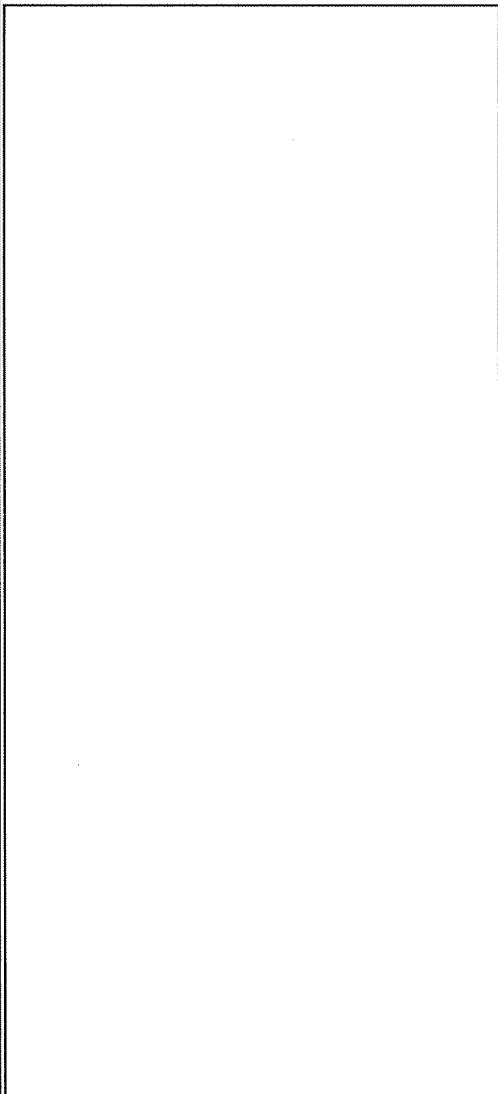
壁増打ち補強：MW20B  
 ベットレス新設補強：NW50A

：開口部  
 屋根面鉄骨補強

新設大梁：NSB1  
 新設小梁：NCT

凡例

4通り軸組図



14a通り軸組図

凡例

- : 開口部
- 壁新設補強 : NEW25
- 雜壁新設補強 : NW25
- 新設基礎 : NF1
- 新設基礎梁 : NFG1, NFG2, NFG2A
- 新設柱 : NC1, NC2
- 新設大梁 : NG1, NG2

注) 補強箇所を赤字で示す

K通り断面図

名 称	工場棟 組立工場	単位 : mm
図 番	14a通り軸組図 図示建-11	工場棟 組立工場

单位 : mm			
名 称	工場棟 組立工場 補強詳細図		
図 番	図示建-12		工場棟 組立工場

注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 鉄筋及びアンカーマテリアル

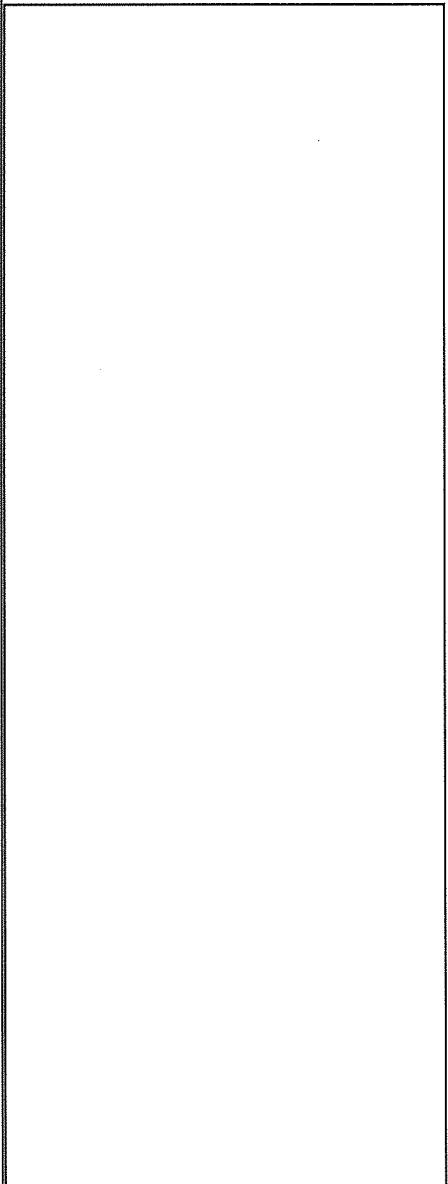
名 称	工場棟 組立工場
前室L、K通り軸組図	
図 番	工場棟 組立工場 図亦建-13

単位 : mm

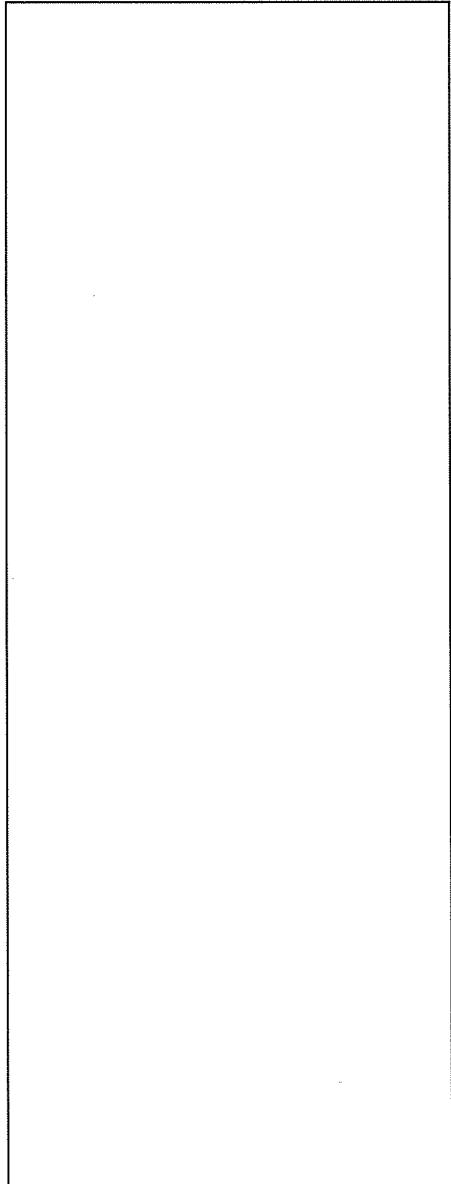
K通り軸組図

- スラブ新設補強 : NS1
- 新設横補剛材
- 新設外壁下地材
- △ 開口部
- 注) 補強箇所を赤字で示す

L通り軸組図



L通り軸組図



单位 : mm

名 称	工場棟 組立工場 独立遮蔽壁
図 番	図示建-14

工場棟 組立工場  
独立遮蔽壁

平面図



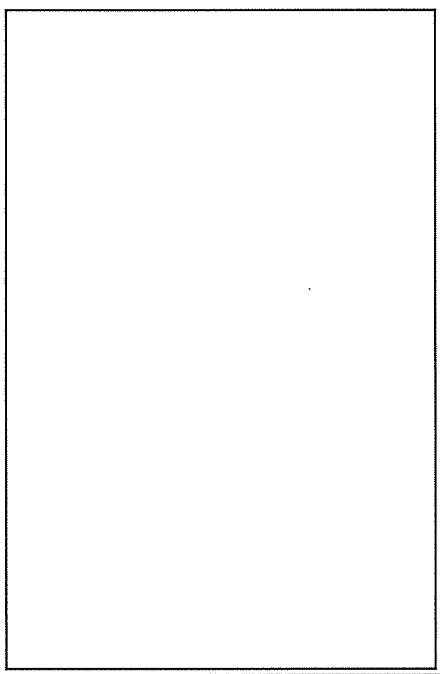
A-A断面

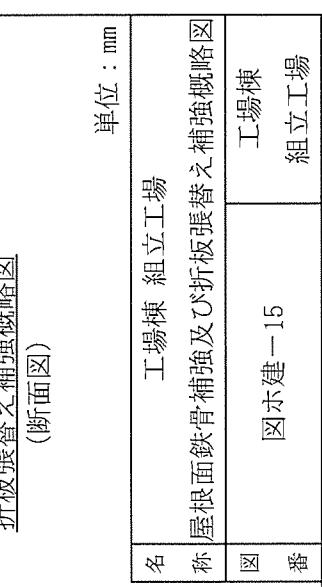


凡例

\*1: ワイヤーロープ  
固定アンカーボルト

遮蔽壁配置



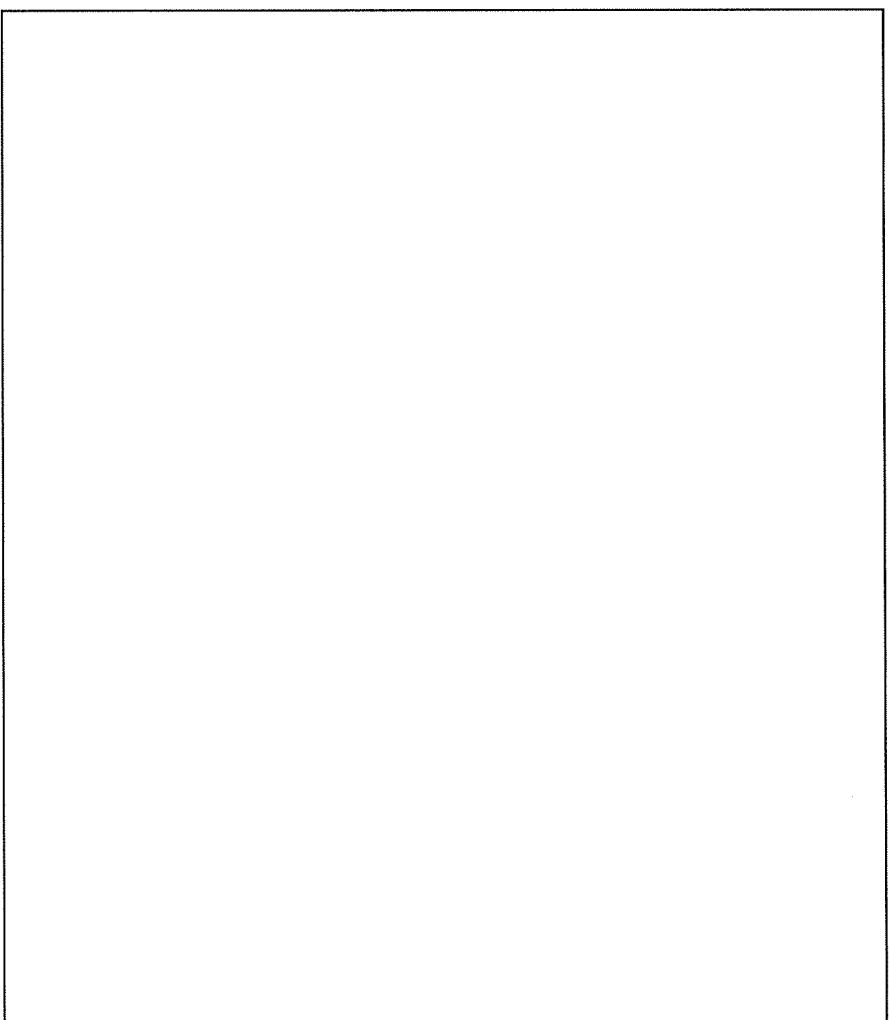


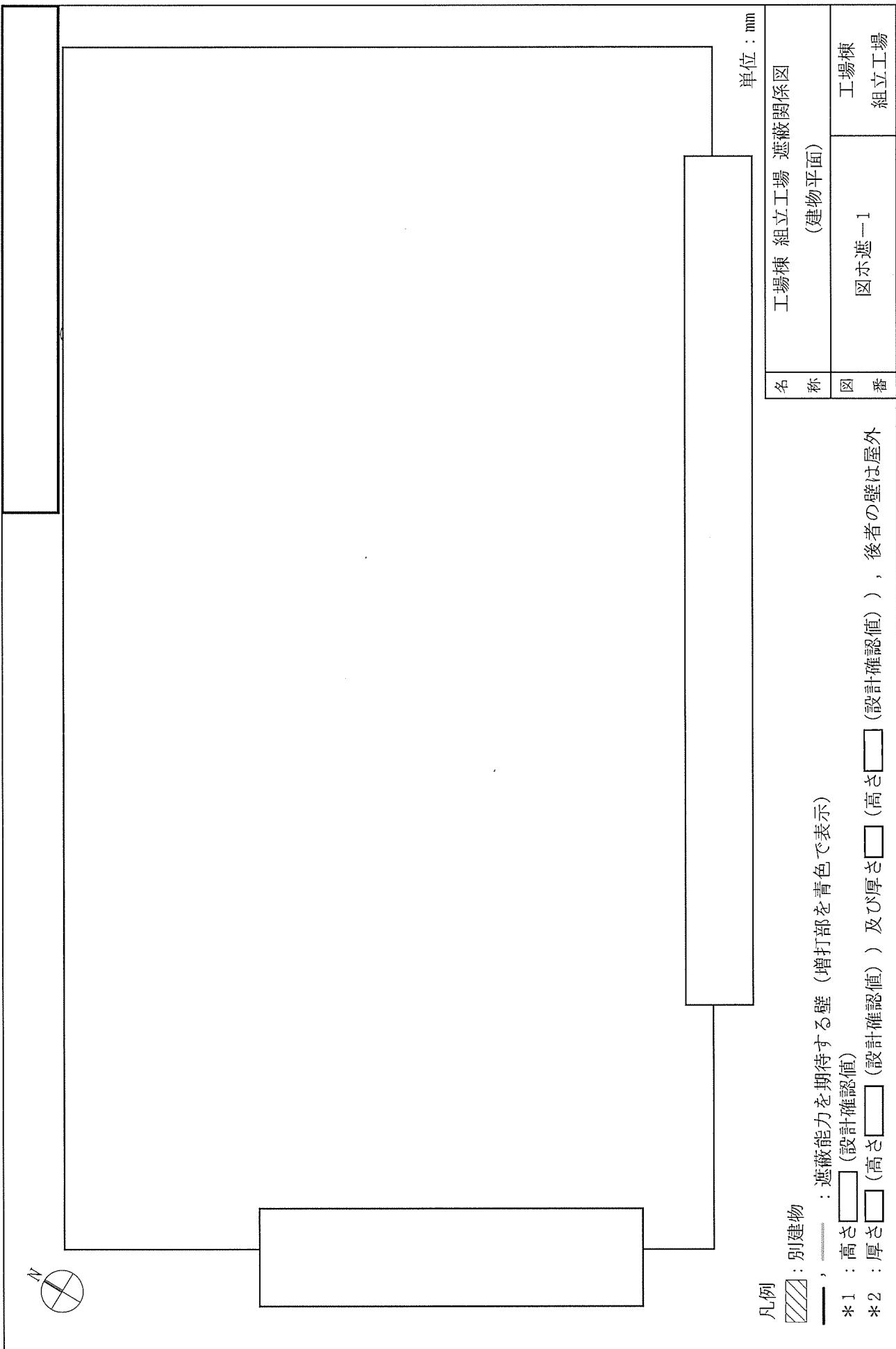
屋根面鉄骨補強概略図  
(平面図)

折板張替え補強概略図  
(断面図)

単位 : mm		
名 称	工場棟 組立工場	屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図
図 番	図示建-15	工場棟 組立工場

注) 補強箇所を赤字で示す





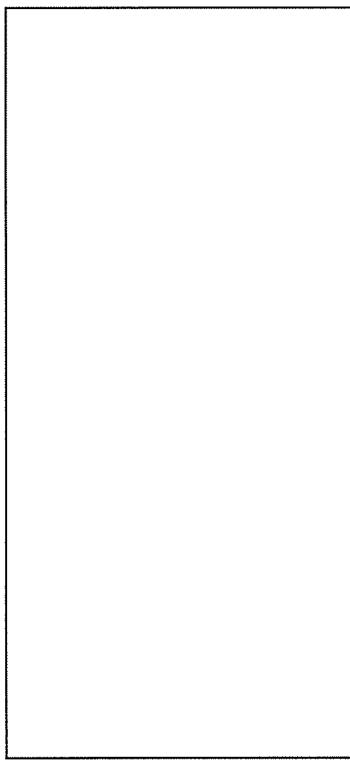
単位 : mm	
名 称	付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図
図 番	図へ建-1 付属建物 第2核燃料倉庫

凡例  
 \*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える  
 : 別建物  
 - - - : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

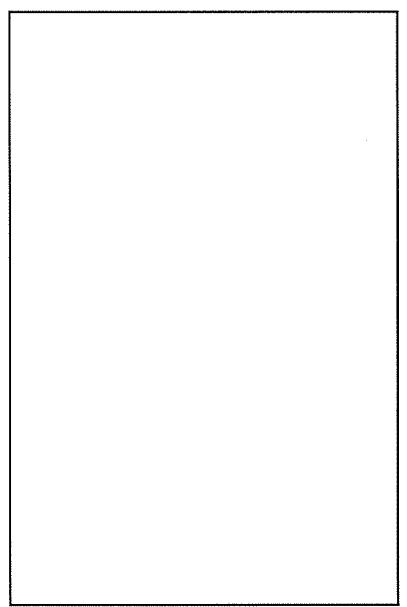
注) SDは鉄扉を示す

单位 : mm	
名称	付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図
図番	図へ建-2 付属建物 第2核燃料倉庫

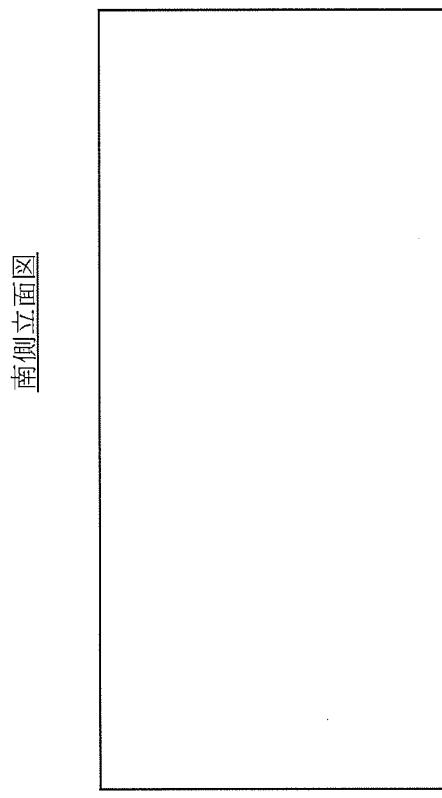
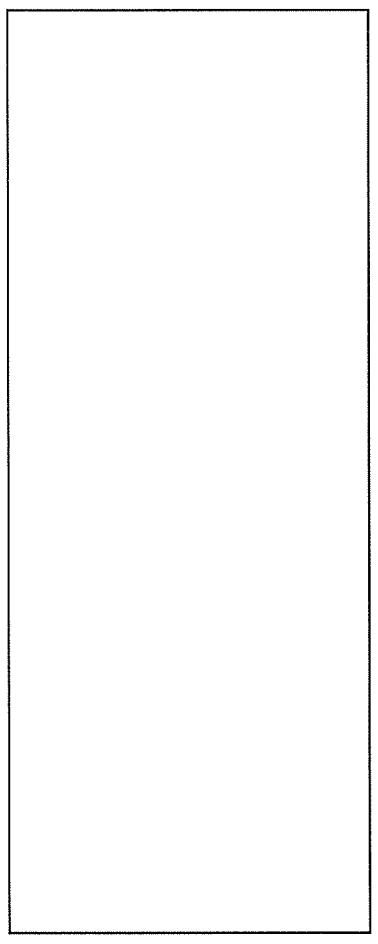
西側立面図



東側立面図



南側立面図

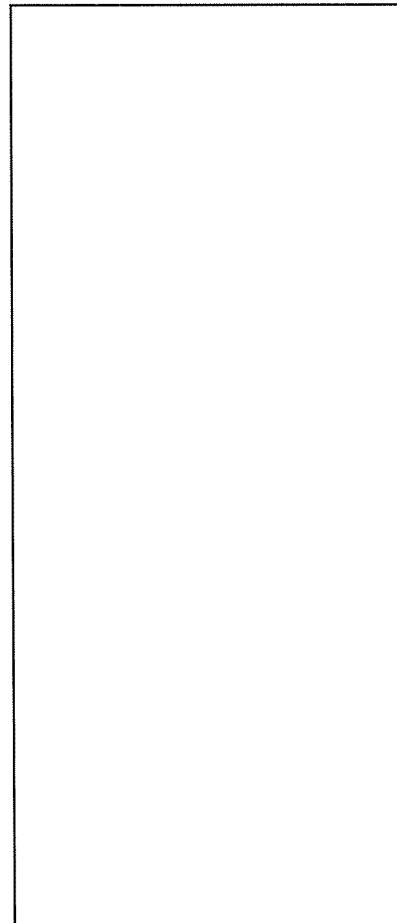
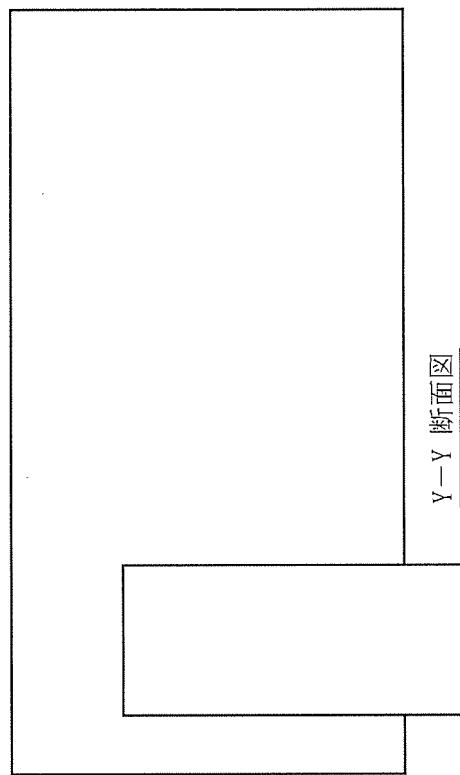


北側立面図

凡例  
 : 別建物  
 EXP.J : エキスパンションジョイント

注) SDは鉄扉を示す

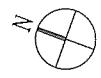
KEYPLAN



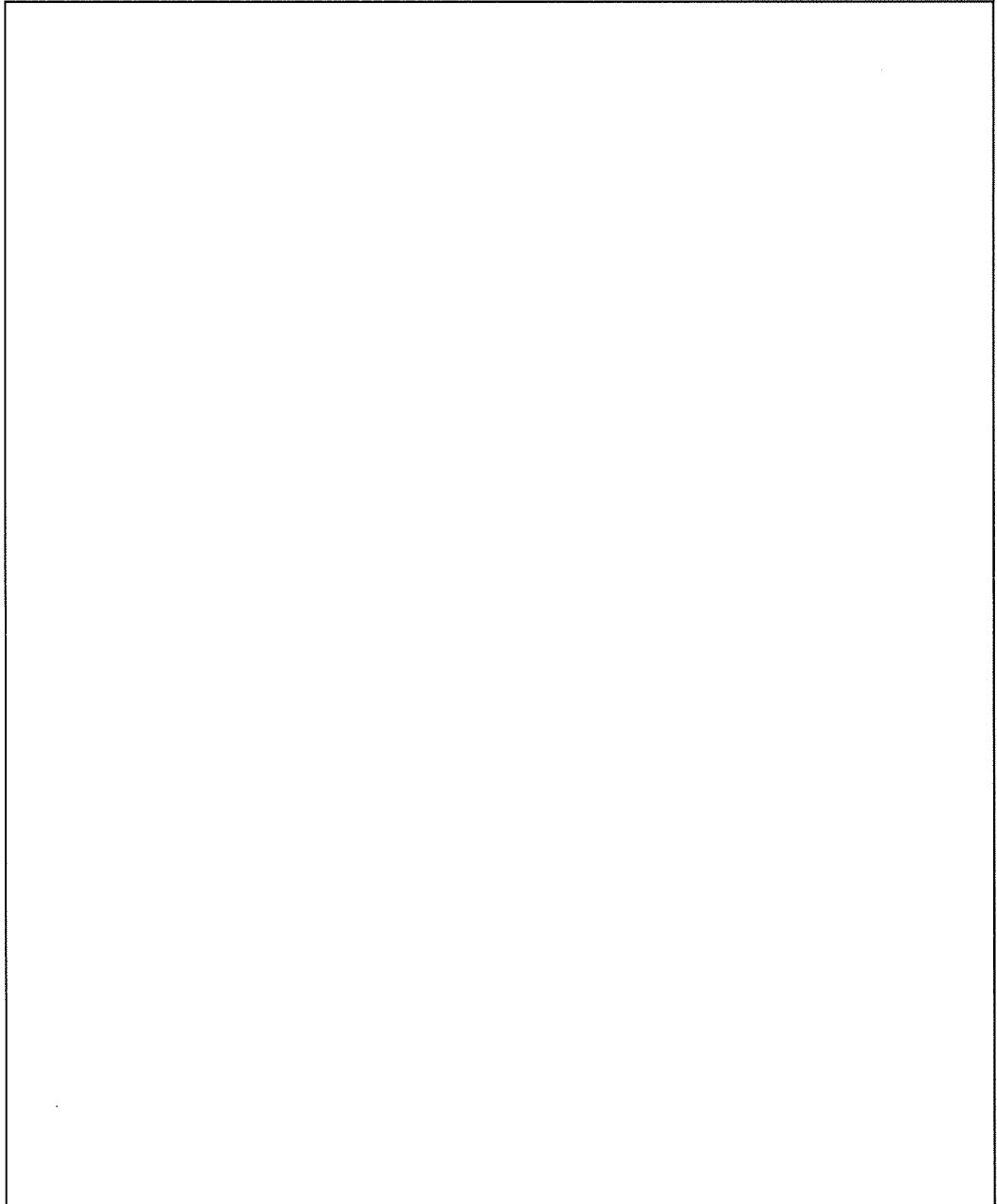
単位 : mm	
名 称	付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図
図 番	図へ建-3 付属建物 第2核燃料倉庫

凡例  
△ : 別建物  
EXP.J : エキスパンションジョイント

单位 : mm	
名 称	付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図
圖 番	付属建物 第2核燃料倉庫
図 番	図～建-4



凡例  
○ : 既設杭  
× : 別建物

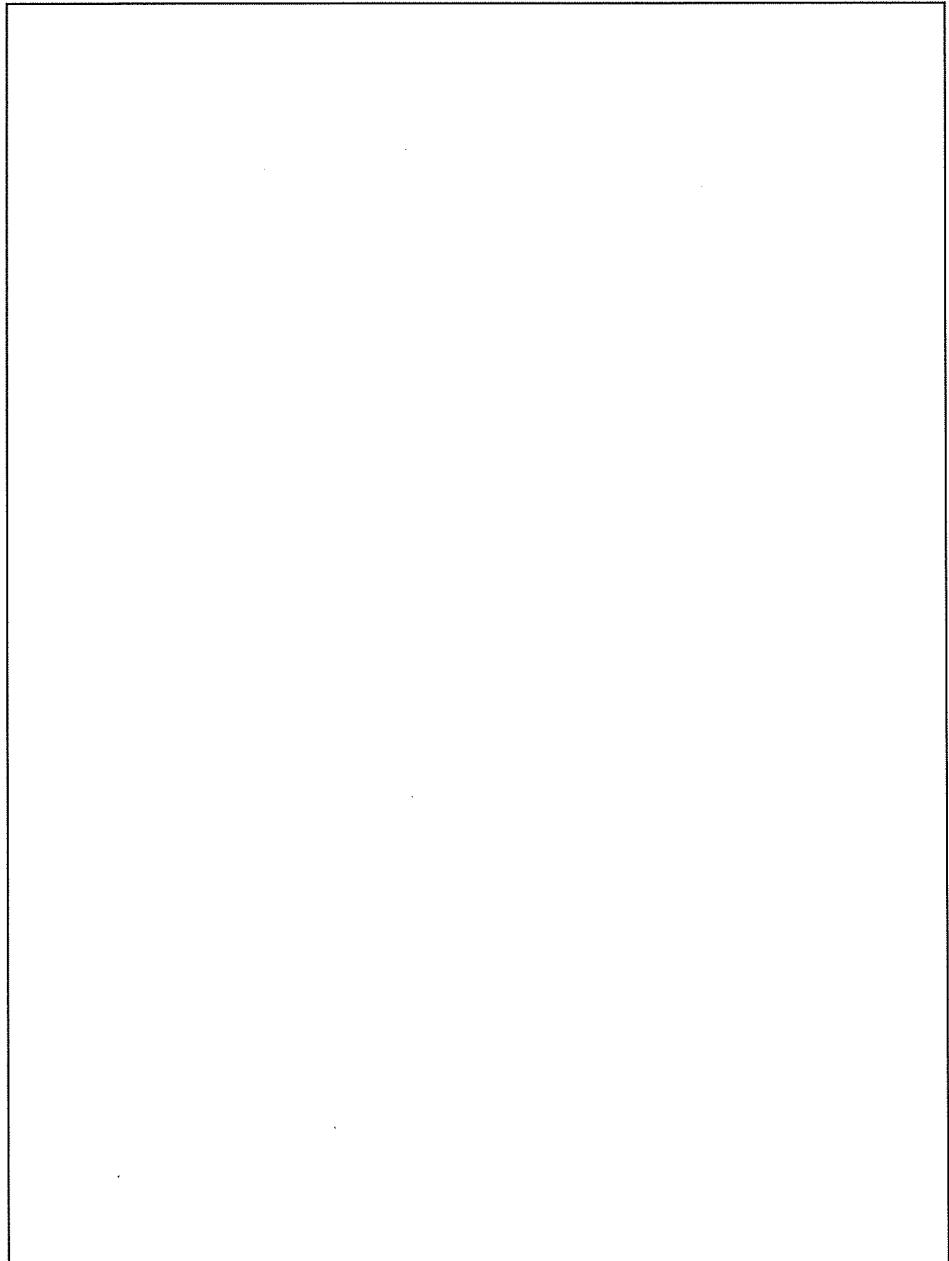


単位 : mm

名 称	付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図	
図 番	図～建-5	付属建物 第2核燃料倉庫



凡例  
「△△△」：別建物

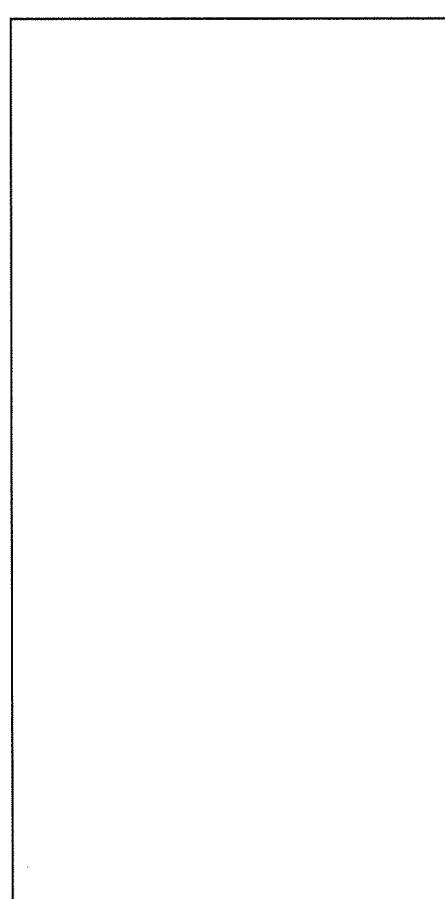




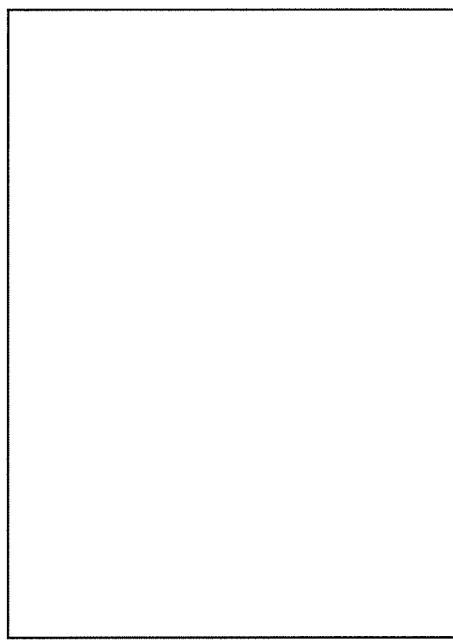

凡例

- : 別建物
- - - : EXP. J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ 建-5参照
- \*1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える
- \*2 : F1竜巻で損傷しない、
- 注1) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す
- 注2) 天井走行クレーンは別途申請

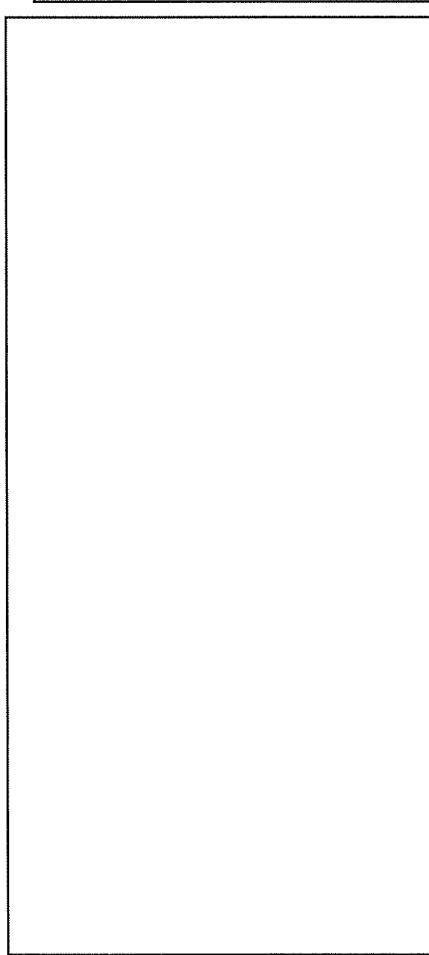
単位 : mm	
名 称	付属建物 容器管理棟
建物 平面図	
図 番	図-建-6
	付属建物
	容器管理棟



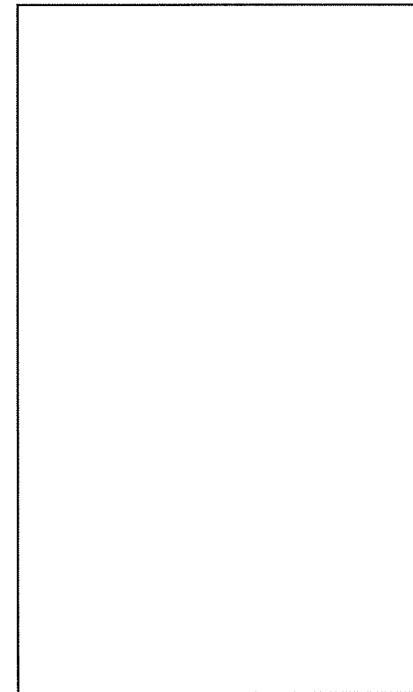
南側立面図



東側立面図



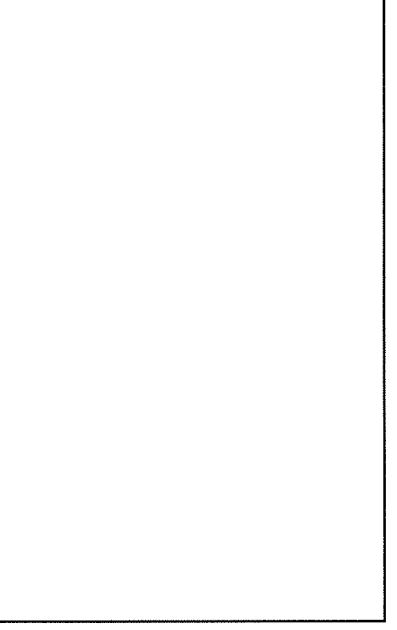
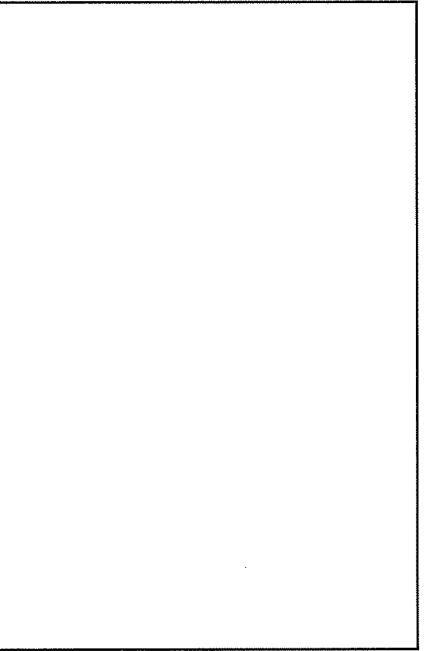
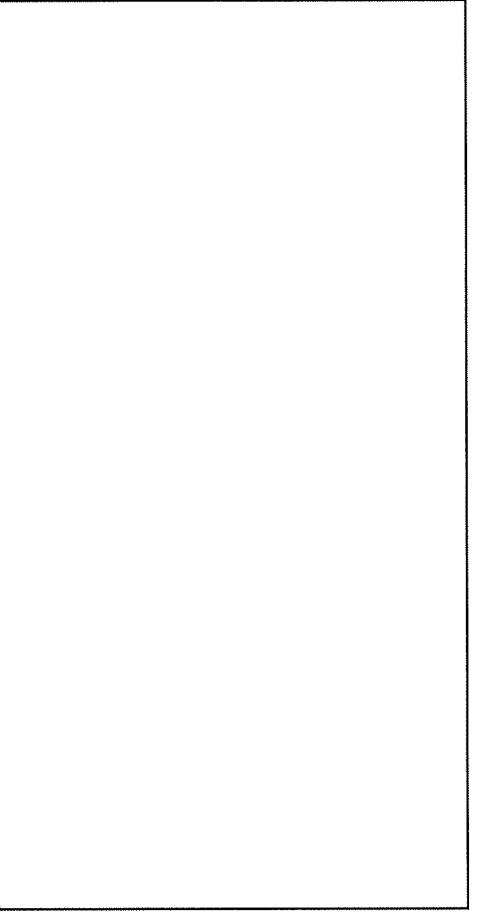
北側立面図



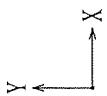
西側立面図

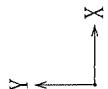
		単位 : mm	
名 称	付属建物 容器管理棟 建物立面図	付属建物 付属建物	付属建物 容器管理棟
図 番	図～建-7	図番	図番

凡例  
EXP.J : 別建物  
注) SDは鉄扉、SSはシャッタを示す

	<p style="text-align: center;">KEYPLAN</p>						
							
							
<p><u>X-X断面</u></p> <p><u>Y-Y断面</u></p>							
<p>凡例</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> : 別建物</p> <p>EXP.J : エキスパンションジョイント</p>							
<p>単位 : mm</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">名 称</td> <td style="width: 50%;">付属建物 容器管理棟 建物断面図</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>図へ建-8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>付属建物 容器管理棟</td> </tr> </table>		名 称	付属建物 容器管理棟 建物断面図	図 番	図へ建-8		付属建物 容器管理棟
名 称	付属建物 容器管理棟 建物断面図						
図 番	図へ建-8						
	付属建物 容器管理棟						

		単位 : mm
名 称	付属建物 容器管理棟	
図 番	杭、基礎伏図	付属建物
番	図～建-9	容器管理棟
		凡例
○	：既設杭	□
△	：別建屋	
EXP.J	：エキスパンションジョイント	

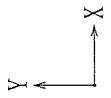




凡例  
△△△ : 別建物  
EXP.J : エキスノペンシヨンジヨイント

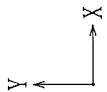
注) 補強箇所を赤字で示す  
※耐火被覆材(厚さ1.5)を設置

単位 : mm	
名 称	付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図
図 番	図～建-10 付属建物 容器管理棟

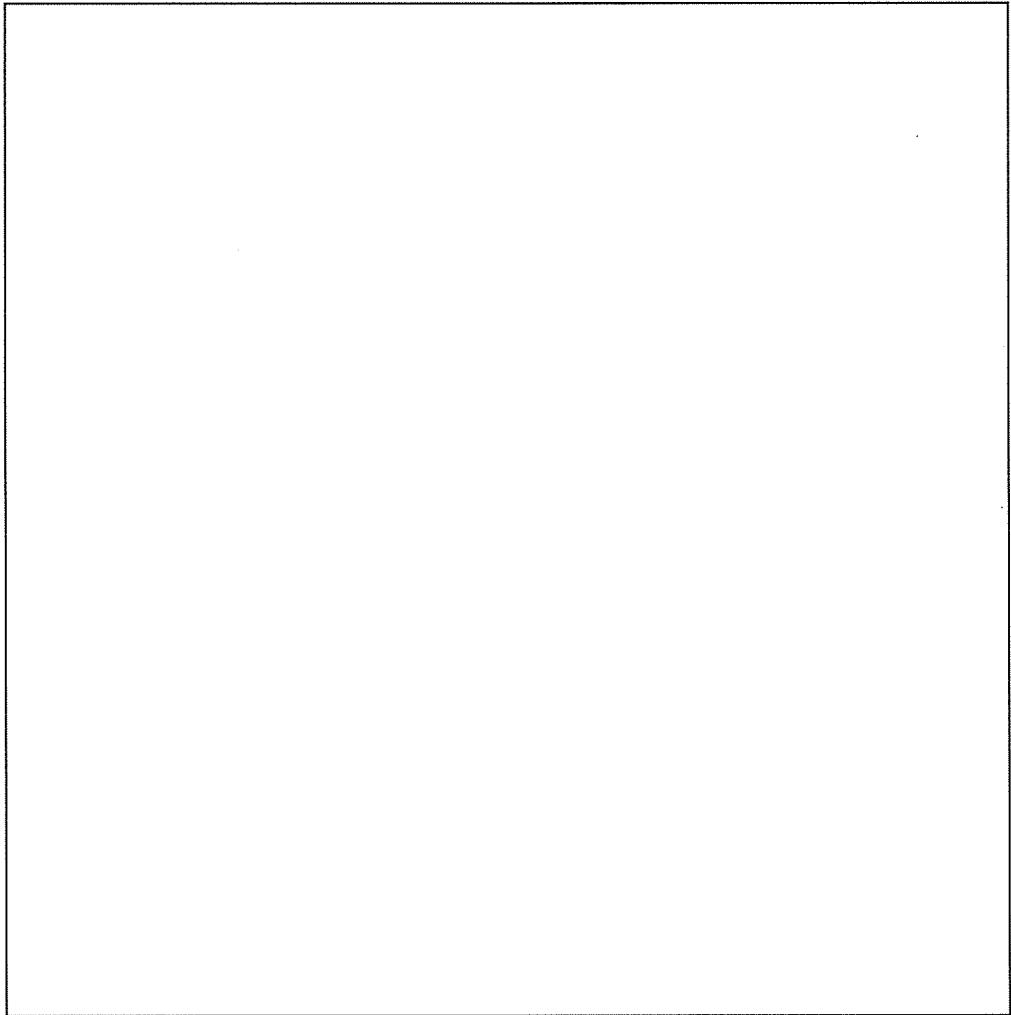


凡例  
[ ] : 別建屋  
EXP. J : エキスパンションジョイント

単位 : mm	
名 称	付属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図
図 番	図へ建-11 付属建物 容器管理棟



凡例  
△△△：別建物  
EXP.J:エキスパンションジョイント  
容器管理棟



単位 : mm	
名称	付属建物 容器管理棟 梁伏図
図番	図～建-12 付属建物 容器管理棟

			A矢視

凡例  
 梁新設補強：NSB3  
 柱新設補強：NSP2

注1) 補強箇所を赤字で示す  
 注2) 新設鉄骨部材材質：   
 新設外壁下地材材質：

単位：mm

名 称	付属建物 容器管理棟 補強詳細図
図 番	図～建-13 付属建物 容器管理棟

単位 : mm

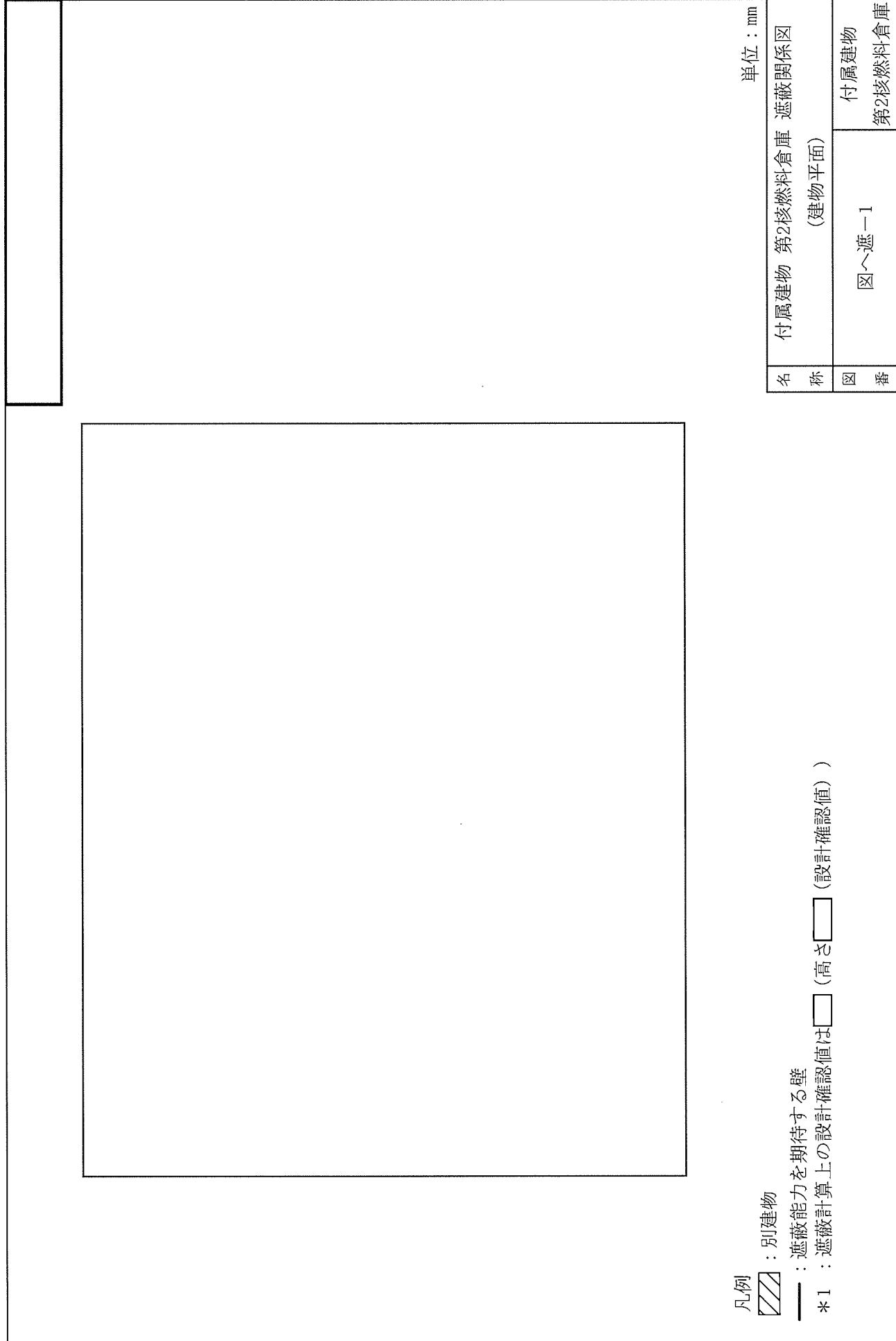
名 称	付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物平面)
図 番	図-遮-1 付属建物 第2核燃料倉庫

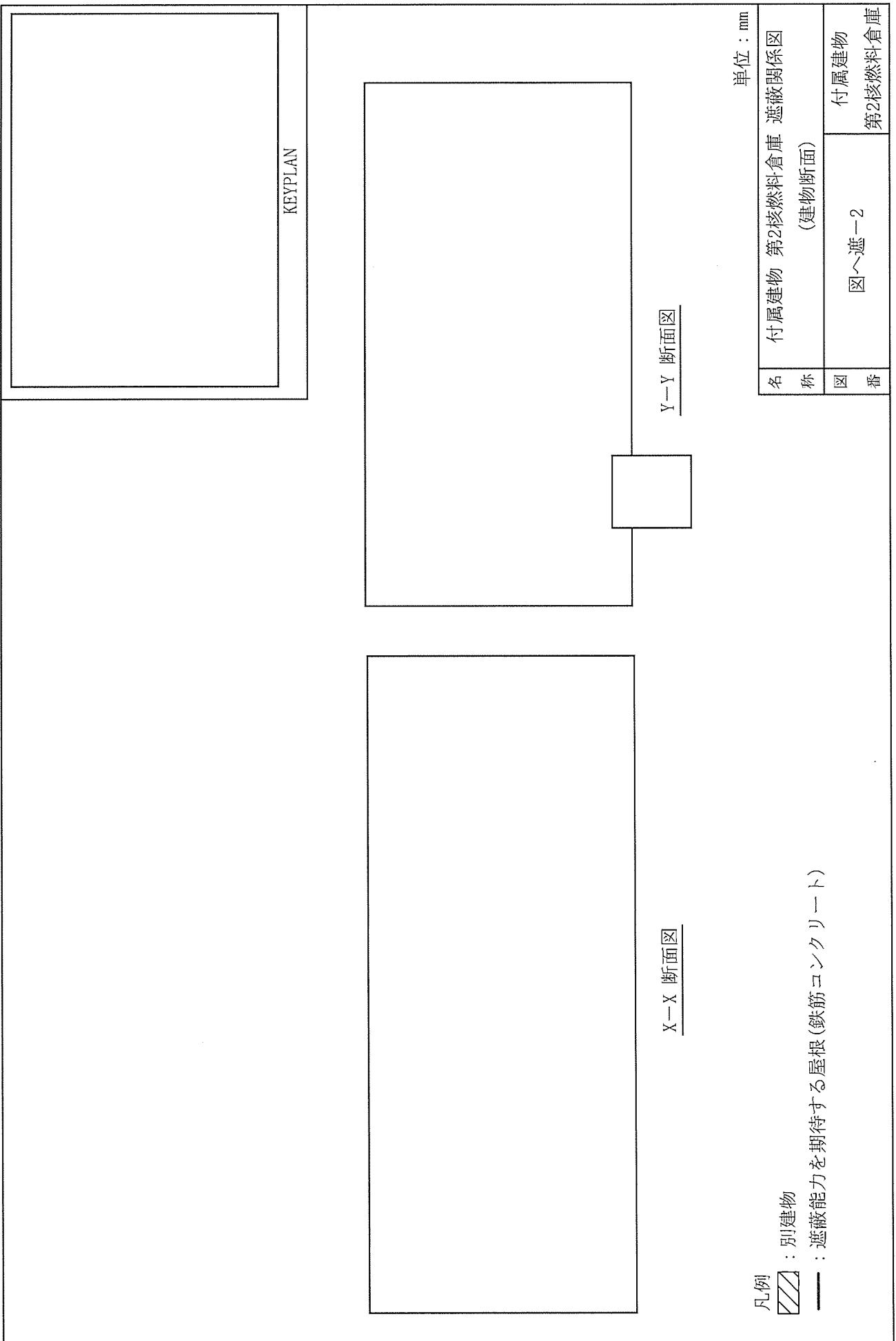
凡例

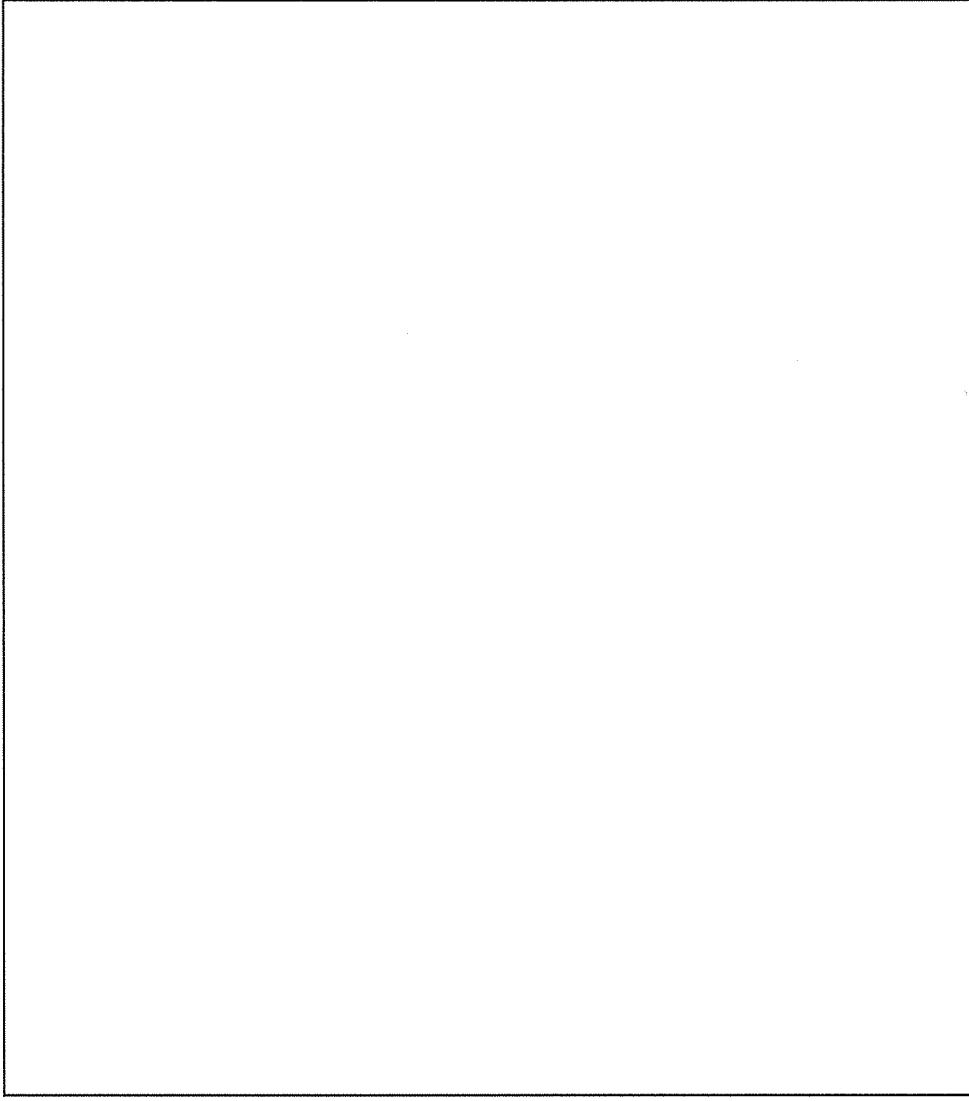
□ : 別建物

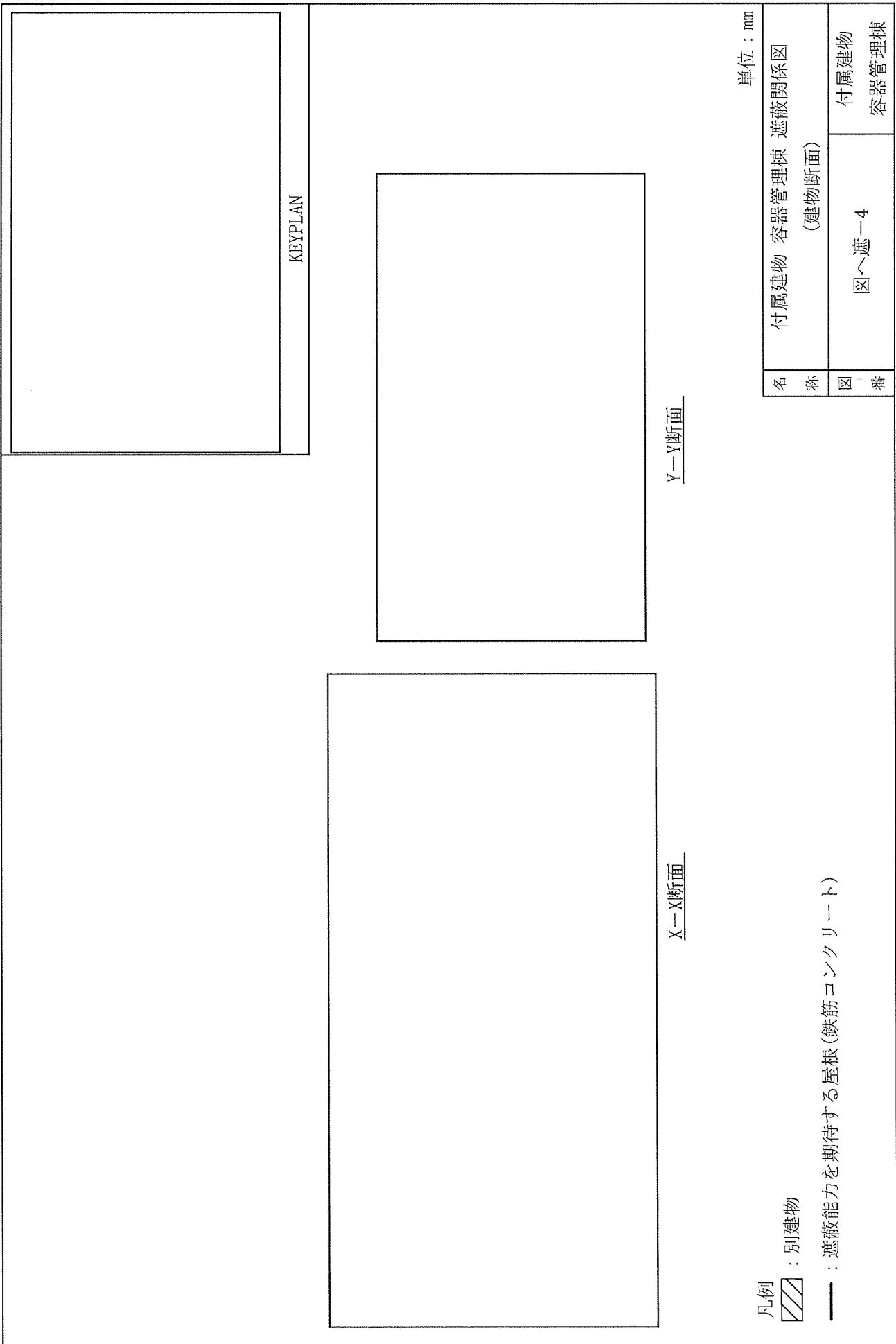
— : 遮蔽能力を期待する壁

\*1 : 遮蔽計算上の設計確認値は□ (高さ□ (設計確認値))





		<p>凡例</p> <p>□ : 別建物      └─ : 遮蔽能力を期待する壁</p> <p>*1 : 高さ [ ] (設計確認値)      *2 : 高さ [ ] (設計確認値)</p>
名 称	付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図 (建物平面)	付属建物 容器管理棟
図 番	図～遮-3	



		单位 : mm	
名 称	放射線管理棟	名 称	建物平面図 (前室含む)
圖 番	図卜建-1	圖 番	放射線管理棟
N			

凡例  
 \* 1 : F1竜巻で損傷しない、且つF3竜巻で耐える  
 : 別建物  
 - - - : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

注) SDは鉄扉を示す

単位 : mm	
名 称	放射線管理棟 建物立面図
図 番	図卜建-2 放射線管理棟

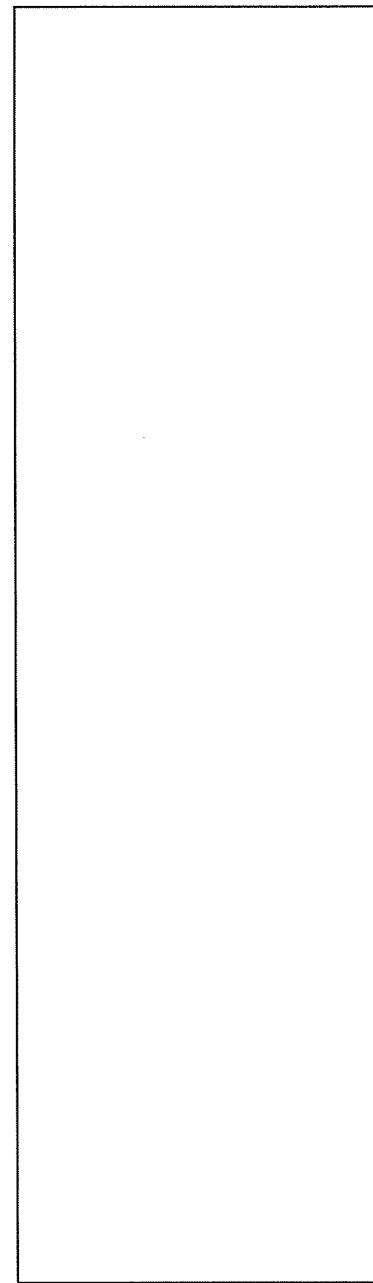
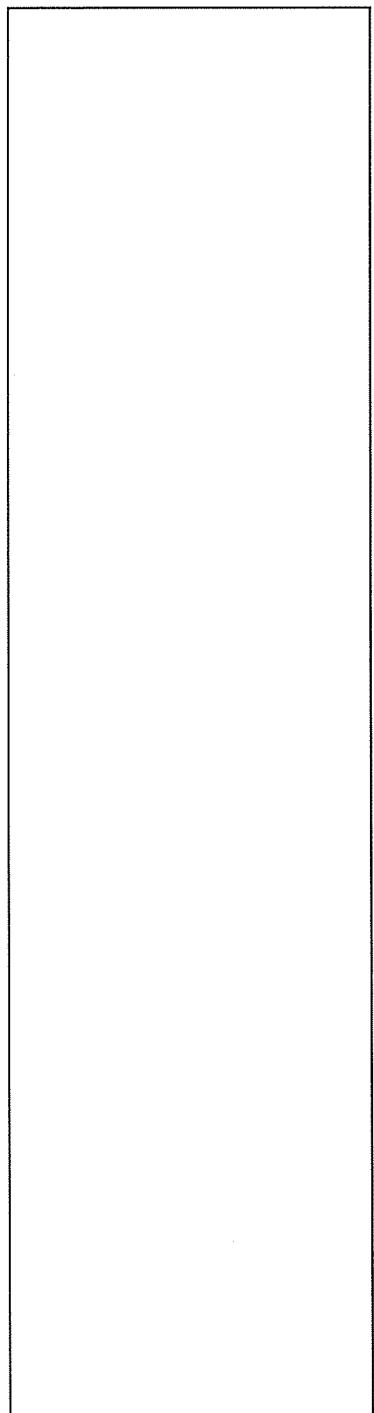
西側立面図

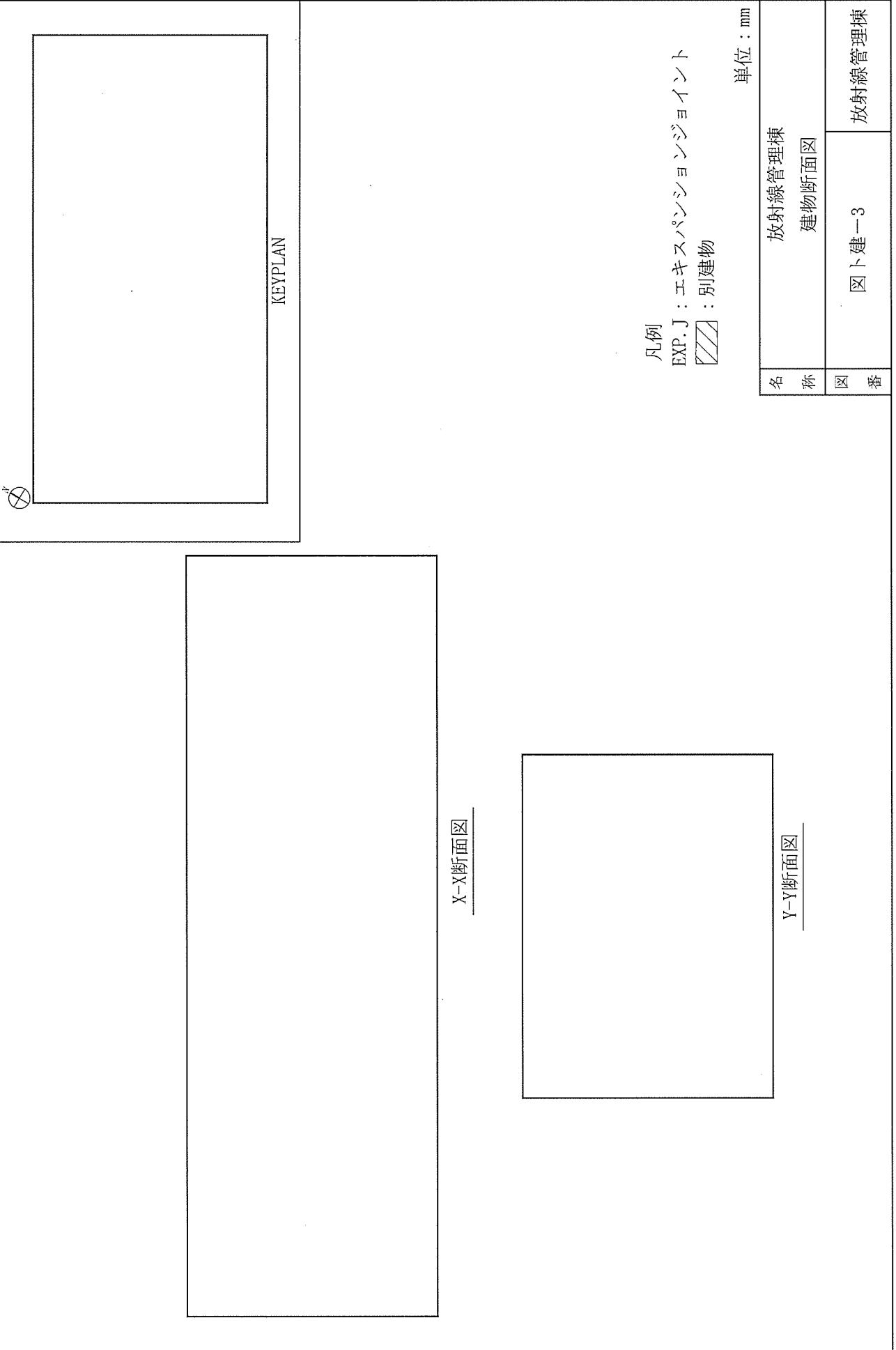
東側立面図

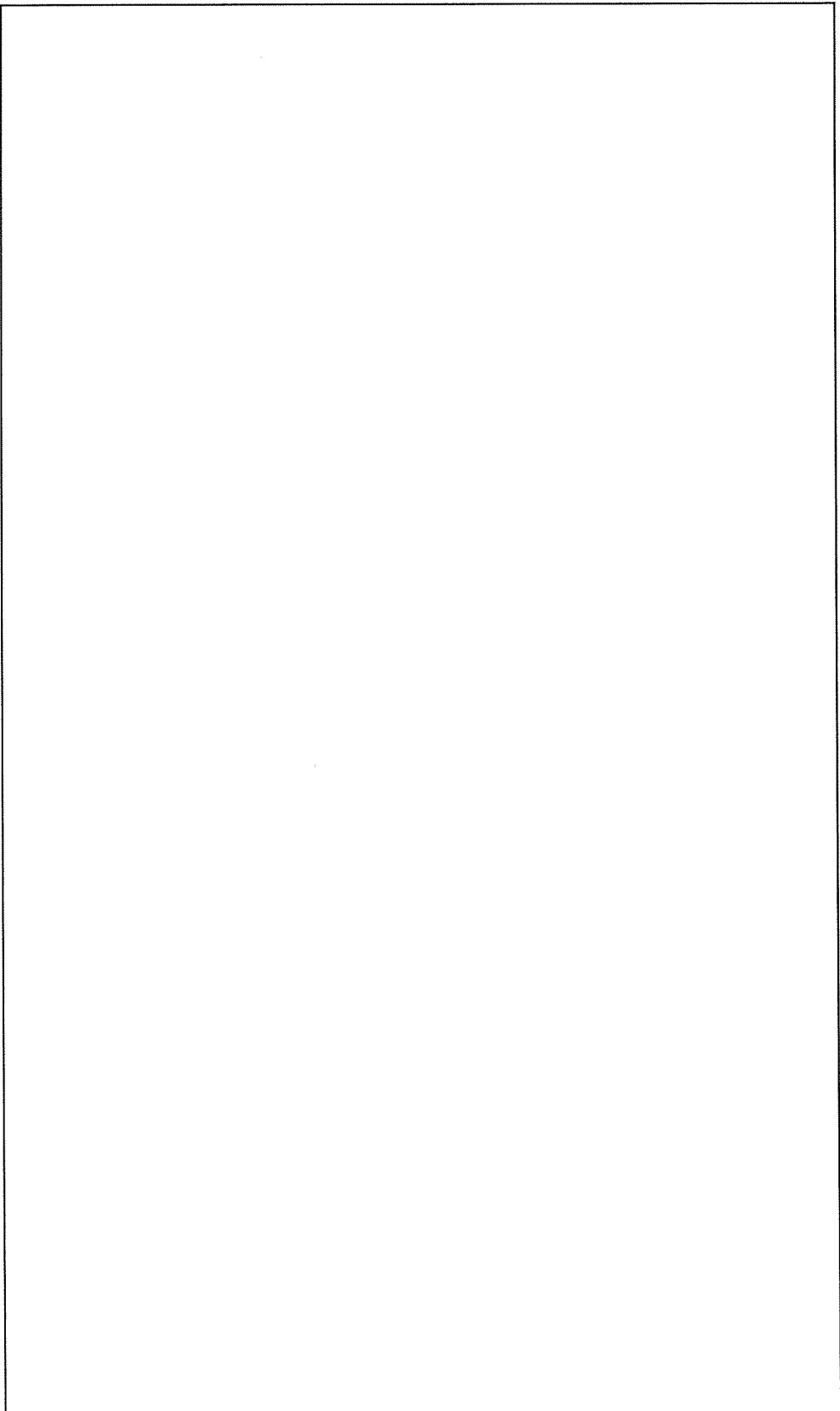
凡例  
 : 別建物  
 EXP.J : エキスパンションジョイント

注) SDは鉄扉を示す

南側立面図







凡例		単位 : mm
□	別建物	放射線管理棟
EXP.J	エキスノパンシヨンシヨンジヨント	杭及び基礎伏図
○	既設杭	放射線管理棟

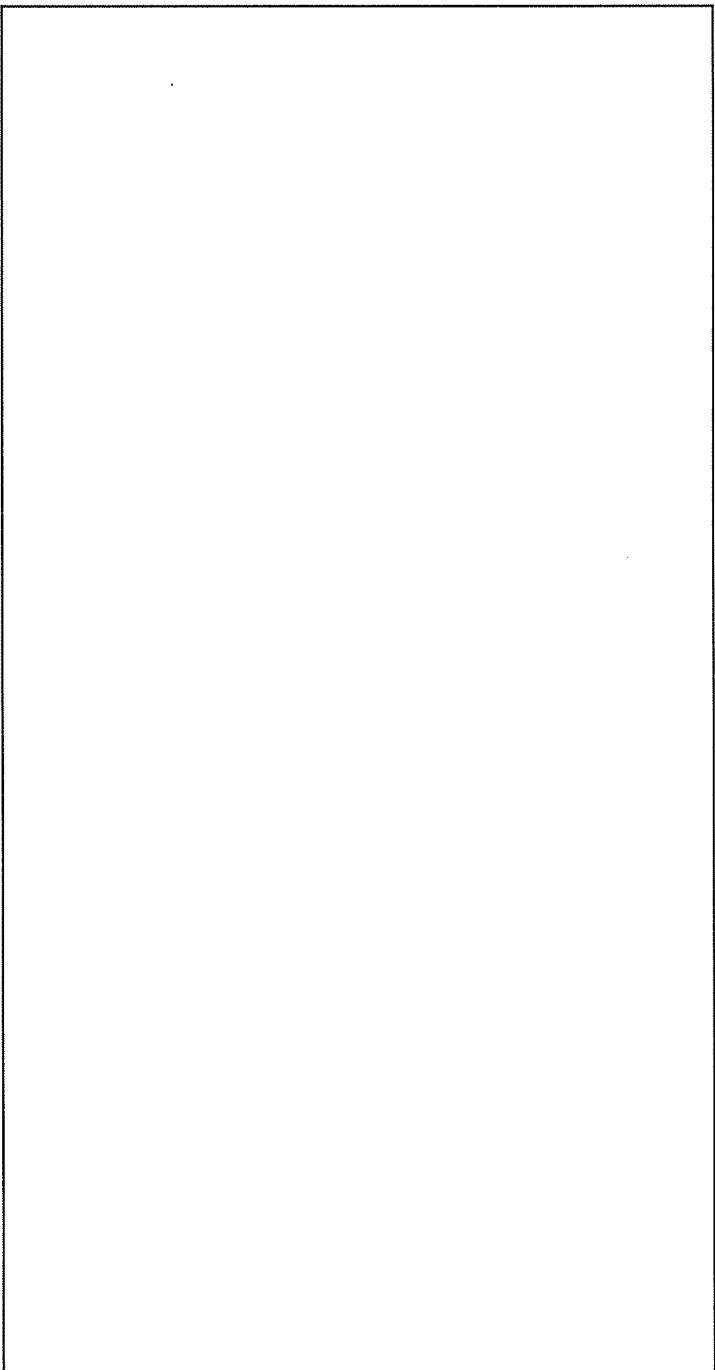
凡例

別建物 壁補強		単位 : mm
壁新設補強 : NEW15A, NEW15B, NW15		基礎及び壁伏図
壁骨ブレース新設 : NBr11	図番	図ト建-5
EXP. J : エキスパンションジョイント	※耐火被覆材	放射線管理棟
注) 補強箇所を赤字で示す ※耐火被覆材		放射線管理棟





凡例		単位 : mm
□	別建物	
△△△	壁新設補強 : NEW15B, NW15	
△△△	屋根面ブース追設 : NHBr2	
△△△	方柱追設補強 : NT2, NT2A	
△△△	EXP.J : エキスパンションジョイント	
注) 補強箇所を赤字で示す		
名 称	放射線管理棟	
図 番	図ト建-6	放射線管理棟



凡例

\*1 : F1巻で損傷しない、且つF3巻で耐える

\*2 : 今回の申請範囲外

- - - : EXP.J(エキスパンションジョイント)※概略図は図イ建-5参照

注1) SD)は鉄扉を示す  
注2) 壁厚は新設建物の壁厚を示す

付属建物 放射線管理棟前室 建物平面図		
名 称 図 番	付属建物 図ト建-7	放射線管理棟前室 付属建物

単位 : mm

		单位 : mm	
名 称	付属建物 放射線管理棟前室 建物立面図	付属建物 放射線管理棟前室 立面図	付属建物 放射線管理棟前室 立面図
圖 番	図卜建-8		

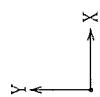
凡例  
\*1 : 今回の申請範囲外  
注) SDは鉄扉を示す


X-X断面図

Y-Y断面図

付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図			
名 称	付属建物 放射線管理棟前室 建物断面図	図 番	付属建物 放射線管理棟前室

凡例  
 : 地盤改良  
 EXP.J : エキスパンションジョイント  
 \*1 : 今回の申請範囲外



凡例  
 EXP.J : エキスパンションジョイント  
 ブラブ : 廃棄物一時貯蔵所  
 CS1, CS2, FS1  
 基礎梁 : FG1, FG11

柱 : C1, C2  
 大梁 : G1, G11, G11A  
 小梁 : B1  
 壁 : SW20, W20

単位 : mm		
名稱	付属建物 放射線管理棟前室	1階及び屋根伏図
図番	図卜建-10	付属建物 放射線管理棟前室

D'通り軸組図		単位 : mm
名 称	図 番	放射線管理棟 C'、D'通り軸組図
注) 補強箇所を赤字で示す	図ト建-11	放射線管理棟

C'通り軸組図

D'通り軸組図

凡例

□ : 開口部  
 □ : 壁新設補強 : NEW15A  
 方柱追設補強 : NT2A, NT2

			单位 : mm
名 称	放射線管理棟 E通り軸組図		
圖 番	図卜建-12	図番	放射線管理棟

注) 補強箇所を赤字で示す

凡例

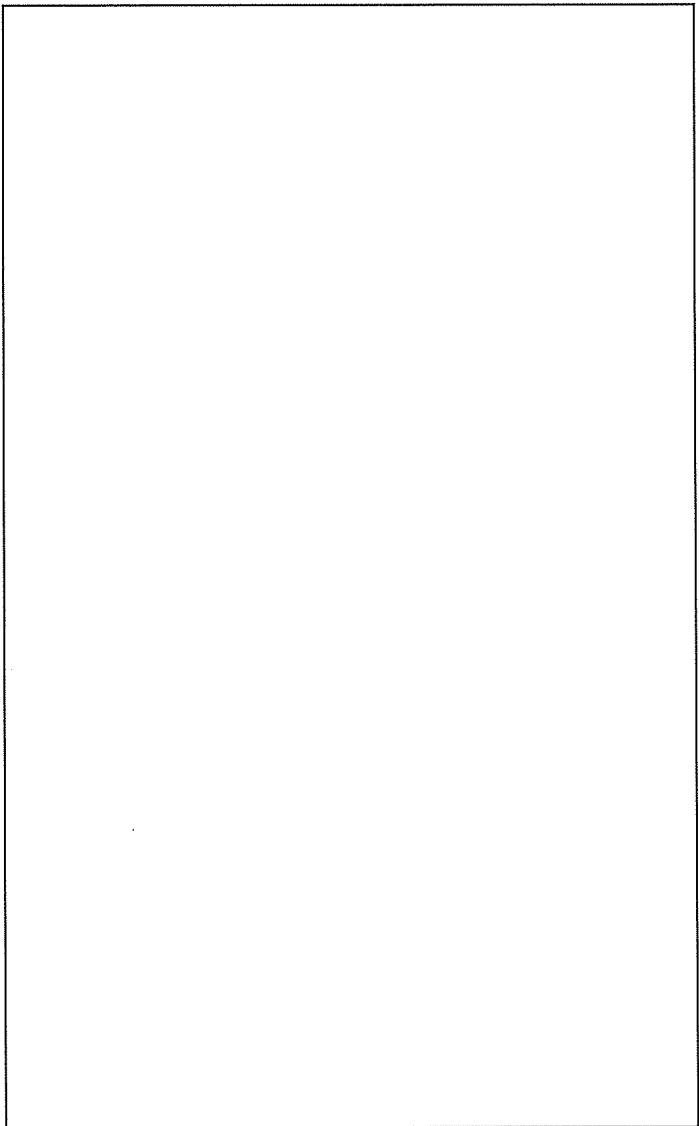
 : 開口部  
 方柱追設補強 : NT2A

凡例		单位 : mm
□	開口部	放射線管理棟
▨	壁増打ち補強 : MEW20 15通り軸組図	15通り軸組図
■	図 番 号 注)	図 ト 建 一 3 放射線管理棟 補強箇所を赤字で示す

		单位 : mm
名 称	放射線管理棟 25'通り(本体部)軸組図	
図 番	図ト建-14	放射線管理棟

注) 補強箇所を赤字で示す

凡例  
 : 開口部  
 鉄骨ブレース新設 : NBr11  
 鉄骨間柱新設 : NP11



		单位 : mm
名 称	放射線管理棟	
圖 番	B'、B''通り軸組図	放射線管理棟

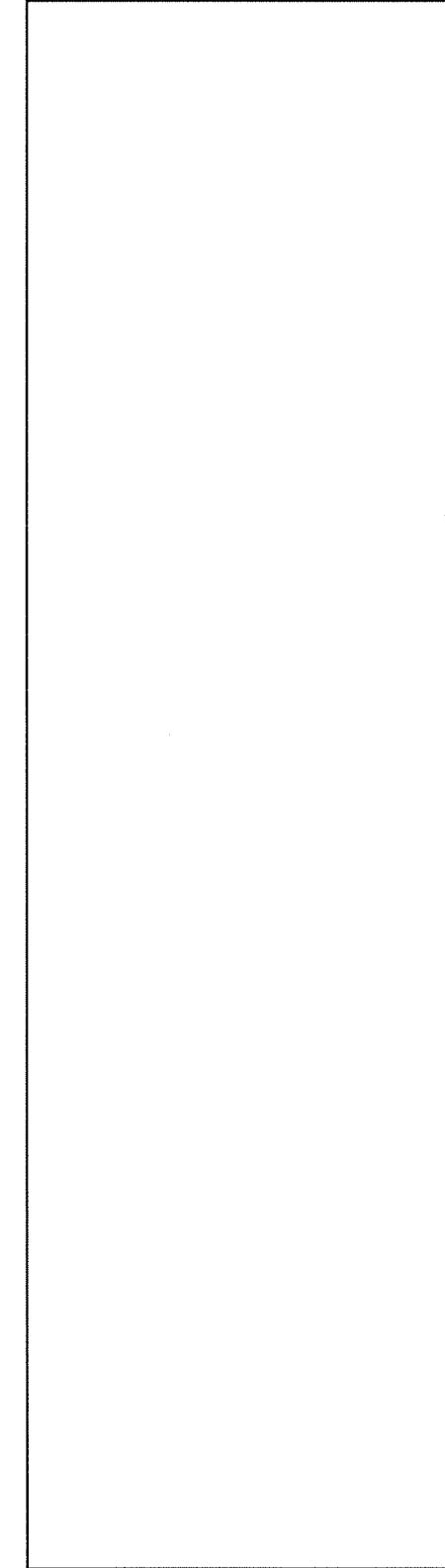
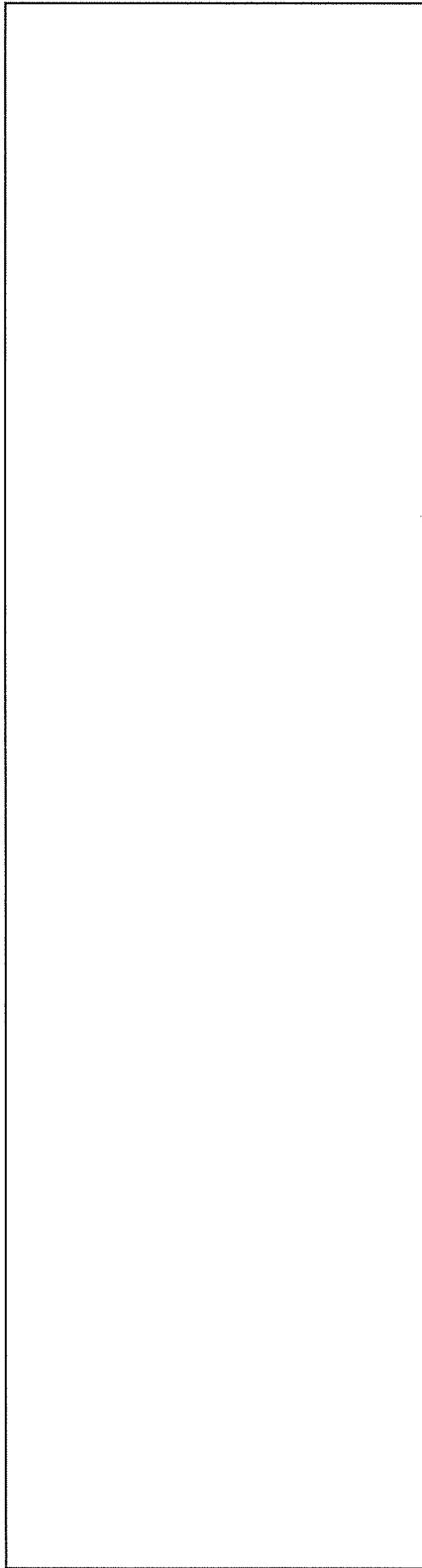
B'通り軸組図

凡例

- : 開口部
- : 既存壁(残置)
- : 壁新設補強 : NEW15B

注) 梱強箇所を赤字で示す

B'通り軸組図

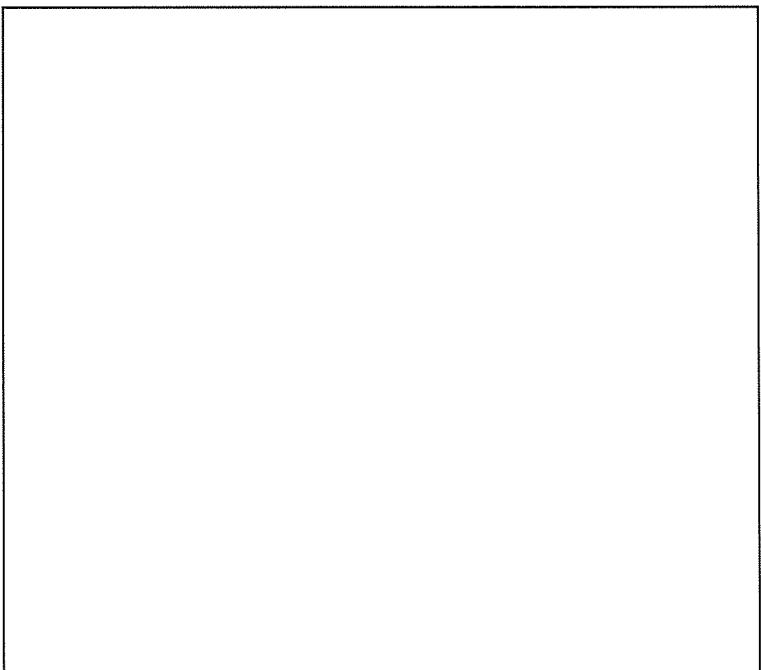


		单位 : mm
名 称	放射線管理棟 25'通り(増築部)軸組図	
図 番	図ト建-16	放射線管理棟

注) 補強箇所を赤字で示す



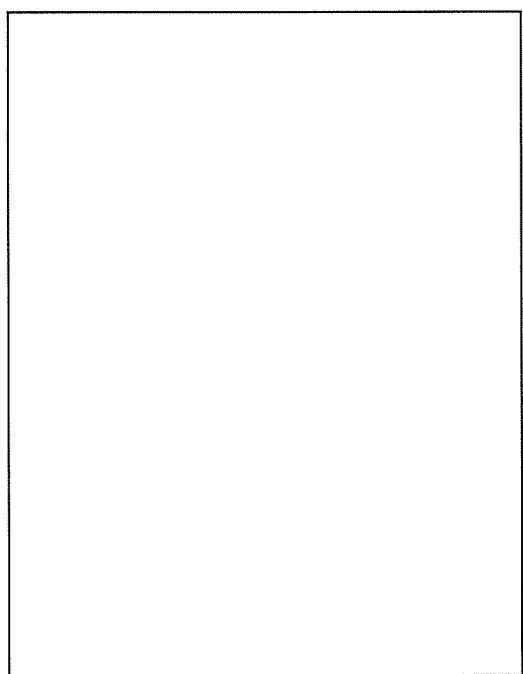
壁新設補強 : NEW15B, NW15



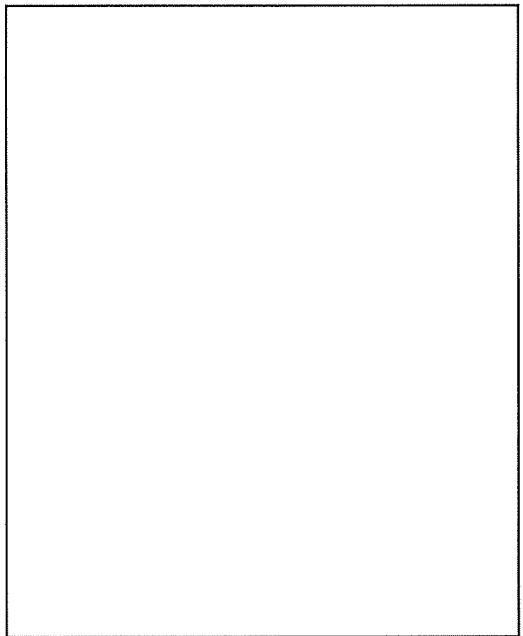
放射線管理棟

X2通り軸組図		単位 : mm
名 称	付属建物 放射線管理凍前室 X1、X2通り軸組図	
図 番	図卜建-17	付属建物 放射線管理凍前室

X1通り軸組図



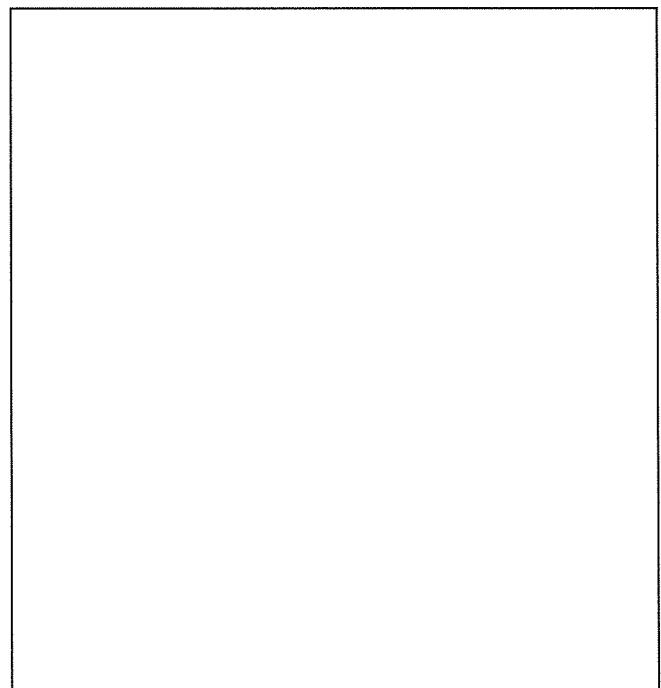
X2通り軸組図



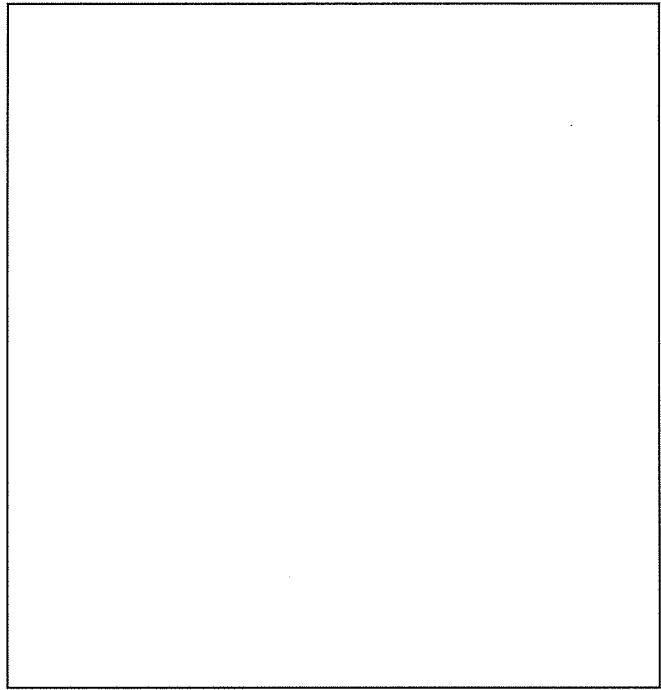
凡例

□ : 地盤改良(長期地耐力50kN/m<sup>2</sup>)  
 基樁梁 : FG11  
 大梁 : G11, G11A  
 柱 : C1, C2  
 壁 : W20

Y2通り軸組図



Y1通り軸組図



凡例

- : 地盤改良(長期地耐力50kN/m<sup>2</sup>)
- EXP. J : エキスパンションジョイント
- 基礎梁 : FG1
- 大梁 : G1
- 柱 : C1, C2
- 壁 : SW20
- : 開口部

付属建物 放射線管理棟前室		単位 : mm
名 称	図 番	付属建物 放射線管理棟前室
Y1、Y2通り軸組図	図ト建-18	

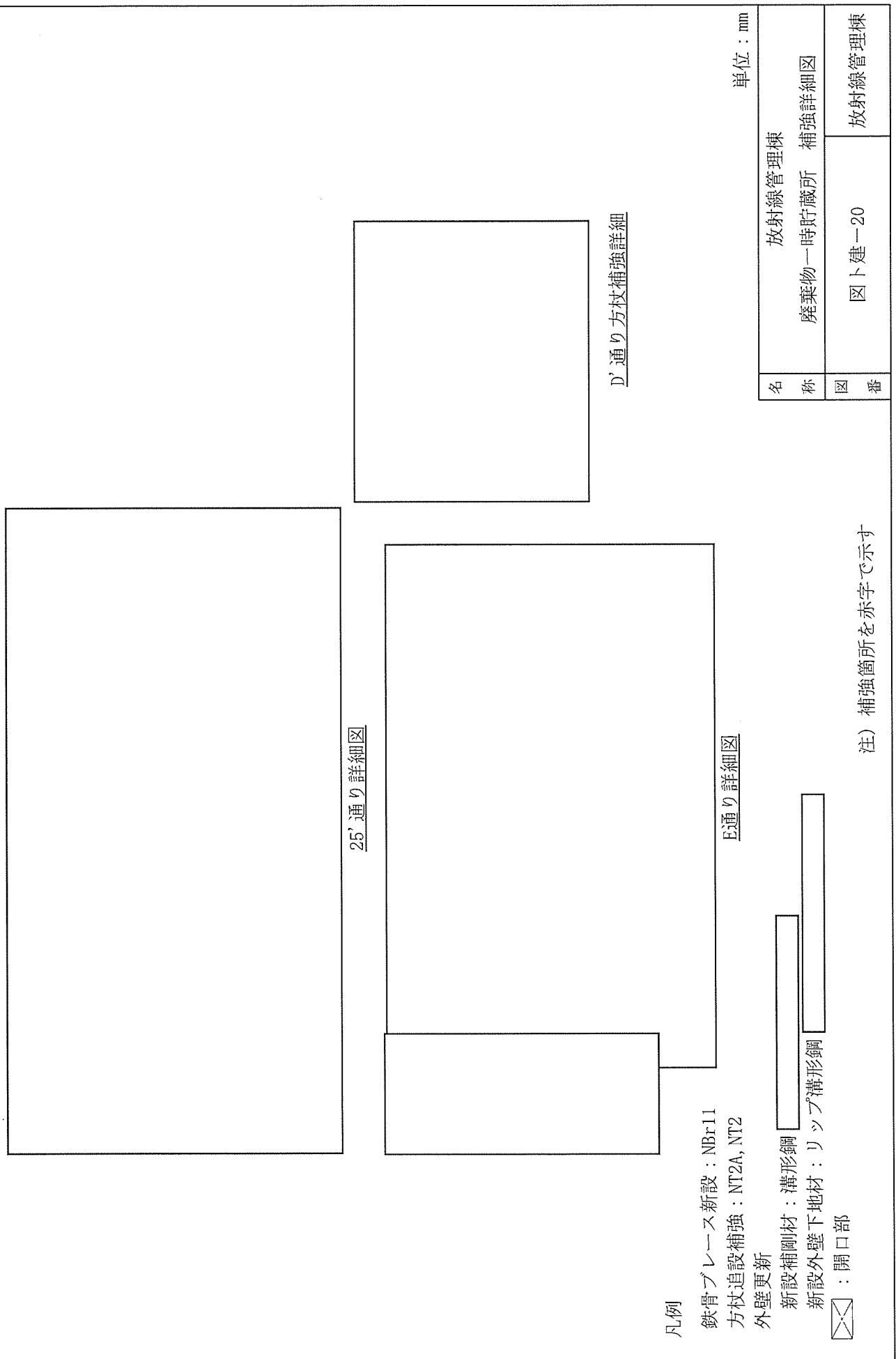
## 壁増打ちリスト

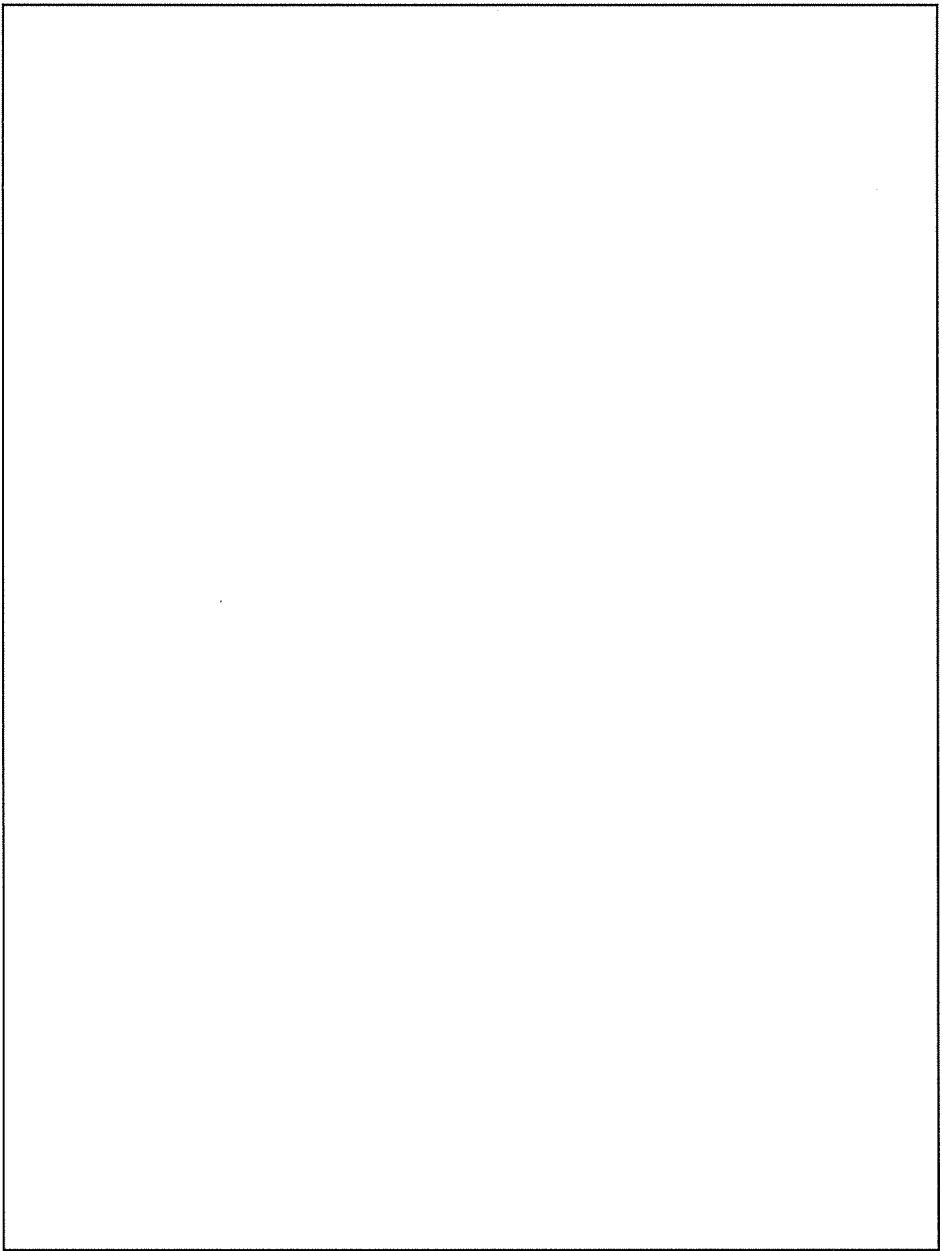
壁増打ちリスト			
符号	壁厚	配筋	あと施工アンカー (シアコネクター)
MEW20			

※鉄筋材質

名 称	放射線管理棟 壁増打ち補強リスト	単位 : mm
図 番	図ト建-19	放射線管理棟

注) 補強箇所を赤字で示す

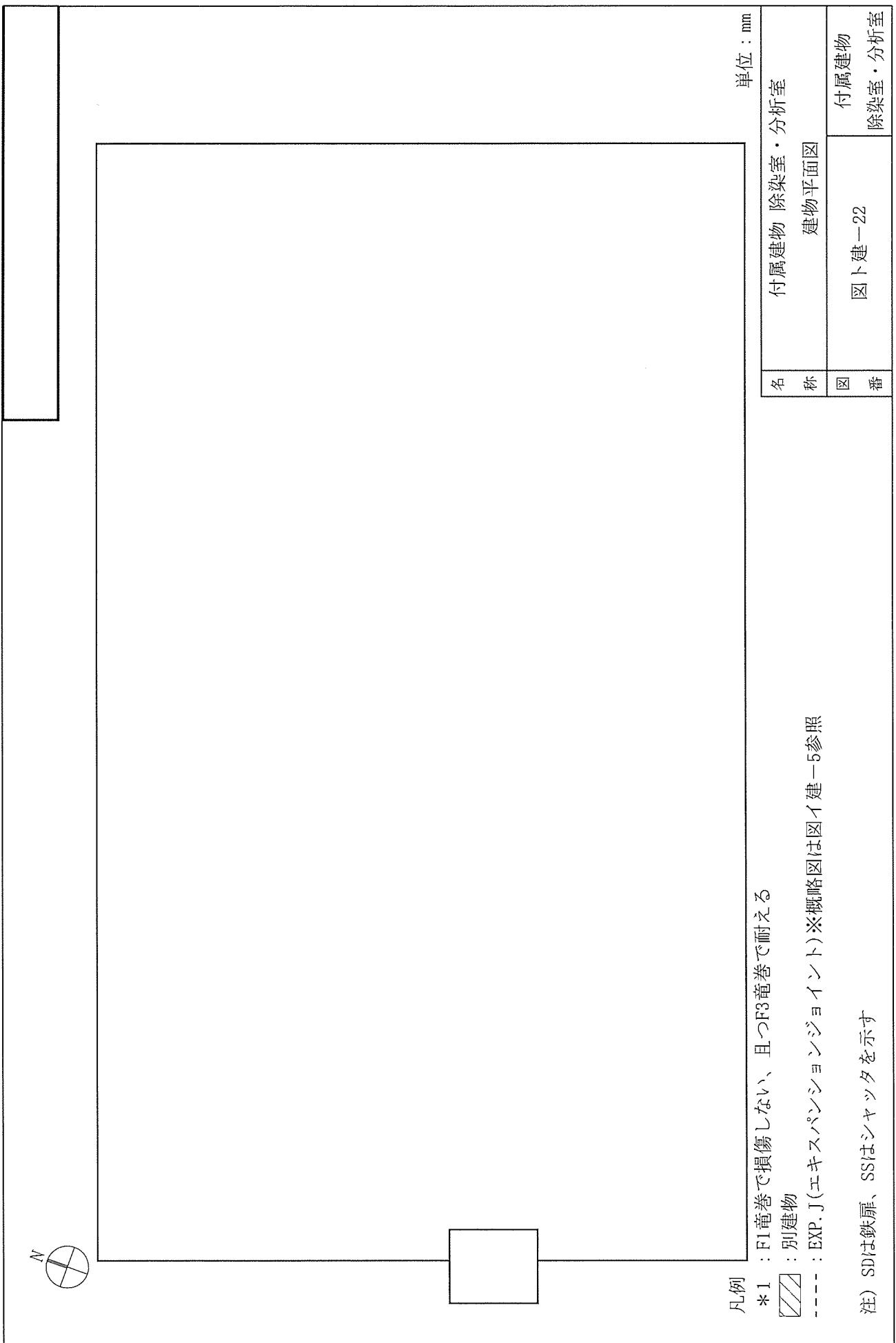


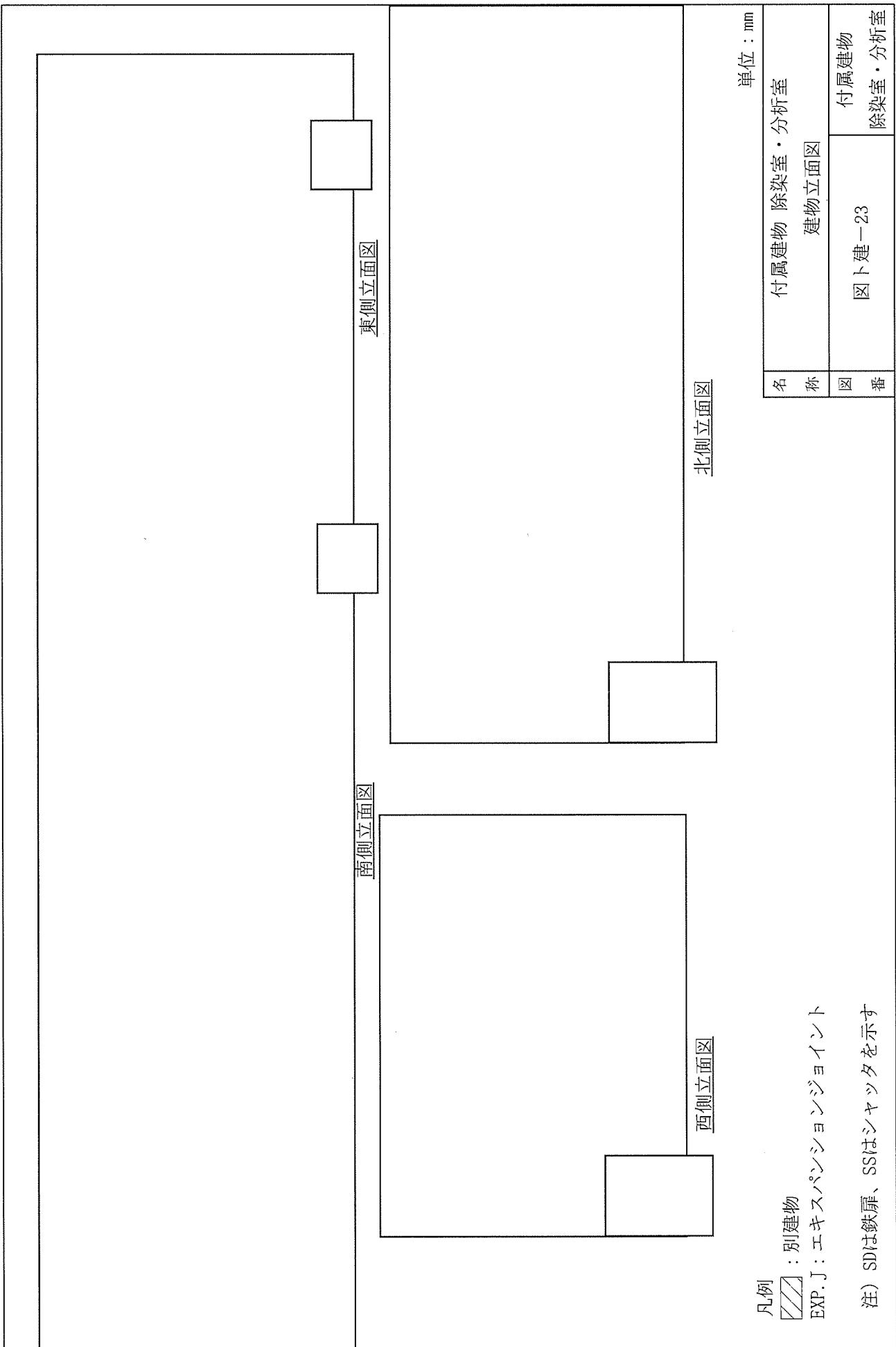


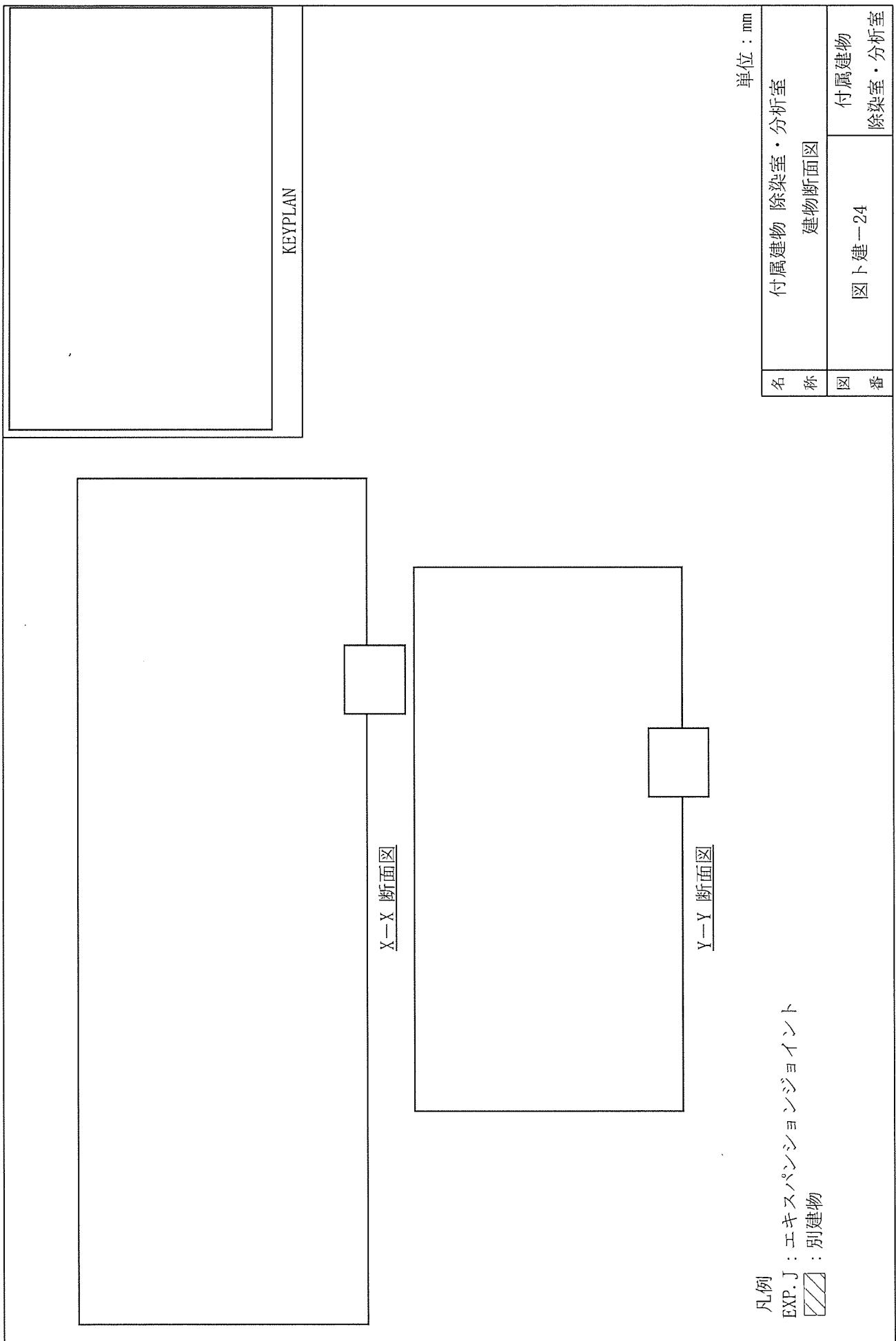
注) 補強箇所を赤字で示す

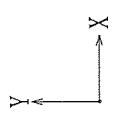
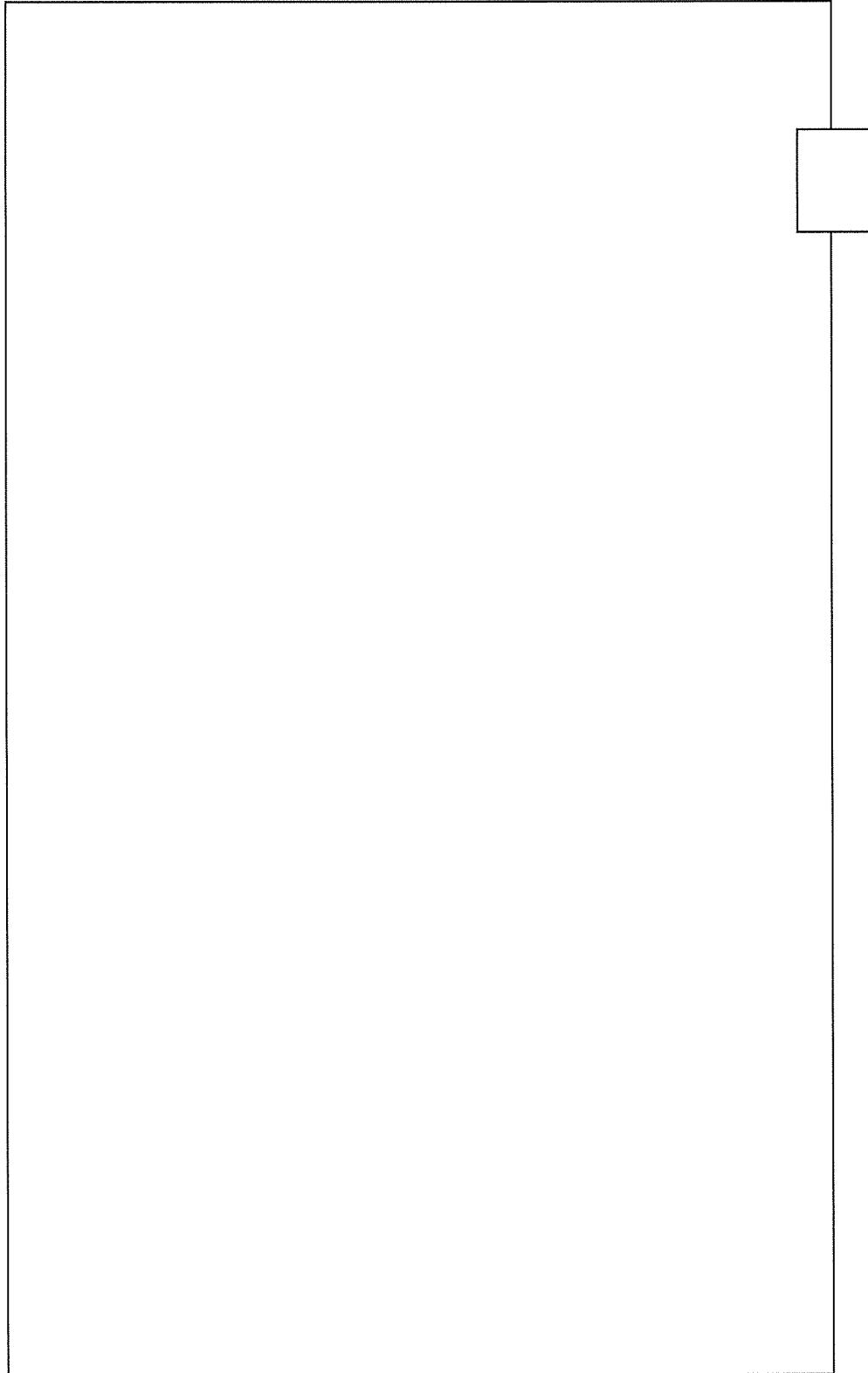
名 称	放射線管理棟 B'、C'、25'通り壁新設補強詳細図	
圖 番	図卜建-21	放射線管理棟

単位 : mm









凡例  
△：別建物

新設基礎：NF1

新設設杭：NP1 [ ]

新設基礎梁：NFG1, NFGC1, NFG2, NFCG2

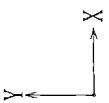
鉄骨ブレース交換補強：NBr1, NBr2

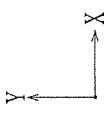
○：既設杭 [ ]

付属建物 除染室・分析室	
杭及び基礎伏図	付属建物
図ト建-25	除染室・分析室

注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 新設鉄骨ブレースは既存ブレース撤去後、新設

		单位 : mm	
		付属建物 除染室・分析室 梁伏図 (1FL+4FL付近)	
名 称	付属建物 除染室・分析室 梁伏図 (1FL+4FL付近)	付属建物	付属建物 除染室・分析室
図 番	図卜建-26	図番	図卜建-26
凡例			
		別建物	
		新設小梁 : NSB1, NSB2	
		新設火打ち材 : Nb2	
注) 補強箇所を赤字で示す			





凡例

屋根面鉄骨補強

新設鉄骨部材：NHW1  
新設鉄骨部材：NV1

新設小梁：NSB1, NSB2, NSB4  
新設火打ち材：Nb1, Nb2

【】：別建物  
注）補強箇所を赤字で示す

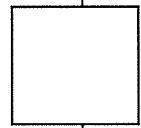
○：屋根面鉄骨補強（溶接補強部）

名 称	付属建物 除染室・分析室 屋根梁伏図	付属建物 除染室・分析室
図 番	図卜建-27	

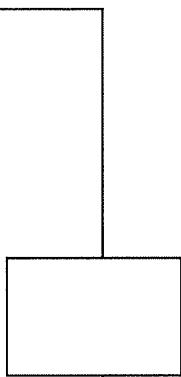
名 称	付属建物 除染室・分析室 Q'、R通り軸組図
図 番	図卜建—28

単位 : mm

R通り軸組図



Q'通り軸組図



凡例  
 : 柱脚補強  
 新設方枝補強 : NV1  
 新設住 : NSC1  
 新設小梁 : NSB2  
 注) 補強箇所を赤字で示す

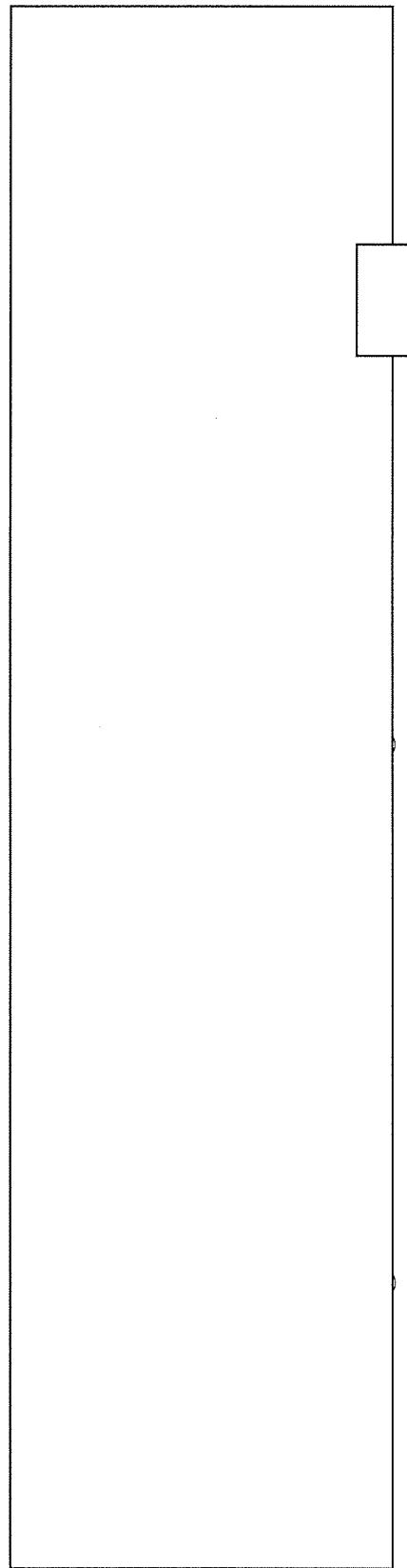
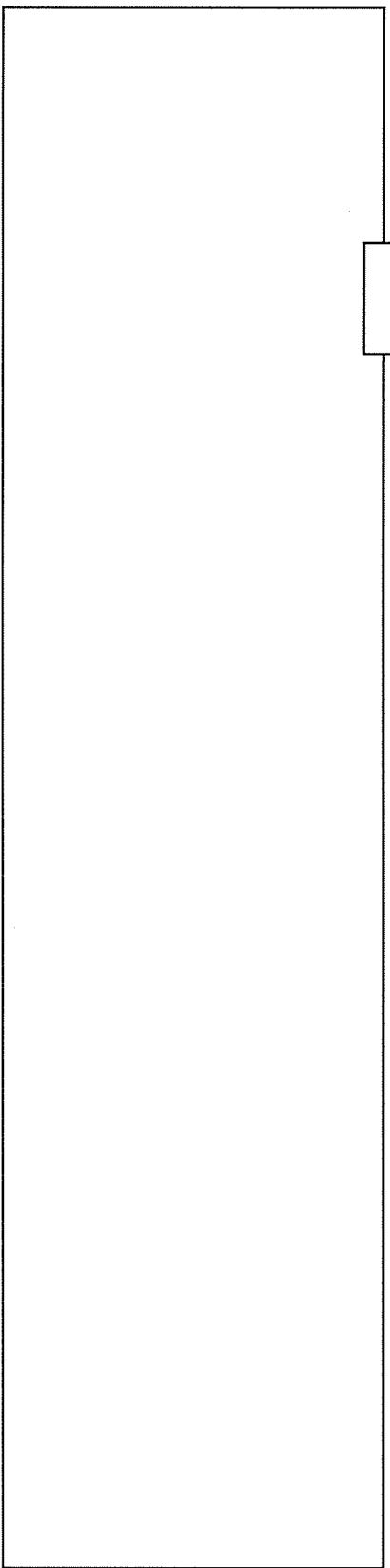
単位 : mm	
名 称	付属建物 除染室・分析室 S、T通り軸組図
図 番	図卜建-29 付属建物 除染室・分析室

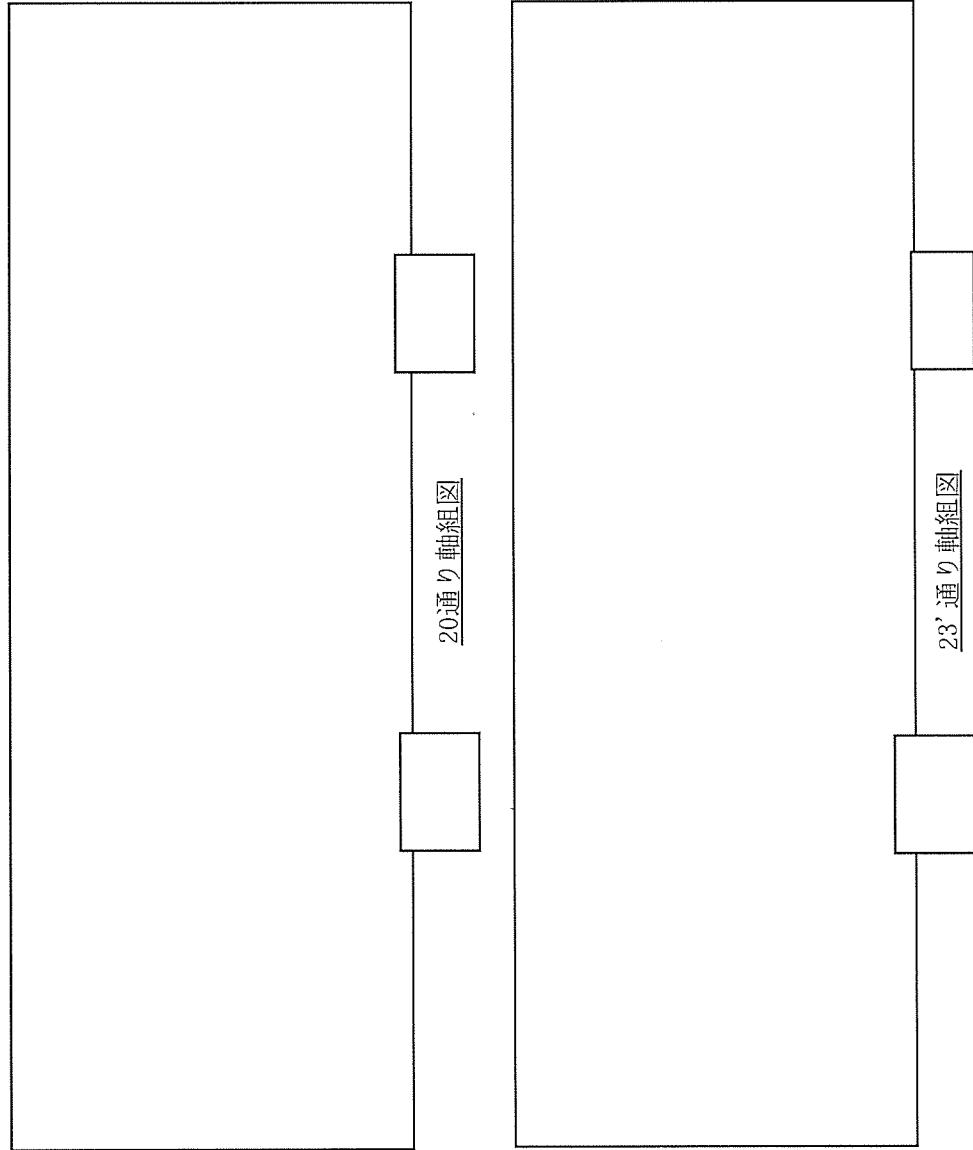
T通り軸組図

凡例  
 : 柱脚補強  
 新設方柱補強 : NV1  
 新設柱 : NSC1  
 新設小梁 : NSB2

新設間柱 : NSP2  
 新設柱 : NSC1  
 注) 補強箇所を赤字で示す

S通り軸組図

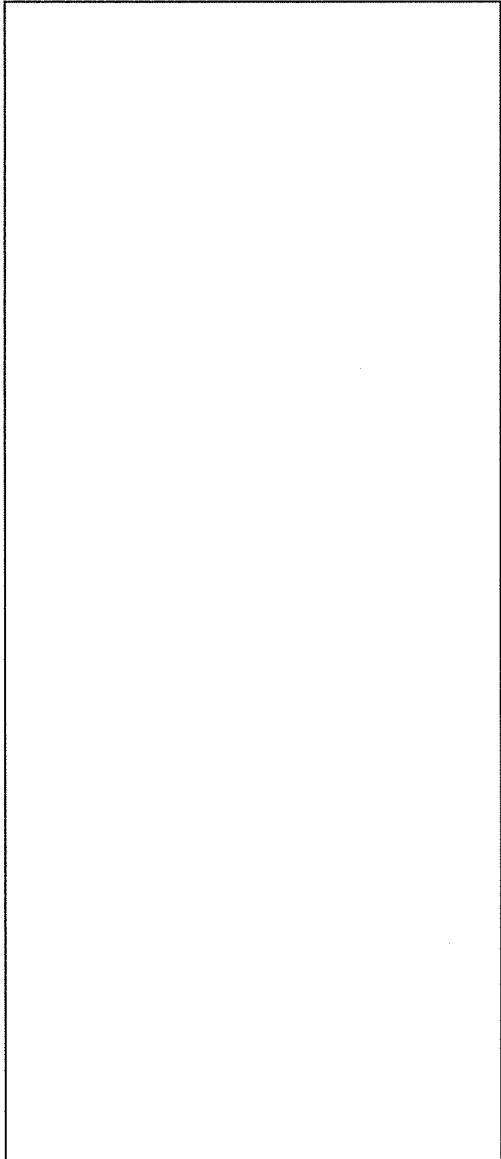




単位 : mm		
名 称	付属建物 除染室・分析室 20、23'通り軸組図	
図 番	図卜建-30	付属建物 除染室・分析室

凡例  
Z : 柱脚補強  
 鉄骨プレース交換補強 : NBr1, NBr2  
 新設柱 : NSC1  
 新設小梁 : NSB2  
 注) 補強箇所を赤字で示す

26通り軸組図



凡例

: 柱脚補強  
新設間柱 : NSP2

鉄骨ブース交換補強 : NBr2

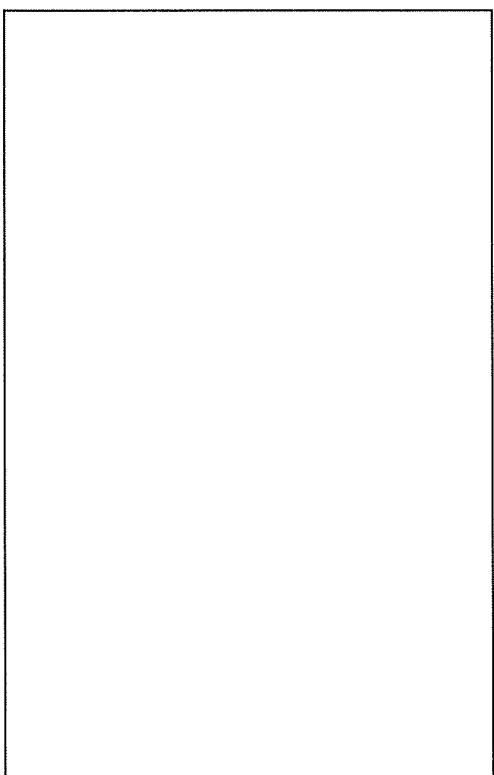
新設柱 : NSC1  
新設小梁 : NSB2

注) 補強箇所を赤字で示す

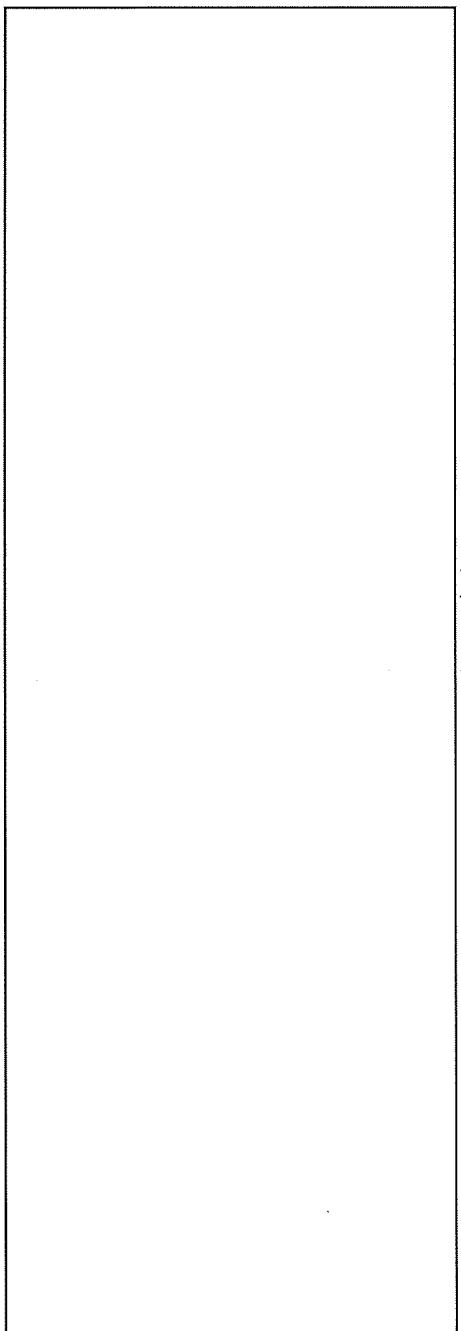
単位 : mm		
名 称	付属建物 除染室・分析室 26通り軸組図	
図 番	図卜建-31	付属建物 除染室・分析室

凡例  
外壁サイディング補強  
新設基礎 : NF1  
新設基礎梁 : NFG1, NFG2, NFCG1, NFCG2  
新設小梁 : NSB1  
新設柱 : NSC1  
新設間柱 : NSP1  
新設壁 : NW1  
注) 梁強箇所を赤字で示す

26'通り軸組図



T'通り軸組図



名 称	付属建物	除染室・分析室	単位 : mm
図 番	図ト建-32	付属建物 除染室・分析室	

凡例

外壁サイディング補強  
新設小梁：NSB1, NSB2  
新設柱：NSC1  
新設間柱：NSP2  
新設火打ち材：Nb2

架構鉄骨補強

B矢視

C矢視

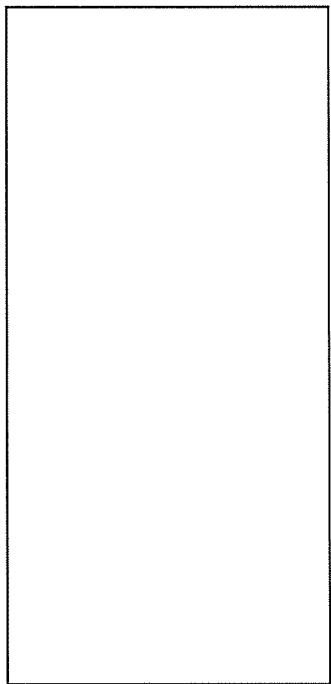
付属建物 除染室・分析室	
名 称	26'通り補強詳細図
図 番	図卜建-33 付属建物 除染室・分析室

単位 : mm

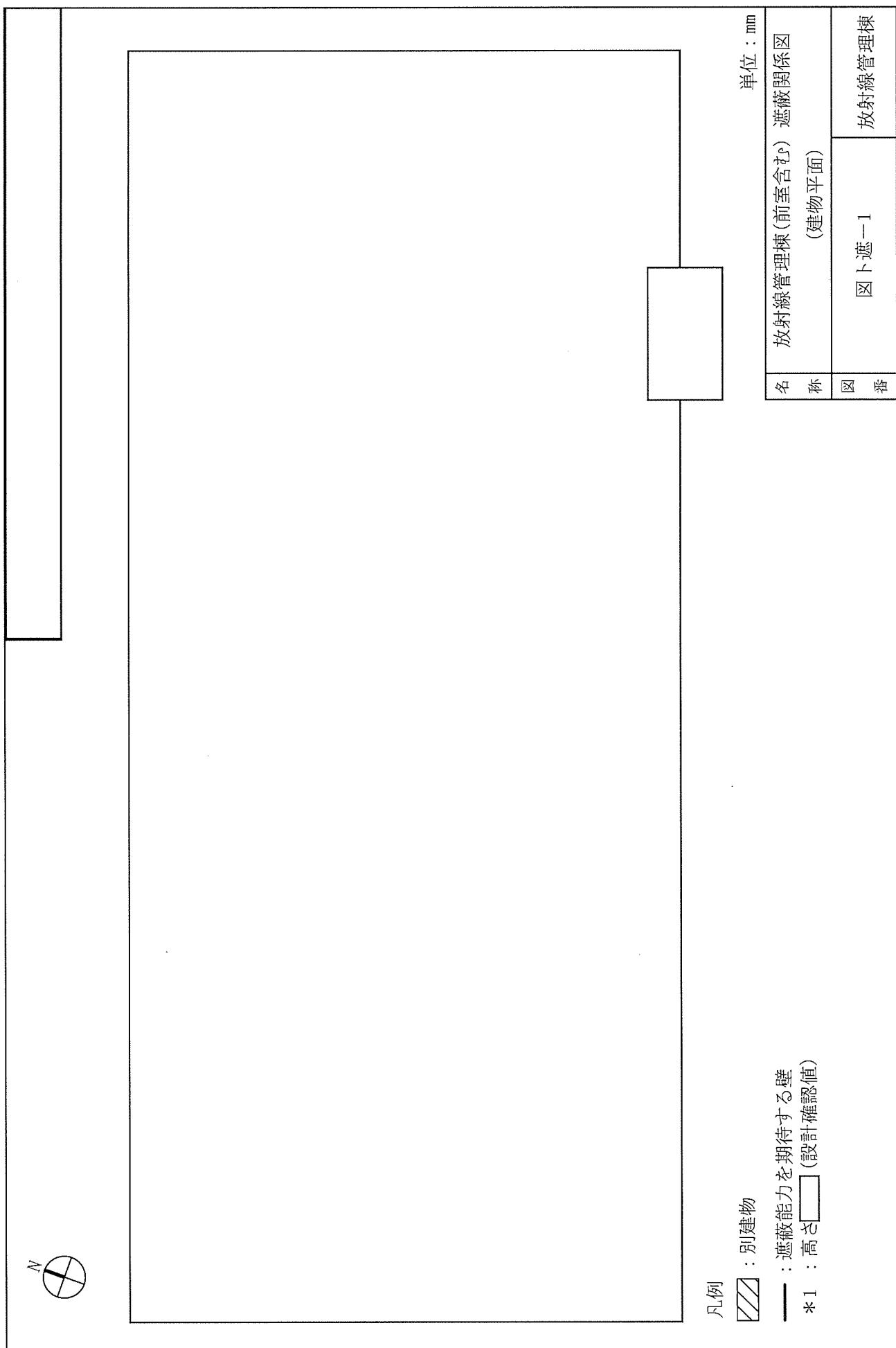
- 注1) 補強箇所を赤字で示す  
注2) 新設鉄骨部材材質： 新設外壁下地材材質：

			单位 : mm
名 称	付属建物 除染室・分析室 折板追設補強概略図		
図 番	図 卜建-34	付属建物 除染室・分析室	

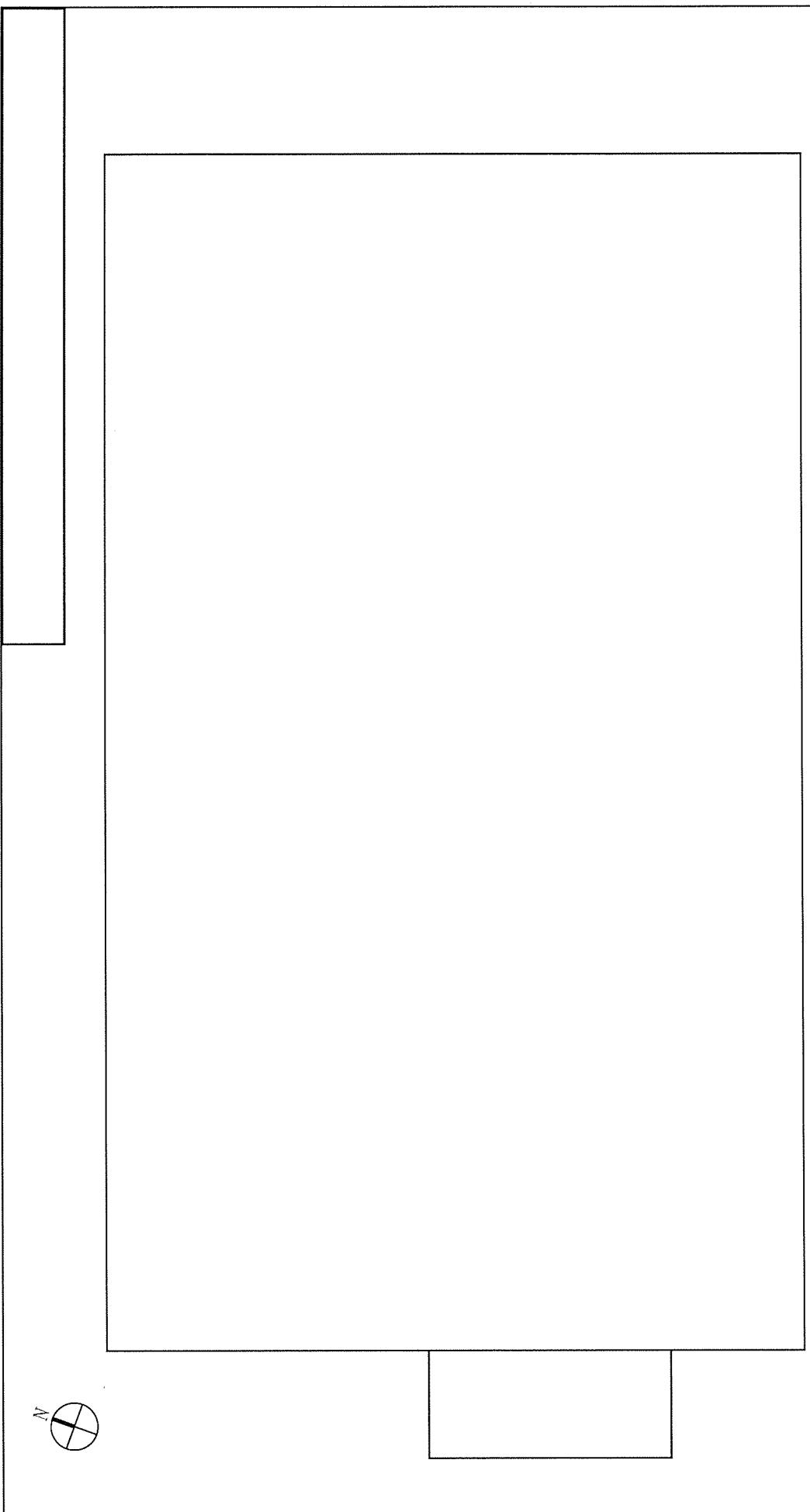
注) 補強箇所を赤字で示す



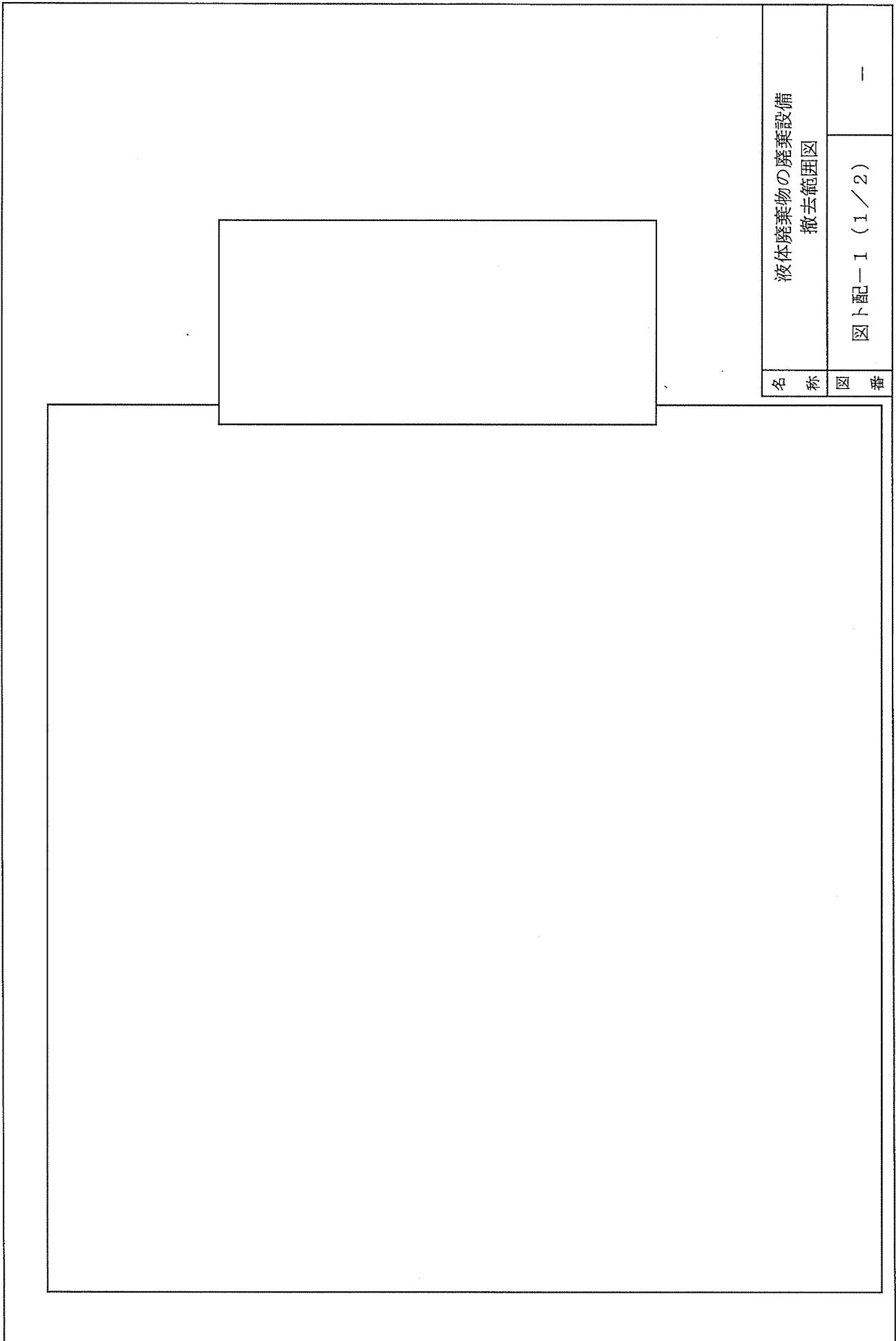
折板追設補強概略図  
(断面図)



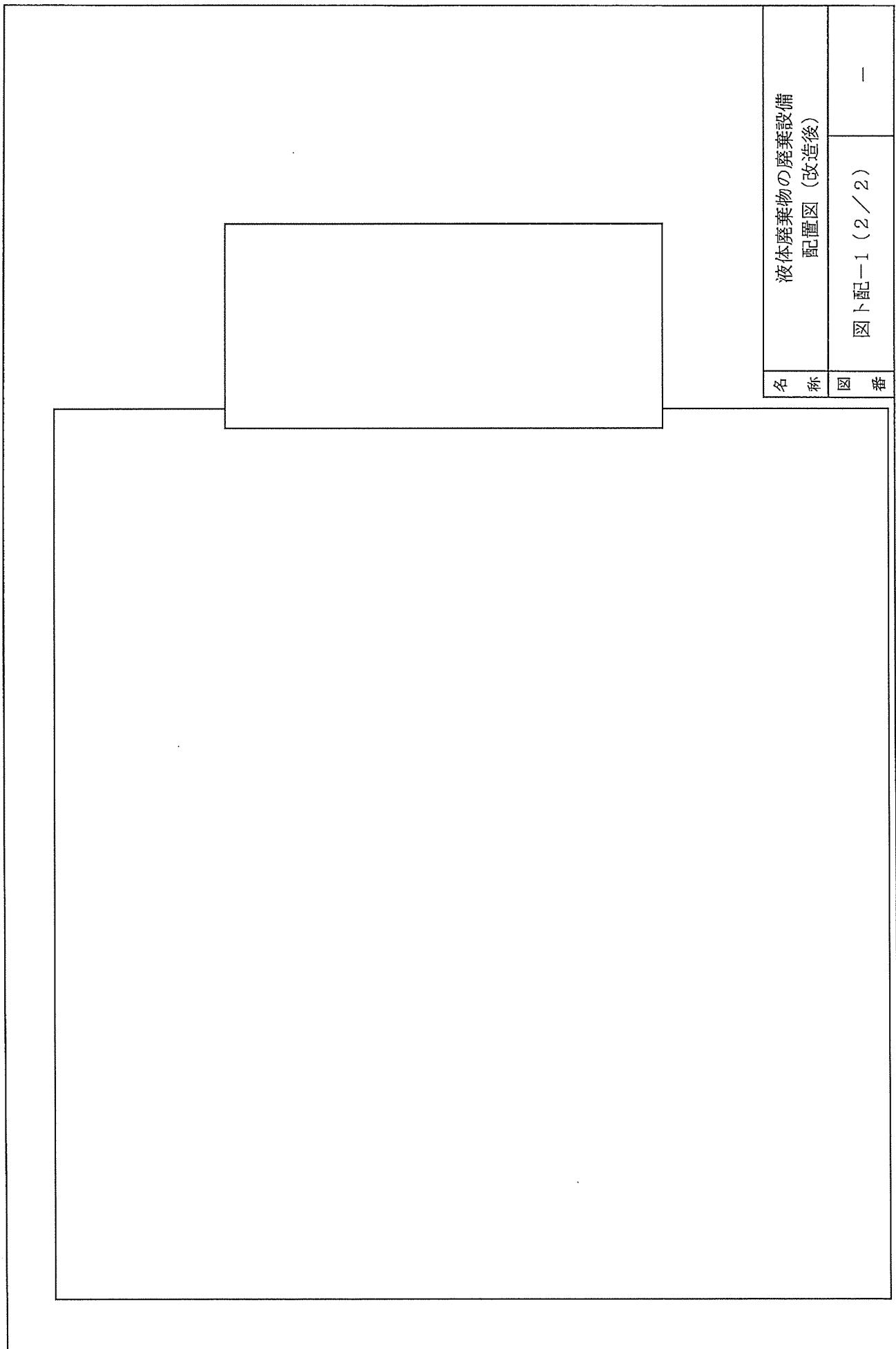
凡例		
名 称	付属建物 (建物平面)	除染室・分析室 遮蔽関係図
□ : 別建物		
— : 遮蔽能力を期待する壁		
* 1 : 全高□ (設計確認値) (高さ□は厚さ□ (RC), 高さ□は厚さ□ (ALC))		
* 2 : 全高さ□ (設計確認値) (RC)		
* 3 : 全高□ (設計確認値) (高さ□ (RC), 高さ□ (ALC))		
単位 : mm		
名 称	付属建物 (建物平面)	除染室・分析室 遮蔽関係図
図 番	図卜遮-2	除染室・分析室



The floor plan shows a large rectangular room with several smaller rooms and a central corridor. A north arrow is located in the bottom-left corner of the main room area.



名 称	液体廃棄物の廃棄設備 撤去範囲図	
図 番	図ト配-1 (1/2)	-
名 称		
図 番		



液体燃焼物の燃焼設備(廃液処理設備(2))

符号	機 器 名	要 約 内 容
1	汚 汚 残 物 脱 フ ランク (2 台)	撤去
2	低汚 残 物 脱 フ ランク (4 台)	撤去
3	被覆材	被覆
4	前 处 理 ろ過 器	設置
5	後 处 理 ろ過 器	撤去
6	給 気 フ イル テー (4 個)	撤去
7	アブソリュート フィルター (2 台)	撤去
8	排風機	撤去

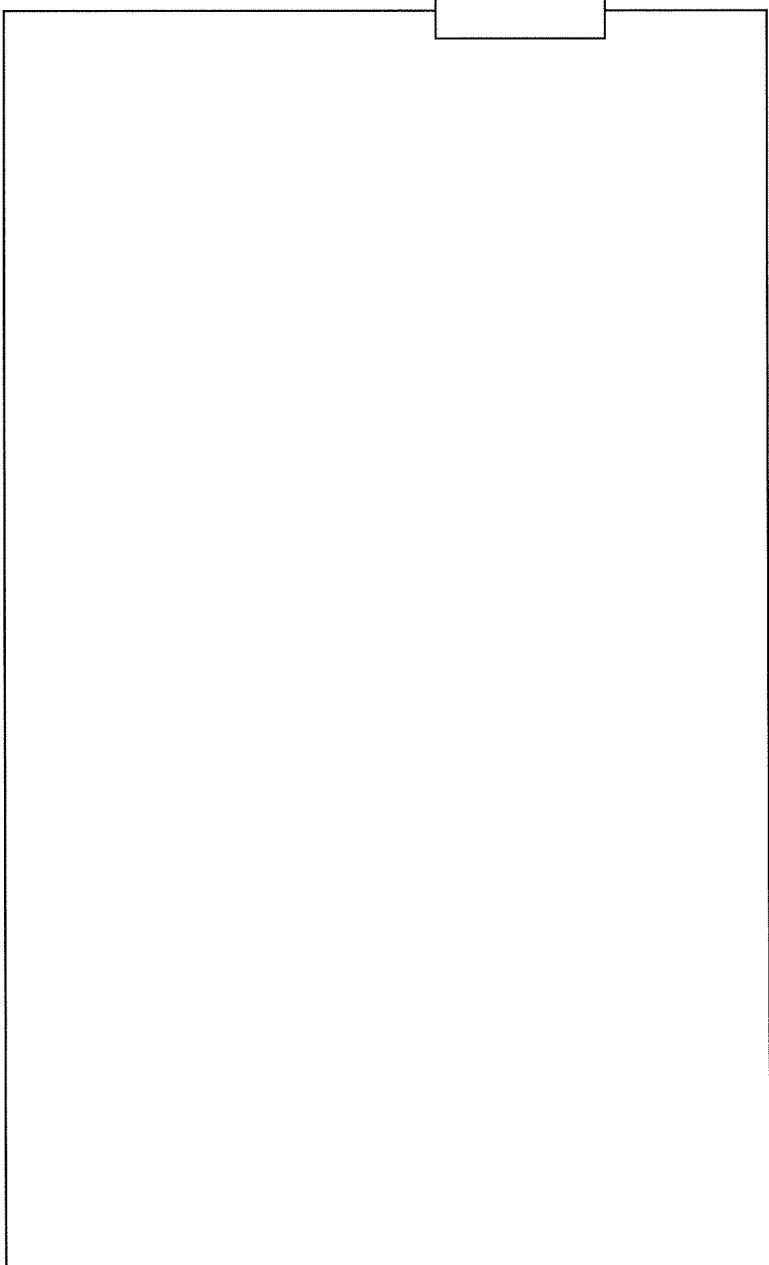
：申請する機器

廃液処理設備(2)  
機器配置図

名 称	廃液処理設備(2) 機器配置図
図 番	図 卜配一 2

液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備(5)）

符号	機 器 名	変更内容
1	漬集沈殿槽（1）	新設
2	漬集沈殿槽（2）	新設
3	漬集沈殿槽（3）	新設
4	遠心分離機	新設
5	ろ液受槽（1）	新設
6	ろ液受槽（2）	新設
7	チエックタンク（1）	新設
8	チエックタンク（2）	新設
9	チエックタンク（3）	新設
10	乾燥機	新設
11	ろ過機（1）	新設
12	ろ過機（2）	改造
13	ろ液受槽（3）	新設
14	イオン交換装置	新設

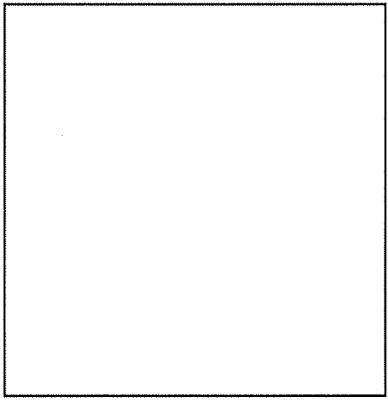


：申請する機器

名 称	廃液処理設備（5） 機器配置図
図 番	図ト配-3 工場棟 転換工場 廃棄物処理室

液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（6））

符号	機 器 名	変更内容
1	チェックタンク（1）	新設
2	チェックタンク（2）	新設
3	チェックタンク（3）	新設
4	堰	新設



\* 1 : 堤高さ：堰を設置する床に対しても□mm以上

堰の幅：開口部□mm以上  
堰仕様：等辺山形鋼□mm

アンカーポルト：□mmあと施工接着系アカボルトにて固定  
コーティング：床及び壁との接地面

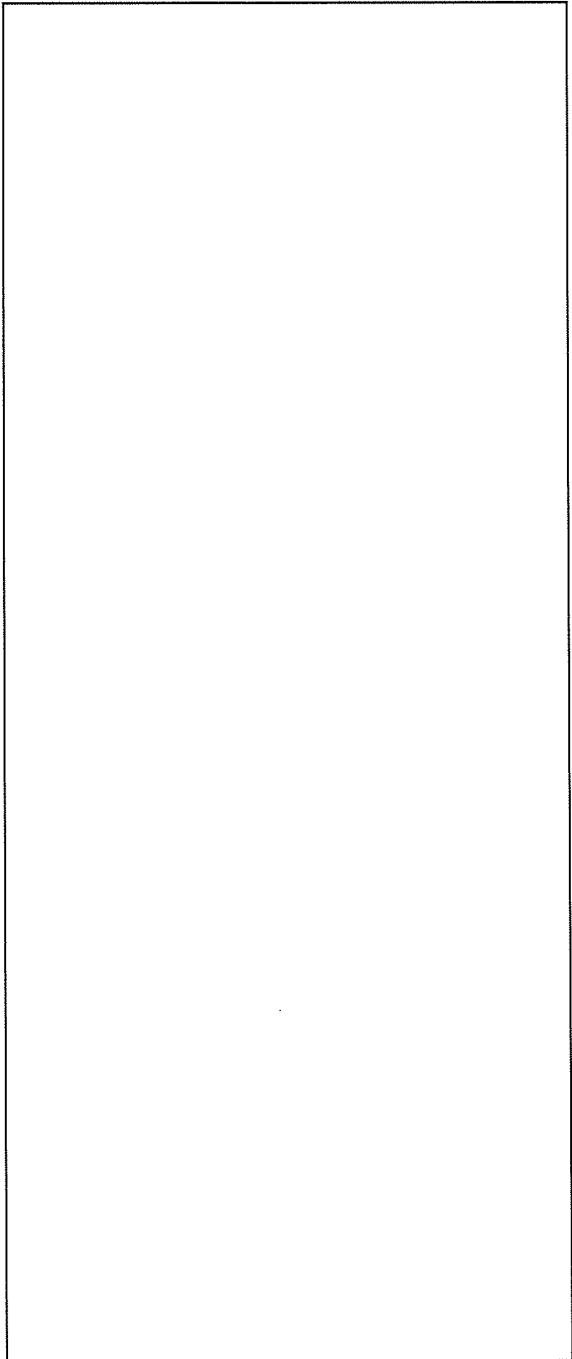
\* 2 : 堤高さ：扉下側床面に対して□mm以上  
堰の幅：開口部□mm以上  
堰仕様：平板□mm

アンカーポルト：□mmあと施工接着系アカボルトにて固定  
コーティング：扉及び壁との接地面

\* 3 : {775} 堤漏水検知警報設備  
高さ：廃水処理室床面の高さから□mm以下

：申請する機器

名 称	廃液処理設備（6） 機器配置図	放射線管理棟 廃水処理室
図 番	図ト配—4	



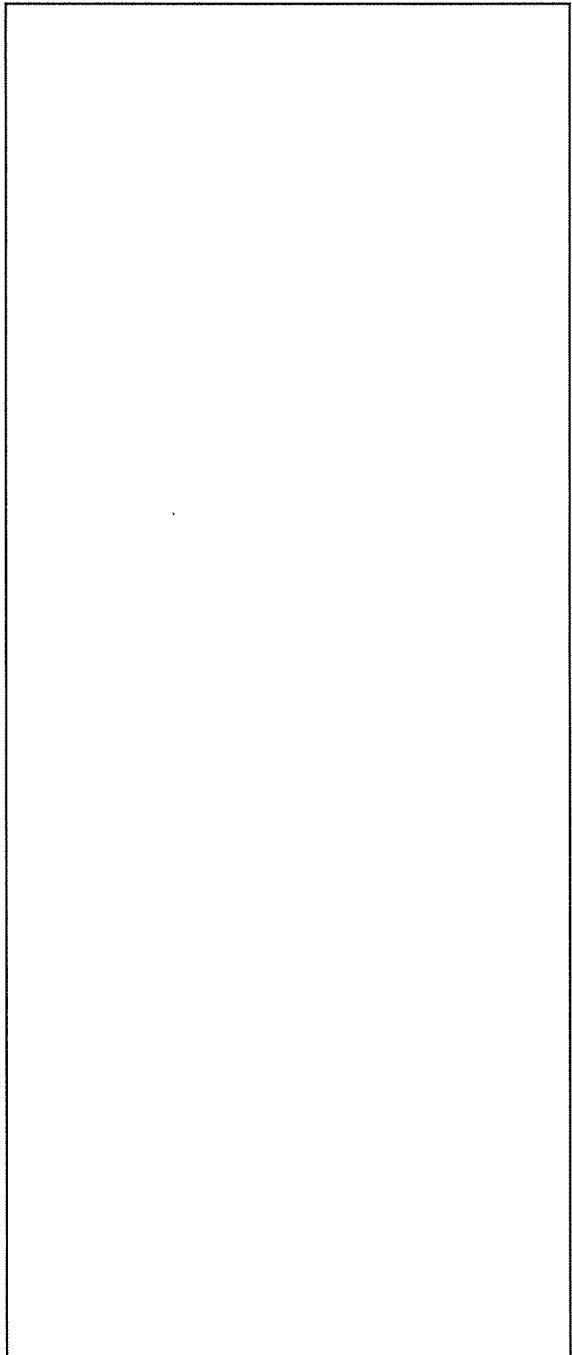
凡 例

	放射線管理棟
	設備・機器準備工事範囲図
	図ト配-5 (1/2)
	放射線管理棟

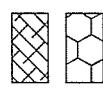
〔一〕：設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)

〔二〕：設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)

〔三〕：設備・機器の準備工事範囲 (図中番号は表ト-5, ト-6の設備名称冒頭記載の番号を示す)



凡 例



: 放射線管理棟の天井工事範囲(既認可分)  
: 放射線管理棟の天井工事範囲(本申請分)

名 称	放射線管理棟
図 番	図卜配-5 (2/2)
	放射線管理棟



## 凡例

[■] : 建屋の改造工事範囲

○ : 埋設配管の入口閉止位置

[□] : 設備・機器の準備工事範囲 (図中番号は表ト-7の設備名称冒頭記載の番号を示す)

[▨] : 設備・機器の一時仮置き場所(既認可分)

[△] : 設備・機器の一時仮置き場所(本申請分)

[...] : 理没配管の撤去工事範囲

名 称 付属建物 除染室・分析室

設備・機器準備工事範囲図

付属建物  
除染室・分析室  
図番 図ト配-6

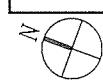
凡例

×：一時取り外す設備の工事範囲 (図中番号は表ト-8の設備名称冒頭記載の番号を示す)

▨：仮移設する設備の工事範囲

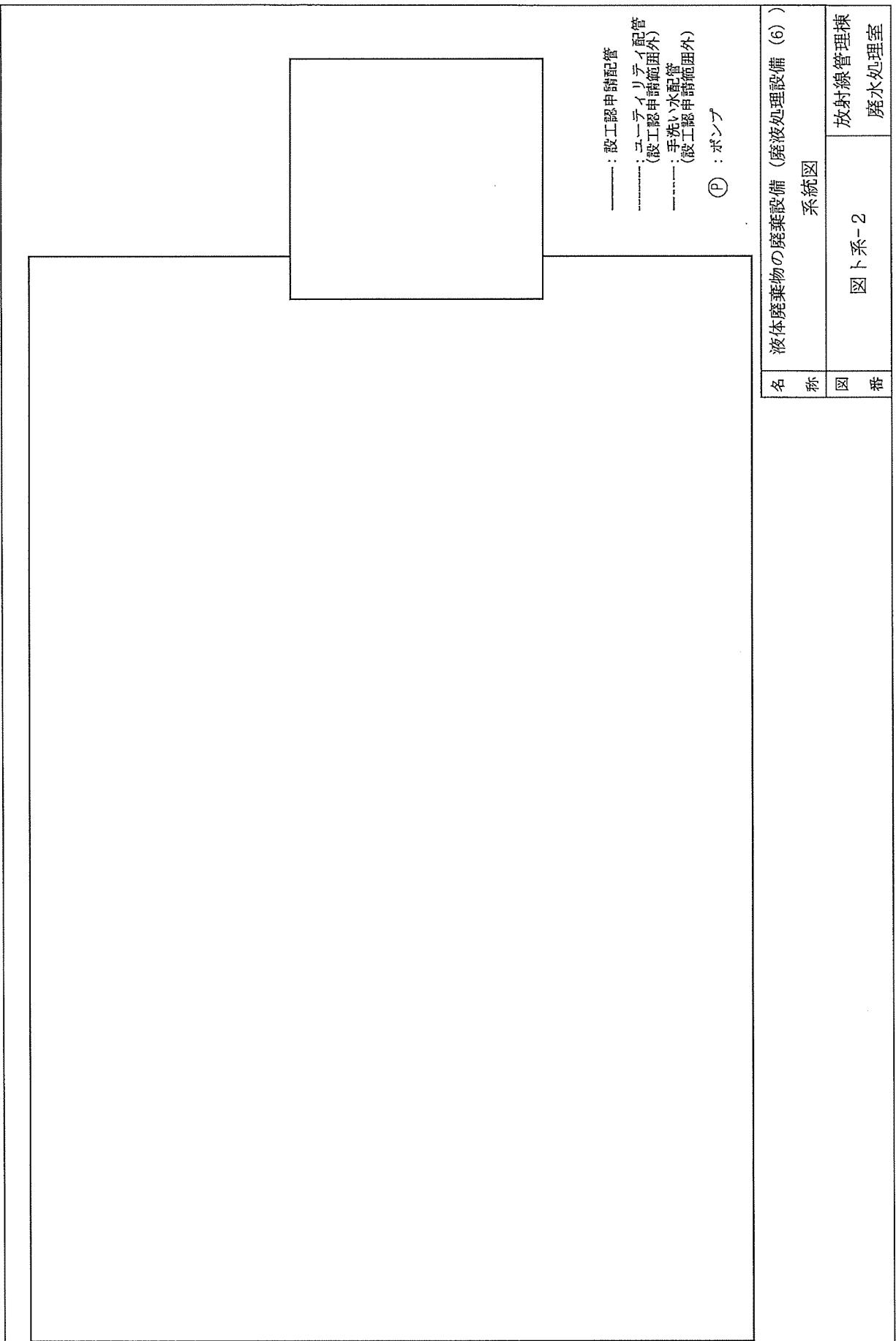
— — —：代替措置（迂回経路）の工事範囲

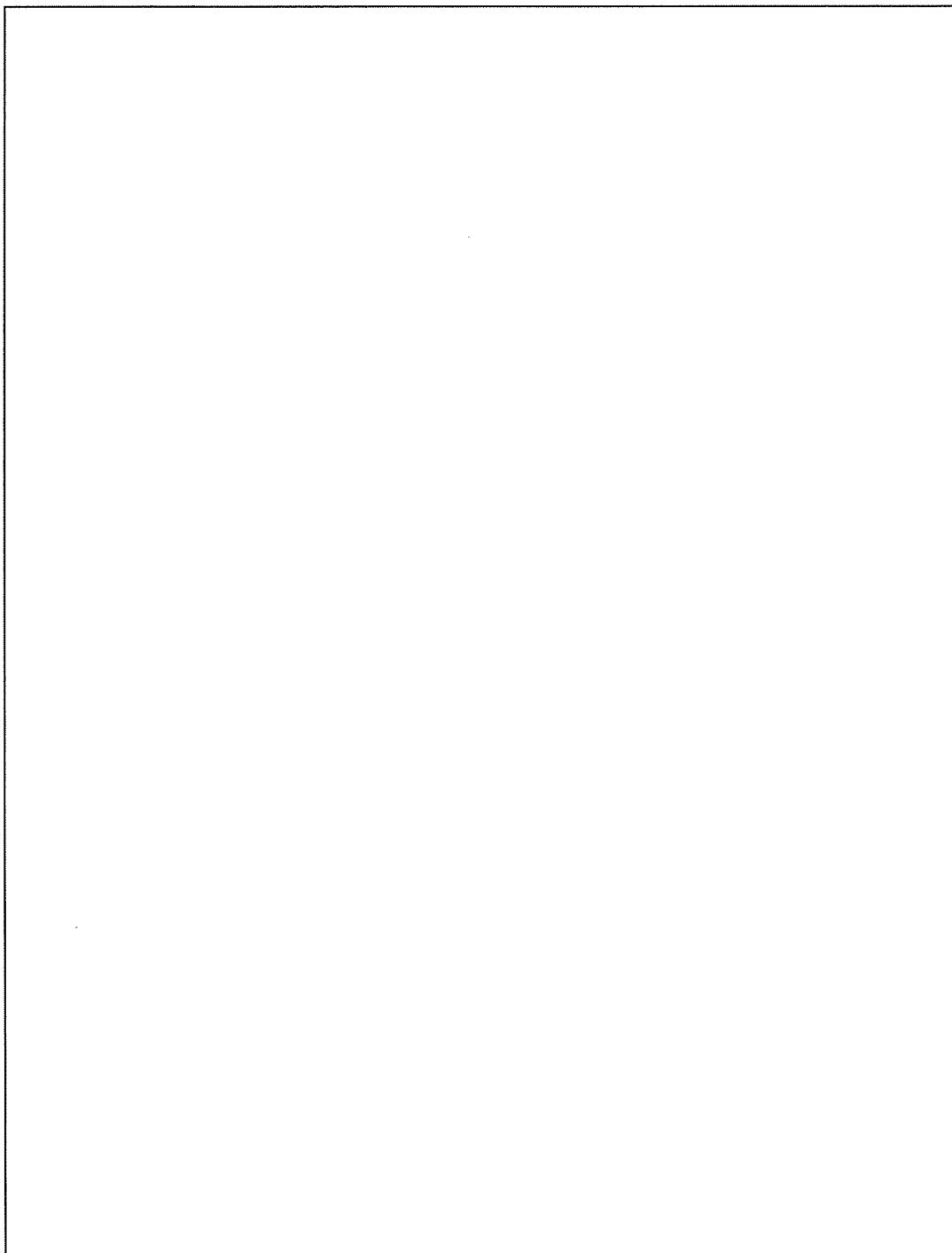
名 称	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事範囲図
図 番	図ト配-7 工場棟 成型工場(3階)



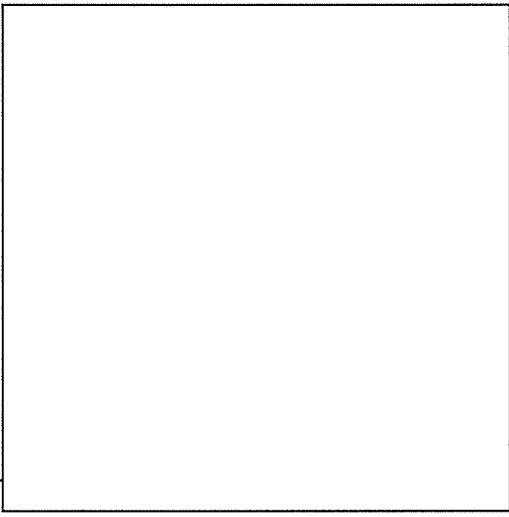
——：設工認申請配管 \*1：凝集汎販槽(1)(2)(3)～  
-----：ユーティリティ配管 \*2：今後申請予定  
(設工認申請範囲外)  
①：ポンプ \*3：廃液処理設備(6)  
(772) チェックタンク  
の申請範囲  
\*4：配管ヘッダ上流の第1  
手刷弁の位置(<印>)

名 称	液体廃棄物の廃棄設備（廃液処理設備（5）） 系統図	
図 番	図ト系-1	転換工場 廃棄物処理室

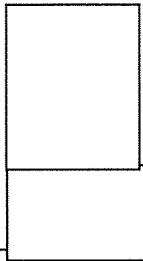




名 称	工場棟 成型工場 気体廃棄設備 洗濯室乾燥機排気系統 工事対象系統図	
図 番	図卜系-3	工場棟 成型工場

No.	安全機能を有する施設名称	基數						
[762]	凝集沈殿槽(1)(2)(3)	3						
								
<p><u>A-A</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1: 槽内面 耐腐食性材料 <input type="text"/></li> <li>*2: {763}液位高警報設備の検知設定高さ: 槽上面から約 <input type="text"/> の深さに 検出端を設置</li> <li>*3: 配管 耐腐食性材料 <input type="text"/></li> <li>*4: 入口は液面から離した位置に設置</li> <li>*5: 設工認申請対象外</li> <li>*6: 送液時の槽内空気追い出し用の接続</li> <li>*7: 配管ヘッダより上流の第1手動弁まで が本申請範囲</li> <li>*8: 今後申請予定の排気配管 申請機器の配管系統</li> </ul> <p>←</p> <p>単位:mm</p> <table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="2">液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 凝集沈殿槽(1)(2)(3)</td> </tr> <tr> <td>図 番</td> <td>図ト設-1</td> <td>工場棟 転換工場 廃棄物処理室</td> </tr> </table>			名 称	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 凝集沈殿槽(1)(2)(3)		図 番	図ト設-1	工場棟 転換工場 廃棄物処理室
名 称	液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) 凝集沈殿槽(1)(2)(3)							
図 番	図ト設-1	工場棟 転換工場 廃棄物処理室						

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{764}	遠心分離機	1



- \*1: 内面 耐腐食性材料
- \*2: 逆止弁(申請対象)
- \*3: 固体廃棄物が滞留する部位
- \*4: 配管 耐腐食性材料
- \*5: 設工認申請対象外
- \*6: 凝集沈殿槽での申請範囲  
➡ 申請機器の配管系統

単位:mm

液体廃棄物の廃棄設備(溶液処理設備(5))	
名稱 図番	遠心分離機 図1設-2

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{765}	ろ液受槽 (1)	1

↓

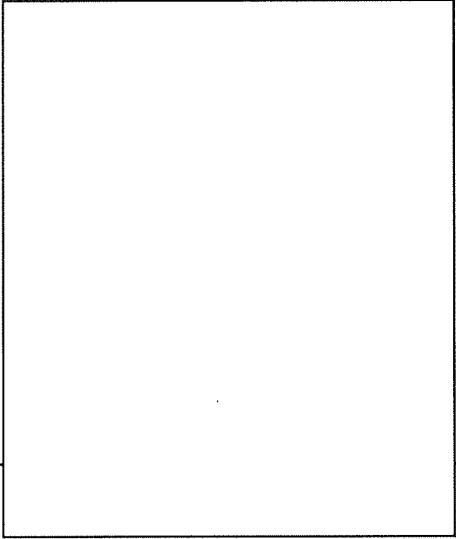
- \*1: 槽内面及び配管 耐腐食性材料
- \*2: {766} 液位高警報設備の検知設定高さ:  
槽上面から約  の深さに  
検出端を設置
- \*3: 送液時の槽内空気追い出し用の接続
- \*4: 遠心分離機での申請範囲
- \*5: 激集沈殿槽(1)(2)(3)の配管へシダ上流  
の第1バルブまでが本機器の申請範囲

← 申請機器の配管系統

単位:mm

名 称	液体廃棄物の廃棄設備 (落液処理設備(5)) ろ液受槽 (1)	
図 番	図ト設-3 (1/3)	工場棟 転換工場 廃棄物処理室

No.	安全機能を有する施設名称	基數
{765}	ろ液受槽(2)	1

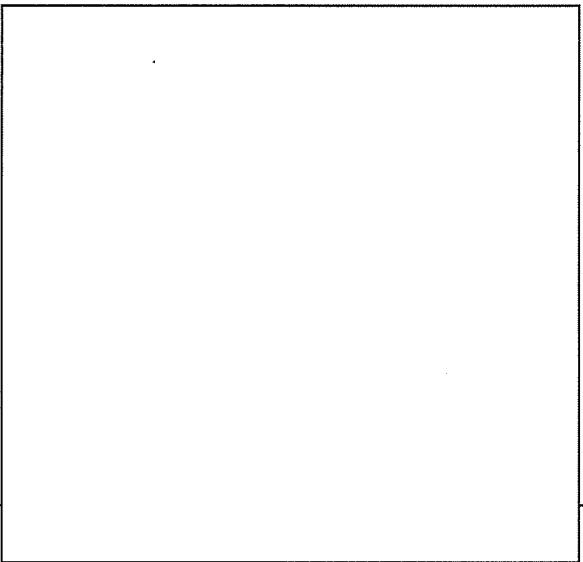


- \*1 : 槽内面 耐食性材料 [ ]
- \*2 : {766} 液位高警報設備の検知設定高さ :  
槽上面からの距離絶対 [ ] の深さにて  
検出端を設置
- \*3 : 配管 耐食性材料 [ ]
- \*4 : 設工認申請対象外
- \*5 : ろ液受槽(1)の申請範囲
- \*6 : 凝集沈殿槽(1)(2)(3)の申請範囲
- \*7 : ろ過機(1)での申請範囲
- \*8 : 送液時の槽内空気追い出し用の接続

◀ 申請機器の配管系統

液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(5)) ろ液受槽(2)		単位:mm
名 称	図 版	工場棟 廃換工場 図 版

No.	安全機能を有する施設名称	基数
{765}	ろ液受槽 (3)	1



- \* 1: 槽内面及び配管 耐腐食性材料 [ ]
- \* 2: {766} 液位高警報設備の検知設定高さ :  
槽上面からの距離約 [ ] の深さに  
検出端を設置
- \* 3: ろ過機(1)としての申請範囲
- \* 4: ろ過機(2)としての申請範囲
- \* 5: 送液時の槽内空気追い出し用の接続
- \* 6: チェックタンク(1)(2)(3)の配管ヘッダ  
上流の第1バルブまでが本機器の申請範囲

→ 申請機器の配管系統

名 称		単位:mm
液体廃棄物の廃棄設備 (溶液処理設備 (5))	ろ液受槽 (3)	

図 番	図 ト設-3 (3/3)	工場棟 転換工場 廃棄物処理室
-----	--------------	--------------------